

# 平成27年5月第3回人吉市議会臨時会会議録

平成27年5月19日 火曜日

---

## 1. 議事日程 第1号

平成27年5月19日 午前10時 開議

---

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

---

## 2. 議事日程 第1号の2

平成27年5月19日

日程第3 副議長の選挙

日程第4 議席の指定

日程第5 会期の決定

日程第6 会議録署名議員の指名

日程第7 常任委員の選任について

日程第8 議会運営委員の選任について

日程第9 人吉球磨広域行政組合議会議員の選挙

日程第10 人吉下球磨消防組合議会議員の選挙

日程第11 議第41号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度人吉市一般会計補正予算（第10号））

日程第12 議第42号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例等の一部を改正する条例）

日程第13 議第43号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）

日程第14 議第44号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第15 議第45号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市介護保険条例の一部を改正する条例）

日程第16 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

---

## 3. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
- 
-

4. 出席議員 (18名)

1番	塩見寿子君
2番	宮原将志君
3番	高瀬堅一君
4番	大塚則男君
5番	宮崎保君
6番	平田清吉君
7番	犬童利夫君
8番	井上光浩君
9番	豊永貞夫君
10番	西信八郎君
11番	本村令斗君
12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中哲君

欠席議員 なし

---

5. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松岡隼人君
監査委員	篠崎國博君
教 育 長	末次美代君
総務部長	中村則明君
市民部長	福山誠二君
健康福祉部長	松岡誠也君
経 済 部 長	大 淵 修君
建 設 部 長	松 田 知良君
総務部次長	告 吉 眞二郎君
総務部次長	柳 瀬 恵子君
市民部次長	加 賀 邦 保君
健康福祉部次長	村 口 桂子君

経済部次長	廣田五浩君
建設部次長	山田巧君
総務課長	溝口尚也君
企画財政課長	丸本昭君
会計管理者	山下正純君
水道局長	東俊宏君
水道局次長	中川一水君
上水道課長	那須義徳君
教育部長	井上祐太君
教育部次長	今村修君
教育部次長	東和人君
選挙管理委員会 事務局長	小澤洋之君
農業委員会 事務局長	荒毛正浩君

---

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	赤池謙介君
庶務係長兼議事係長	椎葉千恵君
書 記	井上京子君
書 記	白坂禎敏君

---

○議会事務局長（赤池謙介君） 皆様、おはようございます。

本日は一般選挙後の初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員の中で三倉美千子議員が年長の議員でございますので、臨時議長の職務を行うこととなります。三倉美千子議員を御紹介申し上げます。

それでは三倉美千子議員、議長席のほうへお願いいたします。

[臨時議長 三倉美千子君 議長席に着く]

○臨時議長（三倉美千子君） ただいま御紹介いただきました三倉でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を務めさせていただきます。議長選挙が終わりますまで、議員の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより平成27年5月第3回人吉市議会臨時会を開会いたします。

会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程によって進めます。

---

---

#### 日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（三倉美千子君） 日程第1、仮議席の指定をいたします。

仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

- 
- |     |       |
|-----|-------|
| 1番  | 塩見寿子君 |
| 2番  | 宮原将志君 |
| 3番  | 高瀬堅一君 |
| 4番  | 大塚則男君 |
| 5番  | 宮崎保君  |
| 6番  | 犬童利夫君 |
| 7番  | 平田清吉君 |
| 8番  | 井上光浩君 |
| 9番  | 豊永貞夫君 |
| 10番 | 西信八郎君 |
| 11番 | 笹山欣悟君 |
| 12番 | 本村令斗君 |
| 13番 | 村上恵一君 |
| 14番 | 福屋法晴君 |

15番 田 中 哲 君

16番 仲 村 勝 治 君

17番 三 倉 美千子 君

18番 永 山 芳 宏 君

---

○臨時議長（三倉美千子君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

---

午前10時25分 開議

○臨時議長（三倉美千子君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

---

## 日程第2 議長の選挙

○臨時議長（三倉美千子君） 次に、日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は投票による選挙と指名推選の2つの方法がありますが、投票による選挙とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（三倉美千子君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票により行います。

議場を閉鎖します。

[議場 閉鎖]

○臨時議長（三倉美千子君） ただいまの出席議員は18名であります。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙 配付]

○臨時議長（三倉美千子君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れがないと認めます。

投票箱を点検させます。

[投票箱 点検]

○臨時議長（三倉美千子君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名でございます。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員より順次投票をお願いいたします。氏名以外は何も書かないように御注意ください。なお、投票用紙は折り曲げて投函してください。1番議員からお願いします。

[投票]

○臨時議長（三倉美千子君） 投票漏れはございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れがないと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

ここで会議規則第31条第2項の規定により、立会人に宮原議員及び宮崎議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

[投票 点検]

○臨時議長（三倉美千子君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票

有効投票 18票

無効投票（白票） 0票

有効投票中

田中 哲議員 9票

村上恵一議員 5票

笹山欣悟議員 2票

本村令斗議員 2票

以上のとおりでございます。この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、田中哲議員が議長に当選されました。

ここで議場の閉鎖を解きます。

[議場 開鎖]

---

○臨時議長（三倉美千子君） ただいま議長に当選されました田中哲議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

それでは、御挨拶をお願いします。

○議長（田中 哲君）（登壇） ただいま議長選挙におきまして、議員の皆さんの御理解をいただき、はえある人吉市議会の議長に選出されました田中哲でございます。選出いただきまして、まことにありがとうございました。大変光栄に思うとともに、その重責を思うときに、身の引き締まる思いでございます。

まずもって、先般行われました統一地方選挙におきまして、当選されました議員の皆さん、そして市長選挙におきまして新しく人吉市長になられました松岡隼人市長には、改めてお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

議長という重責を担わせていただきましたが、もとより勉強不足で能力も経験も不足な私

であります、議員の皆さん、松岡隼人市長を初め執行部の皆さんの協力を得ながら、誠心誠意公正で公平な議会運営に努めるとともに、市民の皆様に信頼される議会を目指したいと思っております。

また、今日、地方議会の危機が叫ばれる中で、私自身、もう一度立ちどまり、議会制民主主義の意義を問い直し、二元代表制の重みをかみしめたいと思っております。そして何よりも、言論の府としてのこの人吉市議会、議場を大事にし、執行部の皆さんとの活発な議論、提言を通じ、市民の皆さん方の一層の福祉向上に努めてまいりたいと思います。

どうぞ市民の皆さん方の議会に対する御理解と、そして議員の皆さん方、執行部の皆さん方の協力と御指導をいただきますようお願いを申し上げ、議長就任の御挨拶といたします。よろしく願いいたします。

○臨時議長（三倉美千子君） それでは、ここで議長を交代いたします。御協力ありがとうございました。

[臨時議長 三倉美千子君 退席]

[議長 田中 哲君 着席]

○議長（田中 哲君） 早速ではありますが、ここで暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

---

午前10時54分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

この後の議事は、ただいま配付いたしました議事日程（第1号の2）によって行います。

---

### 日程第3 副議長の選挙

○議長（田中 哲君） それでは、日程第3、副議長の選挙を行います。

副議長の選挙は議長選挙と同様、投票による選挙とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場 閉鎖]

○議長（田中 哲君） ただいまの出席議員は18名でございます。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙 配付]

○議長（田中 哲君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

[投票箱 点検]

○議長（田中 哲君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名でございます。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員より順次投票をお願いいたします。氏名以外は何も書かないように御注意ください。投票をお願いいたします。

[投票]

○議長（田中 哲君） 投票漏れはございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

ここで会議規則第31条第2項の規定により、立会人に塩見議員と高瀬議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

[投票 点検]

○議長（田中 哲君） 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 18票

有効投票 18票

無効投票（白票） 0票

有効投票中

仲村勝治議員 8票

井上光浩議員 5票

笹山欣悟議員 2票

本村令斗議員 2票

豊永貞夫議員 1票

以上のとおりでございます。この選挙の法定得票数は5票でございます。

よって、仲村勝治議員が副議長に当選されました。

ここで議場の閉鎖を解きます。

[議場 開鎖]

---

○議長（田中 哲君） ただいま副議長に当選されました仲村勝治議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

それでは、御挨拶をお願いいたします。

○副議長（仲村勝治君）（登壇） こんにちは。ただいま皆様方から副議長に御推挙いただきました仲村勝治でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

人吉市は、人口減少による影響で行財政ともに大変厳しい時代となってまいりました。人吉市民が安全で安心して暮らせるまちを目指し、議長を補佐して議会活動を行ってまいります。皆様の御協力をよろしくお願ひ申し上げます。本日はありがとうございました。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時06分 休憩

---

午前11時36分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

#### 日程第4 議席の指定

○議長（田中 哲君） 次に、日程第4、議席の指定をいたします。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、議長が指定をいたします。

議員の氏名と議席番号を申し上げます。

---

1番	塩見寿子	議員
2番	宮原将志	議員
3番	高瀬堅一	議員
4番	大塚則男	議員
5番	宮崎保	議員
6番	平田清吉	議員
7番	犬童利夫	議員
8番	井上光浩	議員
9番	豊永貞夫	議員
10番	西信八郎	議員
11番	本村令斗	議員
12番	笹山欣悟	議員
13番	福屋法晴	議員
14番	村上恵一	議員
15番	永山芳宏	議員
16番	三倉美千子	議員
17番	仲村勝治	議員
18番	田中哲	議員

---

○議長（田中 哲君） 以上のとおり議席を指定いたします。

---

#### 発言の申し出

○議長（田中 哲君） ここで市長から発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆さん、こんにちは。発言の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。御挨拶を申し上げます。

本日、お集まりの18名の議員各位におかれましては、先般執行されました統一地方選挙におきまして、見事当選の榮譽を得られましたことを心からお喜び申し上げますとともに、お祝いを申し上げる次第です。まことにおめでとうございませう。また、ただいま新議長に田中哲議員、また新副議長に仲村勝治議員が選任されましたことに、あわせてお祝いを申し上げます。

議員各位並びに正副議長におかれましては、本市が抱えております多くの課題の解決に向けて高い御見識によって、人吉市政の発展と市民の幸福向上に御貢献されますよう祈念申し上げます。

私も皆様方と同様、今回の選挙におきまして、多くの市民の皆様方から力強い御支援と温かい御厚情を賜り、初めてこの伝統ある人吉市政をおあずかりすることになりました。改めてこの場に立ちまして、身の引き締まる思いに満ち、そして責任の重大さを痛感いたしておるところでございます。

現在、本市におきましては、少子高齢化・人口減少社会の到来を迎え、消滅可能性都市からの脱却を図るべく、地方創生に向けて市民力を結集し、全力を挙げて取り組んでいく必要がございます。いかなる厳しい社会現状の中でも臆することなく果敢にチャレンジを続けていかなければ、地域の持続可能性も維持できない状況でございます。

申し上げますまでもなく、議会と執行部は、車の両輪の関係でございます。このような厳しい状況の中であるからこそ、市民の代表である議会の皆様と十分話し合いを持ち、皆様方の英知を結集し、また市職員と一致団結を図りながら全力を傾注いたしまして、市民の皆様方から私に負託されました4年間の市政を推進していく決意でございます。

議員各位におかれましては、御指導、御鞭撻、そして御協力を賜りますよう心からお願いいたしまして、御挨拶とさせていただきます。

何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

---

#### 日程第5 会期の決定

○議長（田中 哲君） 次に、日程第5、会期の決定についてを議題といたします。

会議規則第5条の規定により、会期の決定をいたしますが、本日の議題に供されておりますのは、議事日程のとおりでございます。

したがいまして、会期は本日1日とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日といたします。

---

---

#### 日程第6 会議録署名議員の指名

○議長（田中 哲君） 次に、日程第6、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に1番、塩見寿子議員、2番、宮原将志議員を指名いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時42分 休憩

---

午後2時03分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

---

#### 日程第7 常任委員の選任について

#### 日程第8 議会運営委員の選任について

○議長（田中 哲君） 次に、日程第7、常任委員の選任について及び日程第8、議会運営委員の選任についての2件を一括議題として委員の選任を行います。

常任委員の選任及び議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により議長が会議に諮って指名することになっております。

それでは、各常任委員及び議会運営委員の氏名を申し上げます。

まず、予算委員を申し上げます。塩見寿子議員、宮原将志議員、高瀬堅一議員、大塚則男議員、宮崎保議員、平田清吉議員、犬童利夫議員、井上光浩議員、豊永貞夫議員、西信八郎議員、本村令斗議員、笹山欣悟議員、福屋法晴議員、村上恵一議員、永山芳宏議員、三倉美千子議員、仲村勝治議員、田中哲、私でございます。

次に、総務文教委員を申し上げます。宮原将志議員、宮崎保議員、犬童利夫議員、西信八郎議員、本村令斗議員、それに田中、私でございます。

次に、厚生委員会、塩見寿子議員、高瀬堅一議員、井上光浩議員、村上恵一議員、三倉美千子議員、仲村勝治議員でございます。

次に、経済建設委員を申し上げます。大塚則男議員、平田清吉議員、豊永貞夫議員、笹山欣悟議員、福屋法晴議員、永山芳宏議員でございます。

次に、議会運営委員会でございます。高瀬堅一議員、大塚則男議員、宮崎保議員、平田清

吉議員、本村令斗議員、村上恵一議員、永山芳宏議員、三倉美千子議員でございます。

以上、それぞれ指名することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました議員は、それぞれの常任委員並びに議会運営委員に選任することに決しました。

ただいま選任されました委員は直ちに御会合の上、委員長及び副委員長を互選していただき、議長に報告をお願いいたします。

なお、委員会開催の順番につきましては、まず最初に予算委員会を、次に総務文教、厚生、経済建設の3つの委員会を同時に開催し、最後に議会運営委員会という順番でお願いいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午後2時08分 休憩

---

午後3時08分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

各常任委員会及び議会運営委員会における互選の結果、正副委員長が決定しましたので御報告いたします。

予算委員長に豊永貞夫議員、同副委員長に三倉美千子議員。総務文教委員長に西信八郎議員、同副委員長に宮原将志議員。厚生委員長に三倉美千子議員、同副委員長に塩見寿子議員。経済建設委員長に平田清吉議員、同副委員長に福屋法晴議員。議会運営委員長に村上恵一議員、同副委員長に本村令斗議員。

以上でございます。

---

## 日程第9 人吉球磨広域行政組合議会議員の選挙

○議長（田中 哲君） 次に、日程第9、人吉球磨広域行政組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

人吉球磨広域行政組合議会議員に塩見寿子議員、宮原将志議員、平田清吉議員、犬童利夫議員、井上光浩議員、豊永貞夫議員、西信八郎議員、笹山欣悟議員、以上8名を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました8名の議員を、当選人とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8名の議員を人吉球磨広域行政組合議会議員の当選人と決定しました。

ただいま当選されました塩見寿子議員、宮原将志議員、平田清吉議員、犬童利夫議員、井上光浩議員、豊永貞夫議員、西信八郎議員、笹山欣悟議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

---

---

#### 日程第10 人吉下球磨消防組合議会議員の選挙

○議長（田中 哲君） 次に、日程第10、人吉下球磨消防組合議会議員の選挙を行います。

この選挙においても、指名推選とすることとし、議長において指名することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選することとし、議長において指名いたします。

人吉下球磨消防組合議会議員に大塚則男議員、宮崎保議員、福屋法晴議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました3名の議員を当選人とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました3名の議員を人吉下球磨消防組合議会議員の当選人と決定いたしました。

ただいま当選されました大塚則男議員、宮崎保議員、福屋法晴議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

---

---

#### 日程第11 議第41号から日程第15 議第45号まで

○議長（田中 哲君） 次に、日程第11、議第41号から日程第15、議第45号までの5件について、先ほど議会運営委員会が開かれ、審議方法について協議がなされておりますので、ここで議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）（登壇） 平成27年5月第3回人吉市議会臨時会に当たりまして、先ほど議会運営委員会を開催し、本日提案されます議案の審議方法について協議をいたしておりますので、御報告申し上げます。

審議の方法につきましては、委員会付託を省略し、本会議において審議、採決することに決定いたしましたので、よろしくお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告どおりに決定することに御異議ございませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

それでは、直ちに議第41号から議第45号までの5件を一括議題とし、執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 大変お疲れのところ恐縮でございますが、御提案いたします議案につきまして、御説明申し上げます。

議第41号、平成26年度人吉市一般会計補正予算（第10号）は、3月27日に専決処分いたしました補正予算につきまして、議会の承認を求めるものでございます。

これは、地方譲与税及び特別交付税などの決定によるもののほか、地方債の確定に伴う変更などを専決いたしましたものでございます。歳入歳出にそれぞれ1,350万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ162億5,012万5,000円とするものでございます。繰越明許費の補正は、人吉球磨広域行政組合受託事業、赤池古屋敷第2号線の追加、（仮称）鉄道ミュージアム整備事業ほか、5件の繰越額の確定により変更を行っております。地方債の補正は、県営事業負担金債の廃止、そのほか事業費の確定などに伴い、5件の変更を行っております。

歳入の主なものは、地方譲与税から交通安全対策特別交付金までは3月交付分の決定などによる補正でございます。

次に、歳出の主なものは、総務費が（仮称）鉄道ミュージアム備品の目間の組み替え、農林水産業費が人吉市農業活性化対策事業補助金などの決算見込みによる減、土木費が急傾斜地崩壊対策事業に伴う県営事業負担金の確定に伴う減、教育費が小学校給水設備改修工事の事業費確定に伴う減などによる補正でございます。

議第42号から議第44号までの3件につきましては、3月31日に専決処分いたしました人吉市税条例等の一部を改正する条例、人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例及び人吉市

国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、議会の承認を求めるものでございます。

議第42号及び議第43号の2件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、平成27年3月31日に交付、4月1日に施行されたことに伴うものでございまして、まず人吉市税条例等の一部を改正する条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定を税条例に反映させるもの、また市税の減免の申請期限を納期限前7日から納期限に延長するもの、軽自動車税の税率改正を1年延長すること、固定資産税につきましては、負担調整措置制度を平成29年度まで適用を延長するもの、サービスつき高齢者向け賃貸住宅にわがまち特例を導入することなどでございます。

次に、人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例は、先ほど御説明いたしました固定資産税に係る改正と同様の改正でございます。

議第44号、人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が、平成27年3月31日に交付、4月1日に施行されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額について引き上げを行うこと及び軽減判定所得の引き上げを行うものでございます。

議第45号は、4月10日に専決処分いたしました人吉市介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、議会の承認を求めるとでございます。

これは、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が、平成27年4月10日に交付、施行されたことに伴い、第一号被保険者のうち、第一段階の被保険者の介護保険料を平成29年度分まで減額するものでございます。

詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（中村則明君）（登壇） 皆さん、こんにちは。それでは、私のほうから議第41号、平成26年度人吉市一般会計補正予算（第10号）、専決処分の承認を求めることについての補足説明をさせていただきます。

それでは、お手元の予算書左上のほうに専第1号と書いてあるものでございます。その予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により御説明いたします。第2条の繰越明許費の補正につきましては、第2表繰越明許費補正により御説明いたします。第3条の地方債の補正につきましては、第3表地方債補正により御説明いたします。

予算書4ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正の追加でございますが、8款土木費、2項道路橋梁費に人吉球磨広域行政組合受託事業、赤池古屋敷第2号線の追加をいたしております。これは、測量設計業務における線形協議に不測の日数を要し、平成26年度中に事業完了が見込めなかったことから、繰越明許費の追加をしたものでございます。次

に、変更でございますが、2款総務費、1項総務管理費、（仮称）鉄道ミュージアム整備事業から、8款土木費、2項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業、鶴田橋ほか27橋補修事業までの6件は、事業費確定に伴う変更でございます。

予算書5ページをお願いいたします。第3表、地方債補正の廃止でございますが、県営事業負担金債260万円の廃止は、県事業負担金の確定により、起債対象事業費が少額となったことによる廃止でございます。次に、変更でございますが、カルチャーパレス改修事業債の変更は、地域の元気づくり基金繰入金を財源充当したことによる減額、学校施設環境改善交付金事業債から、現年発生補助災害復旧事業債までの4件は、いずれも事業費の確定に伴う変更でございます。

続きまして、歳入でございます。予算書の事項別明細書8ページをお願いいたします。2款地方譲与税、1項、1目、1節地方揮発油譲与税38万1,000円の減額から、10ページの11款、1項、1目、1節交通安全対策特別交付金30万2,000円の減額までは、交付額が確定したことに伴う補正でございます。14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目災害復旧費国庫負担金、1節公共土木施設災害復旧費負担金36万4,000円の増額は、交付決定に伴う増額でございます。2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金438万4,000円の減額は、事業費の確定に伴う補正でございます。

11ページをお願いいたします。15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金5万円の増額は、くまもとふるさと寄附金交付金の交付決定により、2目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金21万2,000円の減額は、事業費の確定に伴う額を補正しております。17款、1項寄附金、2目総務費寄附金、1節総務管理費寄附金17万円の増額は、古都人吉応援団寄附金の収入済額を計上いたしております。21款市債につきましては、第3表で御説明いたしましたので、省略させていただきます。

次に、歳出でございます。13ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費400万円の減額は、鉄道ミュージアム屋外附帯工事の増額及び同施設の備品購入費を13目地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業費に組み替えたことによる補正でございます。13目地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業費は、同事業内での予算の組み替えによる補正でございます。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費31万8,000円の減額から、14ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費87万9,000円の減額までは、事業費の確定による補正でございます。9款「土木費」、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費は予算の組み替えによる補正でございます。5項河川費、2目河川改良費180万円の減額は、県営事業負担金の確定による補正でございます。

15ページをお願いいたします。10款教育費、2項小学校費、3目学校建設費947万8,000円の減額は、事業費の確定による補正でございます。5項社会教育費、6目カルチャーパレス

費は第3表地方債補正で御説明いたしました基金繰入金充当に伴う財源組み替えによる補正でございます。

16ページをお願いいたします。13款諸支出金、2項基金費、8目人吉応援団基金費22万円の増額は、歳入で御説明いたしましたくまもとふるさと寄附金交付金及び古都人吉応援団寄附金を積み立てるものでございます。14款予備費でございますが、3,338万1,000円の増額をいたしております。

以上で議第41号についての補足説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 今、総務部長から補足説明をいただきましたが、私の補正予算資料、一般会計補正予算書の5ページが落丁しておりまして、私は意味が聞き取れませんでしたので、きちっとした資料配付していただいて、もう一回説明いただきたいと思います。御配慮よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中 哲君） 暫時休憩いたします。

午後3時29分 休憩

午後3時37分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（中村則明君）（登壇） 失礼いたします。先ほど、笹山議員から御指摘がございましたとおりに、笹山議員にお配りしております議案書にはページが抜けておりました。大変申しわけありませんでした。また、その後の対応につきましても的確さに欠けておりました。重ねておわび申し上げます。

それでは、笹山議員にお配りしました資料で5ページ目が抜けておりましたので、5ページ目につきまして、説明のほうをもう一度させていただきます。よろしくお願いいたします。

予算書5ページをお願いいたします。第3表、地方債補正の廃止でございますが、県営事業負担金債260万円の廃止は、県事業負担金の確定により、起債対象事業費が少額となったことによる廃止でございます。次に変更でございますが、カルチャーパレス改修事業債の変更は、地域の元気づくり基金繰入金を財源充当したことによる減額、学校施設環境改善交付金事業債から、現年発生補助災害復旧事業債までの4件は、いずれも事業費の確定に伴う変更でございます。

大変失礼いたしました。二度とこのようなことがないように議案を提案する際には提出資料についてしっかり確認をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

たびたび、失礼します。

先ほど歳出の説明をしますときに、「8款土木費」と言わなければならないところを一部「9款土木費」と申し上げたそうでございます。「8款土木費」ということで訂正をお願いいたします。大変失礼しました。

○議長（田中 哲君） では、執行部に申し上げます。

上程する際には、十分議案等を確認の上、提出されますように御注意をお願いいたします。それでは、質疑、採決は1件ごとに分割して行います。

まず、議第41号について、質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようでございますので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第41号について、承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。よって、議第41号は、承認することに決しました。

次に、議第42号について質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようでございますので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第42号について、承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。よって、議第42号は承認することに決しました。

次に、議第43号について質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようでございますので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第43号について、承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。よって、議第43号は承認することに決しました。

次に、第44号について質疑はありませんか。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） それでは、議第44号について質疑をさせていただきます。

これは1つは軽減判定所得の引き上げということで、低所得者には大変助かる改正だと思えますけど、これによって大体どのくらいの世帯の数が引き下げられて、そして幾らぐらい、全体でどのくらい保険税が引き下げられるのかが1点ですね。

一方、また課税限度額が引き上げになりますので、これによって何世帯の方が引き上げになって、それによって総額でどのくらい引き上げになるのか、ちょっとお答えください。

○市民部長（福山誠二君） 皆様、こんにちは。

それでは、今回の国民健康保険税の一部改正でございますけれども、これはまず課税限度

額の引き上げと、それから軽減判定所得の引き上げ、今御質問いただきました2つでございますので、まず課税限度額の引き上げについて、影響、そういった数値というものを申し上げさせていただきます。

平成26年度当初課税分におきまして、今回の限度額の対象世帯、これにつきましては延べ331世帯となっております。平成27年度の国民健康保険税はまだ確定いたしておりませんので、ことし3月末、この26年度分のデータで計算いたしまして、医療給付費分が135世帯で135万円、それから後期高齢者支援金分が124世帯で124万円、それから介護納付金分、これが69世帯ございまして、これは2万円の増額となっておりますので138万円。合計といたしまして、397万円の増額となっております。

改正後の対象世帯数でございますけれども、限度超過世帯に該当いたします合計所得が80万円程度増額となるということから、若干の減少を見込んでいるところでございます。

今回の課税限度額の引き上げによりまして、本市の国保税、397万円程度の増額が認められているところでございます。

それからもう1点、軽減判定所得の引き上げということで、こちらいわゆる低所得者への負担というか影響、こういうことについて御説明申し上げます。

今回の税制改正制度は低所得者対策としての軽減判定ということでございまして、本市の国民健康保険被保険者の6割強の方が7割から5割、または2割の軽減対象者であります。今回の改正では、7割軽減の方へは基礎控除額が33万円と変更があっておりませんので、この7割軽減対象者への影響はございません。5割軽減と、2割軽減の方につきましては、軽減基準額が「少し下がった」ところではございますが、このことにつきましては7月1日の税務の本算定、これは7月1日になるわけでございますけれども、そのときに明確となってまいります。現時点ではどのような影響であるというのとはわからないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 7月後に明らかになるということで、本当はこの時点で明らかになっておればいいんですけど、必要とあればまたお聞きすることにしまして、質疑としてはこれで終わります。

○市民部長（福山誠二君） 本村議員、大変申しわけございません。

先ほど、5割軽減と2割軽減の方につきましては、軽減基準額が私は「少し下がった」と申し上げましたが、これは「上がった」ということでございますので、申しわけございません。

○議長（田中 哲君） ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようでございますので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第44号について、承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。よって、議第44号は承認することに決しました。

次に、議第45号について質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようでございますので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第45号について、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。よって、議第45号は承認することに決しました。

---

---

#### 日程第16 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（田中 哲君） 次に、日程第16、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員長及び議会運営委員長より、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出がっております。各委員長の申し出に対し、質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようでございますので、質疑を終了いたします。

採決いたします。各委員長の申し出のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よってそのように決定いたします。

---

---

## 閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

### ○予算委員会

(平成27年5月第3回人吉市議会臨時会)

事件の番号	件 名	理 由
	一般会計予算の歳入に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

### ○総務文教委員会

事件の番号	件 名	理 由
	市政の企画に関する事	実情を調査する必要があるため
	行財政に関する事	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関する事	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関する事	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

### ○厚生委員会

事件の番号	件 名	理 由
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関する事	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関する事	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関する事	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件名	理由
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関すること	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件名	理由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

---

---

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって平成27年5月第3回人吉市議会臨時会を閉会いたします。

午後3時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会臨時議長 三 倉 美千子

人吉市議会議長 田 中 哲

人吉市議会議員 塩 見 寿 子

人吉市議会議員 宮 原 将 志

# 平成27年6月第4回人吉市議会定例会会議録（第1号）

平成27年6月8日 月曜日

---

## 1. 議事日程第1号

平成27年6月8日 午前10時 開会

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議第46号 平成27年度人吉市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議第47号 平成27年度人吉市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議第48号 平成27年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議第49号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 日程第7 議第50号 人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について
- 日程第8 議第51号 人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定について
- 日程第9 議第52号 損害の賠償について
- 日程第10 議第53号 人吉市教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第11 議第54号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第12 報第1号 平成26年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第13 報第2号 平成26年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第14 報第3号 平成26年度人吉市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の  
報告について
- 日程第15 報第4号 くま川下り株式会社の経営状況について（第53期決算報告書及び第54  
期事業計画書）
- 
- 

## 2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
- 
- 

## 3. 出席議員（18名）

- |    |       |
|----|-------|
| 1番 | 塩見寿子君 |
| 2番 | 宮原将志君 |
| 3番 | 高瀬堅一君 |
| 4番 | 大塚則男君 |
| 5番 | 宮崎保君  |

6番	平	田	清	吉	君
7番	犬	童	利	夫	君
8番	井	上	光	浩	君
9番	豊	永	貞	夫	君
10番	西		信	八郎	君
11番	本	村	令	斗	君
12番	笹	山	欣	悟	君
13番	福	屋	法	晴	君
14番	村	上	恵	一	君
15番	永	山	芳	宏	君
16番	三	倉	美	千子	君
17番	仲	村	勝	治	君
18番	田	中		哲	君

欠席議員 なし

---

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松	岡	隼	人	君					
教	育	長	末	次	美	代	君				
総	務	部	長	中	村	則	明	君			
市	民	部	長	福	山	誠	二	君			
健	康	福	祉	部	長	松	岡	誠	也	君	
経	済	部	長	大	淵		修	君			
建	設	部	長	松	田	知	良	君			
総	務	部	次	長	告	吉	眞	二	郎	君	
総	務	部	次	長	柳	瀬	恵	子	君		
市	民	部	次	長	加	賀	邦	保	君		
健	康	福	祉	部	次	長	村	口	桂	子	君
経	済	部	次	長	廣	田	五	浩	君		
建	設	部	次	長	山	田		巧	君		
総	務	課	長	溝	口	尚	也	君			
企	画	財	政	課	長	丸	本		昭	君	
企	画	審	議	員	小	林	敏	郎	君		
会	計	管	理	者	山	下	正	純	君		
水	道	局	長	東		俊	宏	君			

水道局次長	中川一水君
上水道課長	那須義徳君
教育部長	井上祐太君
教育部次長	今村修君
教育部次長	東和人君
選挙管理委員会 事務局長	小澤洋之君
農事委員会 事務局長	荒毛正浩君

---

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	赤池謙介君
庶務係長兼 議事係長	椎葉千恵君
書記	井上京子君
書記	白坂禎敏君

---

午前10時 開会

○議長（田中 哲君） 出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより平成27年6月第4回人吉市議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付してあります議長会の報告、その他の報告事項につきましては、口頭報告を省略し、書類報告にかえさせていただきます。

関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覽いただきますようお願いいたします。

---

---

### 挨拶の申し出

○議長（田中 哲君） ここで、人事異動がありました部課長から、それぞれ挨拶の申し出があつておりますので、これを許可いたします。

○教育部長（井上祐太君） 議員の皆様、おはようございます。

6月1日の人事異動によりまして、社会教育課長、それから勤労青少年ホーム館長を兼務いたします教育部長の井上でございます。よろしくをお願いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（小澤洋之君） おはようございます。

5月1日付をもちまして、人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868館長兼務を命ぜられました総務部自治振興課長兼選挙管理委員会事務局長兼男女共同参画推進室長の小澤洋之でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○企画審議員（小林敏郎君） おはようございます。

6月1日付で総務部企画審議員を拝命いたしました小林でございます。よろしくお願い申し上げます。

---

---

### 日程第1 会期の決定

○議長（田中 哲君） それでは、これより議事に入ります。日程第1、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、去る6月1日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）（登壇） おはようございます。

平成27年6月第4回人吉市議会定例会に当たりまして、去る6月1日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告いたします。

まず、会期につきましては、本日6月8日開会、9日から18日まで休会、19日一般質問、20日、21日休会、22日一般質問、23日一般質問及び委員会付託、24日予算委員会、25日、26日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、27日、28日休会、29日の午前総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、午後予算委員会、予算委員会終了後、6月中に採決を必要といたします議第46号、議第49号、議第50号、議第53号の4議案についての委員長報告、採決、30日、7月1日休会、7月2日は、6月29日に採決いたします4件以外の議案についての委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。なお、今定例会は全国市長会、全国市議会議長会等の開催に伴い、変則的な会期日程となっております。

次に、一般質問でございますが、一般質問につきましては質疑を含めた一般質問とし、一般質問の通告は6月12日金曜日午前11時に締め切りまして、登壇順番は抽選にて決定することにいたしております。一般質問は一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇1回、2回目から質問席にて行い、質問時間は従来どおり50分以内としております。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 会期については、ただいまの委員長報告どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、会期については委員長報告どおり決定いたしました。

---

---

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（田中 哲君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に3番、高瀬堅一議員、4番、大塚則男議員を指名いたします。

---

---

## 日程第3 議第46号から日程第15 報第4号まで

○議長（田中 哲君） 次に、日程第3、議第46号から日程第15、報第4号までの13件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

平成27年6月第4回人吉市議会定例会の開催に当たり、市政に対する所信の一端を申し上げる機会を与えていただきましたことに、心から厚くお礼を申し上げます。

私は、さきの統一地方選挙におきまして、市民の皆様から多大なる御支持と負託を賜り、市長としてこの議場へ再び戻ってくる栄誉を与えていただきました。そして、同じく厳しい統一地方選挙において市民の負託を受けられた議員各位とともに、二元代表制の両輪として市政を担ってまいることへの緊張感、身振いするような重責感、そして、新しい市政への希

望を持って登壇をしているところでございます。若干お時間を頂戴いたしますが、お許しをいただきたいと存じます。

現在、日本は人類史上初めて経験する「超」のつく少子高齢社会を迎えていると言われており、我が国がどういった対策を講じていくのか、持続可能な社会を維持していくのか、その動向が世界から注目をされております。

本市は、全国平均よりもさらに加速する、市民3人に1人が高齢者という少子高齢化の中にあり、人口減少自体をどう捉えていくのか、その余波にどう対応していくのが最大の課題であると存じております。人口減少は社会構造そのものに影響を及ぼすことはもちろん、購買力の低下による産業の低迷、地域における各種活動など、各方面、各分野での人材の確保等々、さまざまな課題を提起しております。

20世紀のように、周辺を取り巻く豊かな農村地帯の人的交流や購買力に支えられるような都市づくりは容易ではありませんが、定住自立圏の中心市としても、さらには観光立市を標榜する市として多くの人が集まる、そういった都市としての魅力、住む人たちの幸福度が人を呼ぶような人吉を、市民の皆様とつくり上げてまいりたいと存じます。

さて、日本経済でございますが、一部企業の収益を初め、雇用、所得を取り巻く環境の改善が見え始め、景気も緩やかな回復基調が続いていると言われておりますが、本市のような地方では、なかなかそのような明るい兆しは見受けられず、依然として厳しい状況が続いているというのが率直な思いでございます。しかしながら、一步でも前に踏み出せるように、安倍晋三内閣総理大臣も第189回国会の施政方針演説で引用された「変化こそ唯一の永遠である」という珠玉の言葉、激動を経た明治という新しい時代にあって、日本画という伝統文化の改革に取り組んだ岡倉天心の言葉でございますが、私たちも変化を恐れることなく、歴史あるこの人吉ゆえに、古きを温めながら地方創生という目標のもとに、新たな時代に挑戦していく覚悟と志が求められるものと存じます。

そこで市民の皆様、議員各位に申し上げたいのが、私は選挙期間中、「チェンジ人吉」ということを訴えてまいりましたが、不易流行の言葉どおり、変えていくべきものと、変えてはならないものがあるというのが大前提でございまして、市長が交代しても行政の継続性という信頼は決して損ねてはならないと存じます。また、行政の役割、民間団体の役割、市民の役割といったものを明確にする中で、お互いの力を発揮したり、連携をしたり、協力をしてまちづくりを行ってまいりたいと考えておりますが、そういう中でも最も大切にしていきたいことが「対話」でございます。私はまだ若く、経験も、知識も、見識も豊かとは言えませんが、そうであればこそ多くの人の御意見や地域の思いに耳を傾け、苦言や批判にも感謝し、子供たちや高齢者など社会的弱者といわれる人たちに寄り添い、公平、公明、公正を旨とした「対話」の市政を行っていく所存でございます。これは行政内部でも同じ方針であり、既に部長会を通じて全職員に伝えておりますが、政策のプロセスは、ひとりよがりにな

らず組織的な検証を図り、決断と責任は市長の権限をもって発動する、という若き市長ゆえに成せる「対話と実行」の市政を貫いていくことをお約束いたしたいと存じます。

そのためには、市の組織のあり方についても、改革すべき課題があると以前から感じておりました。

その1つは、ここ数年間行政としてまちづくりをコーディネートする部分が余り機能していないのではということをごさいます、検証を行って修正をする必要があると考えております。市民にとって市役所のまちづくりの担当は行政の総合窓口であり、協働など市民と行政をつなぐ非常に重要な部署だと認識しております。また、政策形成についても、できる限り計画の段階から市民の皆様や関係者の意見を伺い、庁内の組織を横断して議論を深め、政策を多角的な見地や検証から練り上げていくというプロセス重視で結果も出せるということを大切にしていきたいと思います。

思想・信条の自由のもとにオープンな意見が言える、そのかわりに一定の責任も出てくるといった民主的な組織、政策決定のあり方をつくり上げていきたいと思います。そして、行政と市民の皆様、行政と関係団体各位、市民の皆様同士、対話を重ねることによって、市全体がお互いの立場や状況、使命、役回り等への理解と尊重、信頼と尊敬の中で同じ目標に向かったまちづくりが行えるのであれば、懸案や難しい課題にも果敢に挑戦できるものとかたく信じております。

一方、市政の最大の課題である人口減少社会におけるキーワードは、「ひと」であり、「ひと」を中心に据えた政策を展開していきたいと思います。その原動力は変わってほしい、変えてほしいという市民の皆様の声、人々の想いでありました。今だけではなく、将来に生きる次世代の人たちの生活や負担に思いを及ぶ人の時間軸についても心配をする声は強く、景気の回復度合いが実感にまで届かない状況の中で、産業関係の多くの方々が将来を憂いておられたのも事実でございます。こういった現状を真摯に受けとめて、経費抑制、各種改革、等身大の政策、また夢に挑戦する部分も取り入れながら、統計上の数字だけではない、実感としての幸福度を高めていくような市政に傾注していきたいと思いますので、議員各位、各界各層の市民の皆様の御理解、御協力、御指導をお願い申し上げます。

私は、先の統一地方選挙を通して「チェンジ人吉」で108の事業をお約束いたしました。今年度は、人吉市第5次総合計画の第1期の最終年度として、後期計画の策定年度に当たっておりますので、本市の10年後、20年後を見据えた重点施策やテーマとの整合性を図りながら鋭意、取り組んでいきたいと思います。

事業では、4つの重点プロジェクトを設定しており、市庁舎の移転関係についてもその重点プロジェクトの1つに位置づけております。私は、市庁舎移転の現計画を一度白紙に戻して、次世代に後年度負担のかからない方法を選択すべきだという公約を掲げて、市民の皆

様に訴えてまいりました。この問題については、私自身も「市庁舎建設に関する特別委員会」における責任ある立場として真摯に受けとめ、また理解をしてまいりましたので、現計画が市議会並びに執行部、そして多くの関係者の方々の御意見を集約し策定されたものであり、科学的な検証を経た構想であることは十分に承知もし、内容についても大変立派なものであると認識をしているところでございます。

しかしながら、さらに進展する少子高齢社会がもたらすさまざまな負の要因、市の財政状況とその将来予測、今後の都市のありよう等を見据えたときに、市庁舎建設が50年に一度の本市の最大級のプロジェクトであると存じてはいるものの、建設費、内容ともにできる限り小さな規模で実施をすべきではないかという「想い」は払拭できず、今回、多くの市民の皆様御意見や実際の暮らしぶりに触れたことで、その「想い」が「確信」に変わってきたところでございます。

総合型の市庁舎で一体的、効率的な行政運営を行うことは本当に理想であるとは認識しつつも、既存公共施設等の整理や活用を組み合わせた小さな市庁舎で、できる限り投資や後年度負担を軽減すべきだという結論を自分なりに導き出したということでございます。これまで鋭意、議論や研究を重ねてこられた関係者の方々に対し申しわけなくもあり、市庁舎の位置の決定という人吉市議会の特別多数議決の重みといったものに最大級の敬意を払い、その経過の一端を担ったものとしておわびを申し上げながらも、再度、お時間をいただいて、経費の抑制というコストパフォーマンス等を命題に、もちろん必要な諸機能だけは十分に発揮できる市庁舎移転のあり方について、再考する機会をいただきますようお願いするものでございます。これまで積み上げてこられた検証や研究結果の趣旨をできる限り活用し、尊重する形で進めてまいりたいと考えておりますので、市や子供たちの将来に鑑み、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

2点目の重点プロジェクトでございますが、諸税の負担感の軽減策でございます。多くの市民の皆様が諸税の重税感を感じておられるのを実感いたしまして、負担額の軽減というのは非常に「厳しい」部分がございますが、積極的な市政情報の提供により、税の必要性、必然性をお伝えし、市政への参加の実感、まちづくり等への貢献意欲を感じていただきたいと存じます。あわせて健康寿命をできるだけ長く保つなど、健康づくりへの取り組みを通して医療費を抑制するなど、まずは医療保険制度の安定運営への御協力をお願いしてまいりたいと存じます。特に、健康というテーマは、今や個人の概念では捉えられないほど社会的な課題になっておりますが、市民全体の健康づくりを視野に入れた各種検診の受診率向上、促進、また全ての市民を対象にした健康づくりとして、生活習慣、食習慣の改善、運動習慣の推進等にも取り組み、市民の健康に対する意識を醸成してまいりたいと存じます。

3点目の重点プロジェクトでございますが、公共施設の再編に取り組み、遊休施設を整理統合する中で、空き状態となっている公共施設の再利用方法として、若者や特に町なかで

の起業支援、子供たちや高齢者を地域で支えるコミュニティ活動拠点等で活用するための施設に充てるといふものでございます。

4点目の重点プロジェクトでございますが、（仮称）ひとよし起業支援センターを創設して、人材育成によるまちおこしや仕事場づくり、さらには市内外からまちづくりのリーダーやこれを担う人材を登用することで、多くの課題を持ったまちづくり全体に新たな息吹を吹き込みたいと存じております。

また、4つの重点プロジェクトのほかに、「健やかに暮らせる人吉」、「経済的に安定した人吉」、「夢が持てる人吉」、「誇りある人吉」、「地域社会を支える行政」を5つの柱として施策を体系化しており、この柱に沿ってまちづくりの方向性を定め、それぞれの目的実現のための施策、具体の事業を展開してまいります。

その概要について御説明しますと、まず、子育て世代を支えるために健やかに暮らせる人吉を目指して、不妊・不育治療から周産期医療に始まる、子育て、医療、保育の拡充により子供を安心して生み育てられる環境づくりに取り組んでまいります。また、子供の疾病への対応や健やかな成長を支援するという部分では、中学校卒業までの医療費の無料化、さらには学校給食費の段階的な保護者負担の軽減を図っていくための方策を検討してまいります。

本市を取り巻く経済環境は、求人倍率の低迷や市税の減収など楽観視できない状況にあります。経済的に安定した人吉を目指すためには、従来の産業構造の変化を図り、新たな産業や若者を中心とした雇用の確保等が求められております。市の主要産業でもある農業についても、経営拡大等を目指す農家の皆様へ関係機関との連携による技術指導、情報の提供、国・県の制度を活用した資金等の幅広い支援を行い、一方では、企業とタイアップした商品開発、販売戦略を取り入れた農産品の6次産業化をも推進してまいります。また、組織化された農業生産法人等につきましては、集落営農の拡大、若者を中心に新規就農を促進するなど長期戦略を策定し、支援体制の整備を図ってまいります。

中心市街地の活性化でございますが、歴史や伝統の調和した町並みの誘導等により美しい景観を持つ、魅力あるまちづくりに取り組み、観光につきましては民間による地域観光戦略チームの設立を支援し、まち全体としての観光づくり、情報の発信等を目指してまいります。さらには、今回認定をいただいた日本遺産が、今後の本市観光の大きな柱の1つになるものと確信をしておりますが、民間や周辺自治体と連携し、肥薩線を含む地域に伝わる古きよきものを磨き上げ、市民全員が観光おもてなし案内人という観光立市を目指すとともに、子供たちの心に故郷の誇りが育むような「人吉学」の確立、さらには、人吉ブランド全体の向上のため、広報戦略室の設置などにより観光消費額や経済波及効果の大きい滞在型の観光地を目指してまいりたいと存じます。

本市の長い歴史をひもといてみますと、地域最大の資源は「ひと」であり、人材の育成は地方創生の最大のテーマだと捉えております。多くの偉人をも輩出し、世界へ羽ばたく人

材の育成を目標に、夢が持てる人吉を目指してまいります。教育は未来を切り開くパスポートとも言われるよう、児童・生徒に放課後授業や週末学習の機会を提供し、教職員の資質向上のための幅広い研修等の促進により、子供たちの学力向上を図り、小中一貫校導入の検討も行ってまいります。その他、学校図書館の拡充による子供たちの読書環境の充実や人吉市図書館の拡充を進め、図書館を中核としたブックカフェの創設、あるいは自由にゆつくりと学習ができる学習カフェなどの設置を検討してまいりたいと存じます。

既に世界共通の文化の1つになっているスポーツ関係でございますが、本市においても総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、各種クラブチームや競技団体、そして学校における部活動などの連携を図り、地域全体でスポーツ振興に取り組んでまいります。選手の育成や競技力の向上という点では、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに出場できるような選手づくりを目指すとともに、第一市民運動広場や梢山地区多目的グラウンドの改修等のハード整備にも着手、またそれぞれの人生のステージにおける生涯スポーツを行える環境づくりに努めてまいります。

市民の誇りである人吉球磨の歴史文化を大切に継承していくため、日本遺産を中心として護る・伝える・活用する文化振興戦略を構築し、無形の神楽等から有形のものまで文化財の伝承保護に努め、学校と連携した学習の機会として提供を行い、同じ無形のものでも民謡など地域に密着した芸能の伝承保護については、地域での学習機会として提供を行ってまいります。また、この県下最大の文化財群を生かし、市街地全体を学習フィールドや美術館の回廊に見立てた美術のまちづくりを目指して、その内容について検討してまいりたいと存じます。

自然環境の保全と再生については、個人や地域コミュニティ等地縁的な組織によって、美しい里地里山の保全と再生、そして適正管理による鳥獣被害対策の充実を図り、水源等についても地域が中心となって保護、保全を図るよう推進し、球磨川水系という観点では、球磨川流域での地域間交流を活発化し、保全に努めます。

環境に関する施策でございますが、基本的には3R（リデュース・リユース・リサイクル）の徹底と拡充を図り、地域内でのエネルギー循環の促進を目指しますが、地域資源を活用した小水力、森林バイオマス等次世代エネルギーの普及促進にも努め、特に公共施設で利用する次世代エネルギーの電力供給に取り組んでまいります。

地域の安全、安心については、地域を中心にした防犯のまちづくりを合い言葉に、小学校区を基本とし、スマートフォン利用に関する情報教育の充実や、危険ドラッグなどの危険性を周知徹底するような運動等を通して、青少年を犯罪や薬物の危険から守ります。また、社会問題となっている高齢者に対する犯罪被害等への防止対策については、金融機関や町内会、社会福祉協議会など多くの関係団体と連携を図りながら、振り込み詐欺に関する注意喚起を徹底してまいります。

一方、消防団、自主防災組織が中核となった防災の地域づくりを進めるため、自主防災組織、町内会などの防災活動への支援、市全体の避難行動要支援者の情報共有化をさらに進め、防災に強い地域づくりを目指す所存でございます。全市を挙げた防災避難訓練についても、シナリオに基づく想定型のものだけではなく、突発型の防災訓練についても試行をすることで、有事の際に対応できる防災力も高めてまいりたいと存じます。

社会資本の整備でございますが、地域の交通体系は、交通弱者など市民の移動に欠かせないものであり、都市基盤の中心でもあります。肥薩線やくま川鉄道の利用促進を初め、現在、広域路線を運行している路線バスや乗合タクシーを、より便利で使いやすい運行とするため、その仕組みづくりについても検討してまいりたいと存じます。

また、各地域で増加傾向にある空き家や空き店舗の有効活用についても、調査、研究を進めてまいります。

地域社会における新たな課題解決の手法としまして、各校区に配置しているコミュニティセンターの機能に注目をしております。これまでも校区の皆様の社会教育の拠点としてさまざまな生涯学習講座等の学びの場として活用しておりますが、地域の課題をみずから解決するため人々が集う、地域づくりの拠点としても活用できるよう機能拡充を図ってまいりたいと存じます。

本市を取り巻く行政課題の状況でございますが、近年、単独の自治体では完結しない課題がふえ、国、県との連携はもとより、市町村間でさまざまな協議会等を組織し、広域連携の中で解決を図っている状況にあります。今後も国、県、関係市町村と良好な関係性を保ち課題解決に傾注してまいります。特に球磨郡町村とは、具体の構想や事業を通してさらなる連携を図り、人吉球磨が一体となった施策の推進に努めてまいる所存でございます。また、対話という点では、本市の子供たちとの対話も進めてまいりたいと考えておりまして、その手法として、市全体や校区ごとの子供議会の開催を企画してまいりたいと存じます。

行財政改革でございますが、ワーク・ライフ・バランスの導入など市役所職員が生き生きと活躍できる職場づくりや、組織の活性化や男女共同参画社会推進に基づく女性幹部などの積極的な登用を促進してまいります。また、財務関係等の改革も行いながら、評価や事業効果等、誰もがわかりやすい事業を進めてまいりたいと考えており、市民のニーズや思いがしっかりと反映されるような予算のあり方や、その結果をわかりやすくお伝えできるような決算の仕組み等についても、研究してまいりたいと存じます。

最後に、市民との対話の促進でございますが、冒頭でもお話をしましたとおり、私の市政運営の命題であり、行政の独断、独善ではない市民との対話の行政を進めてまいる所存でございます。そのため、仮称ではございますが「ひとよし未来会議」を設置し、重要な計画や市民生活に影響を及ぼすような事業の推進に当たっては、市長、職員、市民の直接的対話も行えるよう整備をしてまいりたいと存じます。また、今回掲げた私の施策につきましても

万事が完全なものとは言えず、広く対話を行う中で修正等が出てきた場合には、柔軟にかつ真摯に対応してまいりますので、御理解、御協力、そして御指導をお願い申し上げます。

本年2月、第189回国会の施政方針で、やはり安倍晋三内閣総理大臣が取り上げられた言葉でございますが、明治の元老、岩倉具視翁が欧州列強の訪問後に「日本は小さい国かもしれないが、国民みんなが心をつにして、国力を盛んにするならば、世界で活躍する国になることも決して困難ではない」と語ったという予言のような逸話がございます。この言葉の日本を人吉に、国を市に、国民を市民に、世界を日本に置きかえてみてください。「人吉は小さい市かもしれないが、市民みんなが心をつにして、市力を盛んにするならば、日本で活躍する市になることも決して困難ではない」。生まれてよかった、住んでよかった、来てよかった。そして、住みたい、住み続けたいと思える人吉づくりと、愛する故郷人吉市をすばらしい場所にして、次世代の子供たちへ手渡すことが、私の市長としての最大の使命だと胸に刻み、市政に邁進してまいりますので、議員各位、そして市民の皆様もそれぞれの地域、職域、お立場の責任の中で、それぞれの人吉づくりにお力添えくださいますことを、心からお願い申し上げます。

続きまして、日本遺産関係につきまして、御説明申し上げます。

去る4月24日、文化庁が第一回の日本遺産として発表した18件のうちの1件として、人吉球磨10市町村が「相良700年が生んだ保守と進取の文化～日本でもっとも豊かな隠れ里一人吉球磨～」として認定されました。日本遺産は、国が地域の歴史的の魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーとして認定するもので、そのストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図る制度でございます。人吉球磨地域は、鎌倉時代初期から相良氏が700年にわたって統治したことにより、数多くの文化財が現存している全国的にもまれな地域でございます。まさに、日本遺産にふさわしい地域であるとの信念のもと、本市を中心に球磨郡9町村と連携し、熊本県の御指導も仰ぎながら、41の有形・無形の文化財群を構成要素としたストーリーを作成し、申請いたしました。

国においては、2020年東京オリンピック・パラリンピックまでに100件程度の認定を計画しており、今回も83件の応募があったとのことですが、めでたく「第1号」の認定をいただくことができたところでございます。

この認定を受け、5月28日には、人吉球磨10市町村、商工会、観光協会などで組織する人吉球磨日本遺産活用協議会が設立いたしました。今後につきましては、文化庁の補助事業である日本遺産魅力発信事業を活用し、本地域の文化財群を整備・活用するとともに、広く国内外に情報発信、普及啓発を進め、人吉球磨が一体となった地域活性化を図ってまいりたいと存じます。

引き続き、御提案申し上げます予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を

御説明申し上げます。

議第46号平成27年度人吉市一般会計補正予算案（第1号）は、特別職及び教育長の人件費の追加補正でございまして、歳出におきまして81万2,000円を増額いたしております。なお、予備費を同額減額いたしておりますので、歳入歳出予算総額に変更はございません。

議第47号平成27年度人吉市一般会計補正予算案（第2号）は、昨年引き続き実施される臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金支給事業のほか、歳入では、国・県支出金及び繰越金などの追加を、歳出では緊急性を勘案し、補助事業及び単独事業などの追加補正を行うものでございます。歳入歳出にそれぞれ3億3,714万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ147億9,609万5,000円とするものでございます。

議第48号平成27年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第1号）は、介護保険法施行令の改正に伴う低所得者の保険料軽減措置及び介護保険システムの改修経費に伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ426万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億4,821万6,000円とするものでございます。

議第49号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正案、及び議第50号人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部改正案の2件は、市長の給与等を「軽減する」期間が平成27年4月30日をもって満了したことに伴い、常勤の監査委員及び教育長の給与等についても市長の給与等に準じた措置をとるため、条例の一部を改正するものでございます。

議第51号人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例案は、まち・ひと・しごと創生法第10条の規定により、人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略を総合的かつ計画的に策定及び推進することに伴い、市長の諮問機関として人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会を設置するため、新たに条例を制定するものでございます。

議第52号損害の賠償についての案件は、平成27年3月27日午後4時ごろ、与内山団地に居住する相手方の部屋の上階の部屋に設置されている排水管の腐食に伴う漏水により、相手方が所有する財産が汚損した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

議第53号人吉市教育長の任命につき同意を求めることについての案件は、人吉市教育長として、末次美代氏を任命することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の御同意をお願いするものでございます。

議第54号監査委員の選任につき同意を求めることについての案件は、議員のうちから選任する監査委員として、永山芳宏議員を選任することにつきまして、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の御同意をお願いするものでございます。

以上、御提案申し上げます予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと

存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。済みません。訂正をお願いしたいと思います。

3ページの真ん中からちょっと左の部分ですが、負担額の軽減というのは非常に「難しい」部分と言うべきところを、「厳しい」と私、申し上げたそうですので、非常に「難しい」に訂正をお願いいたします。

続きまして7ページ、真ん中のめでたく「第1回」の認定をと言うべきところを、「第1号」の認定と申し上げました。めでたく「第1回」の認定に訂正をお願いいたします。

それと8ページ、前から6行目、給与等を「減額する」と言うべきところを「軽減」と申し上げたようですので、給与等を「減額する」に訂正をお願いいたします。

また、7ページ、そして8ページ、お手元にお渡ししております資料に誤植がございます。議第46号と議第48号の漢字の修正、題目の「題」というふうになっておりますが、第1回等の「第」に修正をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○総務部長（中村則明君）（登壇） おはようございます。

それでは、議第46号、議第47号の補足説明及び報第1号、報第2号の報告をさせていただきます。

まず、議第46号平成27年度人吉市一般会計補正予算案（第1号）について、補足説明をいたします。

お手元の予算書の1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の補正につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

5ページをお願いいたします。歳入の補正はございません。歳出でございます。2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費36万円の増額は、今議会で御提案いたしております人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴い、減額してまいりました常勤監査委員の給料を5月から実質もとの額に戻しますことから、7月以降の給料の不足額及び5、6月分の減額されていた額を、6月の特別職期末手当に加算して支給するための補正でございます。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費45万2,000円の増額は、先ほどの監査委員同様、今議会で御提案いたしております人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴い、給料等の補正をするものでございます。14款、1項、1目予備費を81万2,000円減額しており、歳出合計の変更はございません。

以上で、議第46号平成27年度人吉市一般会計補正予算案（第1号）についての補足説明を終わります。

次に、議第47号平成27年度人吉市一般会計補正予算案（第2号）についての補足説明でございます。

お手元の予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては事項別明細書により、第2条の継続費につきましては第2表継続費により、第3条の地方債の補正につきましては第3表地方債補正により、それぞれ御説明いたします。

5ページをお願いいたします。第2表の継続費でございますが、10款、5項社会教育費に、埋蔵文化財本調査に要する経費として、平成27年度から31年度までの5年間、総額1,935万6,000円をそれぞれ年割額で定めております。これは、人吉球磨スマートインターチェンジ整備に伴い実施している赤池原遺跡発掘調査について、NEXCO西日本との協議により、5カ年に分けて調査、整理、報告を行うことに伴い、継続費を設定するものでございます。

第3表地方債補正の追加につきましては、農業基盤整備事業債を含む3件を上げております。農業基盤整備事業債は、温泉地区水路改修工事に対する起債でございまして、充当率75%の370万円を計上いたしております。地方道路等整備事業債は、下林南願成寺線道路補修工事に対する起債でございまして、充当率90%の1,210万円を計上いたしております。河川等整備事業債は、鷹木川用地測量設計委託、大井手川補修工事に対する起債でございまして、充当率90%の490万円を計上いたしております。次に、地方債補正の変更でございますが、社会資本整備総合交付金事業債は、人吉矢岳線などの舗装・補修工事、東間地内第6号線などの道路改良工事について、国の社会資本整備総合交付金の対象となっている事業の一般財源相当に対する起債を追加し、限度額を変更するものでございます。

8ページをお願いいたします。次に、歳入でございます。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金、介護保険低所得者保険料軽減負担金507万1,000円の増額は、低所得者の方の保険料軽減に対する国負担分で、介護保険特別会計繰出金に対するものでございます。2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金、臨時福祉給付金給付事業費補助金4,870万2,000円の増額補正、及び臨時福祉給付金給付事務費補助金1,289万3,000円の増額補正は、臨時福祉給付金事業に対するものでございます。2節児童福祉費補助金、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金1,400万7,000円の増額補正、及び子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金265万9,000円の増額補正は、子育て世帯臨時特例給付金支給事業に対するものでございます。4目土木費国庫補助金、1節土木管理費補助金、社会資本整備総合交付金4,600万円の増額は、人吉市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金に対するものでございます。2節道路橋梁費補助金、社会資本整備総合交付金4,148万円の増額補正は、道路維持費及び道路新設改良費に係る社会資本整備総合交付金事業に対するものでございます。5目教育費国庫補助金、5節教育総務費補助金、ICTを活用した教育推進自治体応援事業費補助金332万6,000円の増額は、ICT活用指導力向上を目的としたモデルカリキュラムづくりに対するものでございます。

9ページをお願いいたします。15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金、介護保険低所得者保険料軽減負担金253万5,000円の増額は、先ほど14款、

1 項国庫負担金で御説明しました介護保険特別会計繰出金に対するものでございます。2 項 県補助金、3 目衛生費県補助金、1 節保健衛生費補助金、地域づくり夢チャレンジ推進事業 費補助金23万8,000円の増額は、環境基本計画に基づく人吉市の環境づくり推進事業に対す るものでございます。同じく風しん対策事業費補助金5万円の増額は、予防接種事業、風疹 対策事業に対するものでございます。4 目農林水産業費県補助金、1 節農業費補助金、農地 中間管理機構集積協力金270万円の増額は、農業担い手の確保や農業の規模拡大を目的とす る農地中間管理機構集積協力金、経営転換協力金に対するものでございます。5 目土木費県 補助金、1 節土木管理費補助金2,300万円の増額は、14款、2 項国庫補助金で説明しました 人吉市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金に対する県補助分でございます。

18款繰入金、2 項基金繰入金、4 目、1 節応援団基金繰入金、人吉応援団基金繰入金399 万9,000円の増額は、地元学生の人材育成のための一井正典「青雲の志」育成事業及び市制 施行10周年を迎える友好都市静岡県牧之原市に市内中学生を派遣し交流する郷土愛育みプ ラン事業に対するものでございます。

10ページをお願いいたします。19款、1 項、1 目繰越金1億円は、前年度繰越金の増額で ございます。

20款諸収入、4 項、3 目雑入、1 節総務費雑入、一井正典「青雲の志」育成事業参加者負 担金50万円の増額は、一井正典「青雲の志」育成事業海外派遣交流事業に対する参加者負担 金でございます。7 節土木費雑入、住宅賠償責任保険料4万2,000円の増額は、与内山団地 4号棟で発生した漏水による汚損事故に伴う損害賠償金に対するものでございます。同じく 7 節土木費雑入、人吉・球磨スマートインターチェンジ整備促進事業負担金643万3,000円の 増額は、人吉球磨スマートインターチェンジ整備事業に係る人件費及び事業費に対するもの でございます。9 節教育費雑入、人吉・球磨スマートインターチェンジ整備促進受託事業負 担金959万5,000円の減額は、人吉球磨スマートインターチェンジ整備に係る埋蔵文化財本調 査の事業期間延長に伴い、減額するものでございます。同じく9 節教育費雑入、郷土愛育み プラン事業参加者負担金20万円の増額は、郷土愛育みプラン事業に対する参加者負担金でご ざいます。

21款市債につきましては、第3表地方債補正で御説明いたしましたので、省略させていた だきます。

12ページをお願いいたします。次に、歳出でございます。2 款総務費、1 項総務管理費、 1 目一般管理費488万9,000円の増額は、一井正典「青雲の志」育成事業に係る経費、行政不 服審査法関連規定例規整備支援委託料などでございます。6 目財産管理費72万7,000円の増 額は、市庁舎本館敷地内区画線設置工事費及び庁舎本館レセプト室屋上防水改修工事費でご ざいます。

13ページをお願いいたします。3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費7,600

万2,000円の増額は、臨時福祉給付金事業に係る事業費及び給付金及び低所得者の方の保険料軽減措置などのための介護保険特別会計繰出金が主なものでございます。

14ページをお願いいたします。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費1,666万9,000円の増額は、子育て世帯臨時特例給付金支給のための事務費及び給付金でございます。

15ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費34万7,000円の増額補正は、県の地域づくり夢チャレンジ推進事業費補助金を受けて実施する環境づくり推進事業に係る講師謝金などでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費509万5,000円の増額補正は、人吉ブランド化実行委員会補助金、農地中間管理機構集積協力金などでございます。5目農地費730万円の増額補正は、温泉地区水路改修工事費などでございます。

7款、1項商工費、2目商工業振興費163万6,000円の増額は、人吉球磨企業誘致連絡協議会負担金、日本商工会議所青年部九州ブロック大会人吉大会補助金などでございます。

17ページをお願いいたします。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費9,200万円の増額は、耐震法改正により耐震診断が義務化された民間建築物に対する耐震改修費用を助成する要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金でございます。2項道路橋梁費、2目道路維持費3,899万3,000円の増額は、道路及び道路構造物を計画的に管理するための道路構造物維持管理計画策定委託料、道路舗装維持管理計画策定委託料及び社会資本整備総合交付金を受けて行う道路維持補修工事費などでございます。3目道路新設改良費3,849万8,000円の増額は、東間地内第6号線等の道路改良工事費や、下林北願成寺線瓦屋工区などの用地補償費、人吉・球磨S I C整備促進協議会事務費市町村負担金などでございます。5目橋梁新設改良費1,185万円の増額は、橋梁の近接目視点検を行う橋梁点検委託料でございます。3項住宅費、2目住宅建設費578万4,000円の増額は、市営住宅砂取団地浄化槽改修工事設計委託料、蟹作団地1・2号棟外壁改修工事調査設計委託料などでございます。

19ページをお願いいたします。5項河川費、2目河川改良費551万5,000円の増額は、鷹木川用地測量設計委託料、大井手川河川補修工事費でございます。

9款、1項消防費、5目災害対策費109万6,000円の増額は、本年8月30日に実施を予定しております防災実働訓練に要する経費でございます。

20ページをお願いいたします。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費348万円の増額は、国の補助を受けて行うICTを活用した教育推進自治体応援事業に係るものなどでございます。2項小学校費、3目学校建設費823万1,000円の増額は、東間小学校バックネット改修工事費、西瀬小学校、中原小学校、床改修工事費でございます。

21ページをお願いいたします。3項中学校費、3目学校建設費149万9,000円の増額は、第一中学校階段滑りどめ改修工事費でございます。5項社会教育費、2目公民館費250万4,000円の増額は、郷土愛育みプラン事業などでございます。5目文化財保護費493万1,000円の減

額は、人吉・球磨スマートインターチェンジ整備促進受託事業の期間延長に伴う減額、及び人吉球磨日本遺産活用協議会負担金、青井大神宮保存整備補助金などでございます。

23ページをお願いいたします。6項保健体育費、1目保健体育総務費50万円の増額は、九州中学校体育大会剣道競技補助金でございます。

14款、1項、1目予備費を863万7,000円増額いたしております。

以上で、議第47号について補足説明を終わります。

続きまして、報第1号平成26年度人吉市一般会計継続費繰越計算書について、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、御報告いたします。議案書の10ページ、11ページでございます。

議案書の11ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋梁費、水ノ手橋補修事業でございまして、翌年度繰越額が6,860万円でございます。その財源内訳でございますが、国庫支出金が社会資本整備総合交付金の4,116万円、地方債が社会資本整備総合交付金事業債の2,460万円、繰越金が一般財源の284万円となっております。

続きまして、報第2号平成26年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、御報告いたします。議案書の12ページから14ページまででございます。

まず、議案書の13ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費が、(仮称)鉄道ミュージアム整備事業と地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業の2件、3款民生費、2項児童福祉費が保育所等緊急整備事業と保育所等整備交付金事業の2件、6款農林水産業費、1項農業費が、経営体育成支援事業と青年就農給付金事業の2件、8款土木費、1項土木管理費が要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業の1件、2項道路橋梁費が、次の14ページにかけてございますが、社会資本整備総合交付金事業や地方道路等整備事業、人吉・球磨スマートIC整備事業など、道路・橋梁等の整備による事業の11件、同じく4項都市計画費が、社会資本整備総合交付金事業石野公園施設改築事業など2件、10款教育費、2項小学校費が、小学校屋内運動場非構造部材耐震化事業など2件、3項中学校費が中学校屋内運動場非構造部材耐震化事業など2件、5項社会教育費がカルチャーパレス改修事業の1件、11款災害復旧費、3項公共土木施設災害復旧費が現年発生補助道路橋梁災害復旧事業の1件となっておりまして、合計26件の繰越計算書でございます。また、翌年度繰越額の合計額は5億4,817万8,000円でございます。なお、繰越件数26件のうち4件が、国の平成26年度補正予算、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策に対応した補正予算に係る分でございます。13ページの2款、1項、14目の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業と、3款、2項、1目の保育所等整備交付金事業、6款、1項、3目の経営体育成支援事業、青年就農給付金事業でございます。

次に、その財源内訳でございますが、既収入特定財源は2款総務費、1項総務管理費、14

目地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金1億1,980万4,000円、8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費の人吉・球磨スマートIC整備事業に対する人吉・球磨スマートインターチェンジ整備促進事業負担金96万8,000円。同じく道路新設改良費の人吉球磨広域行政組合受託事業赤池古屋敷第2号線に対する一般廃棄物処理施設周辺整備事業負担金448万2,000円の合計1億2,525万4,000円でございます。

次に、未収入特定財源でございますが、まず国庫支出金で、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、保育所等整備交付金事業の保育所等整備交付金1億35万2,000円。8款土木費は、1項土木管理費、1目土木総務費から、14ページの4項都市計画費、4目街路事業費までの11件が、社会資本整備総合交付金計5,523万1,000円。11款災害復旧費、3項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、現年発生補助道路橋梁災害復旧事業に対する現年債公共土木施設災害復旧費負担金224万3,000円の合計1億5,782万6,000円でございます。

次に、県支出金でございますが、13ページにお戻りください。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、保育所等緊急整備事業に対する保育所等緊急整備事業費補助金3,146万5,000円。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の経営体育成支援事業に対する経営体育成交付金312万6,000円。青年就農給付金事業に対する青年就農給付金事業交付金825万円。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業に対する要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業費補助金255万1,000円の合計4,539万2,000円でございます。

次に、地方債が2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の（仮称）鉄道ミュージアム整備事業債2,140万円。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の保育所等緊急整備事業1,250万円。保育所等整備交付金事業5,010万円。8款土木費は、14ページにかけてでございますが、社会資本整備総合交付金事業債が10件の3,130万円。地方道路等整備事業債が1件の40万円。10款教育費、2項小学校費、3目学校建設費の小学校施設整備事業債240万円。11款災害復旧費、3項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費の現年発生補助公共土木施設災害復旧事業債110万円の合計1億1,920万円となっております。

最後に、一般財源が8,079万1,000円でございます。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時25分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○経済部長（大淵 修君）（登壇） 皆様、こんにちは。

それでは私のほうから、報第3号及び報第4号につきまして報告させていただきます。

議案書15ページをお願いいたします。報第3号平成26年度人吉市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告いたします。

1款工業用地造成事業費、1項工業用地造成事業費、人吉中核工業用地調整池改築工事及び地域再生戦略交付金事業の2件でございます。翌年度繰越額は合計4億6,510万円でございます。その財源内訳でございますが、国庫支出金が地域再生戦略交付金1億5,000万円、地方債が工業用地造成事業債3億1,510万円でございます。

続きまして、報第4号くま川下り株式会社の経営状況につきまして、御報告をさせていただきます。別冊の報告書をお願いいたします。

くま川下り株式会社は、御承知のとおり、本市を代表する複合観光会社でございます。国民宿舎くまがわ荘の管理運営につきましても同社が行っており、地方自治法改正に伴う指定管理者制度へ移行しまして9年が経過したところでございます。

それでは、お手元の資料によりまして、要点を中心に報告させていただきます。

1ページをお願いいたします。第53期決算報告書でございます。事業期間は平成26年3月1日から平成27年2月28日まででございます。

2ページをお願いいたします。事業概要でございますが、くま川下り株式会社は、川下り、遊覧船事業、国民宿舎くまがわ荘の宿泊事業、ラフティング、売店等のその他事業の3部門を柱に事業を推進しております。第53期決算につきましては、1,000円単位で御報告申し上げます。

総事業収入2億68万9,000円、前年比88.3%で、前期の実績には届きませんでした。人件費等の原価が減少したことにより、経常損失は399万9,000円となっております。5つの事業を柱とする事業再生計画でございますが、昨年8月に本市から、第三セクター経営基盤強化資金を貸し付け、各関係団体の協力や理解を得ながら、会社再生の実現に向け推進しております。

次に、遊覧船事業でございますが、船頭15名、稼働船舶8隻での再スタートとなりました。関係で、乗船客の目標を2万6,000人と定め、機会を捉えてさまざまな誘致等の経営活動を展開されました。

3ページをお願いいたします。なお、川下り運航につきましては、当期は従来の清流・急流コースで営業し、新コースは来期からのスタートとなっております。実績でございますが、総乗船客数2万5,256人、対前年比76.7%にとどまり、船賃収入も7,015万3,000円、対前年比73.8%で、前期より総乗船客数で7,661人の減、船賃収入で2,490万4,000円の減収となっ

ております。稼働隻数の減に伴う繁忙期の取りこぼしに加え、8月から10月に週末の天候に恵まれなかったことが要因として上げられております。事業再生計画の進捗状況につきましては、11月にレストランくまがわマルシェがオープンし、2月末までの売上実績は650万2,000円で、順調に売り上げを伸ばしておられます。また、発船場内のトイレのバリアフリー化も実施されたところでございます。

次に、宿泊事業でございます。国民宿舎くまがわ荘につきましては、宿泊人数の目標を7,500人、休憩・宴会人数の目標を2万5,200人と設定し、営業活動を行われました。

4ページをお願いいたします。実績でございますが、宿泊人数は5,616人、対前年比83%と減少し、宴会・休憩人数も2万2,717人、対前年比98.6%の利用となり、総売り上げ7,242万3,000円、対前年比88.7%と、前期実績には届いておりません。減員、減収の理由につきましては、平成27年1月15日から3月20日までに行了しました耐震補強工事による影響や消費税増額、8月から10月の悪天候等が要因として上げられております。

その他事業でございますが、くま川下り売店並びにくまがわ荘売店の物品販売事業収入の合計は843万3,000円、対前年比69.2%でございました。ラフティング事業につきましては、目標を6,000人と設定しておりましたが、利用客4,706人、対前年比130.6%、収入2,585万1,000円、対前年比127.9%と、前期を上回りました。冬季は事業再生計画に上げておりましたボート10艇の買いかえが行われております。請負事業につきましては、前期並みの受注となったところでございます。その他部門の総収入では5,240万4,000円、対前年比98.2%となっております。

5ページをお願いいたします。くま川下り株式会社の貸借対照表でございまして、資産合計、負債・純資産合計ともに1億6,033万8,829円となっております。

6ページをお願いいたします。損益計算書でございます。まず、営業損益につきましては、純売上高合計1億9,270万4,876円で、売上原価と販売費及び一般管理費を差し引いた営業損失が588万9,176円でございます。これに営業外損益を含めた経常損失が399万9,462円となっております。

7ページをお願いいたします。第54期事業計画書でございまして、事業期間は平成27年3月1日から平成28年2月29日まででございます。

8ページをお願いいたします。事業計画でございますが、来期も経営改善と経営安定化に向け、スピード感を持って会社再生に取り組んでいく計画でございます。数値目標といたしましては、川下り乗船客を3万1,800人、国民宿舎くまがわ荘の宿泊人数7,500人、休憩・宴会人数2万5,200人、ラフティング利用客6,000人と設定されております。くま川下りにつきましては営業面を強化し、来期から運航開始となる新しい4つのコースの周知を図ります。また、くま川鉄道と連携した商品開発や鉄道ミュージアム見学者の取り込み等、新たな販路拡大に努めてまいります。接客向上におきましては、定期的なマナー研修や笑顔のおもてな

しを心がけ、お客様が再度訪れたいと感じていただく会社を目指すものでございます。

国民宿舎くまがわ荘につきましては、くま川鉄道との田園シンフォニーとの宿泊プランの継続造成を初め、9ページをお願いいたします、ほか4項目を掲げて取り組むこととともに、従来のセールス活動を積極的に行い、売上増加に努力する方針となっております。

ラフティングにつきましては、引き続き関西・関東方面からの修学旅行への営業を強化し、安全性とサービスの向上を心がけて集客に努力する計画となっております。

新たなレストラン事業につきましては、開店以来好評を博しておりますので、来期も引き続き利用客のさらなる増加に努める計画となっております。

10ページをお願いいたします。第54期の損益計画書でございます。船賃収入や国民宿舎収入を含めました純売上高2億5,313万6,000円、営業損益は1,293万4,000円で、営業外損益を含めた経常利益を1,743万9,000円と見込んでいるところでございます。

以上、報第3号及び報第4号の報告を終わります。

---

---

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これもちまして散会いたします。

午前11時39分 散会

## 平成27年6月第4回人吉市議会定例会会議録（第2号）

平成27年6月19日 金曜日

---

### 1. 議事日程第2号

平成27年6月19日 午前10時 開議

- 日程第1 議第46号 平成27年度人吉市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第2 議第47号 平成27年度人吉市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第3 議第48号 平成27年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議第49号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議第50号 人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議第51号 人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定について
- 日程第7 議第52号 損害の賠償について
- 日程第8 議第53号 人吉市教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第9 議第54号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第10 報第1号 平成26年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第11 報第2号 平成26年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第12 報第3号 平成26年度人吉市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第13 報第4号 くま川下り株式会社の経営状況について（第53期決算報告書及び第54期事業計画書）
- 日程第14 一般質問
1. 大塚 則 男 君
  2. 高瀬 堅 一 君
  3. 本村 令 斗 君
  4. 豊永 貞 夫 君
- 
- 

### 2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
- 
- 

### 3. 出席議員（18名）

- 1番 塩見 寿子 君
- 2番 宮原 将志 君

3番	高瀬堅一君
4番	大塚則男君
5番	宮崎保君
6番	平田清吉君
7番	犬童利夫君
8番	井上光浩君
9番	豊永貞夫君
10番	西信八郎君
11番	本村令斗君
12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中哲君

欠席議員 なし

---

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡隼人君				
教	育	長 末次美代君				
総	務	部 長 中村則明君				
市	民	部 長 福山誠二君				
健	康	福	祉	部 長 松岡誠也君		
経	済	部 長 大淵修君				
建	設	部 長 松田知良君				
総	務	部	次	長 告吉眞二郎君		
総	務	部	次	長 柳瀬恵子君		
市	民	部	次	長 加賀邦保君		
健	康	福	祉	部	次	長 村口桂子君
経	済	部	次	長 廣田五浩君		
建	設	部	次	長 山田巧君		
総	務	課	長 溝口尚也君			
企	画	財	政	課	長 丸本昭君	

企画審議員	小林敏郎君
会計管理者	山下正純君
水道局長	東俊宏君
水道局次長	中川一水君
上水道課長	那須義徳君
教育部長	井上祐太君
教育部次長	今村修君
教育部次長	東和人君
選挙管理委員会 事務局長	小澤洋之君
農事 業務 局長	荒毛正浩君

---

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	赤池謙介君
庶務係長兼 議事係長	椎葉千恵君
書記	井上京子君
書記	白坂禎敏君

---

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

---

---

#### 表彰状の伝達

○議長（田中 哲君） 議事に入ります前に、さきに開催されました全国市議会議長会第91回定期総会の席上、永山芳宏議員と前議員の森口勝之氏が、それぞれ正副議長4年の表彰を受けられましたので、この場をおかりいたしまして、ただいまから永山芳宏議員へ表彰状の伝達をいたします。なお、森口勝之氏につきましては、後日、伝達することといたしております。

それでは、永山芳宏議員は前のほうへお願いいたします。

〔表彰状伝達〕

○議長（田中 哲君） 永山芳宏議員におかれましては、本市議会発展のため議長として4年間御尽力賜りありがとうございました。また、表彰まことにおめでとうございます。

---

---

○議長（田中 哲君） それでは、議事に入ります。

本日は、さきに決定されましたとおり、質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

---

---

#### 日程の追加について

○議長（田中 哲君） ここで、日程の追加につきましてお諮りいたします。議第55号損害の賠償についてにつきまして、日程に追加することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。よって、議第55号を日程に追加し、直ちに議題といたします。

---

---

#### 追加日程 議第55号

○議長（田中 哲君） 執行部より提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇） 皆さん、おはようございます。ただいま追加提案いたしました議案につきまして、御説明申し上げます。

議第55号損害の賠償についての案件は、平成27年3月30日午前10時20分ごろ、市庁舎東側駐車場で公用車を後退させたところ、駐車していた相手方の車両に接触し、双方の車両が損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し和解するものでござい

ます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 哲君） ただいま説明がありました議第55号に対しての質疑は、来週23日火曜日の一般質問終了後に行いますので、よろしく願いいたします。

---

---

#### 質疑を含めた一般質問

○議長（田中 哲君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君）（登壇） 皆さん、おはようございます。4番議員、大塚則男です。議会傍聴にたくさんの方がお越しいただき、私自身緊張しておりますが、しっかりと質問してまいりたいと思います。

今回、市民の皆様の温かい御支援をいただき、2期目の当選をさせていただきました。まことにありがとうございました。これからも身近な議員として市民の皆様の声を市政に反映させてまいる所存でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、松岡市長におかれましても、今回の御当選まことにおめでとうございます。御本人も、さぞかし驚かれていますのではないかと思います。見事当選されましたからには、掲げられましたチェンジ人吉のキャッチフレーズを常に意識され、市民皆様の至福の向上に向けた市政運営をお願いしたいと考えます。また、職員の皆様との連携も大切にいただき、しっかりと行政運営に努めていただきたいと思います。

新市長としてスタートされたばかりではありますが、今回お聞きしました所信、そして市長選挙戦において市民の皆様の期待と不安が至るところで話題になっています。私自身、この4年間、市政推進に一抹の不安を抱いておりますので、今後に向けた市長のお考えをお聞きたく、今回一般質問として通告させていただきました。

市長のマニフェストについての考え方、選挙戦でのポスターに掲げてありました項目、1点目、市庁舎建設白紙撤回について、2点目、医療費の中学3年生まで無料化について、3点目、給食費の全額補助について、そして108の事業項目の中の幾つかについてお尋ねさせていただきます。

その前に、市民の声から5月30日に落成式を行いました人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868の会場においての市長の発言についてお尋ねします。当日は、来賓としてJR九州の社長様を初めたくさんの方にお越しいただきましたが、落成式が閉式した後、一般の方が松岡市長に対して、市長は人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868の建設には反対だったのでしょとお尋ねされたそうです。それに対して市長は、5月までは反対でしたと答えられたとのことですが、その真偽をお答えください。

○議長（田中 哲君） 暫時休憩いたします。

午前10時09分 休憩

---

午前10時27分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

先ほどの大塚則男議員におけるMOZOCAステーションに関する質問につきましては、通告がなされておられませんので質問は認められません。つきましては、通告された項目での一般質問をされますようお願いいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただいま、議長のほうから通告がなかったから質問できないということですが、私、今回通告しました3点において松岡市長の関連があるという思いがありましたので質問させていただきました。言わせていただくなら、政治家の発言は重いと私は思っています。今回のような慎重さを欠いた発言は慎んでいただければいいのではないかというふうに思います。

それでは早速、次に市長のマニフェストについてお尋ねします。まず、市長はマニフェストの責任については、どのように考えておられるのかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） 議長。反問権の行使をお願いします。

○議長（田中 哲君） では、松岡市長。

○市長（松岡隼人君） 大塚議員に質問の意図をお尋ねしたいと思います。通告された中身、先ほどからもう2回目になりますが、議会運営等々、また通告されたこと以外のことをお尋ねになってるんじゃないかなというふうに思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

また、議長に対しましても議会の運営の円滑な取り計らいといたしますか、をよろしく願いしたいと思います。

以上です。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今回、私は先ほども申し上げましたが、3点ですか、庁舎建設白紙撤回とか医療費無料化とか給食費全額補助とか、こういったのは市長のマニフェストと受けとめている。ですから、このマニフェストを掲げられましたそのマニフェストはどのように思っているのか、マニフェストというものはどういうように捉えてらっしゃるかということをお聞きしたかったんです。

○市長（松岡隼人君） マニフェストの定義についての御質問だと思いますが、時期や財源が入ったものがマニフェストだというふうに私自身は捉えております。

以上、お答えします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今お答えいただきましたが、実のところ私も辞書を開いてみました。せつかくですので、マニフェストとは、選挙のとき立候補者が選挙民に実行を約束する事柄及びそれらをまとめた文書とあります。以前は選挙公約という似た意味の言葉が用いられたようですが、公約は当選後に約束を簡単に破れるように抽象的で曖昧な内容に終始していたため、具体的な施策を打ち出すことで拘束力を強くしたマニフェストが最近用いられていると明記されています。マニフェストが公約より拘束力が強い証拠に、当選した後に約束を破る際ちゅうちょが見られることから、マニフェストは選挙の際に強い信頼を受ける文書ということができると思います。

例えて言いますと、こう薬は塗ったときには効き目がありますが、しばらくしますと効き目が薄れ剥がしてしまいます。したがって長くもちません。しかしマニフェストは拘束力が強く効き目はすぐれていますので、張りかえできないようです。

今、市民の皆様の間には、松岡市長はマニフェストを守れるのかとの実行を疑問視する声も出ております。そこで、1点目の市庁舎建設白紙撤回についてお尋ねします。

今回、庁舎移転は必要とされながら、所信でも市庁舎移転の現計画を一度白紙に戻すとされています。西間下町の市役所別館地に建設をすることについての白紙撤回を表明されてますが、1回目として議会の決定についてどのような考えをお持ちかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

これまで鋭意議論や研究を重ねてこられた関係者の方々には、今回の白紙撤回ということできぞかし御心配をおかけしていることと存じます。また、市庁舎の位置の決定という人吉市議会の特別議決の重みには最大級の敬意を払いながら、そのことを常に念頭に置きつつ、今後の協議等に臨みたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただいま市長から答弁いただきましたが、私は議会の議決というのは市民の皆様から負託をいただいた議員が、市民の皆様の代弁者として最終的な判断を行ったことであり、さらに先輩議員の皆さんも長い年月をかけて議論し審議した上での議決です。市長御自身、議員として携わってこられたのですから、先ほど述べられたように議会の議決の重みは十分に御存じのはずです。今回、市庁舎建設白紙撤回を認めるとしたら、人吉市議会のあり方そのものが問われると思いますが、市長のお考えをお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） 先ほど1回目の質問にお答えした内容のとおりでございます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 同じ答弁ということなんですが、御理解いただきたいのは、私、本当に議会の議決というのは重たいものがあると思うんです。それともう1つ、先輩議員、今ま

で長年携わってこられた先輩議員のことも考えますと、本当に今回の決定がいいのかなという私も疑問持っております。そういった意味では、本当にもう一度、議会の議決の重みというのを市長には考えていただきたいなというふうに思います。

23年6月議会において市庁舎の移転について質問されておられます。内容については割愛させていただきますが、考え方としては超分散化方式がとれないかとお尋ねだったと思います。執行部においても総合庁舎方式あるいは分庁舎方式、分散型方式など可能か、それぞれにメリット・デメリットがあり、さらに財政状況などさまざまな課題制約があり、難しい検証になっていくものと捉えておられたわけです。当時、議員として質問されました現市長は、結びとして前市長のマニフェストの中の信頼性のある便利な市役所づくりを目指して、市庁舎移転をともに進めていきたいと考えているとされています。その後、24年9月議会から市庁舎建設特別委員会を設置し、副委員長として13回の審議をされています。

2回目質問として、26年12月議会まで議員として一度も休むことなく毎回一般質問をされていますが、一度も庁舎建設については触れておられない中、どの時点で白紙撤回すべきと思われたのかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

今おっしゃったように、私は平成23年6月の一般質問におきまして、市庁舎の移転について質問いたしました。その内容は、市庁舎の建物は十分な安全性が確保できておりませんので移転する必要がありますが、財源の問題を考慮しますと安心・安全を確保するという基本理念を中心に、小さく分けて市民になるべく近い分散型の庁舎を設置すべきだという趣旨で質問をいたしました。その後、平成24年9月に設置されました市庁舎建設に関する特別委員会の副委員長として審議をする中で、私個人の考えはさきの所信表明で述べさせていただきましたとおりでございますが、特別委員会での採決、ひいては市議会での特別議決の結果は何よりも重く受けとめながらも、何度も自問自答する中で今回の決意に至ったところです。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 答弁いただきましたが、白紙撤回すべきということを今回発言されるなら、自問自答でなく13回の審議会、あるいは一般質問において問題提起すべきだったのではないですか。15回の一般質問をされておられる中、市庁舎建設について疑問を持ちながら、なぜ一度も取り上げなかったのか、なぜ議員辞職後に突然打ち出されたのか再度お尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） まず、なぜ一般質問しなかったのかというところでございますが、たればの話、過去の話になるかもしれませんが、その時点でまだまだ確固たる自分の中での意志が固まっていなかったということです。

あと突然の辞職に関しましてですが、特段といえますか、しかるべき私の当時の考えでそ

の時点に辞職をしたままで特段の理由はございません。

以上、お答えします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今の市長が意志が固まってなかったのも、特段質問しなかったということなんです、しかし意志は固まらなくてもずっと進んでいくわけですよね、発言されなかったら。そういった意味で、やはり自分自身迷いがあるんでしたら、審議会なり当然お尋ねすべきだったと私は思います。意志が固まらなかつと置いてそのままにしておいて、後から突然、白紙撤回と言われても審議自体ずっと進んできてるわけです。そういった中で、やはり議員であるべきときに審議会などでも発言され、あるいは一般質問でも私はされるべきだと思ったんですけど、ただ、今お尋ねした中で、突然辞職ということではお尋ねしてません。突然辞職をされた後、突然庁舎白紙撤回ということをお尋ねしたんですけど、辞職された後、白紙撤回と言われたのはどういうことなのかということをお尋ねしたかったんです。

○市長（松岡隼人君） 特別委員会での審議内容については、当然大塚議員も内容をしっかりと把握されていることだというふうに思いますが、基本構想を決める段階で、あるべき市庁舎の姿、また市民の皆様からアンケートをいただいたその結果を反映して、どのような内容の中身のある市庁舎をつくるかという議論に関しましては、当然私も参加してまいりましたし必要であるというふうな考えに立っております。それはしっかりと尊重するわけですが、最後の私の特別委員会の中では、これから先は財源、または将来の市民に対する負担等々、具体的な数字を明確にさせていただかない限りでは、なかなか具体的な議論は今後進めることはできないのではなかろうかという発言はさせていただいております。庁舎が分庁舎になろうが総合庁舎になろうが、当然その中で必要とする機能に関しましては、そう大きく変わらないものだというふうに捉えておりますし、しっかりとそこは尊重すべきだというふうに考えております。

また、突然の発言、突然なぜ白紙撤回と言いつたのかという質問に関しましては、私の政治的な判断でございます。

以上、お答えします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、市長のほうから自分自身の政治的な発言ということでお伺いいたしました。

それで27年3月議会において議決されるまで、相当長い年月が費やされております。平成13年12月に議会特別委員会が設置され、十数カ所の候補地の中から平成18年4月には2カ所、中心市街地と現別館庁舎周辺が候補地とされ、さらに平成24年度に新たに特別委員会が設置され、これまで幾度となく市庁舎建設に関する特別委員会、市庁舎移転建設研究委員会、

さらに庁舎等移転建設審議会において審議されてきました。また、他市の状況など視察も行い、さらに基本方針となる7つの選定条件での比較検討、“かがやきづくり”トークや各校区別公聴会での意見やアンケート内容、審議会答申案に対するパブリックコメントの内容を総合的に判断し、26年3月議会において市庁舎建設に関する特別委員会委員長報告として、9名の委員の大多数が西間下町の市役所別館地一帯を選択したとあります。同時にこれまで市庁舎移転建設研究委員会、庁舎等移転建設審議会においても同様な結論を出されたわけです。当時の市庁舎建設に関する特別委員会の副委員長として審議された現松岡市長は、そのとき異議を申されず、また意見も述べられていません。今回、市長は所信において庁舎建設白紙撤回することへのおわびは述べておられますが、所信の中で行政の独断・独善ではない市民との対話の行政を進めてまいるとあります。

3回目の質問として、それなら今日まで庁舎建設問題に長年かかわってこられた先輩議員並びに各委員会は独断・独善にて進めてこられたと受けとめておられるのか、市長はこのことについて所信においてのおわびだけで済ませるのでなく、明確な説明責任を行うべきと考えます。さらに、松岡市長の発言こそが独断と独善ではないかと思いますが、お考えを求めたいと思います。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

先ほどお答えしましたように、現計画が市議会並びに執行部、そして多くの関係者の方々の御意見を集約し策定されたものであり、科学的な検証を経た構想であることは十分に承知もし、内容についても大変立派なものであると認識してるところでございます。しかしながら、今議会冒頭の所信表明でも申し上げましたように、今後さらに進展する少子高齢社会がもたらすさまざまな負の要因、市財政状況と将来の予測、今後の都市のありよう等を見据えたときに、市庁舎建設につきましては建設地、内容ともにできる限り時代に合った小さな規模で実施することで、将来の負担をできる限り軽減すべきだと考えております。

そこで、私が申しました白紙とは、総合庁舎新設として進んでいる基本構想を一旦ここで立ちどまり、そして経費の抑制とコストパフォーマンス等を命題に、既存公共施設の利活用もあわせて再検討させていただきたいという意味の白紙でございます。したがって、これまで積み上げられてきた検証や研究結果の趣旨、市庁舎に必要な諸機能などにつきましては、当然尊重し活用していく形で進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上、お答えします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただいま市長の答弁の中で、将来の負担をできる限り軽減すべき、また経費の抑制など再度考えたいとされていますが、後ほどお尋ねさせていただきます医療費の無料化、給食費の全額補助を考えますと矛盾するのではないですか。市庁舎を建設した場合、返済負担は起こっても、ある一定の期間で終わりますが、給食費の全額補助、医療費の

無料化を実行した場合、永遠に続くこととなります。このことは市民の皆様には負担にならないと考えておられるのか、私には理解できませんので、その違いをお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） 今、御質問いただいた点でございますが、現在、人吉市の人口は約3万4,000人です。これがあと25年ほどたつと2万4,000人を切るというふうに人口の将来予測がされております。しかも、その中で人口構成を見たときに、65歳以上の方の人口はほとんど変わりませんが、現在と25年後も、減るのは64歳以下の人数だ人口だというふうに予測されております。今後、地方自治体が存続し生き延びていくためには、その64歳以下の人たちの数が特にふえるべき、ふやすべきではないかというふうに考えております。人口が減少する中でいかにそれを食いとめ、さらにはふやすような工夫をやっていくかが私は今後の課題だというふうに考えておりますし、使命だというふうに捉えております。

御存じのとおり市の税収、財政状況も決して豊かではありません。全体に占める市税の割合も、どんどんどんどん減ってきております。そのような中で、あれもこれもといったような政策はかなり厳しいことは御存じのことだと思います。そこで、私は限られた財源を使って、今後何をどういう施策をとっていくべきかというふうに考えたときに、先ほど市庁舎の話もありますが、市庁舎も含めて現在人吉市には約40ほどの公共施設がございます。これらの既存の公共施設の維持・補修、今後どうするかという検討を重ねていく必要がございます。市庁舎におきましても、私は同じだというふうに捉えておりますので、将来を見据えたときにこの40の公共施設の維持・補修と庁舎問題をしっかりと考えていく必要があるというふうに考えております。加えて、並行してといいますか、その中で特に若い世代がふえるような施策も大事だというふうに思っておりますので、限られた財源をどのように使うかという私の政治的な判断、優先順位でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、説明いただきました。確かに市長おっしゃるとおり、あれもこれもとできない、確におっしゃるとおりだと思います。ただ、今回掲げられたマニフェスト3点が余りにも大き過ぎて、これが、あれもこれにも入らないんですか。ちょっと心配しているところです、実のところ。後ほど医療費と給食費で述べさせていただきますけど、やはり庁舎建設だけの経費節減とか、あるいは軽減という問題ではないと思うんです。それで済むかというともた違うと思うんです、そうじゃないと思うんです。だから、もう少しこれは検討してほしいと思います。

また、この市庁舎建設に携わってこられた各委員会は、最終判断を行い3月で終わっていると思います。ただ、市長のお考えで、市庁舎建設については再考するとされておりますが、また改めて委員会を設置されるのかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） 今後どのような形でやっていくかというのは、現在、検討しております。

すが、まずは庁舎内からそのような協議をする場をつくっていくべきではないかというふうに考えております。

以上、お答えします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 委員会設置には、今後また検討したいというふうに私は受けとめるんですが、その場合、今回携わっていただいた委員の皆さんのこれまで費やされた時間と日数とか労力とか、あるいは真剣に審議されたことをどう受けとめられるか、そここのところを私はしっかりと市長、もう一度考えていただいて、委員会設置されるときには慎重に行っていたきたいと要望しておきたいと思います。

人吉市第5次総合計画の中にも明記してありますが、行政区ゾーンとしてあります球磨川川南地区の市役所別館側が公共公益施設の集積地であることから整合性が高いと考えます。仮に市役所各課が分散したとして、各公共施設に諸届を行う場合の移動を考えますと、市民の皆様大変不便な事態を与えてしまうこととなります。特に現在は3人に1人が高齢者です。その方たちが移動するのに大変ということも思いますので、やはり高齢者の方の目線に立った場所選定というのは必要じゃないかと思います。平成の大合併で分庁舎方式をとった市町村においても、本庁舎一本化が進んでいると聞いてます。

4回目として、現在の行政区ゾーンとしての利便性については、どのような見解で考えておられるかお尋ねします。市長が述べられた再度時間をいただき再考する機会とはどういうことなのか、現在の市役所別館地一帯は適切と考えておられないのかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） 議員が今おっしゃいましたように、川南地区が行政機関が集積する地区でございまして、市民の利便性の面からは庁舎移転候補地として適地であろうと考えるものでございます。しかしながら、先ほどからも申し上げておりますとおり、投資や後年度負担を軽減するべきであるという思いから、できる限り小さな庁舎で、それでも必要な機能は十分に発揮できる庁舎を目指して、既存公共施設の利活用も念頭に別館周辺も含め、最適な位置、規模、機能を早急に検討する場を設けたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 答弁として利便性の面から現在の市役所別館地も適地と考えます。所信でも科学的な検証を経た構想であることも十分承知され、内容についても大変立派なものであると述べておられます。しかしながら、市長は白紙撤回したい、なぜか。将来に負担を残さないために再考される。市長がこだわっておられるのは、庁舎の規模と設備面ではないかと思います。立候補表明時、記者会見において、学校を統合してあいた校舎を使用する方法も述べられたこともございました。その後、カルチャーパレスの敷地にしたいとも変更されています。公共施設の移動は人の流れを変えてしまうことは御存じだと思います。随分前に

なりますが、九日町から市民会館が移転しました。そのことにより諸行事を行う場所が変わり自然と人の流れもなくなりました。現在の庁舎が市役所別館地への移転については、さほど影響はないと考えますが、仮に、あくまで仮に市長のおっしゃるカルチャーパレスに移転した場合、人の流れはさらに大きく変わり、商店街はなお一層厳しい状況に陥ることになります。また、御存じのとおり、カルチャーパレスは築後30年になり大改装、大改修が必要であります。さらに市役所を設置した場合、20年、30年後にはまた建てかえなくてはならないことになります。さらに、現在の道路では混乱を来しますので新たな道路整備が必要になり、多額の費用が必要になってまいります。さらには現在、人吉市で唯一使用されている大規模文化施設もあります。また、御存じのように現在、避難場所としても最大の受け入れ可能場所に指定されているところでもあります。このようなさまざまな課題も十分理解、検討され、将来の子供たちに負担をかけないと判断されたのかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

移転候補地につきましては、先ほどからも申し上げてますとおりでございまして、カルチャーパレスも含めまして既存公共施設の利活用、経費の抑制というコストパフォーマンスを命題に再考してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 私があえてカルチャーパレスを取り上げたのは、やはり市長が以前、学校の跡地、空き地とかカルチャーパレスとか具体的に名前を出されるもんですから、やはりそこはどうかなのということになってしまうわけなんです。ですから、候補地の一つと今おっしゃいますけど、そうなるかもしれませんけど、どうしても私は市長の言葉として出た場合に、そこは果たして適当なのかなという判断において、こういう質問をさせていただくわけです。その中でカルチャーパレスの市庁舎は、私はやはり無理があると考えます。

また、分庁舎方式になりますと、その施設の耐久性、改築、周辺整備、職員の配置、利便性、多額の費用、各課をどのように配置するかなど、さまざまな課題が起きてきます。先ほど申しましたように、高齢化になっていく中で御高齢の方にさらに負担をかけることになってしまいます。先ほどの答弁の中で、既存施設利活用と述べられましたが、市内のどこに存在してるのか、市役所として適当な施設がどこを思っらっしゃるのかお尋ねしておきたいと思えます。

○市長（松岡隼人君） 既存施設ということですが、人吉市の所有の建物というふうにご考えております。

以上、お答えします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） それはもう、もちろんもっともなことだと思うんです。例えば、まだ

市長御自身の構想の中にあると思うんですけど、例えば先ほどおっしゃった西間下町の別館地跡は適当であるとおっしゃった。しかし、既存の施設利用も考えていきたいとおっしゃった。ということは、役所を建ててもいい既存の施設があるということでしょう、これだけの規模のを建てる場所が。そういったことで、既存の施設利活用とおっしゃったんだろうと思ったんです。そうしないと、これだけの役所をどこへ移すんですか。分庁舎方式ともおっしゃいました。分庁舎にしても、既存の施設利活用と考えた場合は、どういったところを市長御自身、今描いてらっしゃるのか、もしあるならば教えてほしいんですけど。

○市長（松岡隼人君） 既存の施設がどこにあるかという質問ですが、庁舎ですね、あと別館、それとコミセン、学校、そういうものが既存の施設として考えられるということです。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 別館跡地、庁舎、あるいはコミセンということをおっしゃいましたが、学校を含めて、一体化とお考えなのか、分庁舎方式をお考えなのか、私が見えてないものですかからよくわからないのが1つ。もう1点は、今の発言の中でコミセンとおっしゃいましたが、果たしてそういったところで役所の機能を果たせるのかなという思いがあります。分庁舎方式という思いがあつてのことだと思うんですけど、じゃあ分庁舎にした場合に、仮に西校区、東間校区、西瀬校区、中原校区、ばらばらにした場合どうするんですか、御高齢の方も含めて。私は大変だと思います。やはり市役所は市の中心地に僕はあるべきと考えます。市長は、下球磨消防組合ですけど、できるかどうかわからないけど、人吉球磨は将来は1つだというようなこともおっしゃっています。それを含めた考えをするならば、市庁舎分散化は進めるべきでないと思います。これから先、人吉球磨が仮に1つになっても、本庁舎として受け入れ可能な状態を考えておくべきではないのですか。

3月議会において特別議決した市庁舎建設場所、さらに現在の市役所別館地を市役所の住所地として条例化されたことは周知のとおりです。特別委員会の副委員長として庁舎問題をよく御承知の市長が、普通に考えたら学校の庁舎化や市民に愛されている文化施設としてのカルチャーパレスなど、庁舎をとの考え方には無理があるということは、市長御自身わかっていらっしゃると思います。今回、所信の中で市議会並びに執行部など多くの関係者の方々の御意見を集約し作成されたものであり、科学的な検証を経た構想であることは十分承知され内容も立派なものとして認識しているとあります。しかしながら、これまで議論や研究を重ねてこられた関係者の方々に大変申しわけなく、市庁舎位置決定については、人吉市議会の特別多数議決の重みといったものに最大級の敬意を払い、これまでの経過の一端を担ったものとしておわびを申し上げたいとされています。これまで積み上げてこられた検証や研究結果の趣旨をできる限り活用し尊重する形で進めてまいりたいとされています。

これまで分庁舎方式あるいは学校使用、さらにカルチャーパレスも検討したい。また、既

存施設の利活用も考えたい、市役所別館地も適地と述べておられます。一体、市長のお考えは何をどこにどうしたいのか、落ちつくのか、全く私には見えません。私は、市長にいま一度、今までの経緯を振り返り、議会の議決、各委員会の検討内容を重んじていただき、市庁舎建設白紙撤回を白紙撤回するべきと思います。今、私たちが聞きたいのはおわびでなく、より具体的な説明です。これまでのこれ以上のものは考えられないこれまでの議論、研究、議会の議決の重みに対して最大級の敬意を払われるなら、市庁舎建設場所は市役所別館地周辺で進めていく。ただ、庁舎の規模、設備等については検討させていただきたい。私は、この回答を市長に求めますが、同意いただけるかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） 今、大塚議員から白紙撤回を白紙撤回するべきだという言葉いただきました。今、大塚議員から質問いただいているのは、総合庁舎でいくのか分庁舎でいくのか、場所をどうするのかという内容が多かったように思います。また、高齢者の方がなかなか分庁舎方式だと庁舎に行きにくいじゃないか、あちらこちらに行かなければならないか、そういうこともどう考えているのかというような話もあったかというふうに思います。

そもそも、そういう議論からいきますと、市庁舎のあり方として市民が市庁舎に行かなければならないのか、市庁舎の窓口のほうから市民の皆様近づいていくような考え方もできるのではなかろうかというふうに考えます。また、確かに財源があれば、それは1つの庁舎もできるかもしれません。しかし、大変厳しい今、人吉市の財源を見たときに、本当に借金をして将来に負担を残してすべき事業なのか、もう一回考えてみましょう、違う方法がないか皆さん一緒に考えていただけませんかというのが私の気持ちでございます。

大塚議員がおっしゃっていることもよくわかります。これまで市議会で議論されてこられたことも重々承知をしております。しかしながら、我々がそして我々の子供たちが将来この地域で生きていくためには、地域が持続するためには、本当にそれでいいのかというのが私の気持ちでございます。また、これまで特別委員会で示してこられました庁舎建設、新設に関する費用も、正確な費用ではなかったというふうに私も捉えておりますが、できるだけやはりそこにお金をかけるのではなくもっと有効な使い方、なるべくコストをかけずに庁舎を移転すべきではないかというふうに考えているところでございます。

先ほど白紙撤回の意味も答弁させていただきました。白紙撤回に対する考えも答弁させていただきました。この問題につきましては、大変御心配をおかけしているかとは思いますが、私の考えもぜひ御理解いただき、もう一度どうしたら庁舎になるべくお金をかけずに、そしてまた移転する方法がないのかということをお皆さん方と一緒に考えていただければというふうに考えております。

以上、お答えといたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 白紙撤回の捉え方がいろいろあるかと思うんですが、今、市長は費用

がとにかくかからないような小さな庁舎とかいろいろおっしゃってました。じゃあ分散型が本当に費用がかからないのか、それも十分検討されるべきだと思います。総合型が幾らでできるのか、今まで審議会あるいは建設研究委員会、さまざまな方で僕は検討されたと思うんです。庁舎一体型、あるいは分散型も含めて検討されて検討されて出されたのが、この結果だと思ってるんです。それを市長はまた改めて検討したいということなんですけど、じゃあ今まで一生懸命、長年携わって検討されてこられた方の意見は何だったのかと思うんです。やはりいろんな方面で検討されてると思うんです。それが結果として今回の答えになったんだけど、それが市長はもう一回検討したいということみたいですので、私は決して市長の今回のお考えが無駄にならないようにしなくちゃいけないと思います。検討した結果、やはりあそこだったとなることかもしれません。そういうことだったら、私が先ほど申しましたように、市役所建設場所は市の別館周辺地で行く。ただ、規模と設備については検討させていただきたいという、そういったお考えは市長、再度お尋ねしますが持たれませんか、どうでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

これまで市庁舎の移転については検討を重ねてこられたというふうにおっしゃいましたし、私もそのように捉えております。検討に検討を重ねた結果、なぜ前回庁舎ができなかったのか。財源がなかったからだというふうには捉えております。財源があれば、数年前に既に庁舎は建っていたはずですが。その後、東日本大震災等々のことがあり、きっかけとなって庁舎に対しての議論が進んでまいったわけですが、数年前、前回委員長の——立山委員長だったと思いますが——報告にもありましたとおり、やはり財源が課題、問題だったというふうには捉えております。その問題が解決しない限りは、やはり夢で話で終わってしまうというふうには考えております。私もしゃにむに分庁舎でやるというような考えは申し上げておりませんし、それも含めて検討していくべきだというふうには考えております。

また、検討してこられましたが、時代は大きく変わっております。例えば国の制度といたしましてマイナンバー制度なんかが入り入れられてまいります。現在でもコンビニエンスストアで住民票とか所得証明、印鑑証明等々とれるような仕組みはあります。市庁舎に来なくても、身近なサービスは例えばコンビニで、例えばコミセンでということも考えられるわけです。これまで検討されてこられましたことは十分に尊重しますが、それに積み重ねて今の現状を把握し今の技術を使って、さらには将来の人口減少、地域のあり方等々も含めたところで検討させていただきたいというふうには私は考えておりますので、白紙撤回の白紙撤回は行いません。

以上、お答えといたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、市長のほうから何で庁舎ができなかったのかと、多分、前々市長

のときからこれは出てるんです、話は。前々市長のときから出てるんです。確かに財源がなかったからです、それも私伺っております。じゃあ今財源ありますか。今もないんです。ではいつつくるんですか。今おっしゃったお考えですと、財源ができたらつくるんですか。財源がなかったからできなかったとおっしゃった。そうかもしれません。じゃあ今まで積み立てもしてきてなかった。最近ようやく幾らか積み立ててこられました。しかしまだまだほど遠い金額です。やはり庁舎つくるにはどうしても起債が必要になってきます。ですから、過去にできなかったのは財源がなかったから。だからといって今財源があるかということ、今も財源ないわけです。

それと、コンビニでもできますよと言われました。確かにできます、振り込みとか税金もできます。それをできるのは若い方ができるんです。60歳以上あるいは高齢者の方、コンビニまで行くのにどうして行かれるんですか。ですから、コンビニがあるからいいとかそういうことじゃなくて、やはり御高齢の方に対する対策は、別に考えていかないといけないと僕は思うんです。ですからコンビニでできますよと、できるんだけど手数料が要りますよ。手数料どこが払ってるんですか。役所が払ってるんです、手数料は。

そういったことを考えますと、やはり私は、最後に市長は分散型もそういったことを考えるとはおっしゃいますけど、やはり私は市役所は中心地にあるべきというふうに思いますので、そここのところでもよろしくお願いいたします。時間もありませんので私も次に行きます。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時18分 休憩

---

午前11時30分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 次に、医療費の中学3年生まで無料化についてお尋ねします。

このことは子を持つ親として本当にありがたく、すぐにでも実現していただきたいと私自身も思います。ただ、前市長のときに26年3月議会において、厳しい財政状況の中さまざまに検討を重ね、助成対象を引き上げることとし、26年7月から小学校就学前の幼児から中学校3年生までに拡大し——一部自己負担ありますが——子育て世代の経済的負担の軽減とされました。今回、松岡市長は無料とされていますが、昨年3月の厳しい財政状況がまだ1年も経過していない中、財政状況が好転したのか、保護者の期待が大きい中いつから実施される予定なのか、実施した場合財政状況はどうなのか、医療費の助成対象を引き上げる前の負担額と引き上げた現在の負担額はどうなっているのか、無料とした場合、負担額は幾らの想定になるのかお尋ねします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） 皆さん、こんにちは。お答えいたします。

平成25年度におきましては、乳幼児医療費助成制度は就学前の児童が対象でございまして、医療費助成の総額は8,017万円でございます。平成26年度も6月までは引き続き就学前の児童が対象でございまして、7月からは子ども医療費助成制度と名称を改めまして、中学3年生までを対象として一部助成を実施いたしました。その結果、平成26年度の医療費助成の総額は1億49万円となりました。昨年7月から小中学生を対象に一部助成を開始しましたが、それ以降の実績を年間ベースで換算して試算した結果、1億1,361万4,000円となりました。中学3年生までを完全に無料化した場合には、さらに現在保護者が一部負担されております通院1日当たり500円以下、入院1カ月当たり2,000円以下の部分を助成するために、新たに1,920万4,000円が必要となります。その結果、助成の総額は1億3,281万8,000円になるというふうに見込んでおります。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、お答えいただきましたように、昨年の7月から助成しただけでも1億を超えてしまうわけなんです。26年度のベースで考えてあるんですが、それでも完全無料化した場合は1億3,200万、大変大きな負担額になります。実際にはもっと増加すると思います。なぜか、完全無料化になりますと、病院に簡単に行けるケースがふえてまいります。医療費無料化に伴い診察、治療にかかる件数は増大し、医療点数、治療薬も増大し、ひいては税負担が大きくなってしまいます。

国においては、医療保険制度改革を行うべき法案を成立させ、高齢者の医療費抑制に努めたいとしています。この改革は、ひいては国民に新たな負担を求めていくこととなります。さらに、高齢者への保険料軽減特例の段階的縮小などで、患者に新たな負担が起ることとなります。高齢者の皆様には、年金は減額され医療費負担は増していく中、小中学校医療費無料化や、後ほど述べます給食費全額補助、このことが市民の皆様から理解、納得が得られると思われませんか。ましてや、当市においても毎年落ち込む税収、逆に民生費は毎年毎年増大していく中、一時的な措置ならともかく、今後継続して行わなくてはならない事業になってしまう医療費無料化ですが、財源についてはどのような対策をお考えなのか。またこれまでも、これまでと違いますか昨年実施するに当たり、担当課の方はどうしたらできるかいろいろ知恵を絞ってこられたと思うんです。その中でできたのが去年の助成かと思います。ただ、今度はそれを完全無料化にするとした場合、またできなくなる事業もあるかと思えます。その場合、どのような事業を中止、延期になるのかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

子供医療費の無料化は、子育て世代の多くの市民の皆様が望んでおられる施策であると認識いたしております。大塚議員におかれましても、そのような今御意見があったところですが、おっしゃるとおり中学3年生まで完全無料化するとしますと、財源の確保が一番の課

題となります。今後、毎年継続して多くの経費を必要とするものでございますので、中学生までに対象を拡大しました昨年度からの実績や、今後の医療費の動向等を十分に把握しながら、その実施時期及び財源等につきましては、市全体の財政状況や政策の展開、事業の優先度などを踏まえて、今後慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 子育て世代には大変関心の高いことですので、実現に向けた期待は大きなものがあります。ゼロ歳児から3歳児までは助成がありますが、4歳児から中学3年生においては、市の一般財源からの持ち出しになります。もし庁舎移転時に埋蔵金でも発掘でき、財源が確保できるようでしたら、すぐにも提案いただきたいと思います。市長、もしさっきおっしゃったように、財源、財政状況をしっかり見きわめていただくことが大切だと思います。

答弁はいただきませんが、市長の考えとしてこのことは、この1期4年間のうちに何とか検討していきたいというふうな受けとめといてよろしいでしょうか。そう私は思うんですが、4年間で実施の方向に検討したいというふうな思っているらっしゃると受けとめてよろしいでしょうか。

○市長（松岡隼人君） 私も皆さん方にお話をさせていただき、そして市民の負託を受けて今この場所に立っておりますので、4年間全力で取り組んで、ぜひ可能になるように取り組んでまいりたいと思います。

以上です。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 大変財政的に厳しい状況ですので、かなり御苦労されるかと思うんですが、少しでも前進しますようによろしく願いいたします。

次に給食費の全額補助についてお尋ねします。このことも大変保護者の皆様には関心が高く、本当にできるんだろうか、全額補助は行方べきではない、全額補助はできないだろう、あるいはあしたからでも実行していただけたらなどと、市長の発言一つ一つを注意深く見守っておられます。偶然にも6月16日水上村議会において首長選挙での政策公約であった学校給食費無料化については、村長は今年度後半から着手と言及されました。人口規模、財政状況、学校数、生徒・児童数など人吉市と比較することには無理があり、同様の取り組みは厳しいものがありますが、政策公約の有言実行、素早い取り組みには感銘しました。同じマニフェストを掲げておられる松岡市長も、複雑な思いで受けとめられたのではないかと察するところですよ。

それではまず、現在の給食費は小中学生それぞれ一月幾らなのか、年間1人当たり幾らになるのかお尋ねします。

○教育部長（井上祐太君） 議員の皆様、こんにちは。大塚議員の質問にお答えします。

まず、給食費の総額でございます。平成27年度の学校給食会計予算によりますと、児童・生徒それから教職員も入りますけども、納入していただく現年度の給食費の総額は1億4,005万3,000円でございます。月額に換算しますと調整が最後出てまいりますけども、おおむね11カ月のうち10カ月が小学校が一月4,100円、中学校が一月4,700円以上いただいているところでございます。回数は小学校が184回、中学校が180回ということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、答弁いただきましたけど、給食費といいましても現在の給食費のあり方は、保護者負担分、食材費相当額ですが、それと市負担分、例えば人件費、光熱、備品などあと施設費、あとは配送費などがかかるかと思えます。

現在、小中学校保護者負担分は年間幾らなのか、それと市の負担分は幾らなのか、これらの合計を全て市で賄うとした場合、財政負担は1年間で幾らになるのかお尋ねします。

選挙時のポスターには給食費全額補助としっかり書いてありましたが、108の事業では段階的な全額補助と記してあり、今回の所信では学校給食費の段階的な保護者負担の軽減を図っていくための方策を検討したいとされています。まず、段階的とはどのように捉えたらよいか、さらに保護者負担の軽減を図っていくための方策の検討とはどのように受けとめたらよいか、またいつから取りかかれるのかお尋ねします。

○教育部長（井上祐太君） 御質問の前段のほうを私のほうから、後段のほうにつきましては市長のほうからお答えさせていただきます。

まず、保護者負担でございますけど、これは先ほど1回目に御答弁させていただきました児童・生徒から納入していただきます年間給食費、これほとんど全部食材費に充てるような状況でございますけども、これが1億4,005万3,000円、このうち若干教職員、事務職員の分も入っておりますけども、おおむねこれが保護者負担と。その分は本当は引かなければならないですけども、おおむね大体1億4,000万、これが保護者負担として考えていただきたいと思えます。

それから本市の負担でございますけど、これは人吉市が市費をもって負担している分でございます。平成27年度一般会計当初予算のうち10款教育費、7項学校給食センター費に計上しております1億5,278万5,000円が人吉市の負担となっております。センターに勤務いたします市職員の人件費、それから学校給食調理業務委託料、これは先ほど議員もおっしゃいました配送委託料等々も入っております。合わせました約2億9,270万、完全無料化になった場合、公費負担になる場合は、やはりその食材費に充てた1億4,000万が市の負担になると、全額負担の場合は、そういうことで、お答えさせていただきます。後段は市長のほうから答弁させていただきます。

以上でございます。

○市長（松岡隼人君） いつから実施するのかという質問だったと思いますが、先ほどの医療費の件もですが、負託を受けましたこの4年間トータルで考えていきたいと存じます。

また、もちろん財政状況は非常に厳しく、私自身かなりハードルが高いというふうに思っておりますが、子育て世代の負担軽減という目的に加え、社会的な命題でもあります少子化対策としての位置づけをしておりますので、実現するために果敢に挑戦していかなければならない、お約束させていただいた以上は必ずやり遂げる使命でもあるというふうに意を強くしているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 答弁いただきました。まず給食費全額補助を掲げられる前に、学校給食が保護者負担分と市負担分で成り立っていることを、保護者の皆様に御理解いただくことが私は大切だと思います。先ほど示されたように、給食費全額補助にしますと、毎年毎年2億9,000万が必要になってきます。生徒減があるとしても大幅に負担額が変わることは考えられません。

無料化にすることでメリットもあります。給食費徴収がなくなり、給食会計が不要になり、保護者の財政負担軽減にもなってきます。先ほど市長は少子化対策とおっしゃいましたけど、私は少子化対策には余りつながらないと思います。少子化対策を本当に考えるのであれば、やはり働く場所、安定した収入、私はこれが一番だと思います。給食費を下げたからといって少子化対策は私はないと思います。やはり完全に安心して働ける場所——雇用ですね——それと企業です。地元の企業にもっと体力つけてもらう、そういったのを考えるのが私は先じゃないかと思います。

反面、デメリットとして市の財政負担が大幅に増大します。また、これまでの給食費滞納金額の取り扱いについてはどうするのか課題も出てきます。いずれにしましても、市の財政が豊かで税收も安定しているならともかく、25年、私の一般質問に対して執行部からの答弁は、学校給食法第11条第2項において学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費以外の学校給食に要する経費——すなわち食材費ですね——学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とすると明文化されています。教育委員会としては要保護、準要保護制度の中で一部の児童・生徒に対して給食費補助を行っているが、特定の場合以外においては受益者負担の原則は崩すべきでないとする。さらに、市の厳しい財政状況を考慮した場合、補助金の制度をつくるべきでないとする。答弁をいただいています。

私は議員の質問に対して執行部答弁は大変重たいものと考えますが、今回のように執行部答弁を無視したようなマニフェストを出されることは、議会自体の重みがなくなり、一般質問自体が何だろうかと思います。一般質問して方向性が変わる、それが一般質問かなという

ふうに疑問を持ちます。今回の選挙マニフェストを見ますと、前市長は給食費半額補助、松岡市長は全額補助と掲げておられます。市長選挙というより給食選挙みたいに捉えました。2期8年行政に携わっておられた前市長は半額、新市長の松岡市長は全額補助。この補助の差はどう捉えていいのか私は理解に苦しみます。給食費滞納金の取り扱いと財源については、どのように考えておられるのかお尋ねします。

○**教育部長（井上祐太君）** お答えいたします。まず滞納者への対応、これは私のほうから、それから財源をどうするのか、これ市長のほうからお答えさせていただきます。

まず、平成26年度末の累積滞納額でございますが、これは決算で535万9,249円でございます。御質問の滞納者対策、これは学校給食運営委員会内部に給食費滞納対策専門部会、これ市内の校長会、それから市PTA連絡協議会、市の教育委員会11名で構成いたしておりますが、その中で具体的には電話連絡、自宅訪問、戸別徴収など滞納対策を実施しているところでございます。

学校給食費の未納につきましては、これはきちっと現制度の中でお支払いいただくというのは当然のことございまして、給食費の無料化、公的支援でございますけれども、それとは切り離していかなければならない問題であると教育委員会のほうは認識しております。

以上、お答えいたします。

○**市長（松岡隼人君）** 財源をどうするのかという御質問だったというふうに思いますが、学校給食費の無料化、すなわち公的支援、補助に必要な財源につきましては、今後、他の事業等々も見直しながらしっかりと探していきたいというふうに思います。支援の方法も含めまして関係部署と協議、検討してまいりたいというふうに存じます。

以上、お答えします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 4番。大塚則男議員。

○**4番（大塚則男君）** 市長は当選後、マスコミに対して財政や財源をしっかりと見ないと述べておられます。今の答えだと思ふんですけど、私からしますと、少し勢いがかすんできたようにも思いましたが、例えば仮に財源として、夏のサマージャンボや年末のドリームジャンボ宝くじなど、全議員、全職員で購入して毎年当たるなら非常にありがたいんですが、夢のような話で当てにできません。しかし、市長御自身打ち上げたものが不発ですと、市長としても大変苦しくなりますので、財源に可能性があるなら実現するための提案として、私が25年9月議会で提案しました段階的な割引方法、例えば児童1人目は4,100円、2人目は3,000円、3人目は2,000円という方法と、また別の方法として児童手当からの徴収など検討すべきと考えます。いずれにしても、給食費全額補助については早急に方向性を示されないと、4年間に取り組んでいくということでは子供が卒業してしまう家庭では不信感が増していくこととなります。

そこで、給食費全額補助については、早急にできないようであれば見直しをすべきと思

ますが、市長のお考えはいかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君） 大塚議員の質問にお答えいたします。

学校給食費の滞納対策に有効な打開策が打ち出せない現状に鑑み、御提案される児童手当による滞納対策も一考する価値があるのではないかと考えております。この滞納額に関しましても530万円、決して見過ごすことができない額でございますので、いずれも滞納対策はしっかりとやっていきたいというふうに住じます。

また、今おっしゃいました給食費の段階的な保護者負担軽減策ということだというふうに捉えますが、現在県内14市のうち宇土市が小中学校に3名在籍していることを条件に、3子目を無料化していただけるようですが、先ほど御提案された内容がまさにこの宇土市の発展形ではないかというふうに捉えたところでございます。

いずれにいたしましても、私の最終的な目標は段階的な全額補助でございますので、大塚議員から御提案いただきましたこともしっかりと受けとめまして、また市内でもしっかりと協議、検討し、ぜひ取り組まさせていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 市長、ありがとうございます。私の提案も検討していただけるならば非常にありがたいと思っております。毎年毎年2億9,000万近くをずっと永久負担していくのが果たしてどうか、なかなか厳しいと思っております。まず何ができるか。私の提案ですと、私は可能性あると思うんです。ですから、まず保護者のことを考えていただくならば、まずできることは何かということで、段階的な割引というのを私は考えていただければありがたいと思っております。

水上村議会において首長が学校給食費無料化年度内実施と言及されたのは、現在子育て中の家庭からの期待と家計——家の家計ですね——に直結することから、一日でも早く実行したいとの思いがあったと考えます。さらに、早い段階から実現するための財源確保に確信があったのではないかと思います。市長は、4年間のスパンで取り組みたい、財源も検討したいと述べられましたが、現在の子育て世代の皆様は、家計の出費に直接関係する今回の給食費全額補助に対しては、そんな方針には納得されません。不信感が増しますので、ここは遅くともできるだけ早く、よかったら年度内に方向性を示していただければありがたいと思っております。

それでは、今回108の事業項目を挙げておられます。この108の項目は継続されている事業もあるかとは思いますが、偶然にも煩惱の数108になっています。現在、各課においてそれぞれについて検討されておられる段階で、取り組みについては今後示されるものと考えますが、私が内容を理解し切れない項目が幾つかありますので、主なものだけお尋ねしたいと思います。

まず、1項目の国保税や介護保険料の軽減促進とあります。大変ありがたいことではあります。国保税についての軽減策はどう図っていかれるのか。介護保険については、例えば現在の状況から県平均の負担額にするなら年間5,000万円の財源が必要になってくることになります。どのような軽減策を考えていかれるのかお尋ねしておきたいと思います。

4項目17ですが、御高齢の方の一人一人に寄り添う支援サービスとあります。現在さまざまな形で高齢者対策を行っている中、一人一人に寄り添う支援サービスの拡充とはどのような対策なのか。

34番目の補助金に過度に依存しない自立した中心市街地活性化については、今日まで補助金に対して過度に依存してきたというふうに考えなくてはならないのか。

41の子供たちへの人吉学の充実とは、具体的にどのような事業として、いつどこで充実させていかれるのか。私が理解できないものですから、人吉学とはどういったものなのか。

45番の市内民間教育機関と連携した放課後授業、週末学習の推進とありますが、現在実施いただいている放課後パワーアップ教室や花まる教室の整合性はどうか。

64の地域コミュニティ中心の里山再生の強化とは、どのような取り組みをお考えなのか。

93の公共施設全体再編に合わせたコミュニティセンターなどの再編・機能拡充については、現在の施設のありようには納得されてなく、新たな取り組みを考えておられると受けとめますが、どのようなお考えをお持ちなのか。

最後に、104の市民と職員との対話を促進するための市民と一緒にした研修制度の創設とは、具体的にはどのような計画を考えておられるのか。

また、これら108の約束事の達成したい目標年数については明記されていませんが、何年ぐらいを想定されておられるのかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先般の統一地方選挙におきまして、108の事業をいわゆる公約として掲げ、市民の皆様とお約束させていただきました。4つの重点プロジェクトと5つの体系化した施策、それを具現化するものとして108の事業をまちづくりの方向性、つまり政策ビジョンとしてお示しましたところでございます。4つの重点プロジェクトについては所信でも述べさせていただきましたとおり、喫緊かつ将来の人口減少社会、縮小化する社会へ対応すべき戦略を私なりに捉え設定したものであり、5つに体系化した施策は市民生活に密着した分野ごとの戦術、つまり行政課題や手法を位置づけたものでございます。

108の事業につきましては、既に一部は具体的に着手しているものもあれば全く新規の取り組みもあり、また事業として落とし込むもの、理念的なものとして掲げるものなど多種さまざまな網羅し体系化しております。具体的な手法といたしましては、今年度から策定作業に入る第5次総合計画の後期計画へ位置づけることで、市の事業として取り組んでまいり所存でございます。

現在の進捗でございますが、庁舎内における部長会の場において108の事業についての所管課を決定したところでございます。今後、私と担当所管課の間で当面の4年後の目指すべきゴール、目標を決めさせていただき、事業の優先度について議論を進めてまいりたいと存じます。市の事業として組織的な決定はこれからで、内容は未確定な部分も多いということでお許しをいただき、御質問の事業について私の思いを少し概略を申し上げさせていただきたいと思っております。

具体例としてお尋ねいただきました1、国保税や介護保険料の軽減負担、また17、高齢者への支援サービスにつきましては、何をどこまでというゴールは明確にはしておりませんが、本市としまして健康寿命の延伸や健康づくりによる歳出の抑制を主眼に、どういう形でなら実施できるかを鋭意考えてまいりたいと存じます。

続きまして、34番の補助金に過度に依存しない自立した中心市街地についてでございますが、これはこれまで同様、人吉商工会議所や地元の皆様を中心に国・県等を含めた補助金制度を有効に活用いただくことで、一過性に終わることのない本来の稼ぐ・もうかるまちづくりへの取り組みを民間主導のもとに進めていただき、行政も一体となって中心市街地活性化を応援してまいりたい、そのように思っております。

また41、子供たちへの人吉学の充実につきましても、具体的に子供たちが故郷に誇りが持てるような人吉学の確立に向けて、これまでの郷土の偉人の顕彰や生涯学習講座等の検証、検討を進めてまいりたいと存じます。

さらに、45の市内民間教育機関と連携した放課後授業や週末学習の実施につきましても、既存のパワーアップ教室や花まる教室とのすみ分けは当然必要になってまいります。既存の2つは小学生向けとして継続し、新たな放課後授業や週末学習は中学生も対象としたものとして準備を進めていきたいというふうに思っております。

続きまして、64の地域コミュニティ中心の里山再生の強化に関しましては、本市のような中山間地において生活圏と自然との融合地である里地、里山は実りの場所でもあり、私たちが共有する日本の原風景として精神文化の基盤にもなっております。個人の取り組みはもちろん行政やコミュニティ組織、各種団体等で保全・保護していく重要性、そして適正に管理していくことによる鳥獣被害対策にもつなげていきたいというものでございます。

続きまして、93番のコミュニティセンター関連でございますが、校区公民館の今後のあり方について、既に教育委員会のほうで検討を進めておりまして非常に驚いたわけですが、今後、地域課題の解決に取り組む将来像や市民センターをも視野に入れた考えをまとめてまいりたいと存じます。

厳しい財政状況の中、市民の皆様から頂戴した貴重な限られた血税を初めとした財源を有効に活用させていただきながら、多様化する市民ニーズに対して市民満足度の高い行政経営を行うために、財政当局を中心とした官房部門からの指揮命令に頼らない、市民とじかに接

する現場に近いそれぞれの職員がそのことを強く意識し、自発的、積極的に各現場での日々の業務遂行の中で、対話を最大の武器として取り組むことが必要不可欠と考えております。そのためにも、早急に市民と職員との対話を促進するための一体となった研修制度を創設したいと考えております。

繰り返しになりますが、108の事業につきましては、私の思いとして市民の皆様にお約束したものであり、今後、市の事業として精査し具現化するものでございますので、現段階では意を尽くせない回答かとは存じますが、事業内容を具体的に整理するためのしばらくのお時間を頂戴したいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 108の事業ですけど、市民の皆さんも市長の実行力に絶大な期待をされています。ぜひ頑張ってくださいと思います。

今回掲げられましたマニフェストは、結果的に選挙対策の1つではなかったのかなと私は思います。それと、庁舎建設白紙撤回は、白紙撤回ではなくて庁舎建設再検討というふうにされてはいかがでしょうか。どうも白紙撤回というのは言葉が重過ぎて、私はできたら市長、庁舎建設白紙撤回でなくて庁舎建設再検討というふうにされてはいかがかと思えます。

市民の皆様は、例えば給食費全額補助、こんなことができるのか疑問を持たれています。大半の保護者の方も、教育にはお金がかかるが親として子育てに必要なことはしっかり行っていかなくてはならないと考えておられます。まして給食費無料とは確かにありがたいことではありますが、まずは受益者負担とすべきであると思えます。給食費の食材費をなぜ税金で賄わなくてはならないのか、市民の皆様から納得のいく理解は得られないと思えます。松岡新市長が誕生し、マニフェスト全てがすぐに実行できるかといえば、それは大変厳しいものではないかと思えます。今後も私自身、市政の信頼を確保するためにも、市長のマニフェストや市長の発言については、注意深くお聞きしてまいりたいと思えます。市政は市民のために。これで終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時10分 休憩

---

午後1時09分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君）（登壇） 皆さん、こんにちは。3番議員の高瀬堅一です。このたび2期目の当選をさせていただきました。市民の皆様の負託に応えるため、誠心誠意努力してまいります。何とぞ御指導のほどよろしくお願いいたします。

一般質問に入ります前に、今回の市長選挙において激戦を勝ち取られ、県内最年少首長として松岡市政が誕生いたしました。人吉市民は、この新市長の誕生に固唾をのんで見守っておられます。しかし、残念ながら今回の市長就任最初となる所信表明において、全体的にインパクトと情熱を余り感じなかったのは正直なところ私だけでしょうか。就任以来、時間の問題、行政内容の熟知、公約との整合性に執行部と検討されたということは理解いたしますが、もっと具体的な指針をお示しいただけるとおっしゃっていました。しかし、ここは今後どのように市政・行政運営を進めていかれるのか、しっかりと見守り機会を得て質問してまいりたいと思います。今回は所信表明の一部にとどめたいと思います。

それでは、通告に従い一般質問を行います。1項目めの所信表明より、子育て世代を支えるための施策についての子育て世代の子供の医療費についてと、学校給食費については通告しておりましたが、先ほど大塚議員から質問内容等同じような質問をされましたので割愛したいと思っておりますが、1点だけ質問、また意見を述べさせていただきたいと思っております。

市長は所信表明の中で、子供の医療費と学校給食費について、子育て世代を支えるために健やかに暮らせる人吉を目指して、不妊・不育治療から周産期医療に始まる子育て医療、保育の拡充により子供を安心して産み育てられる環境づくりに取り組んでまいります。また、子供の疾病への対応や健やかな成長を支援するという部分では、中学校卒業までの医療費の無料化、さらには学校給食費の段階的な保護者負担の軽減を図っていくための方策を検討してまいりますとこのように述べられております。

執行部の答弁の中で、先ほどの答弁の中で、疑問点やもっと深く説明をしていただきたい点も多々ありますし、答弁された数字、いわゆる予算、実績についてもさらに詳細にお尋ねしたいというのが本音であります。総合的に判断しますと、まだ今後の計画については不明な点も感じられます。特に市長が先ほど答弁されたいつから実施されるかということについて要約しますと、負託を受けました4年間トータルで考えていきたいと存じます。必ずやり遂げる使命でもあると意を強くしているところですよというふうに力強く述べられましたけども、市長に就任されて約1カ月半、執行部を含め熱意を強く感じなかったのは、先ほども申し上げましたが、同様に私だけでしょうか。いずれ検討された過程、内容、方針についても、今後、問いかけをしてまいりたいと思います。これだけのことを申し述べられるのであれば、しっかりと法整備、財源措置が必要なわけで、それなりの試算、根拠が伴うと思われま

す。そこで、これから具体的に計画の発表、資料の提供などをされるかと思いますが、この点についてどのようにお考えかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

私たちの日本は、世界中のどの国と比較しましても遜色のない平和ですばらしい文明社会を築いてきたと言われておりますが、特に少子化の問題、女性や若者を取り巻く環境づくり

を初め子供の成長、教育、子育ての環境等をどう整えていくのか課題を抱えており、本市においてもその例外ではございません。何か大切なものをなおざりにしてきたのではないかと謙虚に受けとめていく必要があると思っております。この思いは、市長選の出馬に際し、市民の皆様と直接対話を重ねていく中でますます強いものとなり、特に子育て世代の若い方たちからの声なき声を拾い、そして導き出した答え、つまり政策が今回多くの議員から御質問いただきました中学校卒業までの医療費の無料化と学校給食費の段階的な全額補助でございます。

高瀬議員御指摘のとおり、しっかりとした仕組みづくり、財源確保はこの政策をなし遂げるため最も重要なことでありまして、特に財政負担の問題は最大の課題でもあると認識しております。市長就任後、財政当局から中期の財政状況の説明を受け、非常に厳しいということを実感したところでございます。特に市税の落ち込み、社会保障費の増嵩、直面する財政課題は重く、私の選挙公約、政策をどの程度実現できるのか、少し不安になったのも事実でございます。今後、事業を進めていく上で段階的な取り組みを基本としながら、その手法、財源につきましても財政当局、関係部署と十分協議、検討を重ねてまいりたいと存じます。

御質問の計画の発表や資料の提供につきましては、現段階ではお示しすることはできませんが、負託を受けましたトータル4年間での実施を見据え、適切な時期に概要を明らかにできればと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） ただいま答弁いただきましたが、本件については市長の選挙公約でもありますし、その決意を感じることができましたが、一方、大変難しく困難であるという意見も市民並びに役所の事務方からも聞き及んでいるところであります。そこで、今後さらなる検討を加えるに当たって、市民、もちろん議会にも情報を開示していただきながら、事業推進を行われるようお願いいたします。本件については、私自身も市民並びに執行部の方々の意見を拝聴しながら、さらに質問等を行っていきたいと思っております。

それでは次の質問に入ります。所信表明より地域の安全・安心、地域を中心にした防犯のまちづくりについてですが、市長は所信表明の中でスマートフォン利用に関する情報教育の充実と述べられておりますが、それぞれの具体的な方針、具体的施策等についてお聞かせください。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

インターネットの普及に加え、スマートフォン等の急速な拡大により社会活動全般においてICT機器に触れる機会が増大しており、子供たちにとってもコンピューターやスマートフォン等は、生活する上で欠かすことができないものとなってきております。スマートフォン所有に対しての考え方はさまざまにあると思いますが、「市内小中学生」のうち約84%の

生徒がインターネットアクセス環境を持つ時代に突入している事実は真摯に受けとめなければなりませんし、またその流れをとめることも難しいものと思っております。だからこそパソコンやスマートフォン等ICT機器の適切な利用や情報モラル、情報セキュリティーについての教育が重要になってくるわけでございます。

御質問の情報教育の具体的な内容としましては、教育現場における児童・生徒への情報モラル教育の推進、個人情報の保護やネットいじめの防止、インターネットの適切な使用など、ネット依存にかかわるものが挙げられ、昨年12月定例市議会におきまして西信八郎議員が御提案されましたプログラミング教育も非常に有効なツールであると思っております。いずれにしましても、コンピューターやスマートフォン等を使用する子供たちが情報活用能力を高め正しい使い方を身につけるためには、情報教育を全体的にバランスよく推進し、より充実させていくことが重要であると考えます。

以上、お答えいたします。

済みません、先ほど市内84%と申し上げましたが、これは「市内中学生」のうち84%の生徒がインターネットアクセス環境を持つということです。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） ただいま答弁いただきましたが、多少内容が具体性に欠け、多少ですけども物足りなさを感じております。スマートフォン、インターネットの問題に関しては、高校生及び一般社会人全体においても、そのモラルや事故、また犯罪にかかわることについて社会問題として提起されているところであります。

スマートフォン利用に関しては、平成26年3月議会において一般質問しておりますが、その中の教育部長の答弁において3つの点について取り組む必要があると述べておられます。

1点目に携帯電話を所持すること、携帯電話を持つことの危険性を児童・生徒へ周知すること、また被害から守るための対処方法の指導。2点目に、スマートフォンやインターネットでの加害行為が犯罪につながることの児童・生徒への周知。3点目に、児童・生徒の携帯電話等への過度の依存傾向を脱却させること。以上3点を取り組んでいくと述べておられます。このことについて現在の状況、またその後の取り組み、対応はどのようなものであったのかお尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

まず、市内小中学校のスマートフォン利用状況に係る最新情報でございますが、これは昨年12月から本年1月にかけて県下一斉に実施されました平成26年度公立小中学校心のアンケートの中からスマートフォン、携帯電話、インターネットに接続できるパソコン等の端末の所持者数を上げさせていただいております。このアンケート調査によりますと、スマートフォンや携帯電話、インターネットに接続できるパソコン等、これには携帯音楽プレーヤーと

かゲーム機を含んでおりますが、そういうものを持っている小学生は市内全小学生1,768名のうち1,167名、これは全体のおよそ66%でございます。中学生につきましては959名のうち806名で、これは全体のおよそ、これは先ほど市長が申し上げました84%でございます。

次に、昨年一般質問していただきましたネットいじめやネット被害を防止するための小中学校における重点3項目、これは先ほど議員が申し上げられましたけども、まず1点目が携帯電話を所持すること、携帯電話を持つことの危険性を児童・生徒へ周知する。被害から守るための対処方法の指導をする、これは1点目でございます。2点目が、スマートフォンやインターネットでの加害行為が犯罪につながることを、そういうものを児童・生徒へ通知していく。要するに犯罪につながる行為、人の悪口をブログや掲示板に書き込む行為、成り済ましメールを送る行為、他人の個人情報や画像をネット上で公開する行為、こういうものは犯罪になるんですよということを徹底して小中学生に教えていく。3点目が、児童・生徒の携帯電話等への過度の依存傾向からの脱却。調査では1日3時間以上の使用者が小学校、中学校いずれも増加傾向にあるようでございますので、帰宅後の適切な使用時間を決める家庭内ルール、そういうものの徹底を強化していきたいということでそのときに申し上げました。現在も引き続き情報モラルの指導、こういうものは学校でしっかりやっていってもらっておりますし、あわせて家庭への啓発なども行ってしっかりやっているところでございます。

また、子供たちをインターネット社会から守る取り組みにつきまして、これは今年の7月に子供たちが携帯電話、スマートフォン、インターネットを使用する上でのルールとしまして、人吉市子供を守る5つの宣言が策定されました。子供たちが携帯電話、スマートフォン、インターネット等を利用する上でのルール、それから保護者の対応等を明示し、我が家の独自の宣言を加筆するような構成でまとめられております。また、宣言づくりと並行する形でアンケート調査も実施され、これらを取り巻く家庭や子供たちの実態が明らかになるにつれ、関係団体、関係者がひとしく危機感を強めたところでございます。

それから同年11月、昨年11月ですが人吉市青少年育成市民会議を中心に、この宣言を各家庭の取り組みから市民の総力を挙げた地域の取り組みに拡大するため、カルチャーパレス大ホールにおきましてインターネット依存社会から子どもたちを守る市民大会が開催されております。今後も引き続き市民の皆様と力を合わせ、子供たちの安全を守る活動を推進していくことを、ここでまたお約束させていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 小中学生のスマートフォンやインターネット問題に関しては、今まで申し上げてきたとおり、もろ刃の剣であります。スマートフォン、インターネットについては、近代社会の生活の中において必要不可欠なものであり、その有効利用はこれからますます需要が増大していくことは必然であり、今後大きな社会背景として認識しております。

しかしながら一方、常日ごろから申し上げておりますように、多くの弊害が発生しているのも事実であります。先ほど部長の答弁の中に小学生が66%、中学生が84%、これだけの児童・生徒がスマートフォンや携帯電話、インターネットに接続できるパソコンなどを持っている状況であるようです。これらの利用、活用については家庭の関知は当然ですが、義務教育機関においても指導を強化し、真の利用についての知識と認識を深めていくべきではないかと思っておりますので、さらなる検討をお願いいたします。

次に、青少年の非行やいじめ、犯罪の実態についてですが、スマートフォン、インターネット等での問題、犯罪、いじめなど心配な点は多々ありますが、全体的なところで直近の青少年犯罪の状況をお尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

青少年犯罪でございますが、熊本県警本部の資料、肥後っ子のシグナルというのがございますが、それによりますと熊本県内の少年非行の情勢は、平成15年以降減少傾向にあり、平成25年の刑法犯少年、これから法律用語結構出てまいりますので、用語の解釈はしませんのでお許しいただきたいと思えます。犯罪少年及び触法少年を含む刑法犯少年が熊本県で「952人」、このうち人吉警察署管内で30人。それから平成26年、先ほどの25年ですけども、刑法犯少年は熊本県で824人、人吉警察署で29人で、前年度に比べ熊本県では111人、率にしまして11.9%減少しているようでございます。しかし、万引きなどの初発型非行——これはオートバイ窃盗とか自転車の窃盗も入りますが——熊本県で平成25年が571人、平成26年は527人、これも前年に比べ44人、7.7%減少しているようでございますけども、これは県警の判断としましては依然として高い水準にあるというようなことでございます。

また、過去に非行歴がある再非行者数は減少しているようでございますけども、再非行者率を見ますと32.9%で過去10年で最も高い状況にございまして、刑法犯少年のうち3人に1人が再び非行に走る状況にあるというような結果が出ております。

さらに不良行為少年、これは犯罪少年、触法少年、虞犯少年には該当しないが、飲酒それから喫煙、深夜徘徊等の行為をしている者を言うようでございます。これは熊本県では平成25年が3,684人、それから平成26年が3,146人で前年に比べ538人、率にしまして14.6%減少しているようでございます。

また、インターネット利用による福祉犯、これは少年を虐待し酷使しその他の福祉を害する、または少年に有害な影響を与える犯罪、そういうものを言うようでございますが、その被害の内訳としましてはコミュニティーサイト、これは出会い系サイトの要件を満たしていないSNSサイト、交流サイトですね、それから掲示板、ブログそれからゲームサイト、無料通話アプリなど多人数とコミュニティーがとれるサイトの総称を言うようでございますけども、これは熊本県で平成25年が30人、それから26年が38人、出会い系サイトで平成25年が4人、平成26年が7人、そういうような福祉犯があつてるということでございます。この犯罪

で学識別で見ますと、平成26年は高校生が24人で最も多く、これは全体の53.3%を占めまして、高校生と中学生を合わせますと全体の86.7%を占める結果となっております。

以上、お答えいたします。

訂正をお願いいたします。平成25年の刑法犯少年が、私、熊本県で「952人」と言ったそ  
うですけど、「935人」の間違いでございますので、訂正をよろしくをお願いいたします。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 詳しく答弁いただきましたが、私もこれをもとに調査、検討を進めたい  
と思います。

やがて夏休みになります。もちろん春休み、冬休みもありますが、この長期休み期間にお  
いては聞くところによると、少年犯罪の多発の時期と聞き及んでおりますが、実態はどのよ  
うなものかお尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

これも先ほどの熊本県警本部の資料、肥後っ子のシグナルのうち青少年犯罪の現状をあ  
らわす指数、不良行為少年総数の発生月別推移を分析いたしますと、年間を通しますと議員  
が御指摘のとおり夏休み期間、7月から8月が最も多いようでございます。数値的には、先  
ほど私が申し上げました不良行為少年総数、平成25年が3,684人、平成26年が3,146人でござ  
いますが、4月から10月まで、これは10%前後の発生割合で推移し、特に7月と8月が高い  
傾向にあるようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 7月、8月が犯罪の多い状況であるという答弁でありましたけども、  
青少年の非行やいじめ並びに犯罪、青少年が行うもの、もしくは被害を受けるものもあると  
思いますが、本市においても早急な対策、対応をしていただきたいと考えております。どの  
ようにお考えかお尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

現在、青少年の健全な育成を図ることを目的とし、広く市民の総意を結集し活動していただ  
いておりますのが、昭和56年に設立されました人吉市青少年育成市民会議でございます。  
同会議は、子ども育成連絡協議会、校区公民館長連絡協議会、PTA連絡協議会、それから  
児童生徒生活指導連盟などを初めとする26の個人、法人及び団体でもって構成されております。  
この人吉市青少年育成市民会議の活動内容でございますが、子供の見守り活動の一環と  
いたしまして年間を通した青色防犯パトロール、私たちはこれを通称青パトと言っております  
ですけども、また人吉花火大会、おくんち祭に巡回パトロールを総出で、青少年育成市民会議  
が中心となって実施しております。そのほかに有害図書等の環境調査、それから先ほど御答

弁申し上げましたインターネット依存社会から子どもたちを守る市民大会を主催するなど、インターネット利用の危険性と正しい情報を身につけることの重要性を、この会議を通して広く強く訴えてきております。今後も人吉市青少年育成市民会議、これは私たちにとってはなくてはならない青少年犯罪を防ぐための組織でございますので、しっかりスクラムを組ませていただいて青少年健全育成につながる活動を、これは地道にそして確実に行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） ただいま答弁いただいたことも含めてですが、保護者との連絡、連携は当然のことですが、パトロールにおいては各校区の保護者や人吉地区少年警察ボランティア連絡協議会の方々で行われていると聞いており、学校の行き帰りにおいてはこども王国保安官の皆様による効果、並々ならぬものがあると思います。

そこで提案ですが、民間の運送業の方々を初めとする巡回、営業活動の皆さんの情報提供をいただくシステムの構築などもあるのではないのでしょうか。このようなことも考えられると思いますが、いかがお考えかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

NPO法人体験型安全教育支援機構の清水代表は、犯罪から子供たちを守るため、私たち大人にできることは大きく2つあると述べています。1つ目は見守り力をつけていくこと。犯罪には前兆があり、この前兆にいかにつくか、その力をいかにしてつけるか、そして最も大切なことは、その前兆に気づいたときに地域、学校、保護者が連携して行動をとることである。また、2つ目に子供自身にみずからを守る力をつけていくこと。日ごろから子供の歩行に際し、前方からどんな人が来るのかしっかり見て歩かせることなどは効果がある。最後は、自分が住むまちをどうしたら安全にできるのか、考えられる人間にどうしたら育てていけるのか、これは私たち大人の最大の使命でもあると言っておられます。非常に興味深いお話でもあり、やはり地域の子供たちのとうとい命を守るため、学校、家庭、地域、行政が一体となって防犯のまちづくりに取り組んでいかなければならないと私自身も強く感じているところでございます。

人吉市は、市民みんなで子供たちを守るという意識がすごい高い地域であると私自身自負しておりますし、そして何より登下校時に交代で通学路に立ち、児童・生徒を見守っていただいておりますこども王国保安官の皆様、交通安全指導員の皆様の献身的な活動に改めて感謝を申し上げたいと存じます。

そこで今、高瀬議員のほうから御提案がありました民間の運送業の方々による巡回、営業の方々の情報提供など、新たな仕組みづくりを行ってみてはということですが、これもやはり地域での見守りという点で、今後さらに協議をさせていただきお願いできるものであれば

お願いし、さらに強い見守りの仕組みをつくってまいりたい、そのように考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） ただいまの市長の答弁をお聞きしますと、市長の所信表明にあった地域を中心にした防犯のまちづくりというお考えに対して、まだ具体的な計画立案がなされていないようで、少々残念に感じたところでございます。この問題に関しては、大変奥深く困難な問題もありますが、全市一丸となってこれからの社会を担う児童・生徒、青少年保護と健全育成を推進されることをお願いいたします。

次に、福祉問題から子供の貧困、母子・父子家庭、生活困窮者についてですが、まず本市の現状、実態はどのようになっているのか、この定義を含めお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） それではお答えいたします。

まず、言葉の定義でございますが、子供の貧困ということにつきましては、明確な定義はないようでございますが、子供の貧困率につきましては、子供の貧困対策の推進に関する法律第8条に基づく政令に規定がございまして、手取りの世帯収入の中央値の半分の額より少ない所得で生活する18歳未満の子供がいる世帯の率ということを行います。したがって、そのような世帯に所属する子供の存在及び生活状況を子供の貧困と言うようでございます。

また、次に生活困窮者とはということですが、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者ということで、生活困窮者自立支援法により定義づけられております。

次に、子供の貧困の現状でございます。本市における件数など具体的な把握は、所得など個人情報に係る部分も多くて困難な状況でございます。そこで業務を遂行する中で、実態として把握しております分について現状を申し上げますと、まず子供の貧困率が高いと言われておりますひとり親世帯につきましては、平成27年3月現在におけるひとり親世帯の児童扶養手当受給者の数、母子世帯、母子家庭が453人、父子家庭が45人、それから父母以外の養育者の家庭が2人ということで合計500人ということでございます。また、さまざまな理由により生活困窮のため生活保護を受給されております世帯につきましては、平成27年3月末現在において361世帯でございます。その中で小中学生がいる世帯に対し、教育扶助を支給している世帯が14世帯でございます。また、生活保護に係る相談件数は、平成26年度1年間において130件、そのうち20歳未満の未成年を含む世帯が17件となっております。

以上、お答えします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） ただいま御答弁いただきましたけども、子供の貧困、生活困窮者については把握が難しいという答弁でありましたけども、全国的に子供の貧困や母子・父子家庭については、メディアによる報道などで多く取り上げられております。先日の報道では、子

供の1日の食事がバナナ1本であるという信じられない報道に驚いたところであります。本市においては、こうしたことは考えられませんが、このことを無視することはできません。子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、行政は市民一人一人に至るまで救いの手を差し伸べるのが責務であると考えております。先ほど現状報告はありましたけども、さらなる調査と対応が必要と考えますがいかがでしょうか。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

生活困窮者に対する取り組みといたしましては、平成27年4月から新しい社会保障の仕組みとして生活困窮者自立支援法がスタートいたしました。福祉事務所が設置されている自治体が行うこととなっております生活困窮者自立支援制度は、官民協働により地域での支援体制を構築し、生活困窮する方々を支援するものでございます。本市では、相談対応から計画に基づく支援までの一連の流れを行う生活困窮者自立支援事業を人吉市社会福祉協議会に業務委託し、本年4月1日にひとよし生活困りごと支援センターを開設したところでございます。生活困窮者の自立に向けた就労支援や家計相談、住居確保など相談者の世帯に合った計画を作成し、生活困窮からの早期脱却を支援するものでございます。4月に開設したばかりでございますが、相談対応件数としましては4月、5月の2カ月で実件数35件、延べ140件に上る相談を受けているところでございます。相談内容といたしましては、病気などで離職した方の生活費の相談などがございました。なお、相談業務の集中する消費生活センターをサブセンターとして、ひとよし生活困りごと支援センターの看板をこちらにも掲げさせていただき、市民の相談をたらい回しすることなく対応を行うこととしております。

また、経済的理由により学習塾等に通えない児童・生徒のために、社会福祉法人菊愛会に業務委託し子供の学習支援事業を行っております。子供の学習支援を初め日常的な生活習慣指導、進学に関する支援など子供と保護者の双方に必要な支援を行います。

加えまして子供・子育てに関するあらゆる相談窓口としまして、健康福祉部と教育部に子ども・子育て相談員を計3人配置し、またひとり親家庭の相談窓口としまして、女性福祉相談員を健康福祉部に配置し相談対応を行っているところでございます。

また、相談に関しましては、いずれも待ちの姿勢ではなく、生活上の課題を抱えながらもみずから援助を求めることができない方もおられると思われまので、家庭等への訪問支援や相談者が出向きやすい場所での相談対応を行っているところでございます。

そのほか、地域の町内嘱託員や民生・児童委員の皆さんなどからの相談などによる早期の対応、及び子供の貧困等に関係の深い学校教育課、保健センター、税務課、建設部管理課などの関係各課との連携により困窮者の早期発見、対応に努めてまいります。また、今後の調査につきましては十分に検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 子供の貧困、母子・父子家庭、生活困窮者にあつては、プライベートな問題も含め大変難しい対応があるということは十分承知しております。市長が所信表明の中で、健やかに暮らせる人吉、経済的に安定した人吉、夢が持てる人吉、誇りある人吉、地域社会を支える行政と述べておられます。子供の貧困、母子・父子家庭、生活困窮者への救済、対応は必要不可欠なものと思いますので、真剣な取り組みをお願いいたします。

次に、高齢者のひとり暮らし、買い物難民、交通難民についてですが、高齢者のひとり暮らし、買い物難民の問題については、各界各層により現況を多く受けとめ対応がなされていることを承知しております。いずれこの問題につきましてもいろいろと問題提起をさせていただきたいと思っておりますが、その入り口となる交通難民についてであります。

郊外、中山間地における交通弱者ですが、特に高齢者世帯やひとり暮らしは非常に深刻な問題であると認識しております。つまり動きがとれないということは全ての問題を発生させている現状です。それは交通の確保が大変だからであります。平成24年10月から運行開始された予約型乗合タクシーのことですが、予約型乗合タクシーの予約の方法、また経費などについていろいろ問題があるという声も多く聞かれます。中でも予約の方法については前日までに予約しなければならないということ、また帰りの変更についてもトラブルがあると思います。さらに、予約型乗合タクシーが来ても停留所まで行かなければならず、非常に不便であると聞いております。予約の方法、停留所の増加など改善できるのではないかと思います。このことについて地域から改善や要望、さらに市における考え方や今後の方針についてお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） 皆さん、こんにちは。それでは御質問の地域の方の声、今後の方針につきましてお答えいたします。

人吉市予約型乗合タクシーは平成24年10月から運行を開始し、その路線はそれまでの産交バス株式会社により運行されている路線や停留所を踏襲し、4系統5路線に再編して運行経路を設定しているところでございます。また、産交バス株式会社の運行する4系統のまめバスは、本市における公共交通空白地の解消のため、関係者との協議を重ねながら現在の運行体系をとっているところでございます。しかしながら、高齢化が進む中、自家用車での移動が困難となる交通弱者の方が増加し、運行経路から離れた交通不便地域、いわゆる公共交通空白地にお住まいの方の御要望には現在の交通体系では御満足のいただける対応ができていないことは、これまでにもさまざまな地域の御要望をお伺いしており、また議員の皆様からも御指摘をいただいているところでございます。

地域の実情に合った都市計画や交通体系の再編は重要なものであり、国においては平成26年11月に改正公共交通活性化再生法が施行され、本年度は同法により設置された法定協議会であります人吉・球磨地域公共交通活性化協議会におきまして、人吉・球磨地域公共交通網形成計画を策定し公共交通再編の取り組みが始まったところです。

この計画では、マクロな視点から地域間をまたぐくま川鉄道、路線バスを中心に調査事業を経て再編が行われます。その後、この人吉・球磨地域公共交通網形成計画の策定を受けまして、本市におきましては次年度より同様に人吉市の公共交通網形成計画を策定し、路線の再編に取り組んでまいります。本市の計画では、ミクロな視点で中心市街地から中山間地における人の移動に着目し、公共交通網の沿線から離れたところにおいてはコミュニティセンターなどを拠点施設として位置づけ、自宅から最寄りの拠点へのアクセス向上を図り、そこから中心市街地の病院や公共施設、買い物施設へのルートを公共交通によりつなぐといった交通施策による外出支援を促してまいりたいと考えております。

乗合タクシーにつきましては、議員御指摘のとおり予約の方法など改善すべき点があると存じております。これから策定いたします地域公共交通網形成計画におきまして十分な調査を行いながら、コミュニティバスの運行など乗合タクシーに捉われない運行形態も検討してまいりたいと考えております。同時に、この形成計画によって路線の再編による公共交通空白地の解消にも努めてまいりたいと考えております。今後とも地域の皆様の声をしっかりと見きわめながら、利便性、公平性、運行経費のバランスのとれた公共交通網の構築に取り組んでまいりたいと考えておりますし、今後は住民の皆様へのアンケートや施設や交通機関での聞き取り調査を行ってまいりますので、議員各位におかれましても周知に御協力いただきますようお願い申し上げます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 3番。高瀬堅一議員。

○3番（高瀬堅一君） 執行部におかれましても、ただいま答弁いただきましたように各面において検討いただいているところですが、申し上げたいのは高齢者のひとり暮らし、買い物難民の解消にも本件は重要な位置づけと考えるからであります。ゆえに、さらなる厳しい現況を考えていただき、何としてもこの方々の意に沿った施策を期待するものであります。

本件については、私自身もしっかりと耳を傾け取り組んでまいりたいと思っております。これで、私の一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後1時59分 休憩

---

午後2時10分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）  
11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君）（登壇） 皆さん、こんにちは。11番議員の本村です。

それでは、通告に従いまして壇上からまず1回目の一般質問を行いたいと思っております。内容といたしましては大きな項目として5つで、1つ目に市長の所信表明でそれに関しては、市

庁舎の移転についてと市民との対話について質問していきたいと思います。2つ目にダムによらない治水対策でありまして、それは1つ目に市長の考えについて、2つ目に市民の民意について、3つ目に清流を生かしたまちづくりについて、4つ目に五木村の振興について質問していきたいと思います。それから大きな3つ目で諸税の負担感の軽減策についてで、国民健康保険税の引き下げについて質問してまいりたいと思います。4つ目には教科書採択に関しまして、適切な採択のあり方について質問していきたいと思います。5つ目、市民の声より市道瓦屋川村線の改修について質問を行ってまいりたいと思います。

まず、市庁舎の移転について、それでは質問してまいります。幾つかの部分、前の質問と重なる部分もあるかと思いますが、お答え願いたいと思います。じゃあ入っていききたいと思います。松岡市長は選、挙戦において市役所新庁舎建設の白紙撤回を掲げ、先日の所信表明で市庁舎移転のあり方について再考する機会をいただきますようお願いするものでございまして述べられました。人吉市が平成27年3月に出した人吉市新庁舎移転建設基本構想を見ますと、地方自治法上の規定、敷地条件面、防災安全面や建設コストなどを総合的な見地から判断し、平成26年3月市議会において、新市庁舎の建設位置については現有庁舎敷地である市役所別館地一帯を適地として位置づけ、整備することに決定しましたと書いてあります。市民の中からは、市長は一体市庁舎をどうするつもりか、どんな筋道で再考しようというのか、そんな声が聞こえてきます。

そこで、この質問を行います。私の記憶では、この市庁舎移転先については福永市長のときから、本当に長い時間をかけて人吉市と議会で議論されてきたと思います。一体どれくらい年数をかけて市庁舎別館地一帯という結論に達しているのかお伺いします。以上、1回目の質問です。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

市庁舎移転問題についてでございますが、平成12年11月に庁内に市庁舎移転建設研究委員会を設置いたしまして、将来のまちづくり、行政サービスの利便性、経済性、防災拠点等の観点から、庁舎移転の候補地につきまして平成19年3月まで検討してまいりました。その間、平成14年4月には企画課内に市庁舎移転準備室を設置し、市議会におかれましても平成13年12月に市庁舎建設に関する特別委員会を設置されまして、平成19年3月まで御審議いただいたところでございます。特別委員会では、庁舎移転候補地については2カ所まで絞り込みを行われましたが、最終的には総合的判断が必要とされ移転候補地を1カ所に絞り込むまでには至らず、また資金調達と事業手法についても厳しい財政状況下、はっきりと期待できる資金や事業手法を決定するに至らず、今後の市の長期計画も含め調査研究や検討を重ねていく必要があるとの結論に達しました。その後、平成24年10月に庁内組織、市庁舎移転建設研究委員会を再設置し、市議会におかれましても平成24年9月に市庁舎建設に関する特別委員会を設置されまして御審議をいただいたところでございます。

以上、御説明いたしましたこれらの期間につきましては、平成12年から平成27年まで、途中休止期間もございましたが、約15年間御審議をいただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 本当に実に長い期間、話し合いされてるのがわかります。それで、とりわけ移転先を決めるためには市民の合意形成が欠かせないと思います。そのための取り組みがこの4年間にきちんとなされたかが私は重要だと思ってます。この4年間でどんな取り組みをされてきたのかお伺いしたいと思います。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

平成23年度から平成26年までの4年間についてでございますが、先ほど答弁いたしました経緯を受けまして、平成25年6月議会におきまして、西間下町の市役所別館地一帯と九日町周辺の中心市街地一帯の2つの移転候補地について、防災安全面、敷地周辺の状況や敷地の法的条件面、さらには建設コスト面などさまざまな角度から総合的な見地で比較し、執行部として一定の根拠を明示した選定具体案を提示させていただきました。また、市長と市民の皆様が直接語り合うタウンミーティングひとよし“かがやき”づくりトークの場において、新市庁舎に求めるものと望む機能などについてアンケートを実施いたしました。さらに移転候補地を選定するに当たり、平成26年1月に各校区コミュニティセンターにおきまして、市民の皆様にご意見をいただく公聴会を校区単位で開催いたしました。

一方、平成26年3月市議会におきまして市庁舎建設に関する特別委員会は、新市庁舎の移転候補地を西間下町の市役所別館地一帯と決定されておられます。

前後しますが、平成25年11月からは学識経験を有する方、市内の各種団体から推薦された方など15名で構成する諮問機関、人吉市庁舎等移転建設審議会を設置し、多面的、客観的に15回にわたる審議を重ね、平成27年3月に新市庁舎の目指す基本理念と基本方針を踏まえ、市庁舎等の規模及び機能等について答申をいただいたところでございます。また、平成26年4月には、計画に反映させるために市内在住の3,000人の方に新市庁舎建設に係る市民アンケートも実施いたしております。

このような経過を踏まえまして、平成27年3月に人吉市新市庁舎移転建設基本構想を策定いたしまして、平成27年3月議会におきまして、市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定について議決いただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） いろいろ公聴会とかアンケートとかされて、市民の合意形成等も努力されてることはわかってきたんですけど、そこで、今度は市長にお伺いしていきたいと思うんですけど、ひとよし球磨青年会議所が4月17日に開催された人吉市長選に伴う公開討論会

2015の配布資料の4、新市庁建設についてをしてみると、松岡市長は市役所新市庁舎建設白紙撤回を求めますと書いており、代替案としてカルチャーパレスのコミュニティ棟へ引っ越しプラス増築となっています。また、人吉市選挙管理委員会名が入っている選挙運動用ビラにも同様の代替案が示されています。ところが所信表明においては、既存公共施設等の整理や活用を組み合わせた小さな市庁舎で、できる限り投資や後年度負担を軽減すべきだという結論を自分なりに導き出したということでございますと、はっきりしない表現になっています。

そこで、再考というのは市庁舎別館地一帯とカルチャーパレスのコミュニティ棟への引っ越しプラス増築という代替案で比較検討しようというのか、あるいはそれ以外の構想があるのかお伺いします。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

大塚議員の先ほどの答弁や所信表明で述べさせていただきましたが、さらに進展する少子高齢社会がもたらすさまざまな負の要因、市の将来予測、今後の都市のありよう等を見据えたときに、総合庁舎型の大きな庁舎だけではなく、既存の公共施設等の整理や活用を組み合わせた分庁舎型や複合型の市庁舎で、できる限り投資や後年度負担を軽減すべきと自分なりに考えたところでございます。再度お時間をいただき、経費の抑制というコストパフォーマンス等を命題に、必要な諸機能は十分に発揮できる市庁舎移転のあり方について再考の機会をいただきたいと、そのように存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今の答弁に、やっぱりカルチャーパレスのコミュニティ棟への引っ越しプラス増築という代替案が出てこないですね。ということは、この案は白紙撤回ということで理解してよろしいですか。

○市長（松岡隼人君） 白紙撤回という言葉に関しましては、先ほど答弁させていただいたとおりでございますが、あくまでも私案ということで、市政を預かる以前に申し述べさせていただきました。その後、またさまざまな方法で検討を、既存の施設等々も用いたところでコストを最大限に抑える形で検討していくべきだというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 要するに、このカルチャーパレスのコミュニティ棟への引っ越しプラス増築という案も残っているのですかということです。案の中に、検討の中に。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

案としては残るかと思いますが、具体的なことについては今後、庁内での検討をしっかりと重ねた上で協議してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） これだけの時間と手間をかけて出てきた結論を再考するためには、それだけ責任ある議論が必要だと思いますが、市長はどのように再考していこうとお考えなのでしょうか、お伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先ほど議員もおっしゃいましたように、現計画の基本構想が市議会並びに執行部、多くの関係者や市民の皆様の御意見を集約し策定されたことは十分承知いたしております。これまで鋭意議論や研究を重ねてこられた関係者の方々、市庁舎の位置の決定という市議会の議決の重みといったものに敬意を払い、積み上げてこられた検証や研究結果の趣旨をできる限り活用、尊重する形で検討してまいりたいと存じます。

まずは庁舎内で少数になるかと存じますが、関係職員によるプロジェクトチーム、研究会等を設置いたしまして、そこに必要であれば有識者と建築士会等の皆様の意見交換も交えながら、検証と基本方針の作成に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） プロジェクトチームを立ち上げていくのはわかりました。大きなその中のメンバーは述べられましたが、構想ですね。いつごろ立ち上げていこうかというのはビジョンにあるのでしょうか、お伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

まだはっきりとした時期は決定するまでには至っておりませんが、なるべく早く迅速に立ち上げてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） それと、人吉市新市庁舎移転建設基本構想を見てみますと、「平成23年3月11日に発生した東日本大震災にみられるように、市役所の災害時の役割の重要性を考えると、庁舎は高い耐震性や安全性を確保し、水道や電気等のライフラインが途絶えた場合でも、司令塔となる防災・災害対策拠点として機能し続ける災害に強い建物でなければなりません。平成26年4月に行った市民アンケートの結果によると、現在の市庁舎は、本庁舎と別館、その他の施設が分散し、分かりにくく利便が悪いこと、駐車場が不足していること、バリアフリーへの対応が不十分なこと、また、本庁舎が建っている現在地は、国の史跡指定区域内にあり移転の必要があることなど多くの課題を抱えています。さらに、給排水設備や空調設備等の老朽化が進み、維持管理費や修繕費も年々増大傾向にあります。これらのことから、現本庁舎の移転及び建設は、一日も早く取り組まなければならない喫緊の課題です」

と書いてあります。

基本構想が述べたように、現本庁舎の移転及び建設は喫緊の課題だという認識はありますか、お伺いしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） 市庁舎の移転に関しましては、早急に行うべき、取り組むべきだというふう認識いたしております。

以上、お答えします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） そうなると見直しの結論、いつまでに出そうと考えていらっしゃるのでしょうか、そこをお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

まずは先ほどお答えいたしましたように、プロジェクトチームを早急につくり、その中でスピード感を持って進めてまいりたいと思っております。時期に関しましては、その中で決定いたしていきます。

以上、お答えします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） いずれにしても、ずっと進んでいた市庁舎建設を、今のところ松岡市長がストップさせたような形になってますし、ここにあるように災害の拠点としても喫緊の課題としていかなきゃならない、それをスピード感持って市長が前向きにどうしていくべきかを十分に考えてしていかないと、ゆっくりしてたんでは市民からも、それはただとめてるだけじゃないかというような批判を浴びる問題でもあるのではないかと思いますので、前向きにどうしていくかは考えていかれる責任が市長にあると私は思ってます。そのことを申しておきたいと思えます。

2つ目には対話についてです。市長は所信表明の2カ所にわたって述べるなど、市民との対話を充実しようとしているようにうかがえます。後のほうではその方法として、仮称ではございますが、人吉未来会議を設置と述べられてます。この未来会議とはどのようなものかと思いインターネットで調べてみました。いろんなところで未来会議という言葉が使われており、決まった形態はないという印象を持ちました。市民からすれば、未来会議とはどんな会議なのかと疑問に思うと思えます。そこで、市長に未来会議とはどのような会議をイメージされてるのかお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

市民の皆様、あるいは各種団体の皆様、市長そして市の職員が同じテーマで市政の課題等についてワークショップ方式で意見交換会を行うものを、未来を語るという希望を込めて人吉未来会議として実施してまいりたいと考えております。参加の皆様には、市政に興味を持っていただき、そして1つでも2つでもみずからの課題として持って帰っていただき、責任

と行動の部分で市政参画をお願いしたいと考えております。

また、市側は出された意見を事業のアイデアとして、政策の背景として、あるいは新たな課題として、行政としての責任を持ってお返ししていくまちづくり等の役割を確認する会議を目指すものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 未来会議についてのビジョンはちょっとお話しいただきましたが、そこにどうだこうだというか、賛否はまだここで申し上げることは差し控えます、まだ細かくまで様子が見えてませんので。しかし、市民のさまざまな意見が反映される場合は、私は必要だと思っております。今おっしゃいましたけど、要するに未来会議だけで各種団体とかは参加できたとしても、個人でいろんな意見を言いたい方もいらっしゃるかもしれません。そのためには市長は対話のあり方について所信表明で、多くの人の御意見や地域の思いに耳を傾け、苦言や批判にも感謝し、子供たちや高齢者など社会的弱者と言われる人たちに寄り添い、公平、公明、公正を旨とした対話と述べています。また、行政の独断、独善でない市民との対話とも述べています。そうであるならば、市民に物を言いたい人は自由に参加できる場を設けるべきだと思いますが、市長はどうお考えでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

所信表明にも書いておりますとおり、私が最も大事にしたいことは対話でございます。もちろん形態等につきましては、これからさまざま考えてまいります、市民の皆様なるべくたくさんの方にお越しいただいて、それぞれから御意見を賜りたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 先ほど未来会議については今後見ていきたいと思っておりますけど、今ははっきりしていることは、前市長が行っていた市民と語ろうひとよし“かがやき”づくりトーク、すなわちタウンミーティングは市長に物を言いたい人は誰でも参加できる対話の手段だと思っております。市長に物を言いたい人は自由に参加できる場を設けるという観点から、タウンミーティングを引き続き行うべきだと思いますがいかがでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

まさに本村議員がおっしゃるとおりですので、広く市民に参加していただくような機会をつくってまいります。

以上、お答えします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） そのように取り組んでいただきたいと思います。

3つ目のダムによらない治水対策のほうに入っていきたいと思っております。松岡市長は、所信

表明においてダムによらない治水対策について全く触れられませんでした。そこでこの質問を行います。4月18日の人吉新聞を見てみますと、人吉市長選に伴う公開討論会の様子が載っており、3人がお互いに質問し合うクロストークでは、川辺川ダム建設の白紙撤回を表明した田中氏がダム問題への賛否と治水安全度向上について質問し、松岡氏はダムによらない治水をすべき、ハード面では河床掘削、下流域のかさ上げを考える、このように考えを述べたことが報じられています。また、5月22日の人吉新聞を見てみますと、人吉市を中心に活動している清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会を初めとする3団体が、ダムによらない治水対策の早期実現を目指して国や県に働きかけるよう市長に要請書を提出したことが報じられています。そこにはこう書かれています。松岡市長は、ダムによらない治水について国や県、流域市町村で協議している。その中に入ってしっかりと協議させていただき、ダムによらない治水を早急に行いたい。やれるところからやっていただきたいと述べたというものです。公開討論会や市民団体に言われた立場で人吉市の治水対策を推進していかれますねということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

まず、治水に対する私の方針・見解といたしまして、地域住民の生命・身体・財産を守り抜く覚悟を持つことは、首長として当然の責務であろうかと存じます。そして、これまでの歴史的な経緯と行政の継続性を尊重し、住民の生命と財産を守るために球磨川流域におけるほかの市町村や関係機関と連携し、ダムによらない治水を推進することで球磨川流域の治水安全度の向上を目指す決意でございます。

これまでの経緯を踏まえますと、平成21年1月からことし2月までに国土交通省、熊本県及び流域市町村におきまして、ダムによらない治水を検討する場を12回開催し検討を重ね、現時点で最も現実的な対策を最大限積み上げてこられました。これらの対策を施したとしても達成可能な治水安全度としては、人吉市域においては全国の直轄管理区間の河川整備の目標と比較した場合に、低い水準にとどまるとの結果のようでございます。このため、新たな協議の場である球磨川治水対策協議会において議論に積極的に参加させていただき、全国的に見て妥当な水準の治水安全度の目標として、戦後最大の洪水被害をもたらした昭和40年7月の洪水と同程度の規模の水害を防ぐことが可能なレベルを目標として、さまざまな条件下において議論を深めていく所存でございます。現段階では治水安全度が低い水準にとどまる人吉市としては、水害から市民の安全・安心の確保のためにも河川改修等といったハード面はもとより、地域住民に対しても避難するための防災意識の向上を持っていただくためのソフト面の充実といった両面において、できる対策から早急な整備を実施していただけるよう流域市町村と連携して、国及び県に対して要望を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 市長の考え方よくわかりました。

国交省が川辺川ダム建設からダムによらない治水対策へと大きくかじを切らなければならなかった背景には、球磨川、川辺川の清流を守ってほしい、川辺川ダムは要らないという市民の民意があったからだと思います。2008年9月15日の熊日新聞を見てみますと、川辺川ダム反対、知事決断支持85%というタイトルで記事が載っています。記事の中身を読みますと、こう書いてあります。「蒲島知事の川辺川ダム建設反対表明を受け、熊本日日新聞社と熊本放送は12日、13日の両日、県内有権者を対象に緊急電話世論調査を実施した。知事の決断に対しては支持するが85.0%に上り、球磨川流域に限っても82.5%が支持、一方支持しないは10.8%（流域は13.9%）にとどまった」というものです。さらにはダム建設の賛否についての世論調査も行われており、このように書いてあります。「球磨、人吉市、芦北、八代の球磨川流域のみで見ると、反対が53.8%、どちらかといえば反対が24.0%で合わせて77.8%、賛成は18.2%だった」というものです。これらのことから考えると、球磨川、川辺川の清流を守ってほしい、川辺川ダムは要らないというのが市民の民意だという認識はありますかということをお伺いしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

市民の民意の把握、認識の程度についての御質問だと思いますが、本市を初め球磨川流域の市町村においてさまざまな考え方が存在している中で、ダムによらない治水というものが選択され、民意として進められているところでございます。そのような民意の背景には、知事や首長が全国で初めて国直轄ダムの白紙撤回、治水対策の代替案を求めたという歴史的事実が存在しているものと存じます。また、市民が望む球磨川流域の治水対策や整備内容につきましても、優先して取り組むべき対策として流下能力を確保するための河床整正や堤防の補強やかさ上げ、さらには未改修区間の護岸改修といったハード整備が喫緊の要望事項だと考えております。いずれにしましても、流域住民がかけがえのない財産・宝としてきた清流球磨川水系を守るため、そして自然の歴史が育んだ球磨川水系を含む流域全体の自然を保全するために、ダムによらない治水を推進し、スピード感を持って治水安全度を少しでも高めることが私に課された使命だと考えております。

以上、お答えします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 市長や知事が白紙撤回を言ったことが、このような大きな変化の……と言われましたが、その背景にはやはり市民の民意があったと私は思いますし、人吉市で起こりました住民投票の運動ですね、有権者の55%に当たる1万6,711筆の直接請求署名が出され、選挙管理委員会に提出されて審査後は1万4,635名の署名をもって市長に条例制定の請求がなされています。こういうことを考えても、やはり市民の民意は清流球磨川、川辺川を守ってほしいということと、川辺川ダムは要らないとそういうことがあったとしっかり認

識すべきであると私は申しておきたいと思えます。

次に、市長は表明において、清流を生かしたまちづくりについては述べられませんでした。この内容はさまざまな観点がありますが、第5次人吉市総合計画にも母なる清流球磨川が輝く自然安全都市ひとよしが掲げられています。球磨川下りやラフティング、アユ、旅館・ホテルの客室や露天風呂から眺める風景など、清流球磨川は人吉市の観光の重要な要素となっています。また、球磨川を挟んだ人吉城の風景や中川原公園は市民に憩いを与えてくれます。清流を生かしたまちづくりは、人吉市が取り組むべき課題だと誰もが思っていると思えます。市長に清流を生かしたまちづくりを進めるべきではないかということをお聞きします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

清流球磨川を生かしたまちづくりとまちづくりの考え方、ビジョンについてでございますが、水害被害をもたらしている暴れ川であるがゆえに、市民の生命と財産を守るための防災・減災対策に力を注ぐ一方で、沿線の肥沃な穀倉地帯を潤すなど人々の生活を支えてきた恵みの川でもある清流球磨川河川環境を生かしたまちづくりにおいても、同様に力を注ぐべきだと認識をいたしております。蒲島熊本県知事におかれましても、球磨川そのものがかけがえのない財産であり、守るべき宝であるといった発言をされており、この言葉こそが流域住民が川を守るための哲学にほかならないと考えております。

また、私自身人吉市で生まれ育ち、近くの山や川、神社や公園で仲間とともに遊んだよい思い出が残っており、現代の子供たちが育つ過程において、同じ環境を味わってもらいたいという思いもございます。そのための川づくりのビジョンとして、アユなど水生生物の生息環境に配慮した水質保全機能の向上や球磨川河畔の散策やジョギング、河川公園でのレクリエーションなどのように、市民や観光客に親しまれる憩いの場としての河川空間であることを踏まえ、河川環境全体の機能向上を図ることが清流を生かした今後のまちづくりにおける最も重要な点だと考えております。

また、ビジョンを実現するための手段の一つとして私の108の事業の中においても、球磨川流域での地域間交流といった項目も掲げさせていただいたところでございます。その具体的な内容につきましては、現時点で明確にお示しできる段階ではございませんが、球磨川という恵まれた地域資源の魅力を最大限に引き出すために、市民との徹底した対話という点を最重要視し、多くの方の御意見を大切にさせていただきながら、より新しいアイデアや事業が展開できるよう知恵を絞ってまいりたいと存じます。

以上、お答えします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 清流を生かしたまちづくりについては誰もが望むことでもありますし、市長もその方向で進めたいということですので、ぜひそれはその方向で頑張ってもらいたいと思えます。

それから五木の振興についてですけども、私は6月10日にも和田村長にお会いしてお話を伺ってきました。私が入吉市とも関係があり興味深く思ったのは、最近イベントを行うときに、メインの内容をできるだけ遅くやるようにしているということです。これは外からやってきた参加者が早い時間にやるとまだ時間があるということで、霧島や鹿児島に宿泊に行ってしまうからだということでした。できれば五木村に宿泊してもらいたい。少なくとも入吉市に泊まってほしい。だからメインの内容をできるだけ遅くやるようにしているということでした。五木の観光振興は五木村ばかりでなく、入吉市にとっても大変よいことがわかる話でした。

そこで、市長に五木村の観光振興も考えていくべきではないかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君） 質問にお答えいたします。

今おっしゃいましたように、五木村ともさまざまなことを連携して取り組む必要があると考えておりますが、特に五木村と熊本県が共同で策定されておりますふるさと五木村づくり計画の推進について、強力に支援していくということを基本的なスタンスとしてまいりたいと存じます。その計画の中でも特に力を入れておられる施策が、働く場づくりとして観光・交流の促進が掲げられており、水没予定地内を最大限に活用した公園整備、さらにはバンジージャンプ、カヤックといったアウトドアスポーツにも重点的に取り組まれているようでございます。特に若年層を意識した観光振興策のようでございます。旬夏秋冬キャンペーン実行委員会や今回の日本遺産への取り組みなど、広域観光として入吉球磨で取り組んでいくテーマについても深く連携してまいりますし、球磨郡以外の八代地域といった周辺地域と、広域的連携を視野に入れた周遊観光ツアーパッケージ商品とすることで、さらに効率よく国内外からの集客力を高めることが大いに期待できるのではないかと思います。

入吉市としまして、どれだけの具体的な広域的連携や御支援ができるかは、今後議会とも御相談させていただいた上で決定すべきだと存じますが、本村議員おっしゃいますように五木村の再生・振興というものは、流域市町村の共通の課題という強い認識のもと、ふるさと五木村づくり計画や国・県・五木村の三者合意に基づくハード整備を初めとした五木村の生活再建の着実な実施を、さまざまな場面でともに要望していきたいと考えております。

以上、お答えします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 五木の振興については、今のようにぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次のほうに入っていきたいと思います。諸税の負担感の軽減策です。松岡市長が選挙中配られた入吉未来マニフェストの4つの重点プロジェクトの中には、国民健康保険税などの税金の生活感に応じた軽減推進が書かれており、所信表明でも諸税の負担感の軽減策を述べられました。私は負担感の軽減のためには、直接国民健康保険税を引き下げることが重要だと

いう思いからこの質問を行います。

まず、事実関係をお伺いします。人吉市の1人当たりの国保税が幾らで熊本県45市町村の中で何番目に高いのかをお伺いします。

○市民部長（福山誠二君） 皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

国民健康保険税の金額、順位ということでございますので、平成25年度の実績でお答えさせていただきます。熊本県がまとめました平成25年度の県内の国保事業状況によりますと、本市の1人当たりの健康保険税、税額で9万683円でございます。熊本県内では45市町村ございまして、高いほうから11番目に位置いたしております。

国民健康保険税は医療分、それから後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つに分かれておりまして、本市の国保税率等は、平成20年度のときに後期高齢者医療制度の発足に合わせて資産割を廃止いたしておりまして、全ての税率等を改定いたしました。さらに、平成24年度には介護納付金分の見直しをいたしております。熊本県内でも将来を見据えました国民健康保険事業の安定的な運営のために、税率等を改定されている自治体も幾つかございますが、多くありまして年度によりましては1人当たりの県下における税額の順位は変動していくものと考えられます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 平成25年度、県下11番目に高いところはわかったんですけど、それだけ高いのであれば市民は国保税を払うのに大変苦労している。そして払いたくても払えない人が多くいることが危惧されます。

そこで、人吉市の国保税の収納率は何%で、県下何番目の順位なのかお答えください。

○市民部長（福山誠二君） お答えいたします。

平成25年度の現年度分の収納率でお答えいたしますが、87.59%でございます。熊本県下での順位でございますが、44番目に位置いたしております。45番中の44位でございます。本市におきましては収納率向上対策の1つとしていたしましては、平成25年度からコンビニ収納を導入いたしておりまして、納税者の利便性の向上を図っているところでございます。また、税の公平性の観点から、各種催告を実施するとともに滞納処分によります収納率の向上にも、現在鋭意努力しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 45市町村中の44番目の収納率ですから、低さとして下から2番目の低さなんですね。払いたくても払えない、まさに被保険者である市民の家計は県下でも有数の火の車の状態になってるんじゃないかと思えます。

昨年、日本共産党人吉市委員会は、市内一円にアンケートを配布し返信用封筒でその回収

を行いました。その中で国保に関する意見を幾つか紹介したいと思います。少しのけがや病気を我慢して、そのお金を保険料に回しています。40代の女性の方です。人吉市は他県と比べると断トツにいろんな面で高く、年金での生活はとても苦しいものです。70代の方です。国保、介護毎月の保険料で支払いが終わってしまうようなもので、夢も希望もなくなる。60代の方です。年金は低下、消費税は増加、物価上昇、これでは国民健康保険及び介護保険料を下げる以外にない。60代男性です。払えないほうが悪いのはわかっているけど、払えないと保険証ももらえない。ぐあい悪くても病院に行けない。死ねってことですよね。50代女性と、このようなものです。

そのような状況の中、国から国保への財政支援が行えるようになりました。持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が5月27日に成立しました。国から各自治体の国保財政に保険者支援金として平成27年度からは毎年約1,700億円、平成29年度以降は毎年約3,400億円新たに拠出されることとなります。人吉市の国保会計に、国からこれまで以上に積み増しされた財政支援が入ってくることに間違いありませんねということをお伺いします。

○市民部長（福山誠二君） 御質問にお答えいたします。

5月27日に平成30年度に施行されます持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正、この中で全国で1,700億円の財政支援をするということになっております。ただし人吉市、本市にどれだけ来るかというのは未定でございます。

以上でございます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 未定ですけど来ることは明らかなだと思います。この保険者支援金を活用して本年度の国民健康保険税の引き下げを発表する自治体が相次ぎました。京都市は保険者支援金を活用し、来年度から加入世帯の9割を対象として1人当たり年間平均2,532円の国保税を引き下げることが2月4日に発表しています。また、北海道北見市も早い段階で引き下げを打ち出し、15年度予算で約5,000万円の拠出を決めています。

市長にお伺いしますが、この保険者支援金を活用して国保税を引き下げるべきではありませんかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

まず、一般会計から国民健康保険特別会計への繰出金が、平成25年度決算において3億3,100万円ございます。この繰り出しは、現在地方交付税措置されている部分です。平成25年度の一般会計の財政は健全に見えるものの、将来を見据えますと厳しい状況に変わりはなく、今後現行の事業の継続の検討と私が掲げました108の施策の位置づけ、新規取り組み施策の順位の選定等を行い、予算の割り振りなど財政の見直しを徹底した上で、新たな財源を見出せるか判断するべきものであると存じます。

国民健康保険制度につきましては、医療水準が高い一方、所得水準が低いなどの構造的問題を抱えていると言われております。国による国民健康保険制度への財政支援の拡充は、こういった構造的問題の1つである低所得者対策の強化であり、国民皆保険制度の最後のとりでである国民健康保険制度を、将来にわたって堅持することを目的として財政支援を拡充されるものであると理解しております。今後増加していく医療費水準の軽減と税必要額の確保が図れるならば、被保険者の方々へ新たな負担を求めることはないと考えておりますし、本市の現在の国民健康保険税率等の増加を抑制していくことが、結果的に負担感の軽減へとつながるものではないかと判断いたしております。本市の国民健康保険税等の改定につきましては、平成30年度以降の都道府県単位化、医療費の動向、2年ごとの医療報酬改定等を視野に入れながら、将来被保険者の方々へ新たな負担を強いることなく安心して医療が受けられるよう、また安定した事業運営が持続可能かを見きわめながら慎重に検討していく必要があるものだと存じます。

以上、お答えします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 先ほど申しましたように、人吉市の国保の収納率は非常に悪いものですし、やっぱり引き下げることによって収納も上げる方法をとることも必要だし、何といても市民の生活は大変ですので、ぜひ国保を少しでも引き下げていただきたいというのを要望いたしましてこの質問を終わります。

5番目、教科書採択です。本年は4年に一度訪れる教科書採択の年です。適切な採択がなされるようこの質問を行います。私は教科書採択に当たっては、教育長並びに教育委員は不当な支配や介入に屈せず、教育の自主性・自律性を確保した上で意思決定を行うことが大切だと思います。文部科学省初等中等教育局長が4月7日に出した平成28年度使用教科書の採択についてという通知の教科書採択の公正確保についての中にも、外部からの働きかけに左右されることなくとなっています。教科書採択の独立性についてどうお考えかお伺いします。

○教育長（末次美代君） 議員の皆様、こんにちは。それでは、御質問にお答えいたします。

これまでも議会等で御説明させていただきましたとおり、教科書その他の教材の取り扱いに関することにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号により、教育委員会の職務権限の1つに定められております。したがって、教科用図書の採択も特に政治的中立性、継続性、安定性を担保する必要があり、教育委員会の専権事項となっております。昨年度の小学校用教科書の採択に引き続き、本年度は平成28年度から使用される中学校用教科書の採択の年となっております。これまでと同様に、球磨地区教科用図書採択協議会において教科書についての調査、研究及び選定が行われることとなっております。本市におきましても、採択協議会から通知された選定教科用図書の一覧及び選定理由書をもとに、教育委員会で審議を行い、採択権者としての主体性を持って公正かつ適正な教科

用図書採択に努めてまいり所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 次に進めたいと思いますけど、昨年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改定され、新たに首長と教育委員会による総合教育会議が設置されることになりました。市民の中からは、教科書採択による教育委員会の独立性が損なわれるのではないかと危惧する声が聞かれます。衆議院の畑野君枝議員は、4月22日の衆議院文部科学委員会で質疑を行い、「地方教育行政法が変わっても首長、都道府県知事とか市長ですね、首長の教育委員会の職務権限に変更はなく、教科書採択は引き続き教育委員会の権限ということですね」と聞いています。これに対して小松親次郎文科省初等中等局長は、「今回制度が改正されましたけども、新制度でも教育委員会が従来どおりの職務権限を持つこととされておりまして、首長から独立した教育行政の執行機関として、最終的な決定権限を有する点は変わらないところでございます。したがって、教科書採択に関する首長と教育委員会の職務権限についても、改正前と改正後で変更されておりません」と答弁しています。これまでどおり、採択権限は教育委員会にあり首長にはないということです。このことに対する認識を教育委員会にお伺いします。

○教育部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

教科書採択における権限は、先ほど教育長が答弁いたしましたとおり、首長ではなく教育委員会にございます。教科書の採択につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたが、平成27年4月7日付の文部科学省初等中等局長からの通知、この中に教科書採択の公正確保として一文明記されております。静ひつな採択環境を確保するため、外部からの働きかけに左右されることなく、採択権者の権限と責任において公正かつ適正な採択を行うとされております。本通知の趣旨を受けまして、本年度の教科書採択につきましても、採択権者である教育委員会の権限と責任下において、公正かつ適正な採択を行うよう努めてまいり所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） それでは、総合教育会議の議題に上げることによって、首長が採択に介入できるのではないかという思いも市民の中にはあるかと思えます。この問題についても、畑野君枝議員の質疑において小松親次郎局長は、「総合教育会議においては、教育委員会制度を設けた趣旨に鑑みまして、特定の教科書の採択等、特に政治的中立性の要請が高い事項については、協議題とすべきではないというふうに考えておりまして、このことについては、昨年7月の改正地教行法の施行通知においてもお示ししているところでございます」と答弁しています。それをこの間教育委員会に行ってもらってききましたが、確かにそのことが明記

されていることがわかりました。総合教育会議の協議題に教科書採択にかかわる内容を入れることはないと思いますが、その点に関して御答弁いただきたいと思います。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

文部科学省の資料、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律——概要版になりますが——によりますと、総合教育会議は首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行う場であり、両者が教育政策の方向性を共有し一致して執行に当たることが期待されているとあります。なお、会議において調整がついた事項につきましては、それぞれの結果を尊重して事務を執行することとなります。また、総合教育会議では予算や条例提案等に加え、保育や福祉等の首長の権限にかかわる事項等について協議し調整を行うほか、教育委員会のみの権限に属する事項についても協議を行うことが想定されております。しかしながら、採択すべき教科書や個別の教職員人事につきましては、特に政治的中立性の要請が高い事項であり、総合教育会議の協議題として取り上げるべきではないとされております。

したがって、本市におきましても採択すべき教科書については、協議題として上げることは望ましくないと考えておるところでございます。ただし、教科書採択の方針並びに教職員の人事の基準につきましては協議することは考えられるという記載もございますので、熊本県教育委員会の見解、またほか自治体の状況等も参考にさせていただきながら、今後どのように取り扱うべきか判断させていただきたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 今の2つの答弁を受けて市長に質問していきたいと思いますが、国会での文科省局長の答弁や文科省からの通知、それを受けた教育委員会からの答弁からして、教科書採択そのものについての市長の権限はないという認識はお持ちでしょうか、お伺いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先ほど教育長が答弁いたしましたように教科用図書採択につきましては、従来どおり教育委員会の専権事項として取り扱うべきだというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 次のほうに移ってきたいと思います。総合教育会議については、情報公開が大変重要だと思います。地方教育行政の通知においても第4、総合教育会議についての項目で、総合教育会議における議論を公開し、住民への説明責任を果たすとともに、その理解と協力のもとで教育行政を行う趣旨を徹底するため、会議は原則として公開するものであることということや、原則として会議の議事録を作成し、ホームページ等を活用して公

表することが強く求められるとしています。十分な情報公開を行うべきだと思いますが、それについて御答弁いただきたいと思います。

○**教育部長（井上祐太君）** 御質問にお答えします。

総合教育会議における情報公開につきましては、先ほどの地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第6項に明文化されております。ちょっと読ませていただきます。

「総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、または会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、この限りでない」と定められております。要するに、後段は少し例外規定も書いてありますけど、基本的には公開すると明文化されております。また、この法律の第1条の4第7項におきまして、ここも少し読ませてもらいますけど、「地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない」とあります。したがって会議につきましては、法の趣旨を尊重しながら公開に努めてまいり所存でございます。また、議事録の作成と公開につきましても、同様に取り扱いをまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 11番。本村令斗議員。

○**11番（本村令斗君）** 前に進めていきたいと思いますが、教科書を実際に使うのは現場の教職員です。現場の教職員の声を反映する教科書採択にすることは大切なことだと思います。先ほど申しました畑野君枝議員が、教科書採択はそもそも何のためにあるのかと質問したのに対して、下村博文文科大臣は、その地域の児童・生徒にとって最も適した教科書を採択すると答弁しています。今回採択する対象となる中学校教科書は、9教科15種目で全部で104点あります。例えば英語で6社から1社を選ばなくてはなりません。子供に最適な教科書の選択を最もよくできるのは、やはりその教科の教員と言わざるを得ません。世界のルールとしてもILOユネスコが1966年に出した教員の地位に関する勧告では、教員は生徒に最も適した教具及び教授法を判断する資格を有しているので、教材の選択及び使用、教科書の選択並びに教育方法の適用に当たって承認された計画の枠内で、かつ教育当局の援助を得て主要な役割を与えるものとするとしています。現場の教職員の声を反映する教科書採択にすべきではないかということをお聞きします。

○**教育長（末次美代君）** 御質問にお答えいたします。

本日、平成27年6月19日から7月2日までの14日間にわたり、熊本県教育委員会の主催で教科書展示会が開催されております。教科書展示会の目的は、学校関係者はもとより、広く県民の方々に学校で使用される教科書について関心を持っていただくということでございます。教科書展示会では、小学校で現在使用されている教科書や、検定に合格して採択の対象となった中学校の教科書の見本を、市民の皆様や学校関係者に閲覧していただくことができ

ます。本市におきましては、人吉市カルチャーパレスと人吉市西小学校で開催され、原則として午前9時から午後5時まで閲覧することができます。教科書展示会の場所にはアンケート用紙が用意されており、閲覧された皆様方の御意見をいただくようになっております。ここで寄せられた御意見や御要望は事務局で集約し、球磨地区教科用図書採択協議会に送付され、教科用図書採択の参考にし、また反映されるものと存じます。本年度の教科用図書採択におきましても、今議員のほうからお話がありましたように、子供に最適な教科書として教職員の先生方の忌憚のない御意見をいただくためにも、教科書展示会に積極的に参加されるよう市教育委員会といたしましてもさらに参加をお願いしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 別の点から聞いていきたいと思うんですけど、最後の質問なんですけど、中には教育基本法に合致した教科書採択をということで、特定の教科書を採択するようと言われる方がおられますのでこの質問を行いたいと思うんですけど、2014年5月9日に衆議院の宮本岳志議員が雑誌での教科書に対する発言問題を追及したところ、下村文科大臣は、いずれも検定教科書ですから全部教育基本法にのっとっていますと答弁しています。検定に合格した教科書は全て教育基本法にのっとった教科書だと捉えるべきだと思いますが、教育委員会の認識をお伺いします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

まず、教科書検定とは、民間の教科書発行者が著作、編集した図書について文部科学大臣が教科書として適正かどうかを審査し、これに合格したものを教科書として使用することを認める制度でございます。さらに教科書には、文部科学省の検定を経た教科書と文部科学省が著作の名義を有する教科書がございます。申請されました図書は、大学教授や小・中・高等学校の教員等から選出された委員で構成する教科用図書検定調査審議会、及び文部科学省常勤職員の教科書調査官が教科用図書検定基準に基づき、表記や内容の適正を調査、審議し、文部科学大臣は審議会からの答申に基づき、検定に合格もしくは不合格の決定を行うことになっております。また、2013年11月下村博文文部科学大臣は、従来 of 検定基準をさらに厳格化する教科書改革実行プランを発表しておりますが、これは2006年に改正された教育基本法の理念を忠実に反映させることを主眼としているところでございます。したがって、これまで述べてまいりましたように、教科用図書検定の最終判断は文部科学大臣がいたしますことから、検定に合格しました教科書は、当然のことながら教育基本法及び学習指導要領に沿っているものと判断しているところでございます。

以上、お答えいたします。

大変失礼いたしました。氏名の読み方を間違えてしまいました。「しもむらひろふみ」と申しましたが、「しもむらはくぶん」文部科学大臣です。大変失礼いたしました。氏名の間

違いをしてしまいました。訂正いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 私も先ほど間違えました。「ひろふみ」とたしか言いましたので、「はくぶん」ということで訂正方いただきたいと思います。

大体わかりました。やっぱりそうだったんだなと。あと、こういうのもあるんですけど、例えば南京事件や日本軍慰安婦を書いた教科書は、教育基本法に合致しないという意見を言う方もおられるんですけども、外務省ホームページの歴史問題Q&Aを見てみると、問6、南京大虐殺に対して、日本政府はどのように考えていますかという質問に関して、日本政府としては、日本軍の南京入城（1937年）後、非戦闘員の殺害や侵略行為等があったことは否定できないと考えていますと書いてあります。また河野談話は、日本軍慰安婦を当時の軍の関与のもとに、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題と規定していますが、この河野談話については安倍政権も継承を閣議決定しています。

このように、2つの事件は政府の公式見解であったとする歴史の出来事です。当然それらが記述された教科書は、教育基本法にも合致していることで検定を合格しています。南京事件や日本軍慰安婦を書いた教科書は、教育基本法に合致しないというのは余りにも乱暴な意見だと思うということを私は申しておきたいと思います。

次の質問に移りまして、先ほど申し上げましたが日本共産党が行いました人吉市委員会のアンケートの中で、山田川の鶴亀橋と県道人吉坂本線を結ぶ市道瓦屋川村線について、でこぼこ、自転車で通ると危険を感じるなど、数名の方から改修を求める声が寄せられました。私も改めてその市道を見に行きましたが、早期に改修する必要を感じました。

そこでこの市道瓦屋川村線を早期に改修できないかお伺いします。

○建設部長（松田知良君） 皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

市が管理しております市道は637路線ございまして、延長は約405キロメートルでございます。昨年度1年間におきまして、各町内会等から修繕や道路整備などさまざまな要望が146件あったところでございます。市道の修繕や改良整備につきましては、厳しい財政事情の中、優先順位を決め整備を進めておるところでございますが、市民の皆様の早急な整備の御期待にはなかなかお応えできず、申しわけなく思っているところでございます。

議員御指摘の市道は市道瓦屋川村線でございますが、起点が県道坂本人吉線に始まり、終点が願成寺町の人吉機械工業団地を通り相良村との境界に至る総延長約2.8キロメートルの市道でございます。議員が質問されます緊急に改修すべきでないかと言われます区間は、先ほど言われましたように県道坂本人吉線、理容ひろみ様の南側から鶴亀橋との間でございます。延長が約200メートルでございます。この区間におきましては、道路の現況幅員が約3メートルで、住宅が両側に張りついております。路面状況も決してよい状態ではございません。この区間につきましては市民からの要望を受け、平成26年度整備に向けた測量設計業

務を完了いたしております。整備の工事内容につきましては、側溝の整備などを行いまして、終点側の側溝と路面の傾斜の緩和を行うこととしております。また、同区間は通学路でございますので、グリーンベルトの設置、スクールゾーンの路面標示、交差点内の着色なども計画しております。

この整備事業につきましては、社会資本整備総合交付金事業の対象事業として通学路の危険箇所の解消を目的とした補助事業の活用を計画いたしております。今年度、県及び国に要望いたしまして、平成28年度から事業を実施する計画でございます。しかしながら、他の整備計画路線とあわせて申請を行います関係から、補助決定額が私どもの想定より低い場合もございますので、本路線の整備につきましては他の路線と調整しながら進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 11番。本村令斗議員。

○11番（本村令斗君） 改修に向けて着々と進められていることがよくわかって、地元の方も安心されるのではないかと思います。ぜひ早く予算がついて改修が進みますように要望いたしまして、この質問を終わります。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） はい、どうぞ。村上議員。

○14番（村上恵一君） ダムによらない治水対策の件で、市長は行政の継続性を主張されておりましたけども、平成19年か20年かだったか記憶が定かじゃないんですけども、川辺川ダムによる治水を促進するような内容の意見書がこの市議会から提出されております。そのときには松岡市長は議員でございまして、この促進決議に参加されています。署名されております。そのときと今回のこの答弁の内容に違和感を覚えたものですから、そのときの考えが全く変わってしまったというふうに考えてもいいんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後 3 時36分 休憩

---

午後 3 時55分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ここで、会議時間を延長いたします。

また、ここで暫時休憩いたします。

午後 3 時55分 休憩

---

午後 4 時09分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

先ほど村上恵一議員からの議事進行がございましたが、議事進行は議長に対しての要望・

注意を求めるものでございますので、市長に対しての答弁を求めることは該当いたしません。よって、議事進行は認められません。

引き続き質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さん、こんにちは。9番議員の豊永貞夫でございます。本日最後の登壇でございますので、しばらくおつき合ください。

4月の統一選におきまして、私も3期目の当選をさせていただくことができました。これも御支援いただいた市民の皆様のおかげでございます。松岡市長を初め執行部の皆様、どうぞこの4年間よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。今回は3項目、1番に医療費削減の取り組みについて、2番目認知症支援について、3番目市民の声からでございます。

まずは、医療費削減の取り組みについてでございます。飲み残し、残薬対策でございます。処方された薬を患者が大量に飲み残す残薬は、75歳以上の在宅高齢者だけで年間500億円規模に上ると推計されています。残薬の発生は、医療費を圧迫するだけでなく、残薬と服用すべき薬を混同すれば、飲み合わせによっては健康を害する危険があります。処方された薬を適切に飲まなかったために症状が改善されず、医師がさらに薬の処方をふやすといった悪循環に陥る場合もあるようです。治療の効果を上げるためにも、残薬をなくさなければならぬでしょう。高齢になるとさまざまな病気を抱え、1回に10種類以上の薬を飲む人も珍しくないというのが現状で、複数の病院からばらばらに処方されて薬の量が多くなれば、必然的に飲み残しがふえる可能性は高くなります。

厚生労働省の実態調査2013年度によれば、薬を余らせてしまう理由として複数回答ですが、飲み忘れが積み重なったが67.6%と7割近くを占め、次いで新たに別に医薬品が処方された、自分で判断し、飲むのをやめたの2つがいずれも21.5%に上がっています。別の医療機関で同じ医薬品が処方されたと回答する人も2.9%いることがわかりました。これまでも、飲まなければならない薬を曜日や時間ごとに分ける薬整理箱やお薬カレンダーを活用したり、数種類の薬を服用ごとに1回ずつ袋にまとめる1包化調剤などが行われてきたようですが、飲み残しは高齢者に多く見られるため、個人任せの取り組みには限界があるようです。薬剤師が高齢者の自宅や介護施設を訪問して、残薬を回収したり薬の飲み方を指導する取り組みを始めた薬局もあります。医師や薬剤師が連携し、患者への服薬管理、指導を充実させていくことが求められます。

まずは、本市が薬剤に係る医療費はどのくらいの金額かお尋ねします。また、本市での後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用割合の状況と、ジェネリック医薬品の普及が医療費削減に対して貢献した金額はどの程度と推定されているのかお尋ねいたします。

○市民部長（福山誠二君） それではお答えいたします。

3点ほど御質問をいただいております。まず、本市の薬剤に係る医療はどれぐらいの金額かということでございます。平成25年度の実績でお答えさせていただきます。平成25年度の実績で調剤の費用額は6億9,357万9,017円でございます。

次に、本市の後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品でございますけれども、こちらの使用割合の状況はということでございます。処方医薬品にはジェネリック医薬品に切りかえ可能なものと切りかえが不可のものがございまして、切りかえ可能なものの中での使用割合でお答えさせていただきます。本市でのジェネリック医薬品の使用割合は、昨年4カ月分のレセプト調査によりまして、数量ベースの平均で約51%となっております。

3点目の御質問で、後発医薬品の普及が医療費削減に対して貢献した金額はどの程度かということでございまして、昨年8月に通知いたしましたジェネリック医薬品を使用した場合の自己負担の削減効果を示した差額通知の結果でお答えいたします。通知の対象といたしまして、40歳以上で生活習慣病に伴う慢性疾患対象薬を使用している方、それから後発医薬品への切りかえが可能の方、加えまして削減効果額が一月100円以上ある人ということで、26年5月分の調剤のレセプトから抽出いたしました944人に送付いたしております。その後、対象者の9月分のレセプトと比較しました結果、送付しました944人中102の方が後発医薬品に切りかえていらっしゃいまして、一月10万5,000円余りの節減となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 薬剤に係る額が約7億円。かなりの額になるかと思っております。また、切りかえ可能な944人の方に通知を出されて102の方がジェネリックに切りかえ、一月で10万5,000円の節減となったとありました。このジェネリックに切りかえ可能な944人、切りかえてジェネリックに変えた場合、最大でどれぐらいの額が削減になるのか、年間どれぐらいかかるのかお尋ねいたします。

○市民部長（福山誠二君） お答えいたします。

後発医薬品に切りかわった場合でございますけれども、試算ではございますけれども、調査しました「4月分」のレセプトの処方医薬品のうち、切りかえ可能な先発医薬品が後発医薬品に切りかえた場合、最大効果は平均で被保険者負担分の合計額が月に160万5,500円、保険者につきましては月に553万9,000円、合計いたしますと714万4,600円となります。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 最大で710万円程度の削減効果が見られるということでございました。ぜひジェネリック医薬品の使用割合をふやしていった削減していくべきだと思っておりますので、取り組んでいただきたいと思います。

先発、後発に限らず処方された薬の残薬、飲み残しの薬についてお尋ねいたします。さま

ざまな病気に対して薬が処方されますが、飲み忘れなどによりたくさんの残薬が出ております。飲み残しの残薬の調査などはされておられるのかお尋ねいたします。

○市民部長（福山誠二君） お答えいたします。

飲み残しの残薬の調査ということでございますが、本市での調査は行っておりません。それから、人吉球磨薬剤師会に問い合わせいたしましたが、こちらでも調査をしたことはないということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 市でも医師会でも調査をされたことはないということでございます。最初に発言しましたとおり、かなりの残薬が出ているというのが厚生労働省の調査でわかっておりますので、この辺の残薬の実態というのはやはり調査してみないとわかりませんが、残薬がかなりの額になろうかと思っておりますので、その辺の調査を今後していくべきだというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

先ほど述べた厚生労働省の実態調査によりますと、薬局が調査した患者に残薬を確認した結果、残薬を有する患者がいた薬局は約9割に上るとの調査結果が出ています。その残薬を活用した取り組みをされている市もあるようでございます。福岡市の薬剤師会は2012年6月、家庭で余った残薬を入れる節薬バッグ——この節薬のやくは薬のやくです——を無料で配る取り組みを始められました。患者が残薬をバッグに入れて薬局に持ち込み、薬剤師が使用期限などをチェックし、医師と調整して使える残薬を再利用し、新たな処方薬の量を抑えるという仕組みであります。福岡市内の31薬局の12年6月から8月のデータを九州大学が集計したところ、患者252人が持参した計約84万円分の薬のうち、再利用した薬は約70万円分に上ることがわかりました。全国に当てはめると、年間約3,300億円が削減できる計算になるようです。節薬バッグの導入で飲み忘れの特徴を把握でき、薬剤師が医師に適切な処方量や飲み方の提案もしやすくなるとのことであります。医療費削減に向けたジェネリックの導入拡大や、今紹介しました節薬バッグを導入するなど残薬の有効活用が必要だと考えますが、本市の考えをお尋ねいたします。

○市民部長（福山誠二君） お答えいたします。

2点ほどの御質問だと思いますが、医療費削減に向けました後発医薬品の導入拡大、それから残薬の有効活用の件につきましての考えを述べさせていただきます。

まず、後発医薬品につきましては、平成20年度から被保険者へジェネリック医薬品お願カードを配布いたしておりまして、利用促進に取り組んでおるところでございます。また、これに伴いまして医療費削減は議員御指摘のようにジェネリック医薬品の利用拡大の取り組み、さらには検診による重症者対策をさまざまな手段を講じて対策を行っていく必要があると判断しているところでございます。

それから、福岡の例を挙げられまして、その点でのいわゆる残薬対策でございますけれども、こちらにつきましては実際に薬を取り扱います調剤薬局におかれましては薬剤服用歴管理記録簿、いわゆるおくすり手帳でございますけれども、こちらの交付が行われております。このおくすり手帳は、患者情報を収集整理しまして適切な服薬指導を行うために、また服薬指導とともに患者またはその家族の方から残薬の状況確認を行いまして、それから残薬が相当認められるかどうかを判断するために最も重要な手段となっているところでございます。手帳等をもとにした聞き取りによりまして残薬が相当数認められましたならば、処方医、医者の方の方に対して連絡、投与日数等の確認を行うことも可能でありますから、残薬に対しましてはまずこのおくすり手帳の活用の推進が重要であると思います。先ほど福岡市の薬剤師会、節薬バッグの取り組みを挙げさせていただきましたので、保険者とできることを今後薬剤師会等とも相談させていただきながら検討させていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 現在はおくすり手帳で薬の個人個人の状況を把握されているというのは、私もおくすり手帳は持ってますけれども、残薬に関しては今の状況だと自己申告ですよ。飲み忘れというのはやっぱりあると思うんですけども、次に診察を受けたとき先生が薬を処方されるときに、自分が飲んでる薬があとどれぐらいあるかというのを自己申告するかしないかで先生の対応が、じゃあその分合わせて何日分出しましょうというのが現在行われておりますけれども、やはり高齢者の方とか、中には薬をストックして万が一のときに備えておこうという方もいらっしゃると思います。解熱剤とか、薬によっては使用期間というかあると思うんですけども、やはり飲み方間違えると危険な部分がございますので、そういった意味でも節薬バッグとかを導入して、今後余った薬は一旦返して、新たにちゃんとした処方を出してもらって適切な数を出すというのが重要かと思っております。節薬バッグあるいはジェネリック医薬品を活用することで、これまでかかっているお薬代、医療費にもかなりの額が出ておりましたので、その辺の医療費の削減にもつながるんじゃないかと思っております。この辺については強く要望しておきたいと思っております。

厚労省は残薬自体を減らす取り組みとして、複数の病院で処方された薬をまとめて管理し、患者への服薬指導にも取り組むかかりつけ薬局の普及を促す方針を打ち出しています。国内には調剤薬局が約5万7,000カ所あります。その多くは病院の近くに店を構える駅前薬局で、こうした大病院に隣接する薬局などでは、病院の閉院時間に合わせて閉店したり、医師の処方箋に沿って薬の受け渡ししか行っていない実態もあると指摘されています。服薬指導に積極的な薬局がふえれば、残薬も解消されると考えられます。さらに複数の病院を受診した患者は、薬を一元管理するかかりつけ薬局を持つことで、処方薬の重複などを防ぐこともできると考えられます。ただ、かかりつけ薬局を持つかどうかは、あくまで患者個人の判断に委

ねられるもので、関係機関はメリットを広く伝える努力が求められます。薬剤師がその役割を担うためには、より専門性を高めるほか医師と十分連携をとる体制を築くことが重要になってくると思います。厚生労働省は薬自体を減らす取り組みとして、先ほど申したかかりつけ薬局の普及を促す方針が打ち出されておりますけれども、本市の考えをお尋ねいたします。

○市民部長（福山誠二君） 済みません。先ほどの2回目の質問のときに私「4カ月分」というところを「4月分」と言ったそうです。ジェネリック医薬品の700万のところ、「4カ月分」ということです。大変申しわけございません。

それでは今の御質問にお答えいたします。

厚生労働省の方針についてということでございます。まず、先ほど申し上げましたおくすり手帳、これはかかりつけ薬局にも関連いたしております、どの薬局を利用する際にも手帳の提示を行うことによりまして適切な服薬指導が可能となりますことから、その普及推進を図っていくことが非常に重要であります。そのためにもかかりつけ薬局の推進につきましては、薬中心から患者中心への考え、これは患者情報の一元管理や在宅患者への対応強化となつてまいりますので、その点残薬への有効性を高める上でより一層の効果があるものと考えております。このような考えのもとでございますが、政府が出されております2025年をめどに全国5万7,000件の保険薬局をかかりつけ薬局に再編することを目的といたしました患者のための薬局ビジョンを年内に策定、公表するとなっておりますので、本市といたしましても国保運営協議会の委員の皆様方、そういった方々からもアドバイスをいただきながらかかりつけ薬局の普及につきましては進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 厚生労働省のほうも2025年をめどにかかりつけ薬局を行うように、年内に薬局ビジョンというのを策定されるということでございます。その内容を見る必要があると思います。その辺の推移は今後見守っていきたいと思っております。いずれにしましても残薬の削減は、医療費削減を目的にするものでございます。先ほども要望しましたようにジェネリック医薬品の拡大、あるいは残薬の取り扱いも含めて今後国のほうも策定されるということでございますので、本市としましても積極的に取り組んでいただきますよう要望しておきます。この項目については終わります。

次に、認知症支援についてでございます。政府は本年1月27日、認知症の人への支援を強化する初の国家戦略を正式に決めました。本人や家族の視点を重視した施策の推進が柱になっています。安倍首相は、この日に開かれた関係閣僚会合で、最も速いスピードで高齢化が進む我が国こそ社会全体で認知症に取り組んでいかなければならないと話しておられます。国家戦略の正式名称は認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）であります。団塊の世代が皆75歳以上になる2025年までを対象期間とされています。この年には65歳以上の5人に

1人、約700万人が認知症になるとの推計を提示し、基本理念として認知症の人の意志が尊重され、住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を掲げておられます。その上で認知症の方が自分の言葉で語る姿を発信するなどの啓発推進や、65歳未満で発症する若年性認知症への支援強化など戦略の7つの柱を示されています。紹介します。1つ目が認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進、2つ目が認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供、3番目が若年性認知症施策の強化、4番目が認知症の人の介護者への支援、5番目が認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりの推進、6番目、認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究、開発及びその成果の普及の推進、7番目、認知症の人やその家族の視点の重視の7つであります。具体的には認知症への理解を深めるために全国的なキャンペーンを展開、認知症の人がみずからの言葉で語る姿を発信する、また学校現場でも高齢者への理解を深める教育を進めるなどがございます。

今回の質問は、新オレンジプランについての本市の考えを何点か質問したいと思っております。認知症についての基礎知識と正しい理解を身につけ、認知症患者と家族を手助けする市民ボランティア、認知症サポーターは14年9月末時点で全国で545万人に上り、17年度末までの養成目標である600万人達成が目前に迫っているため、新オレンジプランにおきましては800万人に上積みするとなっております。今回の新オレンジプランでは、認知症サポーターを量的に養成するだけでなく、活動の任意性を維持しながら認知症サポーターがさまざまな場面で活躍してもらうことに重点を置き、受講を終了した者が復習を兼ねて学習する機会を設け、より上級な講座など地域や職域の実情に応じた取り組みを推進するとなっております。本市でも開催されております認知症サポーター養成講座で、これまで多くの市民の方が受講されています。私も受講しましたが、これまでの受講者の人数と受講後のサポーターの活動をお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

認知症サポーターの養成事業の目的は、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援団になってもらい、認知症になっても安心して生活できる地域づくりを目指して始まった事業でございます。人吉市におきましては、平成20年度から養成を開始いたしまして、平成27年3月末日現在で6,900名の方に受講していただいております。県から平成24年度から26年度までの第5期の介護保険事業計画期間中に、人口の15%以上の認知症サポーター養成を目標とするようにという通知がありましたが、本市は平成27年3月末時点で20%を超えているところでございます。

次に、本市におきましての認知症サポーターとなられた方の養成講座受講後の活動状況でございます。認知症サポーターとなられた方が認知症で徘徊されていた方にお声かけをし、地域包括支援センターに連絡され家族のもとへとつないだケースが多くあり、認知症高齢者

の方の身の安全の確保と不安の解消につながったと考えております。また、校区単位で実施しております徘徊模擬訓練におきまして、認知症サポーターの方が講師となり、認知症に関する啓発活動を実施していただきました。今後につきましては、認知症サポーターステップアップ研修などの開催により、認知症の正しい理解を深めていただくことはもちろんでございますが、まちづくりを担う地域リーダーとして活躍いただくための支援をしていきたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 御答弁で6,900名、かなりの方が受講されて認知症サポーターの方が誕生されているようでございますが、この受講された6,900名の方が翌年も受講された場合はその人数もカウントされるのか、この6,900名の中に複数年受講されてその人数がカウントされているのか、その辺はわかるでしょうか。また、夏休み実施されていますボランティアスクールに参加、受講した小学生もこの人数の中に含まれているのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

6,900名というのは延べの受講人数でございまして、例えば同じ人が受講されていたという場合についても人数にカウントされているということでございます。そのような場合は重複してカウントしているということになります。

次に、人吉市社会福祉協議会で実施されております夏休みのボランティアスクールの小学生についてですが、6,900人という人数の中にはこの方も含まれております。同スクールで認知症サポーター養成講座を受講された小学生についても、この中にカウントしているということでございます。

以上、お答えします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 6,900名は延べ人数ということでした。多くの市民の方が認知症サポーターとして知識を身につけていただいております。実際に認知症の方を保護されたというのを先ほど答弁があったとおり、保護につながったということでもあります。また、毎年小学校校区ごとに実施されています高齢者徘徊模擬訓練には、多くの市民の方や夏休みにボランティアスクールで受講された小学生も訓練に参加されている新聞報道も出ておりますので、受講後の活動についてはやはりこういう訓練に取り組んでおられるというのがわかりました。今後ますます高齢化が進むにつれてサポーターの役割も重要になってくると考えますが、答弁にもありましたように地域のリーダーへのステップアップ研修や受講生をふやしていくことで、安全・安心な優しいまちづくりにつながると思います。

新オレンジプランの中に認知症は早期診断・早期対応を軸とする循環型の仕組みを構築することが重要で、本人主体の医療・介護等を基本に据えて医療・介護等が緊密に連携し発症

予防、発症初期、急性増悪時、中期、人生の最終段階という認知症の容態の変化に応じて、適時・適切に切れ目なくそのときの容態に最もふさわしい場所で提供される仕組みをつくるようになっております。新オレンジプランでは先ほど述べました早期診断・早期対応につなげるために、初期集中支援チームを2017年度までに全ての市町村に設置する方針が盛り込まれております。初期集中支援チームは、看護師らが認知症の疑いのある高齢者の自宅を訪問し、早期発見につなげるものです。支援チームについての本市の考え、取り組みなどをお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

認知症初期集中支援チームとは、議員からもお話がありましたが認知症サポート医、保健師、介護福祉士などから成る専門職が、認知症が疑われている人や認知症の人とその家族を個別に訪問し、初期の支援を集中的に行い自立生活のためのサポートを行うということで、住みなれた地域での生活を続けていただけるよう支援するものでございます。本市におきましては、平成29年4月の実施を予定しているところでございますが、そのために認知症初期集中支援チームに欠かせない認知症サポート医を確保するなど医療・介護・福祉の各関係機関との意見交換の場を設置し、連携を図っていく必要があると存じております。

以上、お答えします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 平成29年4月に実施予定と言われましたよね。この支援チームの配置場所、これは地域包括支援センターや認知症疾患医療センターを含む病院、診療所等にチームを置きまして、いずれにしても認知症専門医の指導のもとに対応されていくこととなります。今後、この初期集中支援チームが認知症に対しては重要な役割になってくると思われるので、チーム編成については市のほうも対応をよろしくお願いしておきます。

認知症は高齢者だけがかかるわけではありません。働き盛りの年代でもかかる場合があります。65歳未満の若年性認知症の人は、2009年公表の調査で推計約3万8,000人。働き盛りの世代で高齢期とは違って就労や生活費、子供の教育費などの生活課題があります。新オレンジプランでは、都道府県への相談窓口の設置や就労の継続支援の充実などが盛り込まれています。40代、50代で発症する人も少なくなく、職場では中核の人材だったり家事や育児を切り盛りしている世代だけに、発症後に家族にかかる負担は非常に重くなってきます。また、本人や配偶者の親などの介護と重なって、複数の人を世話する多重介護に直面するおそれも高くなります。介護者である家族への支援など、本市の現状はどうなっているのかをお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

先ほど議員から御紹介がありましたように、国の新オレンジプランですけれども、認知症施策推進総合戦略でございますが、その中の7本柱の1つとして若年性認知症施策の強化が掲

げられております。その内容は、都道府県相談窓口支援関係者のネットワークの調整役を配置し、また若年性認知症の人の居場所づくり、就労、社会参加などの支援を行うこととしております。本市におきましては、市内にある認知症疾患医療センターに専門の医師、相談員を配置し、若年性認知症の本人及び家族の専門医療相談や鑑別診断、初期対応、支援を行っているところでございます。また、交流の場といたしましては、市内にある認知症疾患医療センターが中心となって、若年性認知症本人及び家族を支援するニコニコえがおの会を立ち上げられているところでございます。若年性認知症の特徴は、高齢者の場合と比べますと症状の進行が早いこと、それから発症時現役として担っていた社会的役割を放棄せざるを得ないことが多いこと、また御本人が家庭内において経済面、精神面など中心的役割を担っていることなどの特徴がありますので、医療・介護・福祉・就労などあらゆる分野との連携を図りながら、必要に応じて県の窓口につなぎながら本人・家族の支援を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 介護者家族への精神的・身体的負担を軽減する支援をしていくことが重要だと思っております。若年性認知症の人が発症初期の段階から適切な支援を受けられるよう、医療機関や市町村窓口を通じて若年性認知症と診断された人やその家族に、若年性認知症支援のハンドブックを配付するようになっておりますので対応をお願いしたいと思っております。

最近、報道でもあるように高齢者ドライバーによる高速道路の逆走事故や自動車事故が後を絶ちません。警察庁によりますと、75歳以上の運転者による死亡事故は2013年に全国で458件起き、10年前より77件ふえています。全体の死亡事故が減少し続ける中で増加傾向にあり、458件の運転者が受けた認知機能検査の結果、31%に記憶力や判断力の低下が見られたということです。こうした状況を受け、75歳以上のドライバーに対する認知機能検査、認知症のチェック体制を強化した改正道路交通法が今月11日、衆議院本会議で可決され成立しました。既に平成21年6月から講習予備検査——認知機能検査ですが——既に実施されております。認知症が疑われる人を抽出する検査を拡大し、疑いがある人には医師の確定診断を義務づけるなどが柱となります。2017年6月までに施行されます。道路交通法改正の中で認知機能検査の改正がどのような内容なのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

道路交通法の現行制度では、75歳以上で免許を更新する場合に、高齢者講習の前に認知機能検査を受ける必要があり、進行度について認知症のおそれがある方を第1分類、認知機能が低下しているおそれがある方を第2分類、低下しているおそれがない方を第3分類というふうに3段階に分けております。しかし、第1分類と判定されても過去1年間に逆走などの

違反がなければ医師の診断を受ける必要がございませんでした。これに対し今回の改正では、第1分類と判定された方に対して、違反の有無にかかわらず医師の診断を求め、認知症と診断されると免許は取り消しまたは停止となります。また、第2・第3分類の場合もその後に一定の違反をすれば、臨時の認知機能検査が義務づけられることになっています。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） この法案の目的自体は高齢者による事故が起きておりますので、それを阻止するため、また判断力や記憶力の低下による事故を減らすのが狙いであります。改正により高齢者による死亡事故が減少することが期待されますが、今後ますます高齢化が進む中で安全・安心なまちを目指すにはやむを得ない改正だと考えます。ただ、今回の改正により運転免許証をなくす高齢者がふえ、生活する上では交通手段がなくなることとなります。

認知症支援とはちょっと外れるかもしれませんが、本市の運転される高齢者の方は、買い物や病院への交通手段として自分で運転されます。高瀬議員も申されておりましたが、特に山間地に居住されている高齢者の方は、公共交通が空白な地域が多いため、自分で運転しないと生活ができないのが現実です。現在運行されている予約型乗合タクシーもまだまだ改善の要望が多く、今後対応していかなければなりません。この乗合タクシーにつきましては、松岡新市長が手腕を発揮してもらって今後改善していただきますよう要望しておきます。

先ほども申しましたように、今回高齢者の交通事故防止につきましても、今後ますます高齢者がふえていく中で喫緊の課題、2025年にはかなりの団塊の世代の方が75歳以上になりますので、そういった意味でもこういった改正が必要だということでございます。私の今回の認知症支援については新オレンジプランの中身について質問しましたが、要は認知症の人の視点に立って優しい地域づくりをしていかなければならないということだと思います。今後も認知症につきましては取り上げて質問を続けていきたいと思っております。この件につきましては終わりたいと思います。

最後に、市民の声からであります。ドローン対策。この件につきましては首相官邸の屋上で落下していたのが見つかった事件以降、ドローンの事故などが注目を集めています。ドローンとは英語で雄のミツバチという意味で、また自律制御される無人の飛行体の意味があるようです。外見は無線操縦のヘリコプターのような形をしており、複数のプロペラを持っているため安定した飛行ができるのが特徴で、カメラやGPSを持つ高性能機種なら目視できない場所まで飛ばすことも可能だということです。現行の航空法では、人が乗った航空機を想定し無人の航空機に関する詳細な規制はなく、使い方は利用者に任されているのが実態で事故も相次いでいます。名古屋市の繁華街で昨年4月に夜景を空撮中に墜落したほか、神奈川県では昨年11月、マラソン大会の空撮中に墜落し、下にいた人がけがをするという事故が発生しています。

首相官邸での落下事件を受け、規制に向けた動きが急ピッチで進み、ドローン規制をめぐるっては政府・与党が国会議事堂や首相官邸、最高裁判所、皇居など一定の重要施設の敷地と周囲約300メートル以内の上空の飛行を禁止する法案を、与党を含めた4党が12日議員立法で提出されました。違反者には1年以下の懲役か50万円以下の罰金が科されるようです。さらに政府は、ドローン規制に関する関係府省庁連絡会議を開き、運行ルールの骨子を策定、操縦ミスが起りやすい夜間飛行を禁止するとともに、空港周辺や住宅密集地、人混みでの飛行は安全確保の態勢をとった事業者に限定する航空法改正案も提出されました。また、中長期的な措置として、大型で高性能の機種種の操縦には資格制度を導入し、購入時には機体の登録をして事故時などに所有者の把握ができる仕組みもつくられるようであります。

ただ、その一方でドローンは空の産業革命とも言われるほど、その用途や市場がさまざまな分野に広がっているのも事実で、昨年9月に噴火した御嶽山火口周辺調査でも使われています。人の立ち入りが難しい高速道路のトンネルやダムなどのインフラの点検、農作物の生育状況をデータ管理することなどにも活用が検討されています。また、民間企業でも大手警備会社が工場などに不審な人や車が侵入すると、敷地内を自動で追いかけて車のナンバーや人相を撮影する新サービスを導入するとの報道もあっております。また、離島への物資輸送などでの活用に向けて実証実験も進められているということでもあります。ドローンは適切に利用すれば社会に大きなメリットをもたらすと考えられますが、現在の事件、事故などの報道は、よい印象は持てないデメリットばかりが目立っているようであります。大きな視点で利用と規制のバランスを図ったルールづくりを進めることが必要であると考えます。本市の状況として、このドローンの所持者などの把握はされておられるのか、またラジコン飛行機やラジコンヘリコプターなどの飛行制限区域規則などの取り決めはあるのかお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

本市の所持者を把握しているかという御質問にまずお答えいたします。市におきましては、ドローンの所持者や所持数についての把握はいたしておりません。現在、ドローンの販売者及び利用者を登録する制度がございませんので、実態を把握するのは非常に困難な状況でございます。

次に、現在での制限等というところで飛行制限区域等の取り決めについてでございますが、航空法及び航空法施行規則でラジコン飛行機や気球、パラグライダー等の航空機の運航に影響を及ぼすもの、当然ドローンも入っておりまして、場所によって一律で飛行高度の制限がされております。空港、飛行場からおおむね10キロメートル以上離れた場所であれば、地上から高度150メートルまでは飛行可能です。上空に航空路がなければ、最大250メートルまでは飛行可能とされております。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 答弁でありました150メートル、250メートル、この辺の飛行の高度は定められているということでもあります。しかしながら、国でもこれからが規制の法案も出たところがございますので、まだまだその辺の動向を見ながらしていかなければならないと思いますけども、本市でも一定のルールづくりが必要だと思いますが、本市の対策の考えについてお尋ねします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

ルールづくりに関します本市の考えでございます。先ほど議員が御質問の中で御紹介いただきましたように、ドローンの使用につきましてはさまざまなメリット・デメリットがあるかと存じます。メリットといたしましては、例えば防災面におきまして、災害箇所や危険区域など人の立ち入りが困難な場所への進入が可能になることや孤立した地域へ物資の運搬も可能となります。また、農業面におきましても、空中からの散布や生育の確認など幅広く活用することができると思われまます。一方、デメリットに関しましては、テロに使用される危険性に加え、プライバシー侵害の問題、地上に落下した際の事故の危険性などがあるかと存じます。

本市といたしましては、現在取り組んでおります地理空間情報を活用したまちづくりの観点からも、地域の特性を生かしたドローンの利活用についても検討してまいりたいと考えております。一方で安全対策につきましては、国や県を初め他の市町村の状況を見ながら、本市にふさわしいルールづくりについても検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 今後地理空間情報の分野でも取り決めに考えているということございました。先ほど申しましたとおり、利用と規制のバランスを図ったルールづくりが大切だと思っておりますので、このドローン対策に関しましては、その辺のバランスをとりながらつくっていただきたいと思えます。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これもちまして散会いたします。

午後5時03分 散会

# 平成27年6月第4回人吉市議会定例会会議録（第3号）

平成27年6月22日 月曜日

---

## 1. 議事日程第3号

平成27年6月22日 午前10時 開議

- 日程第1 議第46号 平成27年度人吉市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第2 議第47号 平成27年度人吉市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第3 議第48号 平成27年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議第49号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議第50号 人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議第51号 人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定について
- 日程第7 議第52号 損害の賠償について
- 日程第8 議第53号 人吉市教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第9 議第54号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第10 報第1号 平成26年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第11 報第2号 平成26年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第12 報第3号 平成26年度人吉市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第13 報第4号 くま川下り株式会社の経営状況について（第53期決算報告書及び第54期事業計画書）
- 日程第14 一般質問
1. 福屋法晴君
  2. 宮崎保君
  3. 宮原将志君
  4. 平田清吉君
- 
- 

## 2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
- 

## 3. 出席議員（18名）

- 1番 塩見寿子君
- 2番 宮原将志君

3番	高瀬堅一君
4番	大塚則男君
5番	宮崎保君
6番	平田清吉君
7番	犬童利夫君
8番	井上光浩君
9番	豊永貞夫君
10番	西信八郎君
11番	本村令斗君
12番	笹山欣悟君
13番	福屋法晴君
14番	村上恵一君
15番	永山芳宏君
16番	三倉美千子君
17番	仲村勝治君
18番	田中哲君

欠席議員 なし

---

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡隼人君
教	育	長末次美代君
総	務	部長中村則明君
市	民	部長福山誠二君
健	康	福祉部長松岡誠也君
経	済	部長大淵修君
建	設	部長松田知良君
総	務	部次長告吉眞二郎君
総	務	部次長柳瀬恵子君
市	民	部次長加賀邦保君
健	康	福祉部次長村口桂子君
経	済	部次長廣田五浩君
建	設	部次長山田巧君
総	務	課長溝口尚也君
企	画	財政課長丸本昭君

企画審議員	小林敏郎君
会計管理者	山下正純君
水道局長	東俊宏君
水道局次長	中川一水君
上水道課長	那須義徳君
教育部長	井上祐太君
教育部次長	今村修君
教育部次長	東和人君
選挙管理委員会 事務局長	小澤洋之君
農事 業務 局長	荒毛正浩君

---

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	赤池謙介君
庶務係長兼 議事係長	椎葉千恵君
書記	井上京子君
書記	白坂禎敏君

---

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、先週の金曜日に引き続き質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

---

---

### 質疑を含めた一般質問

○議長（田中 哲君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君）（登壇） おはようございます。13番議員の福屋法晴です。さきの統一地方選挙において人吉市民から市議会議員として負託を受けましたので、今後議員活動を一生懸命頑張ってまいります。

また、人吉市では初めて若き市長、松岡隼人市長が誕生いたしました。お祝い申し上げます。松岡市長は、これまでの人吉市をチェンジしたいとチャレンジされ人吉市長選挙を戦い、人吉市民は松岡新市長を選びました。4年間のかじ取りを人吉市民から任されたわけですので、人吉市民の安心・安全な生活を守ることがこれから大切な仕事だと思えます。若い市長ならではの発想で、人吉市を日本で一番住みたい場所にチャレンジしていただけますようお願い申し上げます。全ての市民は、市長、議会に対して安心して子育てができ、安心して生活ができる暮らしを求めています。人吉市民も松岡市長も私も、多分目指しているところは一緒だと思います。これから4年間、人吉市民の生活向上のためしっかりと協力できるところは協力いたしますので、頑張ってくださいようお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問を行います。通告は1番目に、少子高齢化問題からひとり暮らし高齢者の安全対策について。2つ目に、市民の声から駅前開発について。3番目に、施政方針からスポーツ振興策について質問してまいります。

まず初めに、少子高齢化問題から質問いたします。ひとり暮らしの高齢者の方が孤独死されていたとの話を聞きました。なぜ誰も気づくことができなかったのか、助ける手だてが何もなくなかったのか、とても残念な話です。少子高齢化が全国的に急速に進んでいるようですが、施政方針においても人類史上初めて経験する超のつく少子高齢化社会を迎えていると言われており、本市においても3人に1人が高齢者という少子高齢化の中にあり、人口減少時代にどう対応していくのか最大の課題であると言われております。これまで人吉市として少子高齢化対策をいろいろと行ってこられていると思いますが、そこで質問いたします。

まず初めに、少子高齢化と言われていますが、少子化及び高齢化の人吉市における過去5

年間の人口の変動はどのように変化しているのかお尋ねいたします。1回目を終わります。

○健康福祉部長（松岡誠也君） 皆さん、おはようございます。それでは、お答えいたします。

まず、平成21年度から25年度までの過去5年間の子供の出生数と合計特殊出生率の推移について申し上げます。平成21年度が出生数293人、出生率1.94人。平成22年度が出生数327人、出生率2.03人。平成23年度が出生数303人、出生率2.07人。平成24年度が出生数295人、出生率2.06人。平成25年度が出生数261人、出生率1.93人でございます。

次に、平成22年から26年までの過去5年間の9月末時点での65歳以上の高齢者数と高齢化率の推移について申し上げます。平成22年が高齢者数1万501人、高齢化率29.26%。23年が高齢者数1万476人、高齢化率29.43%。平成24年が高齢者数1万650人、高齢化率30.12%。平成25年が高齢者数1万861人、高齢化率31.14%。平成26年が高齢者数1万1,058人、高齢化率32.10%となっております。

以上、お答えします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 今、過去5年の出生率と高齢化率を教えてくださいなんですけど、子供は全国的平均よりも人吉市のほうが横ばいであってそれなりです。子供さんは生まれているのかな。でも、高齢化率が急に30%を超えていきますので、このあたりの今後の推移を見守らなければいけないのかなと思います。

そこで、今後高齢者の増加がどのくらいの速さで進むのか。また、人吉市においてひとり暮らしの高齢者はどのような場所、持ち家なのか市営団地なのか民間の持ち物か、その場所場所でどれくらいおられるのか、もしわかれば教えてくださいと思います。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えします。

まず、高齢者数及び高齢化率の今後の予想についてでございます。ことしの3月に策定いたしました人吉市いきいき高齢プラン、これは第6期の介護保険事業計画・老人福祉計画でございますが、これによりますと5年後の平成32年には高齢者数が1万1,364人、高齢化率が35.6%、そして10年後の平成37年には高齢者数が1万1,138人、高齢化率が37.4%と推計されております。高齢者数は平成32年をピークとして以降は減少に転じると見込まれますが、高齢化率は一貫して上昇が続くものと見込まれております。

次に、ひとり暮らし高齢者の世帯数でございますが、これにつきましては申しわけございませんが、市営住宅は別としまして、持ち家か民間の借家かの区別によります把握は困難でございますので、まとめてお答えさせていただきたいと思っております。また、住民基本台帳における数値よりも国勢調査における数値のほうがより実態に即していると考えられますので、少しデータが古くなりますけれども過去2回の国勢調査の結果でお答えさせていただきたいと思っております。平成17年でございますが、世帯数が1,689世帯で、平成22年が1,894世帯でございます。この5年間で205世帯12.1%の増加をいたしております。

参考までに申し上げますと、ことし4月1日現在での市営住宅の入居世帯数は1,047世帯、そのうち高齢者のひとり暮らしの世帯数は195世帯で、その占める割合は18.6%となっているようでございます。なお、ことしが5年に一度の国勢調査の年になっておりますので、その結果・動向につきまして注視してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 今後の進む速さというのか、それが10年たったときに37.4%、40%ぐらいに進むわけですね。生産年齢というのは全然上がってこないということですよ。というのは、消費年齢だけが上がって行って子供さんがこれに追いついていかないと。例えば3%ぐらいの出生率がないと今後の生産年齢が、今から生まれても20年後なんです。でも高齢化率は20年後にはまだ上がっているはずですよ。ことし生まれた子供が20年後に生産できる。でも10年で37%あるということは、20年後その子供が生産年齢になったときにはこの数字が四十四、五%に上がるのではないかなという懸念がありますので、ことしまた調査があるそうですので、そのあたりをしっかりと調査していただいておりますので、お伝えいただければなと思っております。

そのひとり暮らしの高齢者の方が亡くなっておられたということで、二、三日気づかなかったとか1週間気づかなかったとか、若い人で腐敗が始まっていたというのをお聞きしました。それで、わかるところでいいんですけど、ひとり暮らし高齢者の安全確認、安全対策というのが先ほど持ち家とか民間わからないということだったんですけど、団地関係についてはどのような対策を考えておられるのか、それぞれこれまで対策してこられたのかをお尋ねしたいと思います。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。持ち家と市営住宅と民間の借家ということでお尋ねですけれども、こちらもできればまとめてお答えさせていただきたいと思っております。

本市の高齢者の安全確認及び安全対策のための手だてにつきましては、ハード事業といたしまして緊急通報システムがございます。これは高齢者の方が急病にかかったとき、または災害時の緊急時にボタンを押すと、看護師が24時間体制で常駐しております委託先の安全管理センターに連絡が行きまして、救急車の出動要請など迅速な対応を行うものでございます。このほか位置検索サービスいわゆるGPS機能ですけれども、これを活用することにより在宅で徘徊行動のある認知症高齢者の方の事故を未然に防止し安全を確保することを目的といたしまして、認知症徘徊高齢者位置検索システムを導入しております。

一方、ソフト対策といたしまして民生委員・児童委員、高齢者相談員、シルバーヘルパーなどで組織する小地域ネットワーク推進会議を町内単位で開催し、民生委員・児童委員の方それから高齢者相談員、シルバーヘルパーなどの社会福祉関係者が対象者を定期的に訪問するほか、推進会議において主に隣近所の方をキーパーソンに設定し、対象者への目配り、気

配りなど日常生活上の見守り活動を行うことで、高齢者の方々の安全・安心な生活の確保を図っていただいている状況でございます。また、キーパーソンを設定することで、例えば最近顔を見ないとカーテンが閉まったままになっているとか新聞がたまったままになっているなど、ふだんとは違う異変に気づき関係機関へつないでいただいているところでございます。さらには、市内の新聞販売店、宅配業者、郵便局、電気・水道・ガス事業者を初め多岐にわたります民間事業者等の協力を得まして、高齢者の方々に対する見守り、声かけ、異変の発見、通報をしていただいております安心生活応援団という事業を展開いたしております。現在約130の事業所に登録をいただいております。このように多くの市民の方々、各種団体、事業所などの御協力と御尽力をいただきながら、高齢者の方々に対する見守り、異変の早期発見、早期対応につなぎまして、高齢者の方々の安全で安心な生活の確保を図っているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） まとめてお答えいただきましたが、それはほとんどは団地関係だろうと思うんです。民間にそういう通報システムなんていうのは人吉市の場合には取り入れてないと思うし、それと安心生活応援団というのがあるということなんですけど、なぜこういうのをお聞きしているかというのは実際に私の近くでもあったんです。それでわからずに、2日目か何かわかりませんが郵便局の方が見つけて通報されたんですけど、それによって名前もわからない、どこが誰が、いろんな面で何もわからなかったというのがあるものですから、やはりそのあたりは行政としてこの地域でこのあたりの人が亡くなったら名簿がわかるとか。ひとり暮らしというのは、例えば町内会長さんでもいいと思うんです。民生委員さんとかシルバーヘルパーの方なんかは多分若くても65歳ぐらいから回っていただいていると思います。ではなくて、町内会長に町内にひとり暮らしはいらっしゃらないですかという調査をすると簡単にわかると思うんです。それも必要じゃないかなと。それを把握することによってこの地域に行ったらこことこことこはひとり暮らしなんだと、じゃそれを重点的に郵便局の方は大変だと思いますけど、そのあたりを回ってみようとかそういう取り組みができるんじゃないかなということで対策についてお伺いしたんですけど、人吉市でそういうのをしておられるというのを私は余り聞いたことはありません。

近隣の山江のほうに私はよく行くんですけど、そこは98歳のおばあちゃんがおられるんですが、そこあたりは朝一番にボタンを押したらできるとかいろんな対策をしておられます。人吉市というのは大きいところですので把握が大変だと思いますけれども、そのような近隣の市町村の安全対策の状況についてどのような事業をされているのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） それではお答えしますが、お答えの前に先ほどの部分の補足ですけれども、緊急通報システムが団地の方を対象にされた制度だろうというふうに今おっ

しゃいましたけども、もちろん団地に住んでいらっしゃる高齢者もいらっしゃるんですが、民間の自宅とか借家の人も含めてそういう方も対象にした、人数としては約100人ぐらいが今登録されて運用しているんですけども、大半が自宅なり民間の借家の方ということでございます。補足しておきます。

それから御質問の球磨圏域の状況ですけれども、球磨圏域のひとり暮らし高齢者の安全対策及び安全確認につきましては、本市と同様に全ての町村におきまして緊急通報体制整備事業を導入、運用されております。また、ソフト対策といたしまして見守りのネットワークを構築されているようでございます。このほか、今お話がありました山江村の社会福祉協議会におきましてはお元気コールと言うようですけれども、五木村におきましては高齢者安否確認たっしゅかボタン事業といった事業があるようでございます。これらはいずれもケーブルテレビを導入された後、それを利活用して新たに開始された事業のようでございます。

このシステムの概要でございますが、ケーブルテレビの情報局から見守り対象世帯へ安否確認のための放送を流し、対象世帯に設置されております装置の連絡ボタンを押すと、情報局に返信されて安否確認ができるというシステムのものでございます。したがって、これらのシステムはまずケーブルテレビの導入、整備が大前提ということになるようでございます。

以上、お答えします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 先ほど民間で参加しておられる方が100人ぐらいおられるということで私の知識不足だと思うんですけども、やはりこういうのを民間でも、例えば80歳ぐらいの御両親、片方でもいいですけど子供さんとかいう場合に、子供さんが昼間は仕事に行って1人になれるというところもあると思うんです。だから民生委員でもいいですし町内会長でもいいですし、そのような啓発、2人であっても昼間いなかったら参加できますよとかいう事業ができるのではないかなと今聞きながら思いましたので、検討していただきたいと思えます。

それと山江村とか五木村ではされているということで、今後40%超していくようになったらそういう事業が必要になるのではないかなということで、提案で言いますが今言われたように、今からほとんど光回線に変わっていくと思いますので、何かどこかに市役所でなくても近くの町内会長でもどこでもいいと思うんですけど、そういうシステムを見つけていただいて、朝一番に電話を1回発信するとか、短縮でできますのでそういうことをするとか、前どこかで聞いたことがあるんですけど、朝一番にポットを使うと、そのポットから発信されて安全確認ができるとか、先ほど言われたように新聞がたまっているとか電気がつけっ放しとかつかないというのは旅行に行っておられるかもしれないですね。そういうのもありますので、何かそういうことをできないかなということで、新しい市長が私たちと違ったパソ

コン世代ですので情報ネットに詳しい世代でありますので、若い発想のもとそういうのが人吉市で何かできないかなというのを、せっかくチェンジするという言葉を発しておられますし、チャレンジしていただきたいなど。私たちみたいなもう高齢者に近い者は発想がかたくなってますので、私に気づかないような若い市長が若い改革のもといろんな発信できることが、今後人吉市の安心・安全につながるのではないかなと思っております。もし市長、そのような今秘めたる思いがもしあるようでしたらお答えいただきたい。ないなら結構ですのでよろしくをお願いします。

○市長（松岡隼人君） お答えさせていただきます。

まずは、日ごろから先ほど部長の答弁もありましたように民間の方または地域住民の方、それぞれのお立場でひとり暮らしの御高齢者または御夫婦でお過ごしの方等々をお支えいただいているものと私自身認識しておりますし、地域での見守りに対しましても感謝を申し上げる次第でございます。

今福屋議員がおっしゃいました仕組み自体は、こういう時代ですので情報化がかなり発達しておりますのでいろんな仕組みはつくれると思います。その仕組みもですけど、今は人的仕組みが結構人吉市におきましては皆様のお力添えをいただいてかなりできているところだと思いますが、仕組み、ハード面の整備に関しましても今時点ではこれといった情報、考えは持ち合わせておりませんが、アンテナを張っていい仕組みがありましたら、また議員の皆様からもお持ちでしたら御提案いただいて検討していきたいと思っております。

以上、お答えします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） ありがとうございます。ぜひ我々もアンテナを張っているいろんな情報を持っていきたいと思っておりますので、市長も若い感覚のもとそういう情報を集めていただかないなと思っております。この件については終わりますが、1つだけお願いがあります。先ほど子供さんとか高齢者の出生率とか人数とか書き取れませんでしたので、できましたら後ほど一覧表でもつくって提出いただければと思います。なかなか言葉を書きとめることは一部しかできませんので、できたらよろしく願い申し上げます。

それでは次に移ります。市民の声から駅前開発事業について質問いたします。まず初めに、これまでに人吉市としていろいろな駅前開発事業及び改修工事が行われてきましたが、時系列別にこれまでの事業についてどのように行われてきたのかお尋ねいたします。

○建設部長（松田知良君） 皆様、おはようございます。それでは、御質問にお答えいたします。

人吉駅前広場は、平成4年から平成9年にかけて行われました工事により一度整備が行われました。また、現在ありますからくり時計は平成9年度に設置いたしております。その後、平成21年4月のS L人吉の運行開始や平成23年3月の九州新幹線鹿児島ルートの特急列車の全線開業な

ど、肥薩線や人吉駅を取り巻く状況の変化に対応し、相良700年の歴史を誇る九州の小京都人吉の玄関口にふさわしい駅前とするために、平成21年12月から平成22年7月にかけて現在までの駅前広場の整備を行ったものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） これまでいろいろな事業をされてきておりますが、その中でもしているものかどうかというのがあったと思うんです。私は駅前開発のときにいろいろ提案を申し上げてきましたが、それぞれ事業について今御説明がありましたけど、成果または問題点、ああすればよかったのではないのかという検討をされてきたのかお尋ねいたします。

○建設部長（松田知良君） 御質問にお答えいたします。

人吉駅前広場の整備によります成果と申しますか、メリットといたしましては、まず平成23年3月に第23回熊本景観賞——地域景観賞でございますが——を受賞いたしております。人吉駅を含む駅前広場一帯が相良700年の歴史を誇る九州の小京都人吉の玄関口にふさわしい城下町の風情のある落ち着いた景観になったことと申します。次に、段差をなくすとともに自動車と歩行者の交差ができるだけ少なくなるような動線としたことにより、歩行者が安全に通行できるようになった点でございます。また、からくり時計を東側に移設したことで、多くの観光客や市民の皆様がからくり時計を安全に安心して四方からゆっくりごらんいただけるようになったことでもございます。さらに、からくり時計広場を設けたことで、SL運行日などいろいろな催事の折に人吉市や人吉温泉観光協会などの各種団体によりますイベントが駅のそばで開催できるようになったことと申します。また、ロータリーの一部に大型観光バスの停車升を設置したり、ロータリーの出入り口を改良することで大型バスの通行の利便性が向上したことなどございます。

問題点、デメリットといたしましては、ロータリーが小さくなりましたので小型車の停車升が少なくなったことと申します。そのほかにもタクシー乗り場が以前より幾分遠くなったこと、また駐車場が遠くなったこと、またバラ園を西側に移し面積を縮小しましたので、以前に比べバラの本数が減ったことなどがあると申します。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 今メリット、デメリットということで答弁いただいたんですけど、それは外的な物の考え方であって、人吉市としての検討をしたのかどうか、誰がどこで何を言われてどう検討したのかという答えにはなっていないのではないかなと私は思います。聞いたことに対して長々とは要りませんので何をされたのかとか、それだけで結構だと思うんです。

私多分そういうことを言われるのではないかなということで、実際に人吉駅に通告してから3回ぐらい行きました。そこでいろんな場所に車をとめながら、作業着であったり背広で

あつたり格好を変えていろんな人に話を聞いて駅前で私なりに調査してきました。意見を聞いてきたんですけど、その意見が人吉駅の待合室から景観が悪い。これは私前も言いましたけど、中におられた方が見えない。ちょうどからくり時計が動き始めたときに見えない。それで出ていかれるということなんですけど、あれは雨降ったときとか寒いときには非常に不便です。私からすれば格子なんか要らない。あれは一枚ガラス窓にしてぼんと見えたほうがよっぽどいいのではないかとということで、そこでそんな話をしてきました。

それでよく言われたのが、これは市民の方からが主だったんですけど、からくり時計はやはり正面のほうがいい。人吉市の真っすぐ抜けるあの道にあつたほうがいいのではないかなという意見は非常に多かったです。何のため直したと、何千万もかけてと言われましたので、私も答弁に困りまして、これは行政が決めて議会は予算を認めましたのでその後はよくわかりませんというような答弁をしてきました。それとまだ多いのがタクシー乗車する場所がわかりにくい。何でかという、タクシー乗り場こうあるんですけど障がい者がありますよね、それから健常者のほうがあるんです。その前に乗りおりのところがあるんですけど、そこに民間の人がいつもとまっているんで、わからないということだったです。前に出て右に行かないとタクシー乗り場がないんですけど、出てすぐ目につくのがからくり時計です。その前に駐車場がちょっとあるもんでそちらのほうに行かれるわけです。だからわかりにくいというのを、これは観光客の方から言われました。

そういう問題をいっぱい聞いてきたんですけど、だからつくるのはいいんです。つくって提案されて議会在が予算を認めてつくって終わりました。そうではなくて、つくってしまった後にそれに対して市民はとか観光客はとか、その場所に行って駅前開発をされるたびに調査をする必要があると思うんです。先ほど言われたメリットとしても、からくり時計広場でイベントをされてるといのは非常にいいことだと思います。ただそういうことをしている中で、イベントがあつた後どうだったですかとか不便なところはないですかとか、そういう調査をされたということは今まであるんですか、お尋ねいたします。

○建設部長（松田知良君） 御質問にお答えいたします。

人吉駅前広場は、細長い長方形の敷地の中で総合的な整備をしなければならなかつたために、駅利用者にとって不便な点も発生しておるかもしれません。ただ、2回目の御質問で回答いたしましたとおり、熊本景観賞を受賞したこと。以前はからくり時計というのは駐車場の中にあつて、車と歩行者が交差するような状況にございました。移したことによって歩行者が安全・安心で見れること、また通行できるようになったこと、また前回までは相当段差がありました。バリアフリーな広場ができたこと。確かに待合室からは連子格子で見えにくいということでございますけれども、ただ先ほど申しましたように、からくり時計を見る場合、以前はじっくり四方から見ることができなかつた状況でございます。それが移したことによって四方から安全にゆっくり観覧できることになった。そういう総合的な機能的

と言いますか、そういう景観性・安全性・利便性を勘案しますと、当時の人吉駅を取り巻くもろもろの状況の中においては最善の整備を行ったというふうに現在も考えておるところでございます。

いろいろな市民の声といいますか観光客の声を聞かれたことがあるのかということでの御質問でございますけれども、改まって意見を聞いたことはございません。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 私が聞きたいのは景観賞をいただくとかいただかないという問題ではなくて、人吉市民がいかに利便性を求めているか、観光客にとっては本当に使いやすいところなのか、そういう調査をしていただきたい、検討をしていただきたいということです。できたものですばらしいものをいただくのは当たり前のことであって、それ以上につくったものに対してそれがいいか悪いかの判断をするためにやはり調査するべきではないかなと思います。調査することによって、駅前開発だけではなくてほかの開発をするときにその調査の結果が役に立つのではないかなということなんです。だからつくってしまったらはい終わりではないんです。例えば石野公園も一緒です。つくりました。はい、いいですよ。施設いいですよ。結局はただになっていきました。だから何で調査をしていかないのか。次につながる調査をしていただくというのは、何かをつくったことによって次の仕事といいますか行政が行うことの始まりになるのではないかな。こういう問題があったから次はこういうのをつくりましょうということにつながるのではないかなということで、調査をされない理由がもしあったら教えていただきたいと思います。

○建設部長（松田知良君） 御質問にお答えいたします。

調査をしない理由ということでございますけれども、確かに観光客とか市民の方それぞれに意見を聞いたことはございません。ただ、ここの管理のためには毎月駅前に行っておりまして、状況等はずっと見させていただいております。また、できた後、車の駐車状況とか観光のためにいらっしゃる方の動線がどうかとか、そういうのは意見を求めるというわけではございませんけれども、目視での調査等は行っております。

先ほどから以前の状況から説明しておりますけれども、もともとは西側から市の駐車場がありまして、それから多目的広場がありましてバラ園がありまして、それからトイレ、駐輪場、それからJRの駐車場という形になっておりました。それぞれ市の敷地またJRの敷地でそれぞれに機能的な面では一体となってなかったというのがございました。そういうのを含めたところで一応JRと協議を行いまして、1つの大きな駅前広場という観点から機能の整備を主にやってまいりました。先ほど申しましたように、まとめますと長い長方形の敷地でございますので、どこかにそういうふうな不満の御意見もあるかと思っておりますけれども、基本的な機能につきましては十分今の駅前広場で機能をなしているというふうな観点でござい

ます。そういう意味で機能を変えるという前提での調査というのは行ってきていない理由で  
ございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） いろんな条件で総合的判断で今のような駅前ができたのではないかな  
ということで理解はするんですけど。

それでは次の質問に移っていきますが、平成27年5月にオープンしました人吉鉄道ミュージアムについてお尋ねいたします。名前が人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868なのか、次のページには人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション、868が抜けているんです。どちらが本当なのかわかりませんが、簡単に何かわかればなと思ったところなんです。これも市民の方に本式な名前は何かと聞かれたものですから、私も知識不足で人吉鉄道ミュージアムと言っておきましたけど、そのあたりも今後周知していただきたいと思いますが、まず松岡市長は議員時代に開発に反対という立場をとっておられましたが、人吉鉄道ミュージアムについてオープニングでの話、またいろいろ聞きました。現在どのような考えを持っておられるのか松岡市長にお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

私も今おっしゃるとおり人吉市議会議員時代はこの施設に対しまして厳しい意見も申し上げてまいりましたが、これは私を含め市民が納得できる十分な説明、議論がなされないままに、その当時は建設に踏み切られたことに対してでございます。

一方で肥薩線につきましては私も地域の宝と捉えておりまして、子供たちをも取り込み子供たちを通じて次の世代へ継承していくことは、今を生きる私たちの責務であると存じております。子供から大人まで沿線住民に限らず多くの人々が肥薩線の歴史的・文化的価値を理解し、その魅力に触れ肥薩線の保存及び活用への理解を深めるため肥薩線に対するさらなる周知の拡散を図ることは非常に重要なことであると認識しております。

このMOZOCAステーション868は、肥薩線に関するガイドランス施設という役割が第一ではございますが、ミュージアムという機能以外にもさまざまな利用が考えられる施設でございます。市民の皆様から人吉市長という重責を任された現在におきましては、鉄道ミュージアムという基本路線は継承しつつも、子供たちや将来に負担を残さないよう市民の皆様のさまざまな意見を拝聴しながら、いろんな角度から多様な利用方法を検討し、広く市民の皆様にご利用いただけるような施設にしていかなければならないと考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） できてしまったものはしょうがないですから、今後今言われたとおり

人吉市民とか観光客とかいろんな意見を聞いていただいて、今後に生かしていただきたいということでお願いしておきます。

そのときに、ある人たちがお祝いの席で言われたんですけど、今後の補助金が幾らとかいう話がありましたけれど、執行部から説明していただいたわけではないものですから、今後鉄道ミュージアムに補助金が幾らあるのか、いつまでなのか、その後の管理運営費が年間幾らぐらいかかるのかということがあのときに頭の中をよぎりました。そして運営スタッフはどのようになっているのか。市の持ち物ということですので市職員が行くのか、その辺の説明が市民に対しては全然なされていないのではないかとということで、運営スタッフと管理、年間どれぐらいかかるのかお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） おはようございます。それでは、お答えいたします。

初めに人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868、議員の御質問にもございましたように、これが正式名称でございまして、あとは答弁の都合上ミュージアムということで略させていただきたいと思っております。

運営に対する国からの補助についてでございますが、正確には平成26年度の国の補正予算、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生型）を活用するものでございまして、ミュージアムのコンセプトの1つでもある観光振興の拠点として、また新たな施設の開館により業務の一部を委託することで、新たな施設における雇用の創出という点で国のメニュー例の観光振興・対内直接投資に該当したものでございます。国はこの事業を5年ほど継続していくとの方針から、今後5年間は対象となると見込んでいるところでございます。平成27年度にミュージアムの開館に伴う新たな雇用や事業の増加分として、業務委託の予算ベースで算出しております額約1,200万円が5年間継続していくというものでございます。

管理運営費いわゆるランニングコストにつきましては、ことし3月の市議会でも同様の御質問がございまして、初年度の予算ベースでイベント等の経費を除きまして消耗品や光熱水費、上下水道などの需用費、電話料・火災保険料などの役務費、ミュージアムの運営やミュージアム館内外に係る清掃・警備・エレベーターの保守点検業務料などの委託料など合わせまして1,777万3,000円と見込んでいるところでございます。

管理につきましては、一部委託を含みます市の直営でございまして、館長が自治振興課長が兼務、館の予算・管理・事業の運営を担当します本市常勤職員が副館長兼務の係長と主任の2人、接客・ミニトレインの運行など運営につきましては人吉温泉観光協会に委託しております。正職員及びパートさん等で状況に応じて3人から6人体制でミュージアムの業務に当たってもらっております。なお、人吉温泉観光協会は事務局を市役所別館からミュージアム内に移して委託業務及び協会本来の業務も行ってもらっております。

先日開館から10日を経過した時点でございますけれども、本市担当者と人吉温泉観光協会の代表者と運営に関して1回目の意見交換を行っておりまして、現状を踏まえた今後の対応

などを協議いたしております。まだまだ手探りの部分もございますので、このような協議を重ねながらよりよい運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 初めて聞いた言葉とかいろいろあったので、また自分なりに今後検討しながら次の9月にでも行いたいと思うんですけど、時間がないので次に行きます。

今言われた5年間、国からの名前忘れましたが補助金をいただくということですけど、その補助金がなくなってからではもう遅いと思うんです。やはりなくなる前にどこかに管理委託をされるとか話をされているようですが、私も考えたんですけど入場料を幾らかいただくことはできないのかということを行って思いました。将来の計画について今後どのように管理・運営をされていくのか、またその計画についてお尋ねしておきます。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

今後はどのように計画、対応していくのかとの御質問でございますが、ミュージアムの運営につきましては、これまでの一般質問の中で当面の間、市の直営として運営するとお答えしておりまして、その財源につきましては市が設置管理する公共施設の1つとの考えから、市の一般財源から支出を前提に考えておりましたところ、先ほど説明いたしました交付金に該当するというところでそういう回答が得られたものでございます。しかし議員御質問のとおり、交付金自体も5年間ということでございますので、今後年間経費をつかみ市のコンセプトに沿った運営が軌道に乗った時点で、指定管理制度の活用も念頭に検討を進める必要があると認識しております。

子供たちや将来に負担を残さないようにさまざまな角度から多様な利用方法を検討し、広く市民の皆様にご利用いただける施設にしなければならないと考えているところでございます。また、肥薩線を初めとした鉄道施設を地域の宝として捉え、子供たちも取り込み未来を担う子供たちを介して次の世代へ継承していくためには、多くの市民の方に気軽に何度でも足を運んでもらい、自然に鉄道と触れ合う場を提供することが最優先であるかと考えておりますので、現時点では入場料は無料としているところでございます。いずれにしましても、常に状況等を判断しながら最小の経費で最大の効果を念頭に検討を重ねてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 始まったばかりですので、今後いろんな話し合いをしていただいている方向に進んでいければと思っております。

そこで、先ほど私が調査するべきだとか、どうしてしないんだというのが実はオープニングにおいて総合デザイン設計を担当いただきました水戸岡鋭治先生ですか、観光客の方々に

なく人吉市民の方々に使ってほしいというようなお話がありました。

オープンした後、私も先ほど言ったとおり何回か行ってみました。中のほうにも入ってまいりました。そのときにちょうど雨が降っていたんですけど、そこでお聞きしたのが駐車場をどこにとめていいのかわからないので近くのあるところにとめてきたと。これは民間施設ですので言えませんが、そういう人がいっぱいおりました。その案内板もあの近くになく、柵はありますが芝生は伸び放題だし、どこにとめていいのかなと私きのうも行って見えてきました。きのうも違うところにとめて行っておられるのを見てきました。これはいかなんかと思いながら注意もできないんですけど、駐車場をどこにするのかという案内板と、また隣に有料駐車場があるんですけど、その有料駐車場にとめると幾らかかるのかという心配でうろろうろされている方もおられました。よく見ると100円と書いてあるんですけど、ただ子供があそこで半日遊んだ場合に最高500円ですか、そういうものもあります。だから先ほど言ったように調査をしたら、ある程度こういうことをしたほうがいいのではないかというのが見えてくるんです。だからあそこに行って、駐車場が隣ですとか書いてあるだけでも違うのではないかと思ったんです。なかなか入ったら子供が楽しく遊ぶんですけど、お金のことを考えたらゆっくりしてられないというような話です。それは何時間とめても500円というのを見ておられないんだと思うんですけど、このように駐車場の表示とか、どこにとめてきてくださいとか、そういうのを新たに掲示する必要があると思うんですけど、その点についてお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

駐車場につきましての御質問でございますが、ミュージアムの計画の時点で鉄道施設を身近に感じることができる、また人吉の玄関でもある現在の場所への建設を優先し、JR人吉駅前駐車場を御利用していただくことを想定して進めてまいりました。ミュージアム建設の際に一部改修をいたしまして、現在普通車87台、大型車3台の駐車スペースがございます。議員が御質問の中で御紹介いただきましたように、駐車料としましては普通車は20分までは無料となっております。1時間ごとに御紹介どおりに100円、24時間最大で500円となっております。

案内板がなかったということでございますが、確かにミュージアムにお越しの方は人吉駅前駐車場を御利用くださいなどの案内板は設置いたしておりません。ただ、広報ひとよしを初め旅行雑誌や取材等に関しましては、駐車場情報もあわせてお知らせしているところがございます。今後とも機会あるごとに周知に努めてまいりたいと存じます。入館料は無料でございますので、駐車場につきましては御理解いただきたいと思いますと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 有料駐車場は駅前駐車場にとめてもらうことを想定されたというのは

行政の勝手な言い分ではないかと私は思います。それと広報ひとよしとか観光パンフレット、誰が見るんですか。誰も見ずにずっと来て入ってみようかということもあるでしょう。全部調べてくるわけではないでしょう。広報ひとよしを九州中に配るんですか。観光案内も全部配ったんですか、一軒一軒。配ってないでしょう。きのう宮崎、鹿児島、大分から来ておられた家族連れですけど、あのあたりをうろうろしておられました。どうかなされたんですかと声をかけたんですけど、駐車場が見当たらないと。多分ここしか入れられんですよという話をしたんです。だから、これは要望なんですけど、やはり何かをつくったら調査をしていただくとかアンケートをとっていただくとか今までずっと言ってきたわけです。おもてなしの心とか優しい人吉、やはりそういうのをしっかりと考えていただきたいと思ったから一応要望しておきます。またこのことはもう一回したいと思います。

次に、施政方針からスポーツ振興策について質問いたします。施政方針において「地域全体でスポーツ振興に取り組んでまいります」、「2020年の東京オリンピック・パラリンピックに出場できるような選手づくりを目指すとともに、第一市民運動広場や梢山地区多目的グラウンドの改修等のハード整備にも着手、またそれぞれの人生のステージにおける生涯スポーツを行える環境づくりに努めてまいります」との発言にとっても感動を覚えました。

スポーツをする楽しさ、見る楽しさについて、スポーツの持つ力についてこれまで幾度となく提案し質問してきました。スポーツの持つ力をわかっていたける市長がついに人吉市にも生まれた瞬間であります。今後の青少年育成、高齢者の健康管理、大会開催が行えることによる観光客誘致もできます。松岡市長に今後のスポーツ振興の事業推進に力をいただくことをお願い申し上げます。また、我々スポーツ関係者は全面協力を惜しみません。

スポーツ振興について質問してまいります。まず初めに、漆田土捨て場から人吉中核工業用地に名称が変更になりましたが、もともとは多目的運動広場として教育委員会が管理していたとのことです。これまでの経過及び梢山に場所が変更になり、開発を行うとの話があったおりました。その後の経過についてお尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） 議員の皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。少し詳しくなりますけど、改選議員の方もいらっしゃると思いますのでお時間をいただきたいと思います。

多目的運動広場に係るこれまでの経過について御説明申し上げます。まず、上漆田町の土地でございますが、これは平成元年度から平成4年度にかけて面積にしまして10万8,494平米、総筆数135筆を多目的運動広場用地として、現在ございませんけれども人吉土地開発基金で購入いたしております。購入の目的は、平成2年度に日本道路公団との間で九州自動車道人吉えびの間の建設に伴います土捨て場用地を確保するべく協定を締結いたしましたが、その工事現場から出る土捨て場用地確保のため、この土地迫地になっておりました関係でそこに白羽の矢が立ったと伺っております。ただし、土地開発基金は行政目的に応じた土地の先行取得が本来の主目的でございますので、購入に当たりましては、本市のスポーツ

振興を積極的に推し進めていくためには絶対に欠かすことができない陸上競技場を含めました多目的運動広場として位置づけ、購入を行ってきたところでございます。その後、平成20年に熊本県から20ヘクタール以上の大規模立地企業用地の照会がございまして、当時拡大可能な面積も含め20ヘクタール前後の土地は、この上漆田ですけど漆田ということでまとめさせていただきます。漆田の土地以外には見当たらないことから、同年10月の人吉市議会臨時会の議決を経まして、総合運動公園の用途を工業用地に変更し現在に至っているところでございます。

臨時市議会におきましては、執行部からは漆田の土地にかわる多目的運動広場の代替地としまして、梢山地区にありますサッカー場を含めましたエリアを提示いたしまして、面積的には約3万5,000平米でございますけれども、その用地造成を行う考えもあるといった旨の発言をいたしております。また、本会議におきましては、当時の議員さん方からさまざまな御質疑、御意見をいただくなど、改めてこの問題の重要性が明らかになっているところでございます。なお、梢山地区につきましては、産業再配置促進施設整備補助金を活用いたしまして、梢山地区多目的グラウンドとして平成8年10月からサッカー場及びグラウンドゴルフ場としまして使用を開始いたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 経過について大変詳しく説明いただきましたので理解しておきます。

ただ、その説明の中で代替えがサッカー場という話だったんですけど、多目的総合運動広場というのは30年ほど前になりますけれども私たちが調査が来しました。梢山周辺に全てのスポーツを集約できるグラウンドをつくりたいというような発言があっております。今後スポーツ省というのができると思うんですけど、そのために今まで国交省だったり文科省だったり厚生労働省であったり、いろんな場所にその予算は分配されてきているわけです。でもスポーツ省というのが一括したら、その部分の予算は全てそこで管理されて補助金がもらえるチャンスが生まれるのではないかと考えております。そこで松岡市長の施政方針の発言を受けて、担当部局の今後の計画がありましたらお尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

多目的運動広場につきましては、これまで先ほどの上漆田町、漆田地区それから梢山地区といった、議員も申されましたけれども候補地を公表するなど具体化したこともございました。これは実際そういう事実はございます。その後、さまざまに市内に候補地として適正なふさわしい敷地を調査した経緯もございましたが、市民アンケートの結果や競技団体の皆様に御相談申し上げ、本年3月に策定いたしました人吉市スポーツ推進基本計画でもお示しましたとおり、構想そのものが白紙というのが現在の市の方針でございます。ただ、多目的運動広場を諦めたということでは決してなくて、候補地等を含めまして一旦原点に立ち返る

という意味での白紙でございます。よって、総合運動公園構想は今回策定しましたスポーツ推進基本計画においても何ら変わることなく、本市のスポーツ振興の核としまして、計画書の中核でもある具体的な方策の中に明確に位置づけております。建設に際しましては、開発行為など複雑な法手続、さらにはこれは一番の問題でございますけれども多額な経費が必要なことから、防災機能の役割を持たせた多目的運動広場を含め、本市のみならず圏域的な取り組みをも視野に入れながら引き続き調査、研究を進めていくという方針を持っております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 今説明を受けたんですけど、私は19日に今言われたスポーツ推進業務計画をいただきました。これを見たらあと2時間ぐらい質問しないといかんものですから、足りませんので次に延ばさせていただきますけど、やはり白紙という言葉はもう撤回なんです。言葉を何か選ぶ。この中を見たらそういうことも書いてあるんです。こちらでは白紙にします。次の項目に行ったら多目的運動広場の計画、ましてや皆さん多分もらっておられると思うんですけど、この中には多目的運動広場のイメージの写真も載っているわけです。ということは白紙とは違うんです。白紙という言葉と内容というものの整合性が全然ないわけです。このことをいっぱい話したら時間がありませんので、教育委員会に直接話を聞きに行きたいと思っております。

そのようなことを考え、今までの私が知っている教育長の方々はみんな推進の方向で答弁していただいておりますが、初めて末次教育長とは相対するわけですけど、末次教育長はこのことをどのようにお考えになっているのか御答弁お願い申し上げます。

○教育長（末次美代君） こんにちは。御質問にお答えいたします。

平成19年度にはこの多目的グラウンドを用地の一部とした陸上競技場の機能を持つ多目的運動広場を建設する構想もありましたが、平成21年3月議会で福屋議員からいただきました一般質問に対しまして、造成費等多額の費用がかかることから財源確保が難しいと御答弁申し上げております。また、平成26年3月の一般質問におきましては、田中前市長は多目的運動広場建設はやり遂げなければならない主要事業と認識はしているが、市庁舎建設を最大の目標とすることから、選択と集中の中で延期せざるを得ない状況であるという趣旨の御答弁を申し上げているところでございまして、私といたしましては、これまでの経緯を尊重いたしますとともに、歴代の教育長と同様に多目的運動広場の必要性さらに重要性は十分認識いたしており、同じ考えに立つものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 人吉市の教育の現場の長である末次教育長が推進ということで一安心したかなというところです。

そこで次に移りますが、高齢者スポーツとして非常に定着しておりますグラウンドゴルフ大会が、人吉市ではこれまで何度となく県から要請があってもできなかったということを大会関係者から聞き、関係者は歯がゆい思いをされているそうです。関係者に聞きますと、大会開催に参加された選手は必ず親睦を兼ねて宿泊して観光されるというような話をされました。なぜなら、私たちも大会に参加したら同じことをしていきますよというような話です。私もスポーツ少年団でしてましたけど、泊まってお土産を買っていろんな買い物をしています。やはりお金は落としていくんです。そういうことをすることによって観光客の誘致にもつながっていくと思うんです。今後平成29年に県民体育祭が開催されるということで、人吉市に大会をする場所を早くつくるべきではないかと私は考えているんですけど、そのために早期に着手するべきと思いますが、そのことについてお尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

福屋議員御指摘のとおり、県民体育祭を初めとするスポーツイベントは選手や役員、応援者の宿泊が伴い経済効果が期待できるほか、市民へのスポーツの関心を高め、さらには競技団体、スポーツボランティアの育成に大きな効果をもたらすことは、教育委員会だけではなく市としても認識いたしているところでございます。

ここで、平成29年度に開催されます県民体育祭についての進捗を少しだけ御説明申し上げます。開会式・閉会式の会場及び25種目の競技予定会場につきましては、ことしの1月にNPO法人人吉体育協会、球磨郡体育協会の協議によりまして、既に決定しているところでございます。今後全体を統括する市町村の事務局が設置され、それぞれに実行委員会が設立されまして準備が進められることとなっております。大会計画では、開会式は人吉スポーツパレス、閉会式は人吉市カルチャーパレスを会場に、またメイン競技でもございます陸上競技につきましては、多良木町多目的総合グラウンドで開催されることが既に決定いたしております。

県民体育祭の開催に合わせ早期に多目的運動広場、陸上競技場を含めましたそういうものを建設すべきではないだろうかというような御質問も後段のほうにありましたが、現段階では現有の施設で全種目対応が可能でございますので、現時点では大会に合わせて建設を急ぐというところまではいっていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 県体については今からしていないと間に合いませんので、そのような方向で進めていただいて結構だと思います。今後に期待いたします。

ただ、スポーツの力というのは本当にはかり知れないものがあります。長崎国体のカヌー競技が人吉市で開催されましたが、私たちスポーツ少年団は地元選手を初め参加者全ての選手に対し、力の限り球磨川に行き応援させていただきました。このスポーツの持つ力という

のは青少年の健全育成、健康増進及び高齢者の健康維持、大会開催による観光客誘致、特に低学年大会による家族応援・食事・お土産・宿泊と幅広いメリットがあります。昨日もテレビで放映されてましたが、低学年のサッカー大会があつておりました。非常に多い応援団が行つておりました。その場でもいろいろと産物の販売とかされておりました。そういうことをしたらお金がないとかいう問題ではないです。グラウンドをつくって大会を開いたらお金は生まれるんです。それは経済関係のことを考えても、何かを進めない限りはお金は生まれないと思います。時がとまった状態でお金は生まれないと思うんです。

そこで松岡市長にお尋ねいたしますが、今後メイン会場といいますか防災にも合致し大会も開けるような多目的運動広場の件について、人吉市長という立場として今後の考えがあれば答弁いただきたいと思ひます。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

福屋議員御指摘のとおり、スポーツは世界共有の人類の文化であり心身の健康の保持・増進や体力の向上のみならず、運動の喜び・感動を共有し人々のつながりを深めるだけではなく、生活習慣病の予防や良質な睡眠をもたらし、さらには認知症の回復にも役立つという豊かな生活を送る上では欠かせないものであり、合宿や大会誘致による経済効果も期待できる多面的な役割を持っていることは、十分に私自身も認識しているところでございます。

多目的運動広場建設につきましては、先ほどから教育長、教育部長も申し上げているとおり、現段階では財政的にも時間的にも余裕がなく、大変厳しいものがあると言わざるを得ません。確かにその建設は本市にとって長年の悲願でございますので、将来的には本市に建設することにこだわらず、例えば郡内も視野に入れた広域的、また先ほど議員もおっしゃつたような防災機能を併設するなどといった、新しい発想を取り入れた施設などができないか調査、検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 市長の前向きな答弁をいただきましたので、できましたら人吉市に多目的運動広場をぜひともつくっていただきたいんですけど、近くにも代替地として広い場所もありますので、今後執行部にお願いしておきますが、そのための人吉市だけでもいいですし、例えば近隣町村を巻き込んでのそういう場所づくり、設立委員会とか協議会とかは立ち上げることができないのか。できるかできないかだけで結構だと思いますので答弁お願いします。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

福屋議員の思ひは私自身も十分に受けとめているところでございます。設立協議会などを立ち上げるべきではないかという質問ですが、これまで答弁させていただきましたように、まずは多目的運動広場の明確な方向性をしっかり見出していきたく存じます。そしてその

機運が高まっていくようであれば、行政が一方的に——議会もですが——枠にはめ込むようなものではなく、まずは市民の皆様からさまざまな御意見等をいただくような、少し和らいだ表現をさせていただくならば行政、民間、特にスポーツ団体の皆様等が本音で語り合える懇談会あたりから始めたほうが市全体の御理解もいただき、よりよいのではないかというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 長年の悲願である多目的運動広場の建設を和らいだ表現であるけど検討していきたいということで、検討されるんだろうということで期待しておきます。

施政方針で改修及びハードに着手、また生涯スポーツを行える環境づくりに努めるという発言もあります。まさに人吉市が今変わりましたので、市長も今変わりましたので、松岡市長のチェンジするというのは今ではないかなと。来年ではチェンジできないのではないかと。9月ぐらいまでにチェンジしていただければいいのかなという期待を持っております。

私1つだけ腑に落ちないのがスポーツ活動の基盤づくりというところで、多目的運動広場（兼陸上競技場）の計画を推進というのがあるんです。こういうのを27年の3月につくったということは、それはやはり推進するべきであって絵に描いた餅ではいけないのではないかと。この中を読んでいくと、読めば読むほど先ほどの白紙と整合性が合わないんです。そのことについて一々言っているもしょうがないので、これはまた担当者と多分井上部長たちがこの作成に携わっておられると思いますので、しっかりと納得のいく話を聞かせていただけるもの、資料を出していただけるものだと期待を込めておきます。

市長、やはり今変えないと人吉市はもう変わらないと思うんです。せっかくチェンジをするんだという気迫のもとに人吉市長が誕生したわけですので、松岡市長の行動に希望、夢を持ちまして、本当に検討したほうがいいのではないかという考えをお持ちか、今後もう一回考えてみる、どちらでもいいんですけど、もしその答弁ができるようであれば最後の御答弁お願いしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えさせていただきます。

多目的運動広場に関しましての考え方、市のこれまでの取り組み、そして方針は教育長、部長が答弁したとおりでございます。またスポーツに対する思い、その効果、健康的な効果または経済的な効果に対しましても、今私からお答えさせていただきました。これまでの人吉市にとりましても長年の悲願でございます。我々も精いっぱい努力してまいり所存でございますが、何せ財政面の問題等々もございまして。またエリアの問題等々もございまして。協議会の設立の御提案もいただきましたが、まずは懇談会とか市民の皆様と対話する機会をいただき、それから庁内でしっかりと協議、検討していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 13番。福屋法晴議員。

○13番（福屋法晴君） 我々議員も、県並びに国のほうにそのようなスポーツ省ができた場合の補助金とか何かないのかとかいろんなアンテナを張りながら、つくってしまえば財政的なものは生まれてきますので、そのあたりも鋭意努力していきたいと思っておりますので、どうぞ執行部の方も本日の一般質問で終わらずに、きょうからが始まりですので必ずその辺を約束していただいて調査、研究していただきたいということをお願いして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時33分 休憩

---

午前11時45分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）  
5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君）（登壇） 皆様、こんにちは。5番議員の宮崎保です。今回4月の選挙におきまして、数多くの皆様の御支援をいただき再度議席を与えていただきました。市民の皆様への負託に応えるべく、御指導等仰ぎながら市政発展のために頑張つてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。また、この住みよい人吉市を未来へ残すために、市政へいろいろな意見を述べさせてもらいながら反映させていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。また、6月2日から梅雨入りになりまして幸いにも今まで災害等は発生しておりませんが、連日の雨による日照不足等により不順な天候続きで野菜、たばこ等農作物にも被害が出ていると聞いております。現在まで災害もなく、無事に一日も早い梅雨明けを願っているところです。また、今回も一般質問をする場を与えていただきありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、今回は2項目について通告しております。1項目といたしまして、農業振興関係より27年3月に終わりました人吉市クリせん定作業支援について。2項目といたしまして、市民の声よりごみ収集について一般質問をさせていただきます。

まず1回目の質問ですが、平成24年度から平成26年度までの3年間、クリ低樹高剪定するといった人吉市クリせん定作業支援を取り組まれましたが、3年間のクリの生産農家と耕作面積の推計はどのようになっているのかお聞かせください。1回目の質問を終わります。

○経済部長（大淵 修君） 皆様、こんにちは。それでは、宮崎議員の御質問にお答えいたします。

平成24年度から3年間のクリ生産農家と経営面積についてでございますが、JAくまで把握しておられます数値でお答えさせていただきます。平成24年度の生産農家数は約240戸、経営面積が約245ヘクタール、平成25年度生産農家数約250戸、経営面積が約245ヘクタール、

平成26年度生産農家数約250戸、経営面積約233ヘクタールでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今の答弁の中で24年度と25年度は面積的には変わりはない。しかし耕作されているのが10軒ほどふえているということであります。しかし26年度につきましては経営面積が若干なり減っているということであるようですが、その中で剪定講習会の数と受講者数、作業登録件数はどうだったのか。昨年3月の段階で24年度と25年度については聞いておりますので、26年度についてお願いしたいと思います。

○経済部長（大淵 修君） お答えします。

平成26年度のクリ剪定講習受講者数と作業員登録者数についてでございますが、まず剪定講習受講者は合計5回の剪定講習会で延べ85名、作業員登録者数は62名でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 24年、25年聞いていますけれども受講者数についても年々減っているようでありまして、登録者数につきましても26年度が62名ということであつてのようです。

その中で3年間クリの剪定をされてきたと思いますけど、その実施面積はどのくらいだったのか。また、その面積に占める割合はどれくらいだったのかをお尋ねしたいと思います。

○経済部長（大淵 修君） お答えします。

平成24年度から26年度の3年間の剪定実施面積及びクリ園全体に占める割合についての御質問ですが、平成24年度19.5ヘクタール、平成25年度15.4ヘクタール、平成26年度15.9ヘクタールとなっております。また、クリ園全体に対する割合でございますが、平成24年度約8%、平成25年度約6%、平成26年度約7%となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 26年度経営面積が233ヘクタールということで先ほどあつたと思います。3年間で総剪定面積は先ほど言われましたので約50ヘクタール、割合では21%ぐらいということになっているようであります。その中で昨年3月の中でも質問させていただきましたが、先ほども言いましたように24年度の実績については答弁をいただいております。

再度24年度も含めた中で答弁をお願いしたいと思います。24年度から26年度の3年間剪定補助作業申込件数と補助額は幾らだったのかお尋ねしたいと思います。

○経済部長（大淵 修君） お答えいたします。

平成24年度から平成26年度における剪定補助申し込みということでございましたが、これは交付件数ということで述べさせていただきます。それと補助金額についてお答えいたします。平成24年度は補助交付件数33件、補助金額49万7,500円。平成25年度補助交付件数40件、

補助金額85万2,500円。平成26年度補助交付件数24件、補助金額35万7,500円でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 交付件数につきまして3年間で約100件近くありますけれども、補助金額については予算が年間約200万の予算だったと思います。その中で大体35万から49万ということでしたので、約5分の1から4分の1程度というふう実績が上がってきていると思われませんが、実際に使われた金額についてどのように分析されているのかお尋ねしたいと思います。

○経済部長（大淵 修君） お答えします。

予算額に対し実績が少ないことについて市としての分析についての御質問でございますが、本事業はJAと市とで連携を図りながら実施しております。両方で分析いたしましたところ、要因の1つとしましては農家の高齢化にあると考えております。高齢化する農家のクリ栽培作業の効率化対策としてのクリの低樹高を図る剪定は効果的であると考えますが、その一方で高齢化によりクリの生産そのものについて農家の意欲が減退しており、そのことが剪定作業支援事業の実績が伸びない要因の1つであると考えております。また、1つの園地で補助対象が補助期間中1回であり、数年をかけて木の樹形を整えていくことを考慮しますと、補助対象となる回数を1回ではなく2回、あるいは3回にしてほしいという要望や、作業園地によっては樹高が極度に高い、あるいは傾斜地のため剪定作業に非常に時間がかかるため作業面積が伸びないなどといった御意見がございました。こうした御要望や御意見などが実績が少ないことの理由として挙げられると考えております。また、一方で剪定講習会を受け技術の習得ができれば補助金に頼らなくても自分で剪定を実施するといった方や、手続が面倒で利用しないといった方もおられたようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） やはり農家による高齢化また農家のクリ栽培に対する意欲の減退がかなりなってきたということであると思います。また、手続面がJAに申し込みしなければならないということで面倒なことだと思われると思うし、この中で一番問題だったのは私として考えたのは、3年間の中で1回しかその場所ができないというのが最大のネックではなかったのかと。いっぺんに切ってしまったらした場合につきましては、木が枯れてしまうとかいう部分もありますので、その点などが分析されているようであります。24年度が初年度ではありましたが、24年度からされておりますけど、24年度と比較しまして収穫量についてはどうだったのか。24年を基本として25年26年、また平均的な単価はどうだったのか。また、できましたら人吉のブランド化とかも含めて後でお願いしたいと思いますので、山江村、球磨村等近隣の村の単価についてもお聞きしたいと思いますのでよろしくお願

ます。

○経済部長（大淵 修君） お答えします。

平成24年度から26年度のクリの収穫量及び1キログラム単価についての御質問でございますが、収穫量につきましては農家の自家消費、消費者への直接販売あるいは選別段階で除かれた分なども含まれておりますので、JAくまへの出荷量でお答えさせていただきます。

平成24年度は出荷量が約108トン、1キログラム当たりの平均単価は677円。平成25年度出荷量約120トン、1キログラム当たり平均単価587円。平成26年度出荷量約127トン、1キログラム当たり平均単価547円でございます。また、平成26年度で比較いたしますと山江村が1キログラム当たり546円、球磨村が1キログラム当たり553円となっており、ほとんど差異はございません。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今の答弁の中で全体の収穫量については自家消化とかほかのところに出荷とかあっているということで把握はできないということでもありますけれども、その効果といいますか、そういう形で26年度は面積数も減っている割には年々出荷量についてはふえているように思いますし、単価については逆に出荷量がふえているのに対して下がっているということだろうと思います。また、近隣の山江・球磨村と比較しましても、それほどの差はないということだろうと思っております。

こうした中で、人吉産のクリを全国に拡大し生産農家の所得の向上につなげるために今後どのようなものを人吉産のブランドとして考えておられるのか、またそれを人吉産のクリのブランドとして考えられている理由等がありましたら、それについてお尋ねしたいと思えます。

○経済部長（大淵 修君） お答えします。

まず、人吉のブランドとしてどのような品種を考えているか、またその品種を選定した理由はどの御質問でございますが、現在JAくままでは球磨栗として5つの品種を推奨されております。まず1つ目は、収穫が最も早い品種であることから、早い時期の収穫であり市場等の引き合いが強く高単価が見込める丹沢。2つ目は、熊本県限定品種であり、食味が非常によく加工にも適していて市場でも引き合いが強くなってきている杉光。3つ目は、反当たりの収穫量が多く、秀品比率も非常に高く食味も良好であり、人吉球磨管内において一番の主力品種である筑波。4つ目は、クリの中で最も食味がよいとされており、単価もよく人吉球磨で2番目に栽培されている利平。5つ目は、最も遅い収穫時期のため単価は低くなりますが、食味が非常によく洋菓子加工店などでは非常に人気が高く、安定供給などを考慮すると欠かせない品種であります銀寄などがございます。市といたしましても、JAくまと連携を図って推進をとっていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） J Aと連携をとりながら出荷が一番早い丹沢から、出荷が最も遅く単価は安いと人気の高いと言われた銀寄といったクリができる期間、出荷が続く日数の5品目を人吉産といいますか球磨産のブランドとして考えておられるということではありますが、そのクリの栽培につきましても、山間部や傾斜地が多いために鳥獣被害もかなり出ていると思います。鳥獣による被害とかあってクリの収穫等も減ってきているのではないかと思いますので、鳥獣による被害はどのくらいあったのか。また、その捕獲についてはどのように実施されているのか。また、実績はどのようだったのか。捕獲の要請はあったのか。要請があった場合の補助金の状況についてはどうであったのかお尋ねしたいと思います。

○経済部長（大淵 修君） お答えいたします。

まず、鳥獣被害がどれくらいあったかという御質問でございますが、市が実施しております人吉市農家振興組合を通しての調査によりますと、平成26年度における猿、鹿、イノシシ等による被害につきましても、水稻、果樹、野菜等を合わせまして被害面積が約26.1ヘクタール、被害金額約2,196万円となっております。うちクリの被害でございますが、面積約7.6ヘクタール、被害金額約320万円となっております。

次に、捕獲についてどのように実施し実績はどうかの御質問ですが、本市の特別職・非常勤職員であります人吉市鳥獣被害対策実施隊67名によりまして、銃器またはわなを使用した捕獲活動を実施しております。平成26年度の捕獲実績でございますが、日本鹿1,132頭、イノシシ179頭、ニホンザル12頭の実績となっております。

次に、捕獲の要請や補助金の状況はどの御質問でございます。まず捕獲の要請ですが、現在被害が通年に及んでいることもございますので、これまでの被害・捕獲実績等から市内全域におきまして作物ごとの被害及び被害時期をあらかじめ予測し、被害が出る前に捕獲活動を行う予察捕獲許可を市農林整備課で行い、人吉市鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動を1年を通じて行っているところでございます。そのほか、市へ直接電話による要請があった場合もその中で対応させていただいているところでございます。

次に、補助金の状況でございますが、平成26年度の状況でお答えいたします。農林整備課関係でございますが、捕獲報奨金として1頭当たり鹿が1万円、イノシシが8,000円、猿が3万円、カラスが1,000円。捕獲に対する報奨金合計が1,378万円を市と協議会から支払っております。そのほか、国の鳥獣被害防止総合対策整備事業といたしまして、箱わなや電気柵を無償貸与いたしております。平成26年度の電気柵設置の実績といたしましては、申請数17地区におきまして自力施工による設置を行っていただいております。受益戸数142戸、受益面積約60ヘクタール、整備距離約4万5,000メートルとなっております。なお、箱わなと電気柵の資材一式にかかわる経費でございますが、合わせて約1,528万円で、

この金額が国から交付金により賄われているところがございます。次に、農業振興課関係でございしますが、市単独事業である人吉市農業活性化対策事業の中の有害鳥獣被害対策事業といたしまして、平成26年度はクリ、これは水稻も含んでおりますが1件の申請に対しまして、補助率2分の1の4万3,000円の助成を行っております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） ただいま、被害につきましては被害額が約2,200万、クリだけでも320万の被害額ということでありました。これは報告があっている部分での面積とか被害額だろうと思いますので、実際にはそれ以上にまだまだ多くあるのではないかと推測します。

捕獲についても、人吉市鳥獣被害対策実施隊などによる捕獲活動とか国の鳥獣被害防止総合対策整備事業、また市の単独事業の有害鳥獣被害対策事業などの補助があるということをおっしゃっていただきましたので、これは前回もお願いという形で質問させていただきましたが、国の事業の対象は要件として3軒以上ということでありまして、市の事業につきましては1戸でも上限2分の1で最高50万でできるということになっていると思います。しかしクリの耕作地を先ほども述べましたように山間部とか傾斜地に多くあり、山の中ということで3戸以上まとまっているというところが少なく、1戸での耕作が多く設置についても広範囲であります。先ほども言われたように、クリ生産農家の高齢化により設置が困難であるというふうに思います。昨年も述べましたように、国の事業でも3戸未満でも実施できるように国のほうに要望してもらいたいと思いますし、市の事業の補助金の引き上げ、農家の方は高齢化ということで設置するのにかなり厳しい状況にあると思いますので、人件費も一部補助の対象になるようにできないものかお尋ねしたいと思います。

○経済部長（大淵 修君） お答えします。

まず、国の事業について3戸未満でも事業の実施ができるよう要望していただけないかということですが、現在国の補助事業におきましては3戸以上というのが原則となっておりますので、3戸未満での事業実施は厳しいとは考えておりますが、補助事業の県ヒアリングの場で要望してまいりたいと思っております。また、市事業の補助金の上限の引き上げや設置に雇った人件費の一部助成ができないかということですが、本事業は国・県の事業で対象とならないものについて支援を行っております。補助率も最高の2分の1の助成率となっております。また、補助金の上限額の引き上げにつきましても、予算枠内でのほかの事業とのバランスもございしますので、現在のところ補助率アップや上限の引き上げ、また設置のために雇った人件費への一部助成は考えていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 昨年の3月だったと思います。その中でも国の補助事業原則3戸以上

になっているので未満では実施自体も難しいということで答弁があったと思いますが、人吉の地域の実情などを声に出していただき、先ほども言いましたように山間部に3戸まとまったところはかなり少ない部分ともありますし、傾斜地でありますのでそれを声に出していただき、先ほど述べられましたように県のヒアリングなどいろいろな場で要望してもらいようをお願いしておきたいと思います。

それと何度も述べますが、山間地で急傾斜地の作業でもあります。人を雇ってするのも必要になってきます。やはり農業で食べられるまちづくりをつくるためにも、市の事業の見直しや改善をお願いしておきたいと思います。

また、本年度で3年間の人吉市クリせん定作業支援が終了しましたが、今後クリの生産農家の支援は考えておられるのか。また、考えておられるとすればどのような方向でやっていきたいのかをお尋ねしたいと思います。

○**経済部長（大淵 修君）** お答えします。

今後の支援についての御質問でございますが、先ほど5回目の御質問でもお答えしましたように、剪定支援につきましてもさまざまな課題が出たところでございます。今後のクリ生産農家への支援についてでございますが、人吉市クリせん定作業支援事業につきましてはJAも含めまして引き続き事業の検証を行い、またJAクリ部会等の御意見を伺いながら事業の継続を検討していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 5番。宮崎保議員。

○**5番（宮崎 保君）** 先ほどから申し上げておりますように、本当に高齢化が進んでおります。そういった中で生産者のいろいろな要望を聞きながら継続していくということですので、クリ生産農家の所得向上により農業で食べられるように、また球磨産のクリのブランド化や収穫の減になっていると思われる鳥獣被害対策等を行っていただき、本当に生産農家の意欲が湧くような支援をお願いしておきたいと思います。これで剪定作業の支援についての質問を終わります。

○**議長（田中 哲君）** ここで暫時休憩いたします。

午後0時19分 休憩

---

午後1時20分 開議

○**議長（田中 哲君）** 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）  
5番。宮崎保議員。

○**5番（宮崎 保君）** では、続きまして市民の声より、ごみの収集について質問させていただきます。25年度と26年度の一般家庭から出される可燃物、不燃物、資源ごみの年間の収集量はどのくらいだったのかお尋ねしたいと思います。

○市民部長（福山誠二君） 皆様、こんにちは。それではお答えいたします。

家庭から排出される可燃・不燃・資源ごみ、3種類ございますけれども、年間収集量について御質問でございますので、まず平成25年度の家庭ごみの年間収集量でございますが、可燃ごみが6,424トン、不燃ごみが461トン、資源ごみ1,009トン、合計で7,894トンでございます。次に平成26年度でございますが、こちらが可燃ごみが6,237トン、不燃ごみが431トン、資源ごみが950トン、合計いたしまして7,618トンとなっております。各年度の合計の増減を比較いたしますと、26年度が276トンの減となっております。

家庭ごみの収集体制につきまして少し補足させていただきます。可燃ごみは収集曜日をおおむね町内ごとに2つのグループに分けております。月曜日・木曜日または火曜日・金曜日の週2回収集をいたしております。不燃ごみにつきましては、収集曜日をおおむね町内ごとに月・火・木・金の4つのグループに分けております。これは週1回の収集でございます。資源ごみにつきましては毎週水曜日に収集いたしております、この収集により先ほど申し上げました集計量となったものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 総量につきましては年間で276トンの減少ということで、ごみの減量にはかなり力を入れておられるようです。それと可燃ごみの収集、町内ごとに2つに分けて2回とかいうことで収集されておりますけど、現在人吉市内の道出しの集積所はどれくらいあるのかお尋ねしたいと思います。

○市民部長（福山誠二君） お答えいたします。

道出しの集積所がある町内はどれぐらいかということでございますが、道出しのごみ集積所がある町内は全91町内のうち36町内となっております。

ごみ集積所の設置につきましては、衛生員である町内会長の届け出によりまして市が許可を出しているところでございます。ごみ集積小屋それからボックス、道への直置き等の集積所の種類につきましては市と協議をすることとなっております、設置に係る経費につきましては、町内会や使用者に御負担をいただいているところでございます。

市内全体を見ますと郊外の町内におきましては、ごみ集積所に集積小屋を設けてあるところがほとんどでございます。しかしながら、市街地におきましては設置スペースの関係がございまして、道出しのごみ集積所が多い状況となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今の答弁の中で全91町内のうち36の町内でごみ集積小屋の設置等が困難ということで、市街地のほうが多いということでありまして、道出しに出されている集積所でカラスなどがごみを荒らしたりして、ごみが道路に散らばっている現状があると思いま

すが、そういったことは市としては把握されているのか。また、そうした箇所での衛生面また観光面ではどのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○市民部長（福山誠二君） お答えいたします。

2点あったかと思いますが、まずはごみ集積所の現状把握についての御質問でございますので、総体的に荒らされている現場があることは十分承知いたしております。しかしながら、その詳細までは把握していないところでございます。荒らされる現状は主に少量の可燃ごみでありまして、例えば防鳥ネットといった対策がとられてない場合、それと大量のごみを防鳥ネットで包むことができない場合、いわゆるはみ出している場合にはよく見受けられるところでございます。緊急性や通行上の支障があったような場合には、市民等からの通報によりまして状況を把握するとともに、速やかに委託業者と連携いたしまして初期対応をしているところでございます。

もう1点のごみ集積所におけるごみの散乱が衛生面と観光面に問題ないかとの質問でございますけれども、ごみの散乱の程度によりまして散乱した内容が生ごみであるとしたならば、ハエやそういった衛生害虫でございますけれども、こういったものがたかってくるということにつながってまいりますので、衛生面でも大変問題があると。また、散乱したごみは景観を損ねますので、観光面におきましては大変好ましくないとそのように認識いたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 今の答弁の中で、荒らされている現場等は承知している。また、そうすることで市民からの通報により、状況を把握しながら清掃等については委託業者と連携して行っているということではありますが、衛生面はどのように初期対応とかされているのかお尋ねしたいと思います。

○市民部長（福山誠二君） お答えいたします。

初期対応ということで衛生面での対策でございますが、ごみ収集委託業者は収集時の散乱を見かけた場合には、ほうき等による清掃をお願いしております。これは委託内容の遵守義務ということで、その中でもしそういった散らかったときには掃除しなければならないというのがございます。それから基本的にはごみ集積場につきましては、それぞれの設置場所の衛生員の方及び使用者の方々が管理するというようになっておりまして、衛生面における対応も重ねてお願いしているところでございます。また、衛生員連合会が任命いたしておりますごみ指導監視員の方々には、地域住民に対するごみの分別や出し方の指導、こういったものを通してごみ集積場の衛生面での維持もお願いしているところでございます。環境課職員による直接の対応も含めまして現場確認を行いまして、関係者と一体となって連携し衛生管理に努めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 衛生員とか指導監視員、または環境課職員の関係者と一体となって衛生管理に努めているということをお答弁の中で伺いました。しかし、道出しごみに対して関係者の労力を軽減するためにもう少しやり方とありますか、そういう対策がないのか、ネット等を含めた形、ほかにもう少し何かあるのではないかと思いますので、対策についてお尋ねしておきたいと思えます。

○市民部長（福山誠二君） お答えいたします。

カラス等犬猫を含めましたところでございますけれども、ごみ散乱防止対策といたしましては、防鳥ネットといったネット類が一番有効であります。費用的にも取り組みやすい対策でございます、随時衛生員や関係者の方々に御紹介しているところでございます。指定ごみ袋に対策を施すといった自治体も実際ございますが、著しい効果は上がっていないと認識いたしております。また、簡易な防鳥折り畳みボックスも対策としては非常に有効でございますが大変高価であると、中には10万以上するものがありますので。設置条件に適さないような場所には、なかなかこういったものが普及していないというところでございます。

そもそもさまざまな理由によりまして、ごみ集積小屋といった固形物を設置できない状況がありまして道出しの形態ということでございますので、当面物理的な対策といたしましては、防鳥ネットを推進してまいりたいと思えます。

また、根本的な対策でございますけれども、衛生面やごみ減量の面、生ごみとなるものを出さないのが一番でございますので、このために食材は使い切る、調理したものは食べ切る、それから生ごみは水を切るといいました人吉ごみを出しま宣言の3切る運動を展開しているところでございます。また、このほか購入補助制度を用いました生ごみ処理機、それは処理容器等によります自家処理の推進、これは非常に有効だと考えております。過去2年間の補助実績を申し上げますと、平成25年度処理容器で22台、処理機で8台、平成26年度では処理容器は16台、処理機が14台でございます。それから1つ重要なのは決められた曜日、時間帯を守る、ごみ出しルールの徹底の周知・啓発をさらに図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） やはり防鳥ネットが費用的にも有効であるし、いろいろほかにもあるけど効果的また金銭面の形とか立地条件等で設置できないなど物理的に難しいということで答弁がありました。

そうしたら今度は逆にごみ収集車があると思えます。これを観光面、景観等に配慮しながら道出しをされているところから先に回るとか、収集車が何台かあると思えます。それをふやして回収するといったことができないのか。やはり町なかから、まず道出しの分からして

もらうことができないかということについてお尋ねしたいと思います。

○市民部長（福山誠二君） お答えいたします。

道出しのごみ集積所を優先した収集体制ができないかという御質問でございますけれども、現在の収集ルートでございますが、大きくは1つが市内中心部の区域から郊外部へ収集していくルート、もう1つのルートが収集の効率性から回っているルートの2本でございます。例えば可燃ごみの収集でございますけれども、1つ目の市内中心部からルートがございまして、これはパッカー車が3台でございます。2つ目の効率性を重視したルートがパッカー車が2台、合計5台体制で現在行っております。ただ単に町内ごとに回るのではなく地形とか地理、道路や交通状況を考慮いたしまして、いかに効率よく速やかに確実に収集することができるかを考えまして計画的に実践しているところでございます。

それと同時に、現在市街地につきましては道出しが多いということもありまして、観光面でも景観に配慮いたしまして、一定の台数は市内中心部を起点にごみ収集を行っているところでございます。しかしながら、さきにお答えいたしましたように道出しによるごみ集積所は市内の広範囲に及んでいます。しかも同一町内でありましてごみ集積小屋と混在している状況が見受けられます。可燃ごみは収集日1日当たりで市の半分の地域を収集いたしますので、効率の面から全収集車両が市内中心部を起点に行くことは大変厳しいといえますか不可能でございますので、この点は御理解のほどよろしく願います。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君） 先ほどから答弁してもらいましたけれども、やはり道のごみ出し等はカラスとか鳥獣の格好の餌場となっていると思われまます。ごみ等が道に散らかっていたら雨など降ったとき、それにより流れ出すことがあるだろうと思います。そういうことなどが衛生面に問題ありではないかと考えます。また観光面でも、いろいろいいことを言っておいても道路などにごみが散らかっていたら、また来たいとは思わない現状もあるだろうと思います。そういったことから、先ほど言われましたけれども、パッカー車ですか収集車をふやすことにより雇用の拡大にもつながってくると思います。また、先ほどから言っていますように、できるだけ道出しから早く回るということをできたら工夫してもらうように再度要望しておきたいと思います。

それと先ほど言われましたように、人吉市としてはよい運動をされていると思います。衛生面やごみ減量の面から食材は使い切る、調理したものは食べ切る、生ごみは水を切るということをおっしゃいました。また、決められた曜日と時間を守ってごみ出しのルールをすること、これについては徹底や周知・啓発をきちんと今後も行ってもらうことを要望しまして、これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君）（登壇） こんにちは。2番議員の宮原将志です。4月に行われました市議会議員選挙におきまして、市民の皆様から温かい御支援を賜り初当選をさせていただきました。市議会議員として市民の皆様の負託に応えられるよう精いっぱい努めてまいりますので、松岡市長、先輩議員の皆様、そして執行部の皆様には今後とも御指導のほどよろしくお願いいたします。また、初めての一般質問で緊張しておりますので、質問の趣旨が十分に伝わるか不安ではございますが、通告に従いまして質問を始めさせていただきます。

最初に教科書採択について。教科書採択については初日に本村議員も質問されておりますが、私も教科書採択について質問させていただきます。ことは4年に一度中学校で使用される教科書採択の年であります。私は市議会議員として活動していく政治信条の中に、子供たちが積極的に地域の歴史や文化に触れ、ふるさとを愛する心を育む基盤づくりに取り組むとお約束させていただきました。子供たちがこれからの人生において自分の育った国に誇りを持ち、郷土を愛する心を育てていくには、学校教育はとても重要な役割を担っていると思われまます。

私の友人が地元の高校生に人吉のことが好きか嫌いかと尋ねたところ、好きか嫌いかわからない。なぜなら地域のことを教わらないからと答えたそうです。地域に対する誇りは伝統や文化、土地柄を学ぶこと。さらにそれが単なる知識にとどまらず、喜びや満足を感じる感情にまでなったときに誇りを持てるようになると思います。これは国に対する考え方も同じですが、戦後の学校教育、特に歴史教育では国民が受け継ぐべき伝統と文化を忘れて誇りを失わせるものとなっております。

実は、平成26年2月8日の松岡市長のブログに次のように書いてありました。日本人の多くはどうしても自虐的な歴史観を持ちがちですし、私も実際そういう歴史教育を受けてきたと思います。間違っても私たちの祖先はとてもすばらしく世界から尊敬されている。だから君たちも日本民族に誇りを持ち、世界を引っ張って行ってほしいなんてことは学校では言われなかったと思いますと書かれてありました。私も現在の教育において日本人であることを誇りに思う教育が大切であり、今の日本の教育に欠けている部分だと思っております。

平成18年教育基本法の改正で伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことが教育目標の1つとして示されました。また、文部科学省が策定した学習指導要領、中学校社会科歴史的分野では、我が国の伝統と文化の特色を広い視野に立って考えさせるとともに、我が国の歴史と歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てると記されています。

未来を担う子供たちの教育として必要とされているのは、子供一人一人が自分自身の存在に自信を持ち、国や地域の発展に寄与しようと思う人材の育成、また国家社会さらには世界で貢献できる人づくりのため、正しい歴史観、社会観、国家観をしっかりと持たせることだ

と思っております。そのためにも先ほどお話ししました教育基本法・学習指導要領を忠実に反映させた教科書を今回の教科書採択では選んでいただきたいと思います。

そこでお尋ねいたします。ことし中学校で使用される教科書の採択が行われますが、教科書採択に関する見解、これからの日本・人吉市を背負っていく子供たちに教育基本法の理念でもある国や郷土に対しての誇り、希望を持たせる教育が施されるべきであると強く思いますが、歴史教育についての市長のお考えをお聞かせください。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 議事進行。

○8番（井上光浩君） ただいまの冒頭の中で、2月8日の松岡市長のブログという文言をお使いになりましたが、一般質問の中でブログの中の文言を入れるというのは適切なんでしょうか。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後1時43分 休憩

---

午前2時02分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

先ほどの井上光浩議員からの議事進行がございましたが、ブログに関しての内容を市長に確認いたしましたところ問題ないことが確認できました。また、ブログ等を引用して一般質問することは問題ないと思慮されます。御理解いただきますようお願いいたします。

引き続き質疑を含めた一般質問を行います。

○市長（松岡隼人君） 御質問にお答えいたします。

宮原議員の質問は、教科書採択に関する見解と歴史教科書に対する考えについての御質問と捉え、お答えいたします。教科書採択に係ることは、従来どおり教育委員会の専権事項であるべきと考えております。このことは改正地方教育行政法の中にも明確に書かれており、そのことを尊重したいということでございます。ただし、別項目に教科書採択の方針について協議することは考えられるとありますので、どういうことを意味しているのか、またどういことができるのか教育委員会とも協議、検討を進めてまいりたいと存じます。

また、教育大綱の制定に際し、大綱には地方公共団体の長の権限にかかわらない事項、つまり教科書採択の方針、教職員人事の基準等について教育委員会が適切と判断して記載することも考えられるとありますので、このあたりの解釈、取り扱いにつきましても先ほど同様教育委員会と協議、検討を行ってまいりたいと存じます。

また、歴史教科書に対する市長の考えはという御質問でございますが、これは論争的になっている問題でもあり、非常に難しい御質問であると受けとめております。もちろん私松岡隼人個人としての考えはありますものの、市長松岡隼人としての見解が教科書採択に及ぼ

す影響等々考えられますので、今回は発言を控えさせていただきたいと存じます。ただし、改正地方教育行政法施行に伴い今後設置されます総合教育会議におきまして、市長と教育委員会に関する本市の方針を整理していく予定でございまして、市長が正式な案件として教育観、国家観、歴史観等あるいは歴史教科書そのものについて発言し、教育委員の皆さんと意見交換する環境が整いましたなら、その後には私の思いをお話しさせていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 教科書採択については教育委員会の専権事項であるべきとの御答弁をいただきました。この件につきましては後からの質問で触れたいと思います。また、総合教育会議において教科書採択そのものは議題にすべきではないとありますけれども、先ほど市長が言われましたけれども、採択の方針について協議はできますので、前向きにこちらのほうは御検討いただきたいと思いますと思っております。

ただし、歴史教科書について御答弁いただけなかったのは非常に残念でございます。歴史観や国家観等についてお答えしにくい部分あるかもしれませんが、せめてこういった教科書で子供たちには勉強してもらって、こういった大人になってもらいたいというようなお答えがいただきたかったなというところでございます。この件につきましては再度質問はいたしませんけれども、先ほど御紹介したブログを書かれたころとお気持ちが変わられてない信じ、次の質問に移らせていただきます。

既に6月19日から教科書の展示会が始まっておりますが、今回の中学校教科書の採択に当たり、これまでの経過、そして今後のスケジュールはどのようになっているのかお尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） 御質問にお答えいたします。

まず、教科書の採択につきましては、ちょっと長いんですけども義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律というものがございまして、その第12条の中に採択地区というのがありまして、市町村の区域またはこれらの区域を合わせた地域に設立、要するにこの圏域でいくなれば人吉球磨1市9町村が共同採択地区として決められております。全国でこの地区というのは580近くありまして、大体1県平均12程度の地区となっております。熊本県は11地区あるようです。ちょっと御披露申し上げますと、熊本市、宇城地区、玉名地区、鹿本地区、菊池地区、阿蘇地区、上益城地区、八代地区、芦北地区、球磨地区、天草地区。要するに教育事務所があるところにそれぞれの共同採択地区があるということでございます。

御質問の教科書採択の経過とおっしゃいましたけれども、方法ということで採択までの流れということで御答弁申し上げたいと思います。人吉市と球磨郡町村の教育委員会が、先ほど申し上げました球磨地区教科用図書採択協議会を設置いたします。以下、これを採択協議

会と申し上げたいと思います。この採択協議会の諮問機関といたしまして、教科用図書選定委員会がその下に置かれまして、さらにその選定委員会の下に研究員が置かれることになっております。要は採択協議会それから選定委員会それから研究員の3段階で教科用図書の選定が進むということになっております。

具体的に申し上げますと、一番上の採択協議会が選定委員会に教科書選定についての諮問をまず行います。選定委員会が一番末端にいらっしゃいます研究員に対しまして教科書に対する調査、それから研究を依頼することになっております。研究員は教科ごとに教科書を調査・研究を行いまして、その結果を真ん中の部分の選定委員会に報告いたします。選定委員会は、その報告内容につきまして協議を行いまして、一番上にあります採択協議会に選定についての答申を行うことになっております。採択協議会は答申結果について協議しまして、その選定結果と選定理由書を直ちに各市町村の教育委員会に通知するということになっております。本市におきましても、採択協議会の選定結果と選定理由書をもとに教育委員会を開催いたしまして審議を行い、教科書の採択を行うということでございます。

さらに各市町村の教育委員会の採択結果、これは球磨郡に9町村ありますのでそれぞれの教育委員会の採択結果、本市の教育委員会も合わせまして採択協議会に報告され共同採択がその時点で成立するということでございます。ちなみに、平成28年から使用されます中学校教科書の採択につきましては、昨年度の小学校教科書の採択と同様に2回の採択協議会、2回の選定委員会、そして3回の研究員会が行われるということになっております。

最後にスケジュールといたしましては、これらの一連の流れを先ほど法律面を言いましたけれども、無償措置に関する法律施行令第14条の規定の中に、当該教科書図書を使用する年度の前の年度、前年度の8月31日までに行わなければならないというふうに明文化されておりますので、本年の8月末までに採択が終わらなければならないとされております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 御答弁いただきました。採択協議会、選定委員会また研究員の3段階で調査されるということ、また8月31日の採択期限までに採択協議会が2回、選定委員会も2回、研究員会が3回開かれるということでしたけれども、各委員会等で使用されると思いますけれども、県の教育委員会から選定作業の際の基本資料として採択基準等選定資料が送られてきていると思います。県の教育委員会から送られてきた採択基準等選定資料の内容は、どのようなもので会議でどのように活用されているのかお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えいたします。

今採択のスケジュールにつきましては、部長から申し述べたとおりでございます。また、宮原議員から質問がございました内容等につきましてお答え申し上げたいと思います。

熊本県教育委員会から市町村教育委員会への教科書採択に係る指導・助言・援助の1つと

して採択関係資料の送付がございます。具体的な内容としましては、義務教育諸学校における使用教科用図書の採択基準等、義務教育諸学校における学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択上の留意事項、教科用図書選定資料でございます。本資料は教科書の採択基準、採択における注意事項、採択の方法等について検討する際の参考となります。本市教育委員会とともに、球磨地区教科用図書採択協議会において活用がなされております。特に1種目ごとに調査・研究されております教科用図書選定資料につきましては、教科書採択に関する調査・研究の重要な参考資料としているところでございます。本年度も昨年度と同様に採択関係資料が送付されておりますので、適正かつ公正な採択事務を行うことができますようなお一層活用してまいり所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 重要な参考資料としてしっかりと活用されているということでありました。今後とも教育基本法の観点や県の定める基準、留意事項等踏まえながら選定作業を進めていただきたいと思います。

文部科学省は、これまでも教科書採択については、教育委員が責任を持ってみずから決めるように求めてきました。しかし、昨年文部科学省が実施した全国の教科書採択状況の調査において、調査委員が評定した資料を作成し、首位や上位の教科書から採択している教育委員会が10.3%あり、採択前に教科書の見本を教育委員の自宅に送っている教育委員会は12.7%にとどまるなど教育委員の採択権の形骸化、採択に対する消極姿勢が浮き彫りとなりました。そこで4月7日付の文部科学省からの通知文において、初めて調査員らが推薦する一、二社程度の教科書の中から選ぶ絞り込みの禁止が明記されました。また、教科書見本においては、教育委員の人数分を用意し十分な時間的余裕を持って閲覧し、採択決定会議において配付資料のような扱いは不十分であると明記されました。教育委員がきちんと教科書を読み下から上がってきた教科書をそのまま追認することなく、みずからの視点で教科書を選ぶように求められております。また、採択結果の公表についても、4月1日に施行された教科書無償措置法の改正により、採択結果及びその理由等を積極的に公表することを努力義務として課せられております。

このように、今回の教科書採択では教育委員が採択権者として自覚や責任を持ち、法令どおりの採択が実施されることを改めて教育委員会に対して求められております。また、教育長におかれましても、教育委員制度の改革により従来の教育長と教育委員長を一本化した新教育長として教育行政の責任が明確化され、教育委員会の代表者として今回の教科書採択を迎えますが、どのような姿勢で教科書採択に臨まれるのか教育長にお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） 御質問にお答えします。

平成27年4月7日付文部科学省初等教育局長名で通知されました平成28年度使用教科書の

採択のうち、御質問の今回新規に追加されました教科書採択方法の改善の内容でございますが、大きく6点あるようでございます。1点目、市町村教育委員会等において十分な教科書の調査・研究期間が確保できるよう採択スケジュール等の再検討を行うこと。2点目、採択に際し、より広い視野からの意見を反映させるとともに、教科書採択に当たり責任の所在が不明確にならないようにするとともに、評定の非拘束に努めること。3点目、調査結果報告の不十分な実態に鑑み、教科書の採択に関する情報の積極的な公表に取り組むこと。4点目、教育長及び教育委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を吟味できるような環境を整えること。5点目、これは公立学校でございますけれども、公立の高等学校における教科書採択に際し、各学校の採択希望については県教育委員会において審査すること。6点目、教科書の採択に係る調査・研究に際し、全ての児童・生徒にとって読みやすいものになっているかを比較・検討すること。以上が先ほど宮原議員もお話しされましたように、通知された各項目の全文を要約した形で述べさせていただきましたので、改善内容を詳細にお伝えできなかったかもしれませんが、その点はお許しいただければと存じます。

さて、今回の通知を受けてどのような姿勢で教科書採択に臨むかという御質問でございますが、先ほど述べさせていただきました改善項目6項目につきましては、今回国から指導がある以前から人吉球磨における共同採択地区におきましては、改善内容のとおり取り組んできておりまして、これからの採択のスタンスとしましても従来どおり丁寧な作業を積み上げていきたいと存じております。本市の教育委員も時間的な制約がある中、それぞれが採択会議当日までに教科書展示会において中学校教科書の見本を閲覧したり、採択協議会や選定委員会に出席して意見を述べたりするなど、個別的ではございますが可能な限り審議にかかわるなどいたしまして、採択会議において適切な判断ができるためのレベルアップに努めております。引き続き適正かつ公正な、本市の子供たちに最も適した教科書採択を使命として取り組んでいくことをお約束したいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 適切な教科書を選ぶということでありましたけれども、1点気になった文言がありました。改善点の通知が来る前から取り組んでおったと。従来どおりにやっていくというような御答弁でしたけれども、実は4年前、平成23年の採択会議のときには会議時間が43分で、昨年小学校の教科書採択会議は51分だったんです。採択権者の会議にしては余りにも僕短いと思うんです。採択理由書が採択協議会から上がってくる。教育委員会が採択会議をするでしょう。ただ追認しているだけとしか思われてもしょうがないんですね。教科書採択の教育委員会での会議の際に、採択理由書に記述された教科書以外の説明や委員の方から質問等があったのかお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君） お答えいたします。

確かに時間的には43分、51分と時間だけを見れば短いように感じますけれども、内容としてはそれまでに積み重ねてきたものがたくさんございますし、当日もそういう質問を受けたり、ほかの教科書に関しても質問を受けたりしながら採択の事務を滞りなく進めているとお答えいたします。以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 私自身も先日教科書の展示会に行つて教科書を見てきました。国の検定は通っていると、この前も言われておりましたけれども、出版社によって教科書の記述が違つたり、そこから受け取る印象も全然違うわけです。採択権者である教育委員会の皆様も、教育基本法や学習指導要領の目的や趣旨等を把握しながらきちんと教科書を見ていただいて、採択協議会から上がつてきた教科書に異論があるときには、もう一度採択協議会に再考を求めらるぐらいの責任と自覚を持って教科書採択には当たっていただきたいと思つております。また、採択結果や採択理由についてもしっかりと公表していただくことをお願いいたします。

教科書採択の最後の質問になりますが、教科書展示会の開催時期、場所等の周知については学校関係者のほかにも多くの市民の皆様を知っていただくために、県や市町村の広報紙、PTAだより、マスコミ等を利用して積極的に周知を図っていく必要があると思つています。また、多くの方に教科書への関心を持ってもらえるよう周知の際に展示会の開催の意義や目的、教科書採択の仕組み等をあわせて周知するなど工夫が必要であると思つていますが、どのようにお考えでしょうか。

○教育部長（井上祐太君） 御質問にお答えします。

教科書展示会の会場は、これは初日に本村議員にもお答えしましたけれども、人吉市内におきましては人吉市カルチャーパレスと人吉西小学校の2カ所で展示いたしております。球磨郡内におきましては、あさぎり町の生涯学習センター、多良木町の多目的研修センター、五木村役場の計3カ所、人吉球磨管内で5カ所で展示を行っているということでございます。教科書展示会の会場につきましては、教科書展示会そのものを熊本県の教育委員会が主催いたしております、5つの会場につきましても県の決定によるものでございます。

市民の皆様への教科書の展示会の周知方法でございますが、先週の広報ひとよしの平成27年6月15日号におきまして開催の目的、期間、会場等につきましては掲載させていただいております。人吉市のホームページにおきましても、6月4日付で案内のチラシ等を掲載したところでございます。熊本県の教育委員会からの教科書展示会会場の決定通知を受けまして、6月12日付の通知によりまして市内の各小中学校長に保護者と教職員に向けて周知を行ひまして、積極的に閲覧していただくように依頼いたしております。

御質問の日時や場所を周知するだけでなく、その意義や目的なども周知するなど工夫すべきではないかということにつきましても、私たちも現状のやり方が決してパーフェクトであるというふうには思つてません。甘んずることなく可能な限り改善に取り組んでまいりた

いと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 教職員だけでなく多くの市民の皆様には展示会へ足を運んでいただき、自分たちの子供や孫がどのような教育を受けるのか、どのような教科書を使っているのか等関心を持っていただきたいと思います。開館時間も9時から5時までと今なってますけれども、平日働かれています方にはなかなか厳しいなと思っております。また、19日土曜日の昼間に行ったんですけれども私1人でした。なかなか周知のほうがよくいっていないのではないかなというのを感じました。現状のやり方に甘んずることなく改善に取り組むということでありましたので、今後とも県の教育委員会とも協議しながら、教科書展示会のあり方を考えていただければと思っております。

次の質問に移らせていただきます。まち・ひと・しごと創生についてです。3月定例会で井上議員が質問されておられますので、若干重複する部分が出てくるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。

現在、日本は世界に類をみない人口減少時代に突入しており、人口減少は、経済、租税、福祉、教育などさまざまな分野への社会的影響をもたらすと考えられております。私自身も選挙の際、人吉各地を隅々まで回らせていただきましたが、空き家や高齢者のひとり暮らしが多いなと感じました。調べてみますと、昭和60年の4万2,209人以降右肩下がり人口が減少しており、現在5月末での人口ですが3万4,110人となっております。国立社会保障人口問題研究所が発表した今後の人吉市の人口推移によると、10年後の平成37年以降に3万人を割り込み、20年後の平成47年には2万5,564人になると見込まれております。改めて10年後、20年後の人吉の姿はどうなっているのだろうかと考えながら、今の課題にしっかりと取り組まなければならないと思っております。

そのような中、国において人口急減、超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府と地方が一体となって取り組むための組織、まち・ひと・しごと創生本部が設置されました。また、平成26年11月にはまち・ひと・しごと創生法が施行されております。その後、取り組みの指針となる日本の人口の現状と将来の展望を提示するまち・ひと・しごと創生長期ビジョン及びこれを実現するために、今後5年間の目標や施策、基本的な方向を提示するまち・ひと・しごと創生総合戦略を取りまとめ、平成26年12月27日に閣議決定されました。これを受けまして都道府県と市町村においても、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案して、当該地域の実情に応じた地方人口ビジョン、地方版総合戦略の策定に努めることになりました。そして本市でも人口減少社会に対応していくために、10月をめぐりとして人吉市版の人口ビジョンと総合戦略を策定すべく取り組みが進められております。そこで人吉市版の人口ビジョン、総合戦略を策定するに当たり、人吉市はどのような視点で策定されるのかお尋ねい

たします。

○議長（田中 哲君） 中村総務部長。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

人口ビジョンと総合戦略を策定する上での視点でございますが、地方版総合戦略を今後策定する上で、最も重要な基礎データとなりますのが地方人口ビジョンであり、人口の社会動態や自然動態といった現状把握と分析、さらには人口の将来展望といった要素が必要不可欠なものと考えております。具体的には人口の現状分析を踏まえて、将来の方向性を検討すること、人口が増減する自然要因や社会要因の仮定を置き、地域住民や関係機関等と認識を共有した上で、今後目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を示すものでございます。

以上の人口動態や、客観的な分析を基礎・根拠としまして、地方版総合戦略を策定してまいります。この総合戦略は地域ごとの処方箋を示すものであり、その内容につきましては先ほど議員が質問の中で御紹介いただきましたとおりに、全国一律の横並びではなく、各地方公共団体が自主性、主体性を発揮し、地域の実情に沿った地域性のあるものという点が重要であると言われております。特に人口減少問題は、本市を初めとした中山間地域だけの問題ではなく国家的な問題であり、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させるという負のスパイラル、悪循環でございますけれども、負のスパイラルに陥るリスクが高いと言われております。そして、このまま地方が弱体化するならば、地方からの人材流入が続いてきた東京等の大都市もいずれ衰退し、競争力を弱めることは間違いないとも言われております。

そこでまず本市において、重要視する点は、負のスパイラルに歯どめをかけることであり、東京一極集中への流れをとめるべく、特に若い世代を中心とした東京を初め他の都市への転出を食いとめることを最大の目標と掲げるものでございます。人口減少に対する対策が早く講じられれば、それだけ将来人口に与える影響は大きく、その意味において早急に取り組みを進める必要があることから、全国的に各地方公共団体において、平成27年度中に策定するよう法律上は努力義務とされながらも、策定に関する強い依頼が国からあっているところでございます。ただし、単に早期に策定すればよいものというのではなく、基本目標数値の設定、またいわゆるPDCAサイクル（計画、実行、評価、改善）の確立をしっかりとやりながら、産業界、学術教育機関、金融機関、労働団体、言論といった各界、各団体からの住民の参画、また特に若者や女性の視点からの意見を取り入れることが重要であり、策定段階や効果検証の段階において十分な審議を重ねてまいりたいと考えております。戦略に盛り込む具体的な内容についてはこれから議論していくこととなりますが、人口減少に歯どめをかけるとともに、かつ東京圏への人口の過度の集中を是正し、本市における住みよい環境を確保して将来にわたって活力ある社会を維持していくためにも、国のまち・ひと・しごとに関するビジョンを勘案しつつ、本市における基本的な方向性としては大きく4つ掲げられるの

ではないかと存じます。

1つ目に、本市に仕事をつくり、安定した雇用を創出すること。2つ目に、本市への新しい人の流れをつくること。3つ目に、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえること。そして4つ目に、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携すること。以上の4つが総合戦略の大きな視点であり、基本目標になろうかと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 人口減少に歯どめをかける、また都市部への流出を防ぐために安定した雇用を創出する、また若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるなど、4つの基本目標が大きな視点になるということで、また具体的な内容についてはこれから議論していくということでありました。それぞれの基本目標において、地域の実情に応じながら実施する施策を検討されると思いますが、これまでに本市が実施されている取り組みの中でも、効果の高い施策があるかもしれません。人吉市では平成24年度にこれからの人吉市が目指すべき将来の姿と、それを実現するための基本構想と、基本計画を示す第5次人吉市総合計画が策定されております。そして今年度は後期基本計画の策定年度ともなっておりますが、総合戦略も今年度中に策定を求められております。総合戦略を策定するに当たり、第5次人吉市総合計画との整合性をどのように図っていくのかお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

既存の総合計画と今回策定を予定しております総合戦略についての整合性についての御質問でございますが、総合計画というものは長期にわたる総合的な振興、発展等を目的としたものでございます。一方で総合戦略におきましては、国のまち・ひと・しごとに関する法律及び総合戦略に位置づけられた人口減少克服、さらには地方創生を勘案した内容であり、この2点を目的として関連する施策の位置づけを図るため、地域資源を生かした効果の高い施策や、先駆性の高い施策をより具体的に、集中的にクローズアップした内容になろうかと存じます。また、設定年度も平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間として定める必要があり、国においては全国の地方自治体に対し、両者を別に策定してほしいとの依頼があつとります。しかしながら御質問にもありましたとおり、今年度総合計画の後期計画の策定を迎える本市におきましては、人口減少の克服と、地方創生という点では避けることができない喫緊の課題でありまして、総合戦略に位置づけられた施策や事業につきましても、必然的に総合計画の後期計画に溶け込んでいくものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 総合計画と総合戦略は趣旨や目的が違うために、別々に作成しながらも、総合戦略の施策や取り組みにおいて総合計画の中の人口減少克服や、地方創生といった

部分には後期計画に盛り込まれていくということでありました。これから総合計画と総合戦略の策定を進められると思いますけれども、策定に当たり重要になってくるのが、市長のマニフェストをどう反映させるかというところになると思われまます。今回地方人口ビジョン、地方版総合戦略について、今議会の初日に行われた全員協議会で執行部から説明を受けました。説明を受けている際、市長が所信表明の中で重点プロジェクトとして上げられた公共施設の再編にあわせた若者や、町なかでの企業支援、子供たちや高齢者を地域で支えるコミュニティ機能の強化、また人口増へ向けた仮称人吉企業センターを創設して、市内外からのまちづくり人材の登用、人材育成によるまちおこしや仕事づくりなど、市長のマニフェストが総合戦略の中に盛り込んでいかれるのかなと思ったところでありました。総合戦略を策定する際、市長の108の施策の中で関連性がある施策をどのように反映させていくのか、また総合戦略策定に対する市長の思いもあわせてお聞かせください。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

地方人口ビジョンと地方版総合戦略の策定につきましては、国が示すビジョン及び戦略が人口減少に歯どめをかけるために、まち・ひと・しごとに関連した基本目標であるために、ある程度は国が策定して、ビジョン及び戦略を勘案したつくりになろうかと存じます。先ほども大きく4つの基本目標を述べさせていただきましたが、より具体的には仕事づくり、人の流れ、結婚、出産、子育て、まちづくりに関する分野であり、どの分野に重点を置くかはおのおのの地域の実情に応じての判断になろうかと存じます。先般の統一地方選挙におきまして、108の事業をいわゆる公約として掲げ、市民の皆様とお約束をさせていただきました。その中でも既に着手しているものもあれば、新規の取り組みもあり、財源を伴うものも、そうでないものも多種さまざまにございます。そのほか短期的に取り組める事業、4年間という期間を超えて比較的中長期的に取り組むべき事業もさまざまあろうかと存じます。

そこで、取りかかりとしましてはまず、108の事業について当面の目指すべきゴール、目標を決めさせていただきたく存じます。その過程におきまして、財源を踏まえた事業の優先度もある程度は明確になろうかと思いますので、平成27年度から平成31年度までの向こう5年間の間で、総合戦略に取り組むことがスケジュール的に可能であり、かつ先ほどの4つの大きな基本目標に合致する内容であれば、総合戦略に盛り込むことも十分可能であろうかと存じます。

以上、お答えします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） これからの向こう5年間の中で優先的なものを図りながら、また108の施策の中から人口減少克服、地方創生に対応したものをこれから精査されていかれるということでありました。また、今までの施策との兼ね合いもあると思いますが、市長らしい施策を順次具現化されていくことを期待しております。

次に、現在進められております地方人口ビジョン、地方版総合戦略の策定でございますが、10月までの短時間での計画策定になりますが、今後の策定スケジュールをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

策定までのスケジュールにつきましては、リミットとしまして平成27年度中に策定しなければならないわけですが、地域の課題解決に向けて早期に戦略の策定に着手し、策定を終えた団体においては、少しでも早く財政需要に応えることができるように、1,000万円程度の交付金の上乗せ交付が国の地方創生関連において予算措置されております。具体的には平成27年10月30日までに、的確な数値目標の設定、産業界、学術教育機関、金融機関、労働団体、言論といった各界、各団体からの住民との連携体制等を備えていることを条件に、総合戦略を確定、決定した団体に交付されるようでございます。私自身の考えとしましては、施政方針でも述べさせていただきましたが、市政の最大の課題でもございます人口減少社会におけるキーワードは人と考えておりまして、その点では国のまち・ひと・しごと創生に係るビジョン及び戦略と合致する点もでございます。したがって、一度策定したら改定のできない戦略ではなく、毎年ローリングを図りながら、数値目標等をもとに実施した施策、事業の効果を検証し、必要に応じて総合戦略を改定する一連のプロセスを実行していくことになろうかと存じますが、当面のスケジュールといたしましては、平成27年10月の早期策定に向けて各種議論を深めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 当面は10月をめどに策定されるということで、短時間での策定となりますけれども、ほかの自治体と同じような施策や、今までどこかでやっていたものの焼き直しというような施策ではなくて、人吉市らしさ、人吉市の強みを生かした戦略を策定していただくよう、庁内のさまざまな部署が連携しあって取り組むことを切にお願いいたします。

次に、今議会で上程されている人吉市まち・ひと・しごと総合戦略審議会のメンバーについてであります。計画への提言を行う審議会ですが、産学官金労言（産業界、行政、大学、金融機関、労働団体、言論界）の代表をする方々で構成されると聞いております。具体的な成果目標KPIの設定、PDCAサイクルの確立など専門的見地からの意見も必要ですが、今までこのような策定審議会においては、各種団体の長の方々が就任して、限定した形での委員会構成が多かったと思います。この総合戦略の策定に当たっては、地域の特色や地域資源を生かし、市民に身近な施策を幅広く盛り込み実施することが求められております。幅広い意見を反映させていくために、どのような人材構成を考えられているのかお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。今までの質問の中で若干ふれた部分もござい  
ますけれども、改めましてお答えさせていただきます。

今議会で上程をさせていただいております人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会の想定メンバーについて述べさせていただきます。策定に関する国の指針におきましても、これまでよく言われてますところの産学官に加え、御質問でも御紹介いただきましたとおり、新たに金労言といった団体が一緒に議論を重ねて幅広い意見をもらいながら、地域の実情に沿った戦略をつくり上げてほしいとのことでございます。具体的には産業界、学術教育機関、金融機関、労働団体、言論といった各界、各団体からの住民の参画を考えておりまして、本市におきましても条例をお認めいただきましたならば、それぞれの団体に審議会への御参画をお願いするものでございます。なお、審議会の構成につきましては、各団体の長等に審議委員就任を限定するものではなく、まち・ひと・しごと創生の趣旨を鑑み、特に若者や女性の視点からの意見も踏まえる必要もありますので、各団体からそのような方を推薦していただき、参画をお願いしたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 若者や女性の視点からの意見も必要であるということで、そういった方々にも参画を求めていくということでありました。若者や女性の意見は、仕事の創出や子育て、まちづくりなどとても重要になると思いますので、ぜひ多くの意見を取り入れていただきたいと思っております。

現在、審議会以外のメンバーの方からの意見の募集については、アンケート調査を行っている聞いておりますが、アンケート調査も大事であると思っておりますが、多くの市民の皆様との意見交換の場も必要ではないかと思っております。今回市長が就任され、最も大切にしていきたいことは対話であると言われております。所信表明の中でも、重要な計画や市民生活に影響を及ぼすような事業の推進に当たっては、市長、職員、市民の直接的対話も行えるよう整備していくと言われておりますが、総合戦略を策定するに当たり、市民の皆様との直接的な対話を行っていくのか市長のお考えをお聞かせください。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

市民との対話という点についてでございますが、策定の過程におきましても特にこの点につきましては最重要視し、できる限り計画の段階から市民の皆様や関係者の御意見を伺い、戦略に盛り込む政策、施策を多角的な見地や検証から練り上げていくというプロセス重視で、かつ結果も出せるという点を大切にしたいと考えております。また、策定に際しましては、結婚、出産、子育てや経済、雇用の現状把握、市民の希望の把握を踏まえた分析等を通じて、人口減少に関する各種課題の要因を明確にした上で、政策、施策の方向性を検討していくことが重要だと考えます。

そこで、幅広く意見を聞くといった点におきましては、既にお認めいただきました予算内におきまして、広く市民の皆様から結婚、出産、子育て、定住、移住、進路希望等に関する

意識や要望、御意見を市民アンケートという形で無作為抽出させていただき実施中でございます。結果につきましては、改めて議会にも御報告させていただきますが、会議形式に限定しないさまざまな形で幅広く市民の皆様の御意見をお聞かせいただき、本市の人口ビジョンと総合戦略に反映させていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） さまざまな形で対応を図っていくということでありました。多くの市民の皆様との対話を通じて、広く市民の皆様にも人口問題の意識をもってもらい、人吉の未来について一人一人が考え、行動できるきっかけをつくっていただきたいと思います。ほかにも庁内のやる気のある職員や若手女性職員によるワーキンググループを設置し、その意見を反映させる仕組みづくりをしていただきたいと思います。そしてこのワーキンググループには、先進地の視察や専門家から話を聞くなど、機会、時間、予算を確保し、職員のモチベーションの向上を図っていただきたいと思います。ぜひ職員との対話もよろしくお願いいたします。

最後に、地方版総合戦略の策定については、地域の特色や地域資源を生かした施策を実現することになっていますが、球磨郡との各町村との連携をすることによって、効果が高いものがあると思われます。例えば、平成27年4月27日に文化庁より認定された人吉球磨の10市町村のストーリー、相良700年が生んだ保守と進取の文化～日本でもっとも豊かな隠れ里一人吉球磨～の日本遺産を生かした広域観光、人吉市が取り組んでいるハラル事業についてはゼンカイミートがある錦町との連携など、各市町村が有する多様な地域資源や特性を十分に生かし、相互に連携、協力しながら積極的に取り組むことも必要であると思っておりますが、ほかの町村との連携はどのように考えているのかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

具体的な戦略の内容、中身については、これからの議論になろうかと存じますが、策定の趣旨でもありますが、各自治体が横並び、画一的にならないように本市の自立性や地域性といった特色は全面的に戦略に盛り込む一方で、経済面、文化面、地理的状況等の観点から一体性、関係性のある人吉球磨地域等において、複数の市町村が協働して連携して取り組んだほうが望ましい施策等も当然出てまいるかと思存じます。

国の総合戦略におきましても、地域間連携による経済、生活圏の形成を推進しており、具体例を挙げますと、県域において定住自立圏構想に盛り込まれた事業や、その他の地域連携策として広域観光周遊ルートの形成・発信についても積極的に推進していくとでございます。特に熊本県におきましても、熊本県南の広域観光連携推進事業について積極的に取り組まれておられ、観光振興策の訴求力を高めるために、県内地域の15市町村が連携を図り、一体となって観光地としての魅力向上を図る取り組みや、観光客受け入れにより経済効果を

高めるための環境整備に向け、熊本県県南広域本部の地方創生コンシェルジュを中心に活発的に会議が開催されており、本市もこれに参加し議論を深めている状況でございます。実際に各種連携事業に取り組む時期や、予算措置の時期につきましては、本市だけで決定することではなく、今後他の市町村との十分な協議と合意形成を図る必要がございます。また、日本遺産を初めとした広域観光施策に限らず、その他連携を必要とするもの、さらに単体ではなく連携して取り組んだほうが効率のよい事業等については、積極的に推進してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 2番。宮原将志議員。

○2番（宮原将志君） 積極的に推進をしていくということでありましたけれども、ほかの町村と連携を取りながら、より効果的で実効性のある事業に取り組んでいただきたいと思っております。また、広域での課題に取り組むには県の役割も大きいと思います。球磨地域振興局や、先ほど市長がおっしゃいましたけれども、県が設置している熊本県版コンシェルジュ等の支援窓口を活用しながら、各町村との連携をスムーズにしていきたいと思いますと思っております。

政府は6月12日に行われたまち・ひと・しごと創生会議において、まち・ひと・しごと創生基本方針2015の骨格案を出されました。また、平成28年度予算で新型交付金の創設も検討されております。国も本気で人口減少に取り組んでいます。地方も危機感をもって取り組まなければなりません。市長には人吉市まち・ひと・しごと創生本部の本部長としてリーダーシップを発揮していただき、人口ビジョン、総合計画の策定に取り組んでいただきますことをお願い申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後3時00分 休憩

---

午後3時13分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君）（登壇） 皆さん、こんにちは。本日最後の質問者の6番議員平田清吉でございます。早く終わりたいと思いますが、いましばらくの間おつき合いをお願いします。

きのう、おとといと久しぶりに梅雨の合間の太陽の明るさを見ましたら、近くの木々や草花も緑の葉っぱを大きく広げ、太陽の光を今やおそしと待ちわびているかに見えました。しかしこの太陽の光は、強敵の雑草の上にも平等に降り注ぎます。これは人間にとって将来的にも解決できないゆゆしい問題でもあります。ところで、人吉球磨地方はいまだに梅雨の真

ただ中。幸いにも本市にはこの長雨による被害は出ておりませんが、あすのことは誰ひとりとしてわかりません。現在、球磨地域振興局工務課及び本市防災安全課におかれましては、6月15日月曜日の東間コミセンの会場を皮切りに、6月25日木曜まで各コミセン等8会場におきまして、人吉市土砂災害警戒区域等の指定に伴う基礎調査後の住民説明会を、各会場午後7時から開催しておられますが、私は危機意識を高めるために、人吉市のどの区域が土砂災害区域に指定されているのかを知りたくて一部の会場で参加してみたのですが、行政側からの市民への連絡と広報不足のためか、はっきりとした理由はわかりませんが、市民の参加が少なかつたように見られました。

ところで、行政をつかさどる人たちは、常に市民の安心と安全と、そしてどこよりも住みやすく住みよいまちにするために、市民の皆様のご意向を酌み取りながら、5年先から10年先を見据えて、場合によっては20年先から50年先を見据えて市民の皆様への奉仕の精神をもって、本市のまちづくりのために日夜研さん努力されているものと推察しております。また、その中であって、このたびの本都市議会議員選挙におきまして、本市行政のあり方を監視し、議決事件の審査と議決からできる立場の任を与えられました18人の中の一人に御選任いただきましたことを、市民の皆様へ厚く御礼申し上げます。前置きが少し長くなりましたが、2期目の最初の一般質問で大分緊張しております。お聞き苦しいところが多々あるかと思いますが、これから一般質問に入ります。

今回の一般質問の通告項目は、市長の施政方針についての1項目、通告要旨は4つ、1つ目市庁舎の移転関係について、2つ目諸税の負担感の軽減策について、3つ目中学校卒業までの医療費の無料化、及び学校給食費の段階的な保護者負担の軽減策について、4つ目農業政策についてです。

では、1点目です。松岡市長は市庁舎の移転関係について、現市庁舎移転計画の白紙撤回を主張されておられますが、その白紙撤回とはどういう意味を持つのか。また、現市庁舎は国の管理敷地内に存在し、以前から移転の指示があり、しかも現在の耐震基準に適合してないため、現在地から移転しなければならないことは承知されておられるものの、移転方法については、また移転時期についてはどのような考え方で進めていかれるつもりかお尋ねしたかったのですが、一般質問の第1日目に、2人の方が私の質問要旨と同様な質問をされ、市長から現市庁舎の現在地からの移転については異論はないが、移転方法や移転場所の選択によって、そして総合庁舎方式をとるか分庁舎方式をとるかによっても、本市の現状の少子高齢化と人口減少の歯どめがかからない中、将来の世代に大きな起債と負担を残すことが確実であるため、現市庁舎計画の白紙撤回を主張した。そして移転時期と場所については、これから早急に検討したいとの回答があり、ここに私の第1点目の質問要旨に対する回答が既に得られておりますので、私の第1点目の質問は割愛させていただきます。

ところで、松岡市長は本年4月の本都市長選挙におきまして、人吉未来マニフェストの4

つの重点プロジェクトの1つとして、現市庁舎移転計画の白紙撤回を施策に掲げられ、一部その真価を市民に問われた結果、今回市民から市長として選任され、人吉市長としての任を負託されたのは事実です。そのため、異なる任期の前政策結果の白紙撤回との言葉はやむを得ない言葉であると認識します。しかし、この現市庁舎建設計画は幾多の人々が多くの歳月と時間を費やし、一つの結論を導き出したものです。そして、これまでに本市庁舎建設を思いとどまらせてきた最大の原因は、これまでの市政において市庁舎建設のための基金の積み立てがなされてこなかったことであり、新市庁舎建設のためにはどうしても将来への負担はやむを得ないのかもしれませんが、よって、これからの時代の流れを的確に読み取り、早期に結論を示されることが肝要であるかと思えます。

続きまして2点目の質問に移ります。第2点目は諸税の負担感の軽減策についての質問ですが、諸税の納付につきましては私ばかりではないと思いますが、私は2年前から世帯主となり、諸税の納付に関しなければならず、そのたびに人吉市の諸税は他市町村に比べ高いとの意識が強くありますが、課せられた多くの種類の税の納付につきましては、国民としての義務を果たすべく、文句も言わず納税させていただいておりますが、この諸税の滞りない納付がいつまでできるのか、将来が見通せない現状にあります。

私の今回の質問における第2点目の諸税とは、国民健康保険税と後期高齢者医療保険料に限定した質問であります。この質問要旨につきましても一般質問第1日目に同様な質問がなされ、重複するところがあるかもしれませんが、少し視点を変えて質問をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

では、第1回目ですが、通常我々がよく耳にする健康保険には現在どのような種類があるのかお尋ねいたします。

○市民部長（福山誠二君） お答えいたします。

健康保険の種類ということでございますので、現在我が国は大きく分けまして5つの医療保険制度がございます。1つは全国健康保険協会、いわゆる社会保険でございます。2つ目は組合管掌健康保険、それから3つ目が共済組合でございます。今申し上げましたこれらの医療保険制度を被用者保険と申しております。それからあと2つございますが、4つ目が市町村国保と国保組合をあわせました国民健康保険でございます。5つ目が後期高齢者医療制度でございます。なお、平成25年3月末現在での国の数値でございますけれども、加入者総数これが1億2,328万人となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 私はこれまで中小企業での勤務の経験はなく、また年齢もまだ75歳に達しておりませんので、これまで利用させていただきました共済組合保険制度と退職後一時期会社勤務の機会があり、そのとき利用させていただきました全国健康保険協会の社会保険

制度と、そして現在利用させていただいております国民健康保険制度の3つしかないと思っておりました。中小企業で勤務されている方が加入されてる組合管掌健康保険制度、俗に言われる協会けんぽ、そして高齢者に高額的なイメージを与えてる後期高齢者医療制度の2つの保険、医療制度を加えなければいけないことを忘れていました。なお、これら国民皆保険制度には、全ての国民の方が加入されていることに安堵をいたしました。

続きまして2回目、各保険制度への加入割合についてお尋ねいたします。

○市民部長（福山誠二君） お答えいたします。

各健康保険の加入割合でございますが、本市で把握いたしております健康保険への加入割合は、直接の事業運営主体でございます国民健康保険、それから熊本県内全ての市町村が加入しております熊本県後期高齢者医療広域連合、これが運営主体となります後期高齢者医療制度でございます。平成27年3月末現在でございますけれども、市民の国民健康保険への加入世帯は5,619世帯、被保険者数で9,195人でございます。本市人口に占めます加入割合、これにつきましては27.06%となります。直近3カ年の加入割合では、平成25年3月末現在28.50%、平成26年3月末現在で27.77%で若干減少傾向と、少しずつ減っているところでございます。また、もう一つの後期高齢者医療制度の加入者数でございますが、平成27年3月末現在で6,265人、本市人口に占めます加入割合でございますが、18.43%となっております。なお、平成25年3月末現在で17.93%、平成26年3月末現在が18.20%でございます、こちらは微増傾向ということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 本市市民の全ての人の各健康保険制度への加入割合を知りたかったのですが、個人情報保護法が災いしてるのか、職務上知り得た情報を提供できないためか、本市が直接事業運営している国民保険と後期高齢者医療制度に加入している被保険者数と、本市人口に占める加入割合しか知ることができなかったことは非常に残念でありませんが、国民皆保険制度を推進している我が国ですから、本市市民の全ての人がそれぞれ各保険制度に加入されてるものと推察いたしたいと思えます。

ところで、後期高齢者医療制度における本市人口に占める割合は、確実に増加傾向にあるとのこと。現在の本市の高齢化状況とは符合はしておりますが、本市人口に占める後期高齢者医療制度への加入割合は18.43%の回答があり、本市の現在の高齢化率が約32%でありますことには、少し開きがあるように思いますが、どこがどのように違うのかはよくわかりません。しかも後期高齢者医療制度への加入は、75歳以上の全ての市民が加入対象とされていると認識しておりましたので、まだまだ私の認識不足と理解不足があったようです。この疑問点の解決方法につきましては、質問の通告をしておりませんので、私の一般質問終了後、個別に質問して解決しておきたいと思えます。

続きまして第3回目、人吉市国民健康保険税の算定方法について。できれば医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、後期高齢者保険料の算定方法についてお尋ねいたします。

○市民部長（福山誠二君） それでは、国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の算定についてお答えいたします。

まず、国民健康保険税の算出方法でございますが、本市の国民健康保険税率等につきましては、平成20年度の改定以降、所得割、均等割、平等割、この3方式を採用いたしております。また、国民健康保険税というものは、医療給付費分、それから後期高齢者支援金分、介護納付金分、この3つに分かれておりますので、それぞれが独立した採算をとるようになっております。

今申し上げた3つのうちのまず1つ目でございます。この算出でございます。1つ目の医療給付費分は、一般被保険者に係ります医療給付費から窓口負担額に相当します額を控除した額、それとその他の費用の額の合算額から、国・県等からの収入の合算額を控除した額を基準として算定いたします。医療給付費分に平成27年度の税率等でございますけれども、これが所得割が9.4%、それから世帯の被保険者数に応じて加算いたします均等割、これが2万8,800円、それから一世帯が負担いたします平等割、これが2万4,000円でございます。2つ目の後期高齢者支援金分でございますけれども、これにつきましては75歳以上が加入する後期高齢者医療制度への支援金等の額から、国・県等からの収入の合算額、これを控除した額を基準として算定いたします。後期高齢者支援金分の平成27年度の税率等は、所得割が2.9%、被保険者数に応じて加算いたします均等割、これが8,400円、それから一世帯が負担いたします平等割、これが7,200円でございます。3つ目の介護納付金分、こちらにつきましては40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に係ります介護納付金等の額から、国・県等からの収入の合算額を控除した額を基準として算定いたします。介護納付金分の平成27年度の税率等でございますが、所得割が2.5%、被保険者数に応じて加算いたします均等割、これが9,600円、一世帯が負担いたします平等割が5,200円でございます。世帯の1年分の税額は、医療給付費分、それから後期高齢者支援金分、介護納付金分、これを合算した額と。3つ算定をそれぞれを申し上げましたが、この3つを合算した額ということになります。なお、賦課の限度額がございまして、現在85万円でございます。

以上が、まず第1点目の国民健康保険税の算定方法でございます。

次に、後期高齢者医療保険料の算定につきましては、保険者であります熊本県後期高齢者医療広域連合、こちらで保険料率等の決定を行っております。算定方法でございますが、全ての被保険者が負担いたします均等割額と、所得に応じて負担いたします所得割額がございます。所得割額とは、被保険者の所得額に所得割率9.26%を掛けて求めております。平成27年度の保険料は均等割額が4万7,900円、これに所得割額を加えた金額となります。なお、

こちらの賦課限度額、上限額は57万円でございます。この均等割額と所得割率、これは窓口負担額を除きます医療費総額の1割相当分を賄うために、広域連合が2年ごとに見直しを行い決定いたしております。なお、最終的には世帯や被保険者本人の所得に応じた軽減割合分を差し引いた額が保険料となります。

以上、2つの算定方法をお答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 続きまして4回目、介護保険料の算定方法についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） 介護保険につきましては、健康福祉部のほうからお答えをさせていただきます。

介護保険は社会全体で介護が必要な方を支え合う制度でございまして、40歳以上の人が保険料を納め、介護が必要と認定されたときに介護保険サービスを利用できる制度となっております。65歳以上の第1号被保険者の介護保険料につきましては、3年ごとの介護保険事業計画を策定する中で算定を行います。算定の方法を説明させていただきますと、計画期間中の3年間に見込まれる介護保険に係ります総費用のうち、利用者負担を除いた部分の費用の総額を求めます。その費用総額の財源の内訳は、原則として50%を国・県・市の公費で負担し、残りの50%のうち65歳以上の高齢者が、これが第1号被保険者ですけれども、この方が22%、40歳から64歳までの第2号被保険者が28%を負担するということとなります。第1号被保険者が負担する費用額を求め、その後被保険者数、予定収納率などから、第1号被保険者の介護保険料の基準月額案を算定することになり、今回第6期の介護保険料につきましては、基準月額が6,112円と決まりました。第1号被保険者個人の介護保険料につきましては、その人の所得や世帯の住民税課税状況によりまして、9段階の保険料率が設定されておりまして、それに従って保険料の年額が決定されることとなります。

幾つか例を申しますが、例えば1番低い第1段階の方の保険料は、生活保護の受給者の方や住民税非課税世帯で前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方などでございますが、低所得者保険料軽減後で年額3万3,100円でございます。基準となりますのが第5段階の方の保険料で、住民税課税世帯で本人は住民税非課税、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円を超える方でございます。年額7万3,300円となります。一番高い第9段階の方の保険料は、本人が住民税課税で前年の合計所得金額が290万円以上の方でございます。保険料の年額が12万4,700円となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 人吉市国民健康保険税と後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定方法について回答いただきましたが、ここで違うのは全ての医療給付費分と、所得割は一定ということで本人の所得が変化すれば税負担が多くなるというところだけで、ここまではまだ

保険税や保険料を軽減できるような方法は見当たらないように思います。

続きまして第5回目、人吉市国民健康保険税の徴収状況について、特に収納率と徴収の仕方、そして収納率向上のために本市ではどのような取り組みを行っているのかお尋ねいたします。

○市民部長（福山誠二君） それでは国保税についてということでお答えをいたします。平成25年度現年課税分の収納率からお答えをいたします。

国民健康保険税は87.59%ということになっております。これがまず収納率でございます。それから国民健康保険税の徴収方法でございますけども、これは普通徴収と特別徴収がございます。それと徴収方法でございますけども、国民健康保険税につきましては、世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満までの世帯であって、納税義務者、これは世帯主ということですが、その年金が年額18万円未満、こういう場合を除きまして、原則として世帯主の年金から天引きをするということになっております。これは特別徴収でございます。それ以外は普通徴収でございます。7月を第1期といたしまして、翌年3月までの9期に分けて徴収を行っております。

いわゆる納付の仕方でございますね最後は。こちらにつきましては、財政運営の根幹をなします税金等の確保、これ重要な課題でございます。収納率への向上の取り組みといたしまして、これまでに納付内納付率の向上を目指しました広報啓発の強化、これは随時やっております。それから口座振替の加入促進、それから納付環境の整備充実、こういうの目的といたしまして平成25年度からでございますが、コンビニでの収納ということで、これを取り入れております。それから夜間や日曜開庁の周知、及び滞納者への各種催告と滞納処分の実施、これは収納率向上対策計画に基づきました滞納整理事務によります税金等の負担の公平性を見地から収納率向上を図っている、このようなところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） ここでは諸税のうちの1つ国民健康保険税等にしばって質問をしてきましたが、諸税の負担感の軽減策としては、収納率を上げ不納欠損を出さないようにして、少額でも諸税の引き下げにつながれば市民の税の負担感が和らぐものと思われま。なかなか実現は困難かもしれませんが、執行部の健闘をお祈りいたします。

そこで第6回目、市長の施政方針の中で、市長の4つの重点プロジェクトの1つとして掲げられ、そして5つのまちづくりの1つとしても掲げられ述べられました諸税の負担感の軽減策について、市長の方針を再度お尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

国保税や介護保険料につきましては、それぞれの会計において当該年度や複数年度における所要額から補助金など公費分のほか、利用料など受益者負担分等を控除したあとを負担し

合うのが基本でございますので、制度の安定的な財政運営に努めることが肝要とは考えております。国保税や介護保険料の軽減促進につきましては、本市の厳しい経済状況から現行の事業の継続性と新規取り組み施策の予算の割り振りを検討しながら、軽減促進につながる方策を検討してまいります。

今回の選挙におきまして、市民の多くの声を聞く中で、多くの市民の皆様の中に重税感をお持ちの方がいらっしゃることを実感いたしました。所信表明でも述べておりますように、諸税の負担感につき市民への税に関する情報の提供不足は否めず、市民に税の必要性を皆様との対話を重視して、各健康保険税や料を上げないためには何をなすべきか、健康づくりの面からもまずは医療保険制度の安定運営への理解と協力をお願いしてまいりたいと存じます。このような中、国民健康保険事業につきましては、5月27日に改正国民健康保険関連法が成立いたしましたして、昭和36年以来初めての大幅な法改正がなされております。平成30年度から財政運営責任主体につきまして都道府県に移管するとされておりますし、この改正法に伴いますさまざまな制度につき検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 健康保険税につきましては、先ほど言いましたように所得割、これが変化するだけで、あとは全部均等割と皆様に平等に課された税です。この保険税を軽減するためには、先ほど私言いましたように収納率、なかなか難しいと思いますけども収納率を上げていただいて、不納欠損を出さないようにしていただければ少しは勘案されるのではないかなと、そこだけしかないんじゃないかなというふうはこの保険税については思います。

以上で、第2点目の諸税の軽減策についての質問を終わります。

続きまして第3点目、中学校卒業までの医療費の無料化と学校給食費の段階的な保護者負担の軽減策について質問いたします。

第1回目の質問です。職員給料、職員手当、共済費及び議員報酬、嘱託員報酬、各委員会委員手当等の財源はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） 人件費に係る財源についてお答えいたします。なお、平成26年度の財政状況につきましては、5月31日の出納閉鎖後、現在作成中でございますので、申しわけございませんが平成25年度決算でお答えをさせていただきます。

人件費の内訳としましては、議員報酬、各種委員等の報酬、この中には行政委員、附属機関の委員、消防団員、非常勤職員等が含まれております、市長等特別職給与、職員給与、共済組合等負担金、社会保険料、退職手当等がございます。これらの総額は24億2,372万4,000円となっております。これらの財源としましては、国庫支出金が国民年金事務費委託金などで1,069万2,000円、県支出金が県税徴収費委託金などで6,818万5,000円、使用料及び手数料が市営住宅家賃などで3,424万1,000円、負担金及び寄附金が後期高齢者広域連合派遣職員給

与等負担金で514万8,000円、諸収入は市町村振興協会給与等負担金受入金などで1,583万4,000円、市税及び地方交付税などの一般財源として22億8,962万4,000円となっておりますので、人件費総額に占めます一般財源の割合は94.5%となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員議員。

○6番（平田清吉君） 中学校卒業までの医療費の無料化及び学校給食費の段階的な保護者負担の軽減を図るためには、この各種人件費の見直しにも、そして各種行事の見直しにも手をつけていかなければ、市長のこの公約の実現は不可能と思われれます。一般質問の第1日目に同様な質問を受けておられますが、再度市長にお尋ねいたします。

市長は中学校卒業までの医療費及び給食費の無料化の財源として、その捻出方法と行事等の削減、人件費等の削減は考えておられるのかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

子供医療費また給食費の補助の財源についてでございますが、事業を進めるためには当然財源が必要となってまいります。市の財政状況を把握しながら段階的に進めてまいりたいと考えております。また、財源の捻出でございますが、まず市の事業全体の見直しを行い、事業の緊急度、優先度を図りながらこれらの公約実現に向けた財源確保をしてまいる所存でございます。また、人件費につきましては、平成24年3月に策定しております第3次定員適正化計画を着実に実施するほか、借入金の返済でもある公債費も含め、義務的経費の抑制により公約実現のための財源が確保できる財源構造となるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（田中 哲君） ここで会議時間を延長いたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 人件費については公約どおりということで、しばらくは見直しはないかというふうに思います。

続きまして第3回目、市長はこの中学校卒業までの医療費及び給食費の無料化の実施、これはいつごろをめどに考えておられるのかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

子ども医療費、また給食費の補助の実施につきましては、先ほどお答えいたしましたとおりで、財政状況を十分把握しながら進めることが重要であるというふうに考えております。任期期間中の実施につきましては、非常にハードルの高い挑戦でございますが、子育て世帯の保護者の皆様の負担軽減が図れるよう、その方策を十分検討し、実現に向け挑んでいく所存でございます。

以上、お答えします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 世の常としまして、この中学校卒業までの医療費及び給食費の無料化は、子供子育て真っ最中の保護者にとりましては、本当に負担軽減になる非常にありがたい施策であるとは思いますが、既に子供を育て上げた者にとりましては負担が増加し、別な方策であってもよかったのではないかというふうに考えます。しかし、市長が支持者の市民の皆様とつくり上げた人吉未来マニフェストの1つの1こまでです。支持されなかった市民の皆様の言葉にも耳を傾けられて進めて行かれればというふうに思います。

続きまして第4点目、本市の農業政策についてですが、市長はみずから稲作づくりを経験されたと聞き及んでおります。少子高齢化の中、後継者もない現状にあって、明日からの人吉市の農業はどうあるべきかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

農業政策についての私の考えを改めて聞きたいというふうなお尋ねだというふうに存じますが、まず本市の農業は本市の基幹産業であり、市の経済発展に欠かせないものであると考えております。また、本市の農業の現状といたしまして、地域によって作物、経営規模なども異なっておりますので、それぞれに応じたきめ細やかな支援が必要であると考えております。

現在、農業が抱える問題として、農業従事者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増加といったものがございます。耕作放棄地の増加は、国土保全といった観点からも全国的な問題となっております、本市も例外ではございません。そうした中、地域の農地の維持、管理を適切に行っていくためには、農業後継者の確保や地域が一体となった農地保全、管理を行い、さらには農業経営の安定化、農業所得の向上を図っていく必要があると考えております。そこで、認定農業者も含め、意欲のある農家に対しましては関係機関との連携による技術指導や、情報提供、国・県の制度を活用した資金等の幅広い支援を行ってまいりたいと考えております。また、新規就農者につきましても、農業を志しておられる若い方々の掘り起こしを関係機関と行いながら、地域農業の担い手となれるよう青年就農給付金等の活用も含めまして、県、市、JAが連携を取りながら適切な指導、助言を行ってまいりたいと考えております。

耕作放棄地の問題につきましては、解消策の1つとして集落営農の組織化が有力であると考えております。現在、市内で組織化されております集落営農組織は、農家みずからが将来の地域農業のあり方について真剣に考えられ組織化されたものであり、一体となって地域農業の維持、発展に努められております。また、ほかにも地域から自発的に相談があつているところがあると担当課からも伺っておりますので、まずはJA、県、農業委員会、市が一体となって認定農業者や新規就農者も含めた話し合いを進め、集落営農組織の設立に向けて取り組んでまいりたいと考えております。さらには、そのほかの地域につきましても、集落営

農への誘導、国の事業等を活用した法人化への支援を図りながら、私が目指す地域コミュニティーの1つとなっていければと考えているところでございます。

農業の6次産業化につきましては、本年5月に熊本県が八代市鏡町にフードバレーアグリビジネスセンターを開設いたしました。ここでは企業とのマッチングや農産物を活用した新商品開発の試験や研究が行える施設を備えておりますので、今後有効に活用していただきますよう地域の農家の皆様へ周知を図ってまいりたいと考えております。

こうした新規就農等を含めました農業関連施策につきましては、おおむね10年間をめぐとした長期戦略を、今後関係機関と協議しながら策定をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） そこで2回目、集落営農についてお尋ねいたします。現在国や県は集落営農とか企業営農とかを推進しておりますが、人吉市には現在農家振興組合数は幾つあるのか、また集落営農組織は何地区あるのか、また今後集落営農への取り組みを始めたいとの地区はあるのかお尋ねいたします。

○経済部長（大淵 修君） お答えします。

現在の農家振興組合数及び集落営農組織が何地区あるかということでございますが、農家振興組合数は84組合でございます。集落営農組織は大畑麓、田代、瓦屋、中神町大柿の4地区でございます。また、今後集落営農を取り組むようなところがあるのかという御質問でございますが、平成24年度から人・農地プランの取り組みで、人吉、中原、西瀬、藍田、大畑の5地区で説明会を行いました。さらに現在、それぞれの地区の水系ごとに分割して話し合いを行っているところでございます。このことありまして、中神町大柿集落におきましては、県の単独事業の農地集積加速化事業の重点地区として指定され、課題を見つけその解決策の話し合いを重ねられ、平成26年5月に集落営農組織を設立され、現在活動されております。また、平成27年度におきましても、漆田地区が県の重点地区に指定されまして、現在農地の活用を含めた集落営農の話し合いを始められております。さらにほかの集落におきましても、自発的に話し合いを行いたいという御相談があつており、市といたしましても農業委員会、JA並びに県農業普及・振興課、農地中間管理機構と連携を取りながら進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 現在、4地区の集落営農組織が活躍中との回答がありましたが、農家は生産力は強くて販売力に欠けることがあります。本市の地産他商室を大いに活用し、農産物等の販路拡大を図るとともに、集落営農組織内の後継者の早期育成を図っていただき

たいと思います。ひよっとすればあと10年ぐらいで潰れるかもしれません。

続きまして第3回目、新規就農についてお尋ねいたします。現在、青年就農給付金（経営開始型）を受けておられる方は何人おられるのか、またを受けておられる人の中で非農家からの新規参入の方は何人おられるのか、そして青年就農給付金の受給要件と受給手続はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○**経済部長（大淵 修君）** お答えします。

青年就農給付金（経営開始型）でございますが、を受けておられる中で非農家からの新規参入者の方は何人おられるかということでございますが、現在青年就農給付金の受給者10名おられますが、そのうち7名の方が非農家からの農業参入者でございます。

青年就農給付金の要件はどのようになっているかということでございますが、要件としまして、農業経営基盤強化促進法に基づき認定就農者になる必要がございます。内容としましては、新規就農者の方と人吉市とで作物の選定など、就農から5年後の経営計画等が実現可能なものになるように、青年等就農計画を指導・作成いたします。その作成された計画をもとに、人吉市担い手育成総合支援協議会におきまして、県農業普及・振興課、JA、農業委員会、市で組織いたします農業経営改善指導チームにより、面接の実施と審査を行い、経営が適正と判断された場合に青年等就農計画が認定をされ、認定就農者になります。

青年就農給付金（経営開始型）の申請をされる場合は、以下の給付要件を満たす必要がございます。1つ目としましては、先ほど説明申し上げました青年等就農計画の認定を受けた認定就農者であること。2つ目、独立・自営就農であること。3つ目、自営就農時の年齢が原則45歳未満であること。農業経営者となることについて強い意志を有していること。4つ目、青年等就農計画と申請に必要な前年度所得証明など追加資料を提出したものであること。5つ目は、人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられ、または位置づけられることが確実と見込まれること。6つ目は、生活保護等生活費の確保を目的とした国のほかの事業と重複受給を受けていないこと。7つ目は、原則として農林水産省所管の青年新規就農者ネットワークに加入すること。以上、要件を満たさなければなりません。この要件を満たした上で、国の補助金申請等の手続等を行い、交付決定通知があった後、青年就農給付金申請者からの請求書が提出され、初めて給付金の交付となります。就農から5年後に生計が成り立つ計画の立案、手続に必要な給付要件のクリアなど、給付金の支払いまではある程度の期間を要することになります。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 6番。平田清吉議員。

○**6番（平田清吉君）** 青年就農給付金の受給資格年齢は、原則45歳以下の青年で、給付金の受給まで、まずは本市から認定農業者に認定され、認定されても次は多くの給付要件を満たしていかなければならないために、青年就農給付金を初めて交付されるのは、少なくとも半

年から10カ月ぐらいはかかりそうであります。しかも受給が開始されたからといって、営農生活を計画どおりに進めなければならないといった厳しい規則もあります。また、この給付金制度は5年間しかありません。5年後就農できるように御指導いただきたいと思います。

そこで第4回目、非農家からの新規参入青年就農給付金受給者の方のフォローアップはどのようにしているのかお尋ねいたします。

○**経済部長（大淵 修君）** お答えいたします。

青年就農給付金の受給者のフォローアップについてでございますが、非農家からの新規参入にかかわらず、受給者についてフォローアップを行っております。給付期間が最長5年となっておりまして、制度上のフォローアップの1つといたしましては、この期間内におきまして、農業経営改善指導チームが就農後の給付必須事項を半年ごとに1回確認することとなっております。確認は受給者との面談と、営農状況や就労時間などを記録した作業日誌、経営収支の帳簿など作成管理がなされているかの審査を行い、計画に沿った農業経営が適正にされていることが認められた場合に次の申請手続が行われることとなっております。さらに営農指導につきましては、受給者の方からの相談や、担当職員による現地巡回など営農状況を確認し、必要に応じて市、JA、県普及指導センターなど関係機関で連携し、指導を行っているところでございます。

将来的なことになりますが、受給者の方々が給付終了後さらなる規模拡大を行っていただき、認定農業者など本市における地域農業の中心的担い手になっていただけるよう期待するものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○**議長（田中 哲君）** 6番。平田清吉議員。

○**6番（平田清吉君）** 農業問題につきましては、高齢化と将来の担い手不足のため、集落営農化されなければ、ひょっとすれば10年先の農業はないかもしれません。そのような中であって、非農家からの新規参入者が7名もおられるということは喜ばしいことです。地域と行政が一体となって、新規就農者のバックアップとフォローに努めたいものです。また、新市庁舎の問題や、中学生までの医療費と給食費無料化の問題は慎重にしてかつ早期に解決していただきたいものです。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○**議長（田中 哲君）** 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これもちまして散会いたします。

午後4時12分 散会

## 平成27年6月第4回人吉市議会定例会会議録（第4号）

平成27年6月23日 火曜日

---

### 1. 議事日程第4号

平成27年6月23日 午前10時 開会

- 日程第1 議第46号 平成27年度人吉市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第2 議第47号 平成27年度人吉市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第3 議第48号 平成27年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議第49号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議第50号 人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議第51号 人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定について
- 日程第7 議第52号 損害の賠償について
- 日程第8 議第53号 人吉市教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第9 議第54号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第10 報第1号 平成26年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第11 報第2号 平成26年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第12 報第3号 平成26年度人吉市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第13 報第4号 くま川下り株式会社の経営状況について（第53期決算報告書及び第54期事業計画書）
- 日程第14 一般質問
1. 笹山欣悟君
  2. 塩見寿子君
  3. 犬童利夫君
- 日程第15 議第55号 損害の賠償について
- 日程第16 委員会付託
- 
- 

### 2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
- 
- 

### 3. 出席議員（18名）

1番 塩見寿子君

2番	宮原	将志	君
3番	高瀬	堅一	君
4番	大塚	則男	君
5番	宮崎		保君
6番	平田	清吉	君
7番	犬童	利夫	君
8番	井上	光浩	君
9番	豊永	貞夫	君
10番	西	信八郎	君
11番	本村	令斗	君
12番	笹山	欣悟	君
13番	福屋	法晴	君
14番	村上	恵一	君
15番	永山	芳宏	君
16番	三倉	美千子	君
17番	仲村	勝治	君
18番	田中		哲君

欠席議員 なし

---

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松岡	隼人	君					
教	育	長	末次	美代君					
総	務	部	長	中村	則明君				
市	民	部	長	福山	誠二君				
健	康	福	祉	部	長	松岡	誠也君		
経	済	部	長	大	淵	修君			
建	設	部	長	松	田	知良君			
総	務	部	次	長	告	吉	眞二郎君		
総	務	部	次	長	柳	瀬	恵子君		
市	民	部	次	長	加	賀	邦保君		
健	康	福	祉	部	次	長	村	口	桂子君
経	済	部	次	長	廣	田	五	浩君	
建	設	部	次	長	山	田	巧君		
総	務	課	長	溝	口	尚也君			

企画財政課長	丸 本 昭 君
企画審議員	小 林 敏 郎 君
会計管理者	山 下 正 純 君
水道局長	東 俊 宏 君
水道局次長	中 川 一 水 君
上水道課長	那 須 義 徳 君
教育部長	井 上 祐 太 君
教育部次長	今 村 修 君
教育部次長	東 和 人 君
選挙管理委員会 事務局長	小 澤 洋 之 君
農業委員会 事務局長	荒 毛 正 浩 君

---

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	赤 池 謙 介 君
庶務係長兼 議事係長	椎 葉 千 恵 君
書 記	井 上 京 子 君
書 記	白 坂 禎 敏 君

---



---

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行い、一般質問終了後、議第55号に対する質疑を行います。その後、委員会付託をいたします。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

---

---

#### 日程第14 一般質問

○議長（田中 哲君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） おはようございます。12番議員の笹山でございます。本日、一般質問最終日となりましたが、トップバッターを務めさせていただきます。

今期、4期目の議席を与えていただきました。温かい御支援をいただきました皆様に感謝を申し上げますとともに、市民の負託に応えられますよう気持ちを引き締めまして、初心に戻りその使命と責任を果たしてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。今回は、市長の施政方針から、市長の政治姿勢と選挙公約、議第51号についての2点を通告いたしました。

松岡市長になりまして、初めての施政方針をお聞きいたしました。選挙戦のマニフェストをどのように提案されるのか、興味深く拝聴したところであります。しかしながら、選挙戦において訴えてこられたことの羅列にすぎず、それ以上の具体的な政策等の明示はなく、若干がっかりしたところでもあります。また、4つの重点プロジェクト、5つのまちづくりの柱、108の施策事業については、これまで多くの議員が取り上げて質問をされておられます。私自身も具体的な個々の施策について質問する予定でありましたが、施政方針で述べておられること以上の答弁はあっておりませんし、同じ答弁の繰り返しになりますので、視点を変えて質問を行っていきたいと思っております。

市長は施政方針において、選挙期間中、チェンジ人吉ということを訴えてきたと述べておられます。ただ、施政方針では、市長が訴えてこられたチェンジ人吉のチェンジが意図するところ、これがどこにあるのか私には理解することができませんでした。市長が訴えてこられたチェンジとはどういう意図なのか、お尋ねしておきたいと思ひます。1回目を終わります。

○市長（松岡隼人君） おはようございます。御質問にお答えいたします。

チェンジと言いますと何かを変えるということですので、選挙における論点、つまり対立軸だと映りがちだと思いますが、私は一貫して時代は経済成長前提から縮小化へ、人口増加から減少へ確実に移行しているのに、私たちはこれまでどおりで何も変わらなくてもいいのですかという問いかけをしてまいりました。明治維新の志士のように、みずから立ち上がること、発言すること、行動することで社会を変えようという志みみたいなものを前面に出して、国が何もしてくれないとか行政がやってくれるだろうとか、そういった右肩上がりの時代の終えんに気づき、人吉市民が一つになりましょう、人吉にしかない自然資源、文化資源、歴史、誇り、そして人材によって故郷人吉、さらには人吉球磨のアイデンティティーをみんなで取り戻しましょうという運動みたいなものを、チェンジと位置づけて理解を求めてまいりました。

つまり、前市政からのチェンジとか体制からのチェンジとかいうことではなく、人吉自体が、市民が、行政が、この縮小化社会の中で変わっていかねばなりません。だから、施策とか事業とかの変革ということよりも、どちらかといえば既成概念や仕組み、取り組み方とか役割分担への挑戦であり、その最たるものが対話であり、対話重視の信頼、責任、共感の市政を行うことが私、松岡隼人の公人としてのチェンジだと考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 市長が公人として考えておられてるチェンジ、また訴えてこられたチェンジ、具体的には理解できたところであります。ただ、前市政からのチェンジではない、市民が変わらなければいけない、また心一つになって変わっていきましようというふうなことで、そのためには対話の姿勢がやっぱり一番重要であるというようなことでの考えであると思っております。

ただ、そのような中でも市長がマニフェストに書いてあること、また施政方針の中で、ちょっと私が気になってることについて見てみますと、市長はマニフェストにおいて、「市議会議員として2期8年間現市政を見てきた中で感じたのは、政策が市民の幸せにつながっていないということです。政策とは本来、市民の幸せを実現する手段であるはずですが、しかし、鉄道ミュージアムに代表されるように、人吉市では計画性のない思いつきの事業が多く、市民が望んでいない事業に税金が無駄に使われています」と書いてあります。また、施政方針におきましても、「今だけでなく、将来に生きる次世代の人たちの生活や負担に思いを及ぶ人の時間軸についても心配をする声は強く、景気の回復度合いが実感にまで届かない状況の中で、産業関係の多くの方々が将来を憂いておられたのも事実でございます。最後に、市民との対話の促進でございますが、冒頭でもお話をしましたとおり、私の市政運営の命題であり、行政の独断、独善ではない市民との対話の行政を進めてまいり所存でございます」とい

うようなことで述べておられるわけなんですね。

このことをちょっと考えてみますと、田中前市政は、市民の幸せにつながっていない計画性のない思いつきの事業を行ってきたと。また、独断、独善の行政が行われてきたというふうに、ちょっと読み取れるわけなんです。そういったことを考えますと、私は田中前市政の中でそのような独断、独善の行政が行われてきたというふうには、ちょっと理解ができないところでもあります。

そこで、市長がこのように施政方針の中で、またマニフェストの中でおっしゃっておりますけれども、それにつきましては、市長はどのように評価をされていらっしゃるのか、その辺を具体的にお聞きしておきたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

確かに、笹山議員御指摘の政策は、特に人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868建設事業を遠からず牽制したものでございますが、それは私の当時の政治判断、政治感覚でありまして、私に対する逆の批判も当然あるものと認識しております。

独断、独善という言葉、表現につきましては、行政が対話を重視する以上、どこにあっても誰にあっても慎まなければならないという戒めでございます。

所信表明のチェンジでも言及させていただいておりますが、チェンジと言いましても不易流行が大前提でございまして、そういった意味では、前田中市政では不易の部分、つまり変えてはいけない本質的なものも多く生み出され、結実された事業やその偉業に触れるとき、大きな敬意も感じております。

いつの時代にあっても、誰が市長であっても変えてはならないものは変えない、変えるべきものは変える、そして行政の継続性という信頼の柱をその判断の1つのよりどころとすべしと考えておりまして、その証拠に、市長がかわりましても多くの事業が今後も継続して行うことになっております。言いかえれば、それが前市政に対して1つの評価だと考えていただけるものと存じます。

以上、お答えします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） そういうふうにとれるわけなんですね。施政方針の中では、私、そういうふうにはちょっと捉えられなかったんです。やはり、前市政と対比した部分がどうしても出てくるのかなと。やっぱり対話の行政を市長が重視されるというのは理解ができましたが、やはりその前段として独善、独断の行政が行われてきたというふうにおっしゃってるわけなんですね。ということは、やっぱり独断、独善の行政というのはどういったことなのかということ、やはりきちっと理解しないと、それについてはなかなか市長が今後、対話の行政を進めていくというふうに話をされても、理解をすることができない部分があると思っております。確かに108の施策事業を見てみますと、ほとんど前市政から受け継いでくる事業、

こういった事業を市長なりに整理をされた中で掲載をしてあると、私も思っています。ほとんど事業的には変わらないなというような部分は私も理解できるわけなんです。ところがそういった部分はやっぱり、きちっと田中市政でのどういったところがいけなかったのか、また評価するところは先ほど評価されましたけども、そこはやっぱりきちっと対比をしながら、そしてそのいけなかった部分を、市長としてどういうふう to 今後変えていこうと思われるのか、またそれをどういった形で市民にきちっと話を、明示されながら進めていかれるのか、その辺をちょっと私お聞きしたいなというふうに思ってるところなんです。その辺についてはやっぱり、さっきの答弁と変わらない答弁ということですか。再度、ちょっと確認をしておきたいと思います。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

基本的には先ほどの答弁と変わりませんが、やはりこれからの時代、やっぱりもう誰かがやってくれるだろうとか、行政が何かをしてくれるだろうとか、そういう一方的な形、市民からの形ばかりではなくて、やはり行政のほうからも市民としっかりと対話をしながら、民間と行政の壁を取り除いて、一緒になって厳しい状況を、この世の中を持続させていきたい、そういうふう to 考えております。

以上、お答えします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） そういった趣旨は理解できます。しかし、ちょっとくどいようなんですが、市長の選挙期間中の公約、これ見てみますと、今の人吉で本当に満足ですかということで、先ほどから言われてますように減り続ける人口、子育て支援も手薄、国保税、下水道料金などが高いにもかかわらず、先ほど言われた鉄道ミュージアムのような箱物に税金をつぎ込む現市政、今の人吉市は政策が市民の幸せにつながっていない、だからチェンジ人吉なんだと表記してあるわけですね。無駄な箱物行政からチェンジしますと、志ある政治家を育て市政をチェンジします、選挙運動のあり方をチェンジしますというふうなチェンジというふう to 表記してあるわけですね。これを見たときに、先ほど市長が答弁されたそのチェンジの意味と、若干違った部分もあるのかなというふうに感じるどころなんです。市長が選挙公約の中で訴えてこられたチェンジと、市長になられてからのそのチェンジに対する基本的な考え方、その辺が若干変わってこられたのかなというふうに思ってるわけなんです。先ほど私が、田中前市政をきちっと評価をしながらということでお尋ねしたのは、こういった箱物に税金をつぎ込む現市政とか、政策が市民の幸せにつながっていない、だからチェンジするんだというふう to 訴えておられますので、そこが具体的に、そういった田中前市政のどういった部分がそういうふう to 感じておられるんですかということで、お尋ねしたところなんです。そこをはっきり、私は市長のお考えをお聞きしたいということでお尋ねをしているところです。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

チェンジの意味に関しましては、一番最初に答弁させていただいたように考えております。その中で、その部分部分、先ほど不易流行というお話もしましたが、変えるべきところは変えていくべきだ、残すべきところは残すべきだという基本的な考えは変わりません。ただ、その変えるべきところが当然あるというふうに感じたので、そのような表現をさせていただいております。

一番、やはり私は力を入れていくべきところは、対話だと申し上げております。やはり市民ともっと、これまでも“かがやき”づくりトーク等行われておりますが、さらにやっぱり深く市民に入り込んで、さらに市側も情報提供などをして、今の現状などをお示しして、ともに、やはり市民が自分ごととして考えてもらえるようなそういう対話の場、これがやはり一番の違いだというふうに私自身は捉えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 市長がおっしゃる対話の考え方、また今から市長が行おうとされることについては、もう何度も同じような答弁聞いております。理解できるんですよ。だから、私がお尋ねしてるのは、これについてどうなんですかということでお尋ねしてるわけですよ。そこには答えがなっていない、答弁が返ってきてないんじゃないかなと、私は思うわけなんです。そこをどういうふうに、先ほどもやっぱり違うんだと思われたというように答弁されましたけども、その違うふうにしたことがどういったことなのか具体的にお聞きしたいということで、私は聞いてるわけなんです。そこを答弁いただければと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時19分 休憩

---

午前10時48分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○市長（松岡隼人君） 大変時間を長らくとらせていただきまして、申しわけないです。それでは、お答えいたします。

鉄道ミュージアムに関しましては、私も市議時代、厳しい意見を申し上げてまいりました。これは、私を含め市民が納得できる十分な説明、議論がなされないままに、建設に踏み切られたことに対してのことです。一番初めの設計に関しましては、私も賛成をさせていただいておまして、建設自体というよりは、その事業の進め方等に対して反対、十分に理解することができなかった上で、そういう判断をさせていただいた次第です。

私も選挙戦を通しまして、運動員にも市民の皆様にもよりよい人吉づくりのために、一人

一人チェンジしなければならないと訴えてまいりました。選挙戦ですので、どうしても対立軸が話題になることは仕方がないことですが、何かを変えるのではなく自分たちが変わらなければこの人吉市の未来はないという理念、私の訴えるチェンジの本当の意味をお伝えしていく、そして実践していく4年間になろうかと認識いたしております。

以上、お答えします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 確かに、市長は議員時代に、先ほど答弁されたように鉄道ミュージアムに関連しては、かなりいろんな疑問点を持たれながら取り組まれてきたと思っております。ただ、私はやはりこういった選挙におけるビラ等において、市民に対してこういった形でチェンジするんだというように訴えてこられてますので、基本的にやっぱりそういった、田中前市政のことを箱物に税金をつぎ込む現市政であったり、幸せにつながってない市政であるというようなことで市民に訴えてこられてますので、そこに市民の方がやっぱりチェンジをしなければならないというふうな気持ちで、かなりのそういった市長に対して評価がなされたんじゃないかなと私は思ってます。やっぱりこういった選挙で訴えられてきた部分については、やはり市長として、もしくはその当時市長がどのように考えていたのか、これは明確に説明責任は果たすべきではないかなというように私も思いましたので、その確認を私も含めてお尋ねしたところであります。恐らくこれ以上の答弁はもう出てこないと思いますので、これについてはこれで終わっていきたいと思いますが、やはりそういった市民に対する説明責任は私はきちっと果たしてほしいということをお願ひしておきたいというふうに思ってるわけなんです。

そこで、ただそれぞれ議員も考え方が違います。市長はそういった形で判断をされながら取り組みをされてきたと思っておりますが、私はそうじゃなくてやっぱり田中前市政においても、行政が行う事業については全員協議会で必ず説明があり、その中で予算が伴う事案等については必ず議会に上程されて、市政が運営されてきたと思っております。そういった議会の中でいろんな議案審査等行いながら、ちょうちょうはっしやりながら最終的には議会で、議会の賛成多数、もしくは全会一致、そういった中で議会が承認をやって事業が執行されてきたと私は思ってるわけなんです。そういったことを考えますとやはり、もし田中前市政をこういった表現の中で表記されてるようなことで見ますと、議会も同じようなことをしてきたのかなというふうに判断されるわけなんです。判断されるというか、市長がそういうふうに議会に対しても思ってるのかなというふうにもちょっと思うところもあるわけなんです。最終的にはやっぱり、最初に市長が言われましたように、二元代表制がどういったものであるか、そういったことをきちっと踏まえるのであれば、市長の考えを議会は議会として、きちっとした立場で審査をし議論をし判断していると私は思ってますので、その議会の重要性はきちっと認識していただきたいというふうに思っております。私はそういっ

た議会は、きちっとした役目を果たしながら、今まで運営されてきているとっておりますので、そういうふうにお伝えしておきたいと思っております。

そこでもう1点、市長のお考えをちょっと確認したい部分がございます。市庁舎建設の白紙撤回については、今まで多くの議員がそれぞれやりとりされてきておりますので、私は具体的な部分については質問しようと思っておりません。ただ、市長が施政方針の中で「市庁舎建設が50年に一度の本市の最大級のプロジェクトであると存じてはいるものの、建設費、内容ともにできる限り小さな規模で実施をすべきではないかという想いは払拭できず、今回、多くの市民の皆様様の御意見や実際の暮らしぶりに触れたことで、その想いが確信に変わってきたところでございます」ということで、述べておられるわけなんです。

そこで、市長のその想いが確信に変わってきた要因は何なのか、これがどこにあるのか、この確信についてお尋ねしておきたいと思っております。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

ミニ集会や市民の皆様との対話を通して、市民の皆様が何を求めておられるのかをずっと問い続けてまいりました。消費税の引き上げとともに諸税の重税感もしかり、市庁舎移転問題につきましては、市政の中核であり災害拠点ということから、最重要課題だということは間違いなく、多くの市民の方が御理解されているものでございますが、基金の積み立てが難しい状況にあるとか、大きな後年度負担がある、または具体的な話になると非常に厳しい反応があったというのが事実でございます。緊縮化する財政の中で、これまでどおりの庁舎でいいのか、縮小化社会と言われる中で町もコンパクト化し、施設や機能も再編が迫られている状況の中で、かつての膨張社会、拡張社会に先祖返りするような規模の市庁舎は、もはや望まれていないというのが実感となりまして、個人的な想いが確信に変わったところでございます。

以上、お答えします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） そういうふうな形で確信に変わってきたわけなんですね。

ただ、非常に、確かに基金が少ないとか、後年度負担が厳しいとか、負担がかなりあるとか、それは多分厳しい反応はあるかと思っております。ただ、そういった中で後年度負担等については、結局、例えば市長が今まで答弁されておりますように、分散型の庁舎の中で既存の公共施設を使って、それを改修しながら分散型の市庁舎で運営していくと考えた場合に、既存の公共施設の改修等についてもかなりの費用が伴ってくる。ただ、その公共施設についても耐用年数が非常に近くなっている。そういったことを考えたときには、分散型の公共施設での庁舎の建設でしか、負担は変わらないと私は思っています。ただ、その後年度負担をどの時点で作るのかつくらないのか、そこになってくるんじゃないかなと。そういうことを考えてみますと、ただ市長がそうやって分散型をやっていくというふうな考えについ

ては、その後年度負担を先延ばしにしているにすぎないんじゃないかと私は思うわけなんです。そこが私は、ちょっと市長のお考えと違うところであります。

ですので、白紙撤回については私もいろいろと考えを持っていますが、今回ここでは具体的な部分はもう質問はしないで、今、市長がそういった確信に変わった部分だけお尋ねしました。

今後、やはりこの庁舎建設等については、かなりの議論をしていかなければいけないというふうに思っております。そこにはやっぱり、そういった財政的な計画とか既存の公共施設が具体的に活用できるのかどうか、また今決定してある西間別館一帯の跡地にするというふうに、もう条例では決まっておりますけども、そういった部分をどういうふうに変えていくのか、いろんな課題が多く含まれてると思っております。ただ、やはりこの庁舎が50年を経過していることを考えますと、やっぱり喫緊の課題であるというのは否めないところであると思っております。そういったことを考えて、これについてはやっぱりいろんな立場で議論を深めなければいけないと思いますので、今後、具体的な質問等については、次回以降の質問の中で行っていきたいと思っておりますので、これについてはもう終わっておきたいと思っております。

そこでもう1点なんですが、市長のマニフェストで4つの重点プロジェクト、それから5つのまちづくりの柱の108の施策事業、これについてはそれぞれ具体的な部分等についても質問がってますけども、今までの答弁であっておりますように、第5次総合計画の後期計画に盛り込まれて事業の展開を図っていくんだというようなことで、答弁があつたというふうに思っています。私も当然、そういった基本計画の中に盛り込みながら展開をしなければいけないというのを考えていたところでありましたが、ただ総合計画を見ますと、総合計画については基本構想と基本計画からなっております。基本構想につきましては2019年度までの基本構想で、今回、市長が答弁された後期計画については、基本計画の後期計画になるわけなんですね。そうしますと基本構想は、今のこの第5次総合計画の基本構想のままであると。その中に後期計画の中でローリングをしながら市長の108の施策が盛り込まれていくと。そういうふうになると思いますが、そういったことの中でその市長のマニフェストが、この第5次総合計画の基本構想と整合性が図られるのかどうかと、それが若干気になるところなんです。その点については、どのようにお考えでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えします。

市の総合計画は、本市の最上位計画として目指す将来のまちの姿と、それを実現するための戦略、戦術を定めたものでございます。特に、その中の基本構想は将来の都市像とまちづくりの基本理念を示し、8年間の人吉市政の経営方針をまとめた長期的な指針であり、それゆえに議会の御議決をいただいているところでございます。

私は今回、108の施策、事業を掲げて市長に当選させていただきましたが、これらの施策を実現する上でも、ことし策定する後期基本計画の中にしっかりと位置づけをしてまいる所

存でございます。

基本構想との整合性についてでございますが、本市を取り巻く環境の変化、本市が目指すべき姿、抱える課題は多くの市民の皆様が共通して感じていらっしゃるかと思います。私は選挙の間、市内全域で36回の未来会議を開催し、延べ700人の市民の皆様から数多くの御意見をいただきました。それらをもとにまとめたのが、先ほどおっしゃいました4つの重点プロジェクトと5つのまちづくりの柱、そして108つの施策、事業でございます。これらは、市民の皆様が感じていらっしゃる人吉市が抱えている課題や、こうなってほしいという夢であり、その内容は決して現在の市の基本構想と相違しないものと考えております。市の指針であります基本構想を軸として、私の108つの施策、事業をどのように位置づけるか、庁舎内部での議論や総合計画策定審議会を初めとした、市民の皆様の御意見を十分伺いながら策定作業を進めてまいり所存でございます。

以上、お答えします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 基本構想との整合性については、理解いたしました。後期の計画の中で、ぜひそういった形の中でローリングをされながら、策定作業をお願いしたいというふうに思っているところでありますが、ただそういった策定作業もしかりですけども、ただそういった事業の展開を図る上では、最終的には財源の確保をどうするのかということが、最後の課題として出てくるわけなんです。今までも、それぞれの課題についても財源をどうするのかということで、やりとりがあっておるところなんです、その財源の確保をどういった形で取り組んでいくのか、高瀬議員の質問における市長の答弁では、中期財政計画の説明を受けたが非常に厳しいものと受けとめていると、そういった中で段階的に取り組みをしながら関係部署と協議をし、4年間での実施を見据えて明らかにするというふうな形で述べておられます。確かに、事業を実施していくにはそういった財政計画をつくりながら、その財政計画の中で具体的な事業の展開を図ることが一番重要であると思っています。ただ、その事業においても事業の優先度、それから最重要度、そういった部分はやっぱりきちっと検討しなければいけないというふうに思ってます。そういった事業の選択をやはり短期的にできる事業、もしくは中期的にできる事業、もしくは長期的にかかる事業と、そういった形にやっぱり振り分けをしながら、その中で今の既存の事業を見直ししながら、うまいぐあいにかみ合わせていく、そういった事業の展開が必要であるというふうに思っております。

そういったことをするためには、やはりどうしても財政計画を見直すことが一番の課題になるというふうに思っておりますが、今現在、市長としてそういった財政計画について見直しの考えがあるのか、財政計画についてどういったお考えをお持ちなのか、この点についてお尋ねをしておきたいと思っております。

○市長（松岡隼人君） お答えします。

笹山議員御指摘のとおり、財政厳しい中でこれだけの事業を行うとなると、108つの施策、事業についても優先度をつけ、短期、中期、長期それぞれに時間軸の中で位置づけしながら、財源を確保していくことが大切であると考えております。

現在、これらの108つの施策につきましては所管課の割り振りを行っており、今後は所管課との十分な議論を重ね、この4年間でどこまでを目指すのかというゴール設定を行うこととしておりますが、それらを事業として具体的に精査し、議員御指摘のとおり事業を時間軸で整理する実施計画、そして中期的財政状況を見通す財政計画、それぞれの中で位置づけてまいる所存でございます。

以上、お答えします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） ぜひ、実施計画の策定なり財政計画の見直しなり、一番重要だと思っております。そういったことをやっぱり、早急にやはり取り組みをしながら、提示をしていくことが重要だと思っております。ですので、今後、具体的なそういった短期、中期、長期の中でも事業の振り分け等がなされた中で、恐らく予算が伴うものについては議会のほうに予算として提案がされると思っております。そのときに、やっぱりきちとした是であるか非であるか、そういったことも含めてそのときに質問をしながら、市民のためにこういった方向性が一番いいのかということで議論をさせていただきたいと思っておりますので、今後そういった早急の実施計画、そして財政計画の御提示をよろしくお願い申し上げたいというふうに思っております。以上で、1点目の項目については終わっていきたいと思っております。

次に、議第51号についてであります。このことにつきましては、昨日、宮原議員が詳しく質問されましたので、ほとんど具体的な内容等については理解したところであります。委員会での審査でもありますので質問をどうしようかなということで、割愛もしようかなというふうにも思いましたが、ただ、二、三点、気になる点がありましたので、その点についてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

まず1点目に、なぜ今議会での提案なのかお尋ねしておきたいと思っております。

○総務部長（中村則明君） おはようございます。それでは、お答えいたします。昨日の宮原議員への答弁と重なる部分も多いかと存じますが、よろしくお願いたします。

マスコミ報道等でもございますように、昨年末、国はまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定され、全国の自治体に対しても原則として地方版総合戦略を策定するよう依頼があつておりまして、本市といたしましても今年度に、地方版総合戦略の策定を考えているところがございます。したがって、今議会にこの条例を御提案し、まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会を設置する大きな理由としましては、総合戦略は策定して5年間同じ戦略を継続するものではなく、毎年度戦略を見直すことでローリングを図りながら改訂していく点、さらには盛り込んだ施策に対して、知見や学識経験を有する産学官金労言といった組織の住民

代表の方々と一緒に、戦略に掲げた目標数値に対して、毎年度効果検証を行っていく必要性がございまして、いわゆるPDCAサイクルを明確にし、目標数値の達成に向けて議論することを第一の目的として、新たな審議会の立ち上げを考えたところでございます。

なお、審議会の設置につきましては、必置ではなくそれぞれの自治体の任意となっておりますが、全国のほかの自治体を初め、県内の他の市の設置状況につきましては、玉名市や宇土市が同様な総合戦略に係る審議会を設置されているようでございます。

また、総合戦略の設定を急ぐ理由でございしますが、策定までのスケジュールにつきましては、リミットとしまして平成27年度中に策定しなければならないわけですが、地域の課題解決に向けて早期に戦略の策定に着手し、策定を終えた団体につきましては、少しでも早く財政需要に応えることができるように、1,000万円ほどの交付金の上乗せ交付が国の地方創生関連予算において措置されておりまして、上乗せ交付をいただくためには10月末までに策定する必要がございまして、本市もその期限までの策定を考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 今の答弁を聞きますと、上乗せ交付金をもらう必要があるから、この審議会を立ち上げるんだというふうにちょっと聞き取れたわけなんですね。そこで、今議会に提案しないともう間に合わないというようなことで、提案したんだというふうなことだったろうと思います。

ただ、聞くところによりますと、総合戦略に係る協力依頼というふうな形で、勉強会を開催していらっしゃるということをお聞きいたしました。その勉強会の開催というのはどういうことなのでしょう。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

今、議員が質問されましたように、6月15日に総合戦略等の策定に向けた任意の勉強会の第1回を開催しまして、今後設置予定のまち・ひと・しごと創生総合戦略審議会に御参画いただきたい知見や学識経験を有する産学官金労言といった団体の関係者にお声かけをし、各団体から複数の参加をいただいたところでございまして、人口ビジョンや総合戦略、また現在取り組んでいる本市の事業などの御説明をしたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 6月15日に任意の勉強会を開催したと、任意でそれぞれ声かけをしてということですが、基本的には任意の勉強会であっても、総合戦略の策定に係る勉強会ということですね。ということであれば、その勉強会に参画した人の中から、もし審議会の条例が通れば、審議会の委員を委嘱するということになるんじゃないかなと私は思

います。そういうことであれば、もう事前に総合戦略の説明を、そういった審議会になろうであろう人たちに呼びかけて行っていらっしゃるということですよ。

今、6月議会で6月8日の開会日に、この条例については議会で提案されました。その全員協議会で私たちは説明を受けました。今から、この審議会条例が必要なか必要でないのかを、議会で審議しなければなりません。その前段に、そういった形で勉強会の開催を行う。ましてやその通知を5月13日に通知されていらっしゃる。果たしてそれが、議会の立場をどのようにお考えでしょうか。議会に対して、この条例を認めてください、審査をしてくださいと言いながら、もうその前段では勉強会と称しながら、そういった審議会になろうである団体等には呼びかけをして、勉強会に参加して協力してくれというような依頼をしている。そういったことでしょうか。私には理解できません。ならば、審議会条例が否決されたらどうされるんですか。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

今回、総合戦略等の策定に向けた勉強会を開催しました理由につきましては、総合戦略等の策定を10月末までと予定しておりますことから、審議会に御参画いただきたい関係団体へ、人口ビジョンや総合戦略などの基本的事項を早目に御説明し、各団体の中でも情報共有をしていただきまして、審議会発足後は少しでも早く、具体的な戦略の内容の御審議をお願いできればと考えまして開催したものでございます。議員の御質問のとおりでございます。

勉強会の開催には関係団体（「いや、それは聞いてない。条例が否決したらどうするんですか」と呼ぶ者あり）……。

今回、産学官金労言の各会の代表の方に参画というのがルールになっております。というところで、条例を提案させていただいておりますけども、もし条例が議員の御質問の中で仮定として、新条例がお認めいただけないときには、産学官金労言の関係の団体の方の御意見を、違う形でお聞きするしかないと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 極端なことで、否決されたらどうするんですかということでお聞きしましたが、執行部は条例を提案された中で、もう前段としてその審議会条例が議会では通るものだというふうなことを判断をして見越して、前段でもう5月13日に通知されてるじゃないですか。果たして、それが議会に対してどういうふうにお考えなのかということなんです。執行部、首長と議会は二元代表制であります。そこは十分御理解いただいていると思っております。そういった中で執行部が先行して、こういった形で勉強会と称して行うこと自体、非常に私は理解できません。だから、なぜ今議会での提案なのかということに第1回目の質問したところなんです。

この総合戦略のスケジュール見てみますと、基本的には平成27年の1月から総合戦略等の

策定はできるようになってますよね。それをなぜ、3月議会に条例を提案しとけばスムーズに動けるじゃないですか。それを6月議会で提案して、間に合わないから結局は10月31日の上乗せ交付金をもらうために、そこまで策定しなければいけないから間に合わないから、だから執行部は事前に勉強会と称しながら、そういった形で行います、そうしながら議会に条例を提案する、私これ議会軽視じゃないかなと思ってますが、どのようにお考えでしょうか。これは、市長にお尋ねします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

この勉強会に関しましては、やはり事前にいろんなことを知っていただきたいということで開催させていただいているものでございます。ただ、議員がおっしゃいますように、3月にもできた、条例をつくれれば、3月に条例を可決いただいて、その後5月に勉強会をして、その後会議を重ねていくという形になった、たればの話になりますが、そうすべきであったというふうに考えております。

ただ、今回の総合戦略のやはり一番の目的といいますか、狙いといいますのは、産学官金労言、民間の方のいろんな方から御意見を聞いて、一緒になって取り組みなさいということでした。そこが、やはり早目にやらないと、ちょっとなかなか御理解、御説明ができないところから早まってやったところでございますが、おっしゃるとおり、議会にしっかりと条例をお認めいただいてから、勉強会なり協議会をするべきであったというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） だから、そうなった間に合わないからするんだというのはおかしいと言ってるんです。全て、審議会の条例がやっぱり、きちっと条例が制定されないと進められないというのは理解されてらっしゃるでしょう。そういった中で一方的に進めること自体が問題じゃないですかということを、私は何回も言いますが、非常に私はこれ議会軽視のことをやってるんじゃないかなというように思ってます。

明らかに、この団体に対する協力依頼の文書を見ますと、総合戦略に向けての関係者の方に御審議いただく場を設置したいと考えております。なお、総合戦略の本審議については7月から10月にかけて開催予定しておりますが、本審議の開催に先立ち、5月から6月にかけて総合戦略に盛り込む施策等に関する勉強会を開催したいと考えております。つきましては、趣旨に御賛同の上、貴団体から総合戦略策定の御協力を賜りますようお願い申し上げます。もうこの時点で、総合戦略の策定をこういうように進めるんだということで、やってらっしゃいますよね。そこが非常に、私は理解に苦しむところです。だから、3月議会に審議会条例を提案すれば、5月からスムーズに審議会を設置した中で審議会の委員を委嘱されて、そして具体的な取り組みができるじゃないですか。審議会がスタートしない中では、審

議会がスムーズにスタートすると言われましたけども、新たにそういった勉強会に参画していらっしやらない委員が委嘱された場合には、新たに同じようなことを最初からしなければいけない、そういうようになると思っています。そういったことを考えれば、やはりきちっと審議会をつくってからスタートするのが筋じゃないですか。それを、先ほどから何回も言いますように、時間がないから間に合わないからこういった形で行う。そういったことは許されないことだと私は思います。ならば、条例要らないじゃないですか。議会で審議する必要もないんじゃないんですか。余りにも私は議회를軽視してると思っています。総合戦略の上乗せ交付金だけを得るための総合戦略審議会、必要ないじゃないですか、そういうことであれば。何のために策定するかわからない。もう少しその辺は、きちっと事業展開を図るんであれば検討する必要があるかと思っています。

それと、先ほどから総合計画の話もしていますが、総合計画と総合戦略の整合性については、きのう宮原議員の質問でも答弁があつてます。ただ、あえて同じような課題等を総合戦略の中にも盛り込んでしまう、ただその総合戦略に盛り込んだことが、総合計画の中にも盛り込まれてしまう。同じようなことをやるという形になりますよね。ただ、総合戦略は審議会をつくって上乗せ交付金をもらいながらローリングしていくというような形になっています。しかし、そこまであえて急いでつくっても、総合戦略に盛り込む施策については総合計画にも盛り込まれるということであれば、わざわざ総合戦略会議をつくらなくても総合計画審議会の中で、審議ができるのかなとそういうことも思うところでもありますけども、その辺についてはどのようにお考えですか。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

国からは、全国の自治体に対し、原則として総合計画と総合戦略を別々に作成するように通知が来ておまして、きのうも若干触れましたけども、総合計画と総合戦略の違いということも答弁の都合上お答えしたいと思います

初めに、2つの計画を比較しますと、総合計画は議会の議決を得て策定した最も重要な計画であり、平成24年度から平成31年度までの8年間の総合的な振興・発展等を目的としたものでございます。

一方で、総合戦略は人口減少克服等、地方創生を目的とした平成27年度から5年後の方向性や具体的な施策をまとめるものであり、さまざまな地域資源を活用した効果及び先駆性の高い施策を、より具体的にクローズアップした内容であることが求められています。

総合計画の計画年度や策定期間は、自治体間によってそれぞれ違いがあり、本市の場合は総合戦略の策定期間は議員御指摘のとおり、総合計画の後期の見直しと同じ時期の策定となっておりますが、総合戦略に盛り込む人口減少の克服が避けて通ることのできない喫緊の課題であり、それにどう対応していくものかといった意味では内容的にも総合計画と重なってくる部分がたくさんございます。しかしながら、あえて今議会におきまして人吉市まち・

ひと・しごと創生総合戦略審議会条例を御提案し、新たな審議会を設置する大きな理由といたしましては、先ほどの答弁と重複する部分もございますが、総合戦略は策定して5年間同じ戦略を継続するものではなく、毎年度見直すことで改訂をしていく点、さらには盛り込んだ施策を住民代表の方々と一緒に、毎年度効果の検証を行っていく必要性がございますことから、目標数値の達成に向けての議論をすることを第一の目的といたしまして、新たな審議会の立ち上げを考えたところでございます。

また、総合計画策定審議会のメンバーにおきましては、計画を策定することに主眼を置きまして、幅広く御意見を聞くために25名以内としておりますが、総合戦略における審議会におきましては、より具体的にまち・ひと・しごと創生に特化した内容となりますため、10名以内の委員とする御提案をさせていただいてるところでございます。なお、総合戦略における審議会の委員に就任していただいた方々には、可能な限り総合計画における審議会にも御参画いただきたいというふうに考えてるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） ならば、総合計画と総合戦略を、言うなればダブルスタンダードで今回行っていくんだと、そういうふうなことで捉えてよろしいのでしょうか。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

策定予定の総合戦略のイメージといたしましては、基本目標を設定し、目標達成に向けての数値目標を設定するといった点では、これまでの総合計画の内容と似通った部分は確かに多いかと存じます。しかしながら、総合計画は市の最上位計画であり、ほぼ全ての人吉市の施策を網羅する内容であり、かつ非常に範囲が広い内容となる一方で、総合戦略におきましては総合計画に位置づける内容の中から、まち・ひと・しごと創生に特に関連性の高い、仕事の創出や子育てといったテーマを抽出して、より掘り下げていく内容になろうかと存じます。

具体例としましては、昨年度からの一連の流れとしまして、地域活性化のモデルケースの第一弾として全国的に先駆けとなった、地域資源を活かした人吉ハラル促進区を実現するための地域再生計画が国の認定を受けたわけでございますが、国からは認定された施策等を地方版総合戦略に盛り込み、核となるプロジェクトとして位置づけ、早期に総合戦略を策定することで地方創生の先駆けとなって、全国の他の自治体をリードしていくモデル自治体となるよう期待を込めて、第一号の認定をいただいたという事情もございます。

国におきましても、先駆性及び地域の独自性、さらには創意工夫の高い事業に重層的な支援をするとされておりまして、総合戦略上に実際に実施する施策を具体的に盛り込むことによって、さまざまな支援措置を受けることが可能となります。

そこで、本市といたしましても、国によるまち・ひと・しごと創生に向けた総合戦略の先

駆的实施に向けた措置として、芽出しの財政上の支援措置としまして地域再生戦略交付金をいただき、中核工業用地の造成費用に充当することでまち・ひと・しごと創生における安定した雇用の創出といった目標につきましては、他の自治体と比較し一歩リードしている状況にあるかと存じます。

したがいまして、総合戦略に盛り込む施策につきましては、ハラル関連の施策のほかにも、今後具体的に議論していくことになろうかと存じます。本市の地域資源を最大限に生かした上で、自立性、将来性、地域性といった原則に基づく実情に応じました施策に特化した内容になると考えてるところでございます。

答弁が長くなり申しわけありません。国においても、効果や検証を伴わない交付金等のばらまきはやめるとのことであり、本市を初めとした地方がミニ東京を目指して、ない物ねだりをするのではなく、地方の特性を踏まえ、その地域にあるものを、強みを最大限に生かすという点が今回の地方創生の意義であると言われております。

いずれにしても、本市の最上位計画である総合計画の前期計画が終了するに当たり、社会経済環境の変化に対応し、人口減少社会の中における持続可能なまちづくりを進めるため、平成28年度から4年間を計画期間とする後期計画を策定する予定でございますが、まずは認定いただきました地方活性化モデルケースや地域再生計画をベースとして、人吉市版総合戦略を策定、またその根拠データとなります人口ビジョンにおきましても、総合計画策定において配慮すべき社会潮流や本市人口の現状、将来展望といった部分で十分に活用を図ってまいりたいと存じます。

したがいまして、総合戦略及び人口ビジョンといった2つの内容を、まちづくり全体に展開する第5次人吉市総合計画後期計画に溶け込ませることで、整合性を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 執行部のほうも、第5次総合計画が最上位計画であると認識していらっしゃるようであります。ただ、私がダブルスタンダードでいくんですかと聞いたのは、総合戦略と総合計画を、先ほど部長答弁されましたように、総合計画の中に総合戦略を盛り込んでいくんだということであれば、まずは第一に総合計画をきちっと、総合計画の後期計画をきちっと立てて、その後期計画に基づいて総合戦略を入れ込んでいかなきゃいけないと私は思います。それが、総合計画が上位計画であるというゆえんであると思っております。ただ、今は総合戦略を策定しながら、その総合戦略をそのまま総合計画に盛り込んでいくんだという考えですね。ということであれば、総合戦略は総合戦略で歩いていく。そして、歩いていきながら、それを途中で総合計画に入れ込んでいくと。だから、ダブルスタンダードじゃないですかということですか。そういったこといいんですかということなんです。そこは、

もう少しきちっと考えていただきたいと私は思います。あくまでも、最上位計画があるんであれば、それは最上位計画の中でどういった形で具体化するんだということを決めた中で、盛り込んでいくのが計画の手法じゃないでしょうかと私は思います。そういったことをしないままで、一方的にこの総合戦略をこういった形で今回提案してきた。非常に私は理解できないところであります。

最後に言いますが、やはりそういった形で、議会に審議会の条例案として提案されながら、その前段には勉強会と称しながら民間の団体の方を集めて勉強会を開催している。そこについては、市長が先ほど答弁されましたけども、これについては私は、あくまでも議会軽視であると、議会を何と考えていらっしゃるんですかと、そういうことだけは申し上げて一般質問を終わります。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時40分 休憩

---

午後1時30分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君）（登壇） 皆さん、こんにちは。日本共産党、灰久保町の塩見寿子です。市民の皆さんの声をしっかり届けるため、頑張ってます。どうぞよろしく願いいたします。

では、発言通告に従って1点目、安保法制と市民の声について質問いたします。

安倍政権は、歴代政権が憲法9条のもとで禁じてきた集団的自衛権の行使を可能にし、自衛隊の海外活動を拡大させる安全保障関連法案を国会会期を大幅に延長し、9月27日まで95日間も延長し成立させようとしています。これは、日本を海外で戦争する国につくりかえる戦争法案そのものであると、私は考えます。

国会論戦で3つの問題点が明らかになりました。第1は、アメリカが世界のどこであれ戦争に乗り出した際、自衛隊がこれまで戦闘地域とされていた地域まで行って、弾薬補給など軍事支援を行うこと。第2は、形式上は停戦合意がつけられているが、実際には戦乱が続いている地域に自衛隊を派兵し、治安維持活動に取り組むこと。第3に、日本がどこからも攻撃を受けていなくても集団的自衛権を発動し、アメリカの戦争に自衛隊が参戦できるようにすることです。安保法制によって戦場に送られる自衛隊員の命、そして若者の命はどうなるでしょうか。

今、日本は大きな岐路に立っています。共同通信社が6月20、21日に実施した世論調査によると、法案に対する政府の説明は不十分が84%、また自衛隊が戦争に巻き込まれるリスクが高くなるは73.1%でした。

まず、お尋ねします。人吉球磨の出身者で自衛隊に入隊した人はどのくらいおられるでしょうか。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

人吉球磨出身の入隊者でございますが、自衛隊熊本地方協力本部人吉地域事務所に確認いたしましたところ、平成18年度以降の9年間の実績について確認がとれております。年度ごとの入隊者数につきましては、平成18年度が34名、平成19年度が33名、平成20年度が22名、平成21年度が10名、平成22年度が11名、平成23年度が17名、平成24年度が19名、平成25年度が22名、平成26年度が21名でございます。平成18年度から平成26年度までの9年間で189名の方が入隊されておられます。この9年間の実績のうち、人吉出身の入隊者につきましては、年度ごとにばらつきはございますが、最も多い年が平成18年度の12名、最も少ない年が平成21年度の1名となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 平成18年から26年の間に、189人の方が入隊されていることがわかりました。そのうち人吉の出身の方は58人いらっしゃるとお聞きしています。

私は、人吉球磨出身の自衛隊員の御家族の方から、5人の方にお話を聞くことができました。お子さんを自衛隊に出しておられるお母さんは、めちゃめちゃ心配ですと言われました。まさかこんなことになるなんて、日本は戦争をしない国のはずが戦争をする国になるとは、とめることができないんでしょうか、安倍首相は反対しても聞かないんじゃないんでしょうか、そんなふう一気に話されました。お孫さんが自衛隊に行かれた女性は、巻き込まれんではない、不安に思っておられました。また、後方支援が危ないという方もおられました。

そこで、市長に伺います。このような自衛隊員の御家族の方の御心配について、どのように思われますか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

国の安全保障に関しましては、平成26年7月1日に、国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について閣議決定がなされております。閣議決定の中では、これまで日本に対する武力攻撃が発生した場合にのみ限られていた自衛隊による武力の行使について、日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより日本の存立が脅かされ国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合においても、自衛のための措置としての武力の行使が許容されると考えるべきであると判断がなされております。

この閣議決定を踏まえ、現在、政府の主導により安全保障に関する法整備が進められているところでございます。これにより、自衛隊の活動する範囲が拡大することとなるわけですが、議員御質問の内容につきましては、国の政策にかかわることでございますので、

地方自治体の首長の立場として、私からの発言は控えさせていただきたいと存じます。

以上、お答えします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 首長の立場からと今、おっしゃいましたけれど、実際に人吉球磨から186人の方、それからその御家族、親戚、近所の皆さん、とても不安に思っている方もおられます。それに対してどうお思いなのかと、そういうお気持ちをお聞きしたいと思いました。そういうお話があるかなと思いましたが、ありませんでした。

既に、アフガニスタン戦争やイラク戦争に派兵された自衛隊のうち、帰国後に54人がみずから命を絶っていると聞きました。心まで壊されてしまう。私は戦争は本当に恐ろしいと思いました。

元内閣官房副長官補の柳澤協二氏は、あれ以上のことをやれば、必ず戦死者が出るとインタビューで述べています。これまで、自衛隊員が1人の戦死者も出さず、1人の外国人も殺さずにきたのは、憲法9条があったからではないでしょうか。

戦争法案をめぐって、衆議院憲法審査会に参考人として出席した憲法学者3人全員が、戦争法案は憲法に違反するとの意見を述べ、大きな反響を呼んでいます。圧倒的多数の憲法学者が反対を表明し、山崎拓氏など自民党の元幹部、歴代政権の閣僚経験者も反対の声を上げています。

5月の戦争法案の国会提出後に、反対や慎重審議などを求める意見書を可決した地方議会が、19日までに116議会に達したことが日本共産党自治体局の調べで明らかになりました。戦争法案の成立は許さないとの声が大きく広がっています。6月16日付の熊本日日新聞の社説でも、安保法制討論について、説明無理なら法案撤回をと求めています。

これまでの憲法解釈を踏みにじって、戦争をする国につくりかえていいのか。答えはノーです。私は、市議選で戦争への道をとめようと訴えてきました。うなずいて話を聞いてくれた人、涙を流して握手をした人、平和を願う皆さんの思いを受けとめて、私は議場に立たせていただいています。きょうは6月23日、沖縄慰霊の日です。不戦の誓いを新たにします。私は、戦争法案反対の1点で市民の皆さんとともに声を上げ、ともに行動していく決意を表明して、1点目の質問を終わります。

通告の2点目、市長が所信表明で述べられた中学校卒業までの医療費無料化と、学校給食の無料化について質問します。まず、子供の医療費無料化にかかわって、本市の子育て支援に対する基本姿勢についてお伺いします。

これは、平成24年4月に発表された第5次人吉市総合計画です。戦略4、子育て支援の充実では、平成21年に実施したニーズ調査によると、就学前児童を育てる保護者の54%が子育てに不安や負担を感じていると回答しており、とあります。

そこで質問します。市民ニーズ調査では、子育てに関する不安感、負担感の理由として

何を挙げていますか。また、理想より現実の子供が少ない理由として、何を挙げていますか。

○健康福祉部長（松岡誠也君） 皆さん、こんにちは。御質問にお答えします。

今、質問で取り上げていただきました、第5次人吉市総合計画の中の子育て支援の充実に関する記述の根拠となりました、子育て支援についての市民ニーズ調査、これは就学前の児童の保護者が対象でございまして、子育てに関して不安感や負担感を感じると答えた方、まず不安や負担を強く感じると答えた方が10.1%、それから不安や負担を何となく感じるという方が43.9%で、合わせて54%というふうになってるようでございます。

その理由として、回答が一番多かったほうから上位5項目について申し上げますが、まず子育てで出費がかさむという方が44.3%で最も多く、次いで自分の自由な時間が持てないという方が35.6%、子育てによる身体の疲れが大きいという方が24.9%、仕事が十分にできないという方が18.1%、そして住居が狭いという方が13.6%ということになっております。

それからもう1点は、子育ての理想と現実の差ということでしたかね、子供が少ない理由。子供が少ない理由ということも、今申し上げた5点の理由と重なると思うんですけども、そういうふうな今、申し上げたような子育てに関する不安感、負担感があるから結果、子供の数が減ってくるのかなというふうに考えたところです。

以上です。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） どちらも、子育ての不安とか悩みとかいうところでは、経済的な理由が一番になっていました。それを受けて、この27年3月に出された人吉市子ども・子育て支援事業計画では、その基本施策が書かれています。子育てに係る経済的負担の軽減は、市民のニーズが高く、その取り組みを推進していく必要があります、とあります。

部長にお聞きします。市として、子育ての経済的負担の軽減策を推進していくことは必要ですね、お答えください。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えします。

小さな子供を持つ子育て世代の皆さんが、いろんな不安や負担を感じながら、懸命に日々の子育てに取り組んでいらっしゃることは、よく理解しているところでございます。

その負担感の理由はいろいろあると思いますけども、先ほどの調査でもありましたように、子育てに伴う出費、すなわち経済的な負担感が一番大きいということであり、これを軽減する必要があると考えております。

以上、お答えします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 部長も経済的負担の軽減策、必要であると、課題であるとお答えになりました。子供の医療費無料化を求めるお母さんたちの、粘り強い長年の運動もあって、人吉市は就学前までの助成だったのが、去年の7月から中学校3年までの子供の医療費の一部

を助成しています。

そこで、市長にお伺いします。さらに、中学校卒業までの医療費完全無料化を公約するに至った、市長御自身のお思いについてお聞かせください。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

中学校3年生までの子供医療費無料化を公約に掲げましたのは、子育て世代を支えるために、健やかに暮らせる人吉を目指して、妊娠から子育て、医療、保育の拡充を行い、より安心して子供を産み育てられる環境づくりが必要だからと感じているからでございます。

その1つといたしまして、健やかな成長を支援するという観点から、子供医療費無料化を公約に掲げました。そこに至るまでには、子育て世代の多くの市民の皆様と対話を重ねる中で、子育て世代の皆様が一番望んでおられる施策であると感じたからでございます。

私も、子育て世代の一員としてそれに共感し、人吉市で少子化がさらに進展するのを食い止めるための方策の1つとして、ぜひ必要だというふうに考えております。

以上、お答えします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 市長の思いを聞かせていただきました。たくさんの子育て世代の方と対話する中で、やはり支援をしていく、経済的な支援が必要だということで、完全無料化、公約に挙げられたとおっしゃいました。そして、少子化対策にもなる、そのとおりだと思います。

では、実際に県内の市町村の子供医療費助成制度の実施状況、どうなっているかお尋ねします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えいたします。

まず、県内の14市の子供医療費助成制度の対象年齢についてでございますが、小学校3年生までとしている市が、熊本市と荒尾市の2市でございます。小学校6年生までとしている市が、宇土市、宇城市、合志市、八代市、上天草市の5市でございます。中学校3年生までとしているところが、玉名市、菊池市、阿蘇市、水俣市、天草市、そして人吉市を含めて6市でございます。山鹿市につきましては、高校3年生までを対象としているということでございます。なお、このうちの本市と同じように保護者に一部負担をお願いしているところが、熊本市、宇土市、宇城市、菊池市、阿蘇市の5市でございます。

以上、お答えします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 県下14市では人吉は真ん中ぐらいなんですけど、では球磨郡10市町村ではどうでしょうか、お願いします。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えします。

球磨郡の対象年齢の状況でございますが、小学校6年生までとしているのが湯前町。それ

から中学校3年生までとしているのが錦町、あさぎり町、多良木町、水上村、相良村、山江村の6町村でございます。それから、五木村と球磨村につきましては、高校3年生までを対象としているということでございます。それから、郡内の町村では、保護者に一部負担をお願いしているということはありません。

以上、お答えします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 球磨郡、これに人吉市を入れますと、湯前だけが小6まで、あとは全て中3以上となっております。そして何よりの違いは、自己負担ありが人吉だけ。ほかの球磨郡の町や村は全部自己負担なしなんです。球磨郡に比べると、人吉市はおくれている。おくれをとっていることから、本市でも自己負担なしの医療費無料化を早く実現すべきだと思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか、お願いします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

子供医療費の無料化は、子育て世代の多くの市民の皆様が望んでおられる施策であると認識しておりますが、中学3年生までを完全無料化するとしますと、財源の確保が一番の課題となります。今後、毎年継続して多くの経費を必要とするものでございますので、中学生までに対象を拡大しました昨年度からの実績や、今後の医療費の動向等を十分に把握しながら、その実施時期及び財源等につきましては、市全体の財政状況や政策の展開、事業の優先度などを踏まえて、今後、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 財源の問題がある、だから慎重に取り組む。今まで質問なされた議員にもそうお答えでした。

そこで、部長にお伺いします。中学校3年生まで完全実施するには、あと幾ら必要ですか。

○健康福祉部長（松岡誠也君） お答えします。

平成26年度の医療費助成の実績から試算しますと、中学3年生までを完全に無料化した場合には、現在、保護者が一部負担されております通院の1日当たり500円以下、それと入院の1カ月当たり2,000円以下の部分を助成するということになりますので、そのために新たに1,920万4,000円が必要になると見込んでおります。

以上、お答えします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） あと1,920万円で完全実施できるということが明らかになりました。

本市の基金は14億円あります。基金の一部、計算すると1.37%を取り崩せば医療費無料化が実現できます。また、政府が2014年度補正予算に盛り込んだ、地域住民生活等緊急支援のための交付金の地方創生先行型という財源1,700億円を活用して、子供の医療費助成制度の

拡充を実現した自治体が全国では74あります。例えば鹿児島県の垂水市では1,499万円、湧水町では509万円となっています。

このように、財源はあるんじゃないでしょうか。要は、中学校卒業までの医療費無料化を子育て支援の優先課題だと位置づけること、そしてその位置にふさわしい財政措置をとることが行政に求められているということを指摘して、医療費無料化についての質問を終わります。

続いて、学校給食無料化についてです。初めに、県下自治体での学校給食無料化の実施状況はどうなっているか、14市の様子、そして球磨郡の様子をお尋ねいたします。

○教育部長（井上祐太君） 議員の皆さん、こんにちは。御質問にお答えいたします。

まず、県下14市の状況でございますが、これは大塚議員のときにお答えしたと思うんですけども、宇土市がことし4月から給食費の助成を行っておられるようでございます。その内容でございますが、小中学校において3名以上の在籍がある御家庭に対しまして、3人目からの給食費の無料化を実施されております。残りの本市を含めます13市における給食費の無料化をしているところはございません。

それから、球磨郡管内での状況でございますが、これはもうこの間、新聞等でも報道されましたけども、山江村が唯一、昨年10月から村内に居住する児童・生徒の保護者負担額の全額助成を実施されております。山江村は、小学校も中学校も全額無料というような状況でございます。また、管内で一部助成を行われている自治体が、あさぎり町、それから水上村、水上村はこの間、何か村長が表現をしておりましたけど、相良村、それから五木村、球磨村の5町村でございます。補助の内容につきましてはさまざまでございますので、内容については割愛させていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） まだ数は少ないですけど、全国では50の自治体が完全無料化に踏み出しているそうです。

私は、本村議員と山江村役場に行って、給食費無料について話を聞きました。山江村では、定住化政策に力を入れており、子育てしやすい環境、人を呼ぶ、出ていかないという、子育て支援政策として取り組まれています。義務教育中は食育の観点からも、給食は国が見るべきものだと思う。だけど国がしないから山江村はやるといことです。医療費無料化は病気がちの子供だけ恩恵があるが、給食費無料化は子供全員にかかわるものであるから実施するなど、給食費無料化に対する確固とした信念が貫かれていました。

また、山梨県の早川町の例を紹介いたします。ここは、2012年4月から教育費完全無償化を実現しています。2011年、教育長の呼びかけで無償化検討会議が結成され、3回の協議を経て町長に報告書が提出されています。その報告書には、無償化は我が国の教育行政の礎と

なるものであると確信し、未来を担う子供たちは町民全体で育てていくという理念のもと、義務教育費に保護者からの負担を求めず全額公費で、と書かれています。これを受け、教育費無償化について3月議会で全会一致で可決をし、現在、教育費、教材費、修学旅行費などを含めた完全無償化を実現しているそうです。

私は、無料化には3つの意義があると思います。1つ目に憲法26条でいう義務教育は無料から、2つ目に少子化人口減対策から、3つ目に貧困対策からです。

そこで、市長にお聞きします。無料化の意義について、市長はどうお考えになりますか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

給食費の補助、公的支援の意義でございますが、市議時代からの少子化問題への危機感であり、そしてその危機感は日に日に高まり、何か行動を起こさなければならないという強い思い、使命に変わっていったのは事実でございます。この思いは、市長選の出馬に際し、市民の皆様と直接対話を重ねていく中でますます強いものとなり、特に子育て世代の若い方たちからの声なき声を拾い、そして導き出した答え、つまり政策が、今回、多くの議員からも御質問いただきました中学校卒業までの医療費の無料化と、学校給食費の段階的な補助でございます。

御質問の意義、すなわち価値であるというふうに捉えますが、その答えは非常に難しいと思っております。高齢化社会の到来、不安定な経済情勢、連鎖反応による雇用の不安定、賃金格差によって引き起こされる世代間格差は、現代社会を生きる若い世代にとって呪縛となり、ひいては結婚、出産、子育てへの不安をまきおこし、結果ますます少子化に拍車がかかっていくという悪循環を生み出しているとも考えられます。

私は政治家として、何としてでもそのことに歯どめをかけたかったというのが本音でございます。国策でもあります少子化対策、人口減少対策に歯どめをかけるため、さまざまに施策、方策を打ち出していかなければならないことは、市政を預かるリーダーが誰であろうと不変の責務であると信じております。財源の確保を含めまして、かなりハードルは高いと思いますが、負託を受けましたトータル4年間で私なりに答えを導き出してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 大変意義はあります。だけど、財政状況そういうのが厳しいから長いスパンでというか、4年間でどうにか前に進めたいという市長のお考えは聞いております。

でも、学校給食の無料化というのは受益者負担だという考えもありますけど、やはり私は憲法26条にいう、教育の機会均等、義務教育の無償という課題であると考えます。親の経済的な理由によって、学び、成長する権利が奪われてはならないからです。国に全部任せていては、いつまでも実施は不可能とも言えると思います。ですから、自治体が頑張るんです。自治体での無料化の取り組みが広がると、国に負担を求める声も広がり、ひいては子供医療

費無料化のように全国的な運動になるのではないのでしょうか。そのことを申し上げて、次の質問に移ります。

通告の3点目です。公園施設の安全管理について質問します。

初めに、人吉市に公園は幾つあるのか、その実態についてお聞かせください。

○建設部長（松田知良君） 皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

市内の公園でございますが、テニスコートや多目的広場等の施設があり、各種スポーツ大会を行える村山公園などの総合公園から、下新町公園などのように近隣に居住される方が利用されます街区公園など、用途に応じた規模の公園がございます。

市内の公園数でございますが、現在18カ所設置されております。また、公園の設置年でございますが、18公園のうち人吉城跡公園や相良公園など、11公園が昭和50年代から60年代の昭和の年代に設置されたものでございまして、設置からはほぼ30年以上経過いたしております。また、残りの石野公園や西間公園等の7公園は、平成になって設置されております

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 人吉市には全部で18の公園があり、種類もさまざま、総合公園とか街区公園というんですけど、ありますということがわかりました。

では、その公園をどのようにして管理されているかお聞きします。

○建設部長（松田知良君） 御質問にお答えいたします。

公園の施設には遊具、ベンチ、水飲み、トイレ、植栽等がございますが、公園の維持管理につきましては、年間を通して業者等へ委託しております。

具体的に申し上げますと、場所と利用形態によりまして芝刈りは年2回から7回、草刈りは年2回から4回、剪定は年1回から2回行っております。トイレの清掃につきましては、トイレの利用頻度によりまして週2回から週6回行っております。

次に、遊具等の施設につきましては、職員が夏休みなどの長期休暇前に年5回、遊具を中心に公園施設の定期点検を行っております。また、定期点検以外にも各公園の委託業者や職員により、日常的な見回りも行っておりますし、異常が発見されれば速やかに施設の修繕を行うなど、安全・安心な公園施設の維持管理に努めております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 私は、8つある街区公園を見て回りましたが、芝も刈ってあってよく手入れがされていると感じました。

次に、一番気になる場所なんですけど、公園のトイレは水洗かくみ取りか、そしてくみ取りならその理由はなぜかお聞かせ願います。

○建設部長（松田知良君） 御質問にお答えいたします。

公園に設置されておりますトイレは25カ所ございまして、そのうち水洗トイレは21カ所、くみ取り式トイレは4カ所でございます。

くみ取り式トイレが設置されている公園でございますが、村山公園に1カ所、人吉城跡公園に2カ所、瓦屋公園に1カ所ございます。くみ取り式となっている理由でございますが、公共下水道区域外であるとか、区域内でも地盤に高低差があるなど地形的な問題により、公共下水道につながらないといったことなどでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） まだ、くみ取り式のトイレがあるというのは、正直、驚きました。

実は8年前に、学童保育の児童が瓦屋公園のくみ取り式の便器に落ちたそうです。園長が市役所に通報し、公園のトイレを水洗式に変えてほしいと要望したところ、今のところは計画がないという回答だったそうです。

そこで、お尋ねです。現在の計画でも、トイレの改修の予定はありませんか。

○建設部長（松田知良君） ご質問にお答えいたします。

当時の記録が人吉市に残っておりませんでしたので、ひまわり保育園の園長先生にお尋ねいたしましたところ、今、言われたように8年前、当時ひまわり保育園の学童保育にいられていた小学2年生の子供さんが、トイレの穴に腰ぐらいまで落ちるということがあり、幸いけが等はなかったのですが、園長先生が心配されて市の担当課に電話をされ、トイレの水洗化を要望されたということでございました。

御質問のありました瓦屋公園は、昭和56年に建設されトイレもそのときにつくられておりますが、当時瓦屋公園周辺には公共下水道がまだ整備されておりませんでしたので、くみ取り式のトイレを設置したようでございます。当時は、公共下水道の整備前でございましたので、市内公園のトイレの多くはくみ取り式であったようでございます。

その後、公共下水道の普及とともに、随時、水洗トイレに改修は行われております。瓦屋公園周辺も平成10年ごろ、公共下水道が整備されましたが、道路より1段低い箇所にトイレがございまして、簡単に公共下水道に接続することができないため、今日までくみ取り式のままになっていたようでございます。

トイレの水洗化はできないかという御質問でございますが、本市におきましては平成23年度に人吉市都市公園施設長寿命化計画を策定し、平成24年度から国の交付金事業を活用し、公園施設の長寿命化に取り組んでおります。平成24年度から平成27年度にかけて、村山公園及び市の公園施設の大規模な改築・更新を行っておりますし、他の公園施設につきましてもこの長寿命化計画に基づき、改築・更新を行う予定でございます。瓦屋公園のトイレの水洗化につきましても、この国の交付金事業を活用して取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1 番。塩見寿子議員。

○1 番（塩見寿子君） 瓦屋公園については、そのトイレについては長寿命化政策、計画的な実現、よろしく願いいたします。人が多く集まる石野公園のような公園も、そしてそうでない公園も、最低トイレは気持ちよく使えるようになってほしいと思います。

下新町公園のトイレに行きました。窓ガラスは割れていて、入りたくないと思うものでした。私の実感では、地域住民にとって身近でよく利用する街区公園の整備がおくれているように感じます。

市長にお聞きします。公園施設の安全管理について、市長のお考えをお聞かせください。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

都市公園は、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーションの場、さらに地震、火災時の避難場所としての活用を目的としており、都市に必要な施設でございます。しかしながら、本市を含めまして全国の公園施設は、設置から年数を経過し老朽化が進んでおりますことから、全国的に国の交付金制度等を活用し公園施設の改築・更新が行われております。

本市におきましても、さきに建設部長が述べましたとおり、この国の交付金制度等を活用しながら、今後も引き続き市民の豊かな生活を支え、さらに市民に喜ばれる安心・安全な空間を提供できるよう、公園施設の維持管理に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えします。（「議長、1 番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1 番。塩見寿子議員。

○1 番（塩見寿子君） 子育てをしておられるお父さんに聞いたら、やっぱり子供を連れていくのは公園だとおっしゃいました。でも、人吉じゃなくて、ちょっと遠くのほうの公園に行かれるそうです。

身近で、子供たちが遊べる、あるいはお年寄りが談笑する、ベンチで座ってお話をしておられるお年寄りも見かけました。そういうふうに公園が身近なものとして、そして活用されるためには、維持管理のほう、どうぞよろしく願いいたします。

最後に、通告の4 点目です。市民の要望から質問します。

日本共産党人吉市委員会が去年行った市民アンケートには、116 項目の身近な要望が寄せられました。それをもとに、1 月に市に申し入れを行い、2 月に回答をいただきました。

そこで、蟹作公民館交差点、東間小通学路、矢黒下戸越線交差点、土手町カーブミラーの4 カ所について、その後の進捗状況をお尋ねします。

○建設部長（松田知良君） 御質問にお答えいたします。

昨年1 月に、今、議員が言われましたように、日本共産党人吉市委員会の市民アンケートに基づく要望書が提出されまして、2 月に建設部要望分を回答したところでございます。

その後の対応状況についてでございますけども、市のほう厳しい財政状況の中、限られた予算の中で計画的に対策を行っているところでございます。

まず、蟹作町公民館前の交差点につきましては、近くの障がい者・高齢者施設利用者の通行が多く、通学路にもなっているが見通しも悪く危険。全方向からの一時停止及びカラー舗装が必要という御要望でございますが、ことしの5月に人吉警察署また、市の防災安全課と協議を行い、交差点内のカラー舗装、一時停止線「止まれ」の文字などの安全施設工事が完了いたしております。

それから、東間小学校通学路につきましては、通学路横の水路が危険という御指摘ございましたが、この市道は東間地内第6号線でございます、平成27年度、今年度に社会資本整備総合交付金を活用いたしまして、水路を含めて道路整備を実施する予定でございます。今議会の予算に提案させていただいております。

次に、矢黒町の交差点、国道219号と市道矢黒下戸越線の交差点でございますが、永野町方面から車で国道219号に出るとき、右側が電柱で死角になっているという御指摘ございました。この交差点につきましては、平成26年6月から11月にかけて交差点の改良に向け、測量、設計業務を行っております。今後は、電柱の移転等も含め、交差点の改良計画を検討してまいりたいと存じます。

最後に、土手町のカーブミラーの設置要望につきましては、平成26年10月に新町町内会からも要望が提出されているところでございます。町内会からの要望を防災安全課で受け付けてまして、道路河川課で設置工事を行うこととなりますが、現在、設置場所の協議など関係機関と調整中でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 実は、蟹作公民館の前の交差点を通りかかったら、停止線がはっきり引かれていて、目立つようになっていました。そして危険だった東間小の通学路の水路、通学路なんですけど、緊急対策として柵とロープが張ってあって、今、お話を伺ったら今年度中に危険防止、しっかり対策はとられているようです。見たところわからない下戸越線の矢黒の交差点とか、あるいは新町のカーブミラーについても測量をされたり、着々と進んでいるということがよくわかりました。

そこで、次です。カーブミラーに対する要望がとても、私たちのアンケートにも書かれていました。カーブミラーは、どんな手順でどんな予算で設置されるのか教えてください。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。まず、カーブミラーの設置手順について御説明します。

カーブミラーの要望は、個人や企業、団体を初め、こども王国保安官や交通指導員など、日ごろから交通安全活動を行っていただいております皆様からの要望が寄せられているところでございますが、要望書の提出は個人からのものではなく、町内会を単位とした地域住民の要望として、設置要望箇所の町内会長様から交通安全施設等設置要望書を提出していただ

くこととなっております。

この交通安全施設等設置要望書は、防災安全課に提出していただくこととしております。正式に要望書が提出された場合には、防災安全課と道路河川課、町内会の3者で設置要望箇所の現地立ち合いを実施し、カーブミラーの設置効果及び設置場所について確認いたします。さらに検討が必要な場合には、人吉警察署からも御意見をいただくこととしております。また、カーブミラーの設置場所が個人の土地の場合には、事前に所有者に土地の使用許可をとっていただいた上で、要望書の提出をしていただいております。

次に、カーブミラーの設置に係る財源につきましては、国から交付されます交通安全対策特別交付金を主な財源といたしまして、建設部の交通安全対策の予算の枠内でカーブミラー、ガードレール、区画線などの整備を行っております。交通安全対策特別交付金とは、全国で徴収されます交通違反の反則金を、交通事故発生件数や人口、道路の長さに応じて、地方公共団体に配分されているものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） 交通安全施設等設置要望書を出したという、これまでの要望数と要望件数、そして設置済みの数、残という資料をいただきました。これによると、例えば平成26年、カーブミラーの工事の要望15カ所、それに対して設置済みは12カ所、残が3となっております。具体的には、浪床町の美研そば、新町のみつばちそば、蓑野町の嶋田氏宅そばとなっております。この3カ所はどうなるのでしょうか。ぜひ、27年度、設置していただくわけにはいかないのでしょうか、お尋ねします。

○建設部長（松田知良君） 御質問にお答えいたします。

3カ所、今、言われましたけども、道路河川課のほうで一応設置していくわけなんでございますけども、先ほど総務部長の中にも、民地であったり、設置する場所によりまして、まだ同意がとれてなかったりいろいろございます。そういうことで、今現在、調整している部分が多々あると思いますので、それが片づけば設置に至ると思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 1番。塩見寿子議員。

○1番（塩見寿子君） お尋ねしたかったのは、要望件数に対して設置できなかった場所というのを、積み残しがどうなのかということでお尋ねしました。

でも、そこそこで事情があるということで、早急にこれに対してはそういう条件がクリアできて、やっぱりカーブミラーが設置できることを希望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（田中 哲君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時32分 休憩

---

午後2時45分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君）（登壇） 皆さん、こんにちは。今定例会の最後の11人目の登壇者となりました。7番議員の犬童利夫でございます。一般質問も、きょうは3日目、しかも午後ということで、大変お疲れとは存じますけれども、今しばらくおつき合いをお願いしたいと思います。

私も、さきの統一選挙におきまして、2期目の議席を与えていただきました。温かい御支援をいただきました市民の皆様に、心から感謝申し上げますとともに、市民の皆様の幸せと市政発展のため、初心を忘れることなく精いっぱい努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問を行ってまいりたいと思います。今回は3項目通告しております。1項目目が消防力についてでございます。2項目めに市の防災についてでございます。3項目めに土砂災害対策についてでございます。

まず、1項目めですが、消防力についてでございます。このことにつきましては、昨年、先輩議員が一般質問されております。重複するところもあると思いますが、通告書の要旨に沿って質問させていただきます。

地域の消防力の一層の充実、強化を図るため、熊本県消防広域化推進計画に基づき、平成21年5月に城南ブロック消防広域化協議会が設立され、いろいろな協議がなされてきました。結果的には、平成24年10月23日の第10回協議会において解散の方向が決定され、城南ブロックの枠組みにおける消防の広域化は実現されませんでした。

国の消防審議会は、全国的に広域化の進捗が十分でないという状況を強く受けとめ、広域化を着実に進めるためには、平成25年からさらに5年程度延長することが適当であるとの答申がなされております。

熊本県でも、消防力の強化は引き続き取り組むべき課題として、地域的に結びつきの強い人吉球磨地域において、広域化に限定しない形での消防力の強化の推進が図られています。その人吉球磨地域の消防力強化検討会が、平成26年2月27日と8月19日に開催され、10月14日の第3回検討会において、消防組合の管理者であります市町村長に対して、中間報告が行われたとのことでありますが、その検討会の中間報告の概要についてお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

平成26年10月14日に開催されました、人吉球磨消防力強化検討会の中間報告会におきましては、人吉下球磨消防組合と上球磨消防組合を統合する消防広域化と、統合しないで救急相互応援協定を締結する2つの案につきまして、熊本県から説明を受けた上で球磨郡の町村長

の皆様と意見交換が行われたところでございまして、人吉下球磨と上球磨の2消防組合という新たな枠組みで、消防広域化と救急相互応援協定の2つの案について、改めて検討を行うことになったわけでございます。

しかしながら、中間報告会では報告を受けた各首長からさまざまな意見が出された結果、結論や方向性を見出せるまでには至りませんでしたので、まずは消防組合ごとに持ち帰って、各首長の意向も踏まえて消防組合単位で意見の集約を行い、その後、改めて全ての市町村が同じテーブルに着き、しっかりと方向づけを行った上で協議を進めていくという結論に達しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 答弁いただきましたけども、市町村長からさまざまな意見がありましたが、結果的にはその方向性は見えなかった、そこまでには至らなかったという答弁であったようでございます。

消防力強化検討会の中間報告で、そのような市町村長の意見を踏まえて人吉球磨を広域化で進めるのか、あるいは救急に関する応援協定を締結し連携を強化するのか、熊本県では平成27年3月までに意見をまとめるということで報道もなされたところでございます。その取りまとめの結果についてお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

検討会のスケジュールによりますと、消防力強化の方針に関する首長の意向を確認した上で、議員御質問のとおり、ことしの3月までに再度報告会を開催するとのことでございましたが、意見の取りまとめもまだ進んでいない状況のようでございまして、現在のところ報告会の開催はされていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 意見の取りまとめは進んでいない状況とのことでありますが、中間報告会後の対策や、今後、県としてはこの検討会の方向性、そういうものについてどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

熊本県におかれましては、小規模消防組合の組織体制の強化問題については、継続して取り組むべき課題として位置づけられておりまして、人吉下球磨と上球磨の2消防組合という新たな枠組みで、消防力強化について検討を進められているところでございます。

昨年の中間報告会の結果、直ちに次の段階に進んでいける状況ではございませんが、今後の人吉球磨地域消防力強化の進め方につきましては、まずは人吉下球磨消防組合と上球磨消防組合の管理者に相談しながら再度、各首長とも個別にお話をさせていただきながら、中間

報告会で出されました消防力強化の問題、消防組合を統合する消防広域化の問題につきまして、理想とする方向性を見出していききたいとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 直ちには次の段階には進めないという答弁であったように思います。また、今後は人吉下球磨及び上球磨消防組合の管理者に相談しながら、それぞれの市町村長の皆様と意見を個別に聞きながら、方向性を見出したいということでありました。ぜひ、次の段階まで進んでいただきたいと思うところでございます。

次に、消防救急デジタル無線の基地局の整備事業につきましてお尋ねいたします。

平成27年3月竣工予定とのことでありましたが、消防救急デジタル無線の本格的な運用が開始されたのかお尋ねいたします。また、基地局が整備されることにより、広範囲の通信が可能になるとのことでありましたが、市内一円カバーできるようになり、不感地帯はなくなったのかお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

人吉下球磨消防組合におきましては、平成24年度に消防救急デジタル無線共通波の整備が完了しておりまして、運用を開始しております。また、消防本部ごとに割り当てられた周波数で管轄区域内で活動するときに使用する無線を活動波と申しますが、人吉下球磨消防組合におきましては、消防本部、五木村八原基地局、球磨村役場基地局及び人吉高塚山基地局備され、平成27年4月1日から消防救急デジタル無線の本格的な運用が開始されております。

人吉市の無線不感地帯についての御質問でございますが、デジタル無線の伝搬に関しましては、地形、建物、気象条件等によって伝搬が異なりますが、このような特性から当管内の全ての地域を網羅することは難しいところでございます。当管内の3基地局での世帯カバー率は約95%となっており、旧アナログ無線のエリアより広範囲にカバーできているところでございます。

人吉市のエリアカバー率につきましては98%に近いカバー率の結果が出ておりまして、不感地帯を挙げるとすれば、デジタル波の特性から、人吉市の南側の山間部及び谷間に不感地帯が発生しますが、基地局を変えて無線運用を行うことで交信が可能になります。

例えば、人吉市の矢岳地区の無線運用は基本的には高塚山基地局を介して無線交信を行いますが、この地区の一部分に不感エリアが存在するところがあり、このような地区には五木村の八原基地局を介して交信するとクリアに無線運用ができるとのことでございます。このように、人吉市の南側山間部については、八原基地局のエリア内でもあることから無線運用でカバーできることになっています。

デジタル無線運用開始からこれまでの間、無線交信に支障を来したことはないところでございますけれども、今後は、年間を通しての監視を行いながら運用していく必要があるとのこ

とでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 答弁いただきましたけども、人吉下球磨管内が95%、市内のエリアにつきましては98%に近いカバー率とのことでありました。山間部などに不感地帯があるとのことでございましたけれども、これについては基地局の運用を変えて行うことで交信が可能になるということで、ほぼ100%交信可能であると、そういうふうに理解したいと思います。

平成24年度には消防救急デジタル無線共通波の整備も完了し、運用を開始されているとのことでありました。管轄外の市町村で、大規模な火災や災害が発生した場合などに応援要請に基づいて、その災害現場で消防本部同士が相互に交信可能であることや、その通信設備の整備につきましても消防力強化につながっているものだと思っているところでございます。住民にとって、必要なサービスを質・量ともに適切に提供を受けられるよう、また大規模災害時などに初期の段階で人員や資機材、あるいは機械を投入して人命救助ができるためには、例えば、将来的には県単位などのスケールメリットを生かした消防の広域化が必要であると、私は思っております。

この消防の広域化について、これまでいろいろ議論されてきましたけれども、連携なども含めまして消防力の強化について、市長のお考えをお尋ねいたします。また、あわせて、人吉下球磨消防組合の管理者についてお尋ねいたします。これまで、市長が管理者を努めてこられておられましたが、松岡市長はなぜ管理者を受けられなかったのか、いろいろお考えもおありのこととは存じますが、その経緯と考えるなどをお伺いいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

人吉下球磨消防組規約第3章執行機関第8条に、組合に管理者、代表副管理者、副管理者及び会計管理者を置くとされております。また、第8条第2項に、管理者は関係市町村の村長のうちから1人を互選するとされており、第8条第3項に、副管理者は管理者の属する市町村以外の市町村長をもってあてると規定されております。

これらの規定に基づき、6人の首長で話し合いを行った結果、行政経験等に長ずる山江村長が管理者、私が代表副管理者、残る4町村長が副管理者として選任されたものでございます。

なぜ、人吉市長が管理者でなく、副管理者なのかという御懸念する声も確かに届いておりますが、球磨郡市において唯一の市制を施行している人吉市でございますので、どういう立場であろうと郡市のリーダーとして、リーダーシップと牽引力を発揮していくという意気込みにみじんの揺らぎもございませんし、私自身も地域に対する人吉市長の責務を果たしてまいりたいと考えております。

消防力の強化に関する考え方は、大規模災害時における人命救助を第一に考え、消防組合

を統合する消防広域化が、地域の消防力の強化につながる極めて有効な手段であると確信いたしているところでございます。クリアすべき課題も存在しているようでございますが、これまでの方針を尊重し踏襲してまいりたいと存じます。

南海トラフなどの大地震、火山の噴火、予測を超えるような集中豪雨など、今後はさらに大規模災害等の発生も十分想定したところでのスケールメリットが大きく、広域的に展開も可能な統合型、総合型の消防力の拡充を推進してまいり所存でございます。

以上、お答えします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 市長に今、答弁いただきましたけども、規約などについては承知していたところでございます。私が申すまでもなく、本市は人吉下球磨消防組合を構成する市町村の中で、もちろんでございますけれども人口も多く、負担金ももちろんでありますが多く負担しております。答弁でありましたように、人吉下球磨のリーダーシップをとっていただき、人吉球磨地域全体の方向性をやはり人吉市が中心となって進めていただきたいと思いますところでございます。

広域化につきましては必要あるということでございます。また、統合型、総合型の消防力の拡充を推進したいということでありました。今や、地震、大雨などの自然災害の多発など、地域における住民の不安は高まってきております。このため、今日の地域住民の最大の関心ごとは、安心・安全な日常生活にあると思っております。今後、さらなる消防力の充実強化に向けて、取り組んでいただきますようお願いいたしまして、消防力についての質問を終わります。

次に、本年度の防災訓練のその概要についてお尋ねいたします。また、市政に対する所信の中で、全市を挙げた防災避難訓練についても、シナリオに基づく想定型のものだけでなく、突発型の防災訓練を実施することで、有事の際に対応できる防災力も高めてまいりたいと述べられております。市民の幸せを実現する108の施策、事業の中でも突発型の防災訓練の実施が挙げられております。今回の防災訓練に取り入れられるのか、これまでの訓練との違いや検討、工夫されていることがありましたらお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

これまで、防災関係機関及び住民との連携強化、住民の防災意識の高揚を目的として消防団や消防本部を初め、警察、自衛隊、市内医療機関、災害協定締結団体など多数の参加のもと、風水害や土砂災害、地震などの災害に備え、人吉市総合防災訓練を平成20年度から毎年実施しているところでございます。毎回、1つの小学校区を対象にした訓練を実施しております。本年度は中原校区を対象にした訓練を計画しているところでございます。今年度の訓練につきましては、まだ詳細まで決定していない部分もございますが、現時点での計画について御説明いたします。

訓練の日時と場所につきましては、平成27年8月30日の日曜日に中原校区と市役所別館一帯を会場とした訓練を予定しております。参加予定者につきましては、中原校区の住民の皆様を初め、学校や各防災関係機関の皆様に参加していただくことといたしております。訓練内容につきましては、土砂災害時における救助訓練や避難訓練などを中心に、倒壊家屋救助訓練や車両救助、炊き出し訓練など本番さながらの訓練ができるよう、今後、協議を進めてまいりたいと考えております。

また、ことは人吉市総合防災訓練と連動して、人吉下球磨、上球磨、八代、水俣芦北の城南ブロック4消防本部による合同訓練としまして、長距離中継送水訓練や炊き出し等の後方支援活動訓練、倒壊家屋からの救助訓練などを計画されてるところでございます。

市長の所信表明でも触れさせていただいておりますが、防災訓練につきましても、従来のシナリオに基づいた想定型だけではなく、突発型のものをぜひ工夫して行いたいと考えております。

その理由でございますが、災害心理学上問題にされてる正常性バイアスの働きといったものがございまして、これは、人は目の前で経験したことのないことが起きた場合、自分は大丈夫だと思い込むストレス回避のための脳の働きがあり、結果、惨事を現実として受けとめることができないという現象であります。つまり、災害時等に脱出や逃避できるチャンスがあるにもかかわらず、危険だという認識が妨げられ逃げおくらせて命の危険が高まるというものでございまして、こういった、心理的なリスクをなくすためにも、突発型、実践型の防災訓練等に挑戦してまいりたいと考えております。

実際に6月には、宇土市さんが事前の通告のない抜き打ち訓練を行われたという新聞報道があつておりまして、どういったことができるか、今後、関係課、関係団体、関係機関に御相談申し上げながら検討してまいりたいと存じます。

今後は、こういった実践や防災まちづくりへの理解、情報発信などを通して、地域防災力の向上に向けて、総力を傾注する所存でございます。関係の皆様のご理解と御支援を、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 訓練について、多種多様な計画を答弁いただきました。平成20年から小学校の校区ごとやっているという答弁であったようでございます。また、本年は城南ブロックの4消防本部の合同訓練も同時に開催する予定ということで答弁いただきました。突発型の防災訓練については、今後いろいろ相談しながら検討していくとのことでありました。ぜひ、有用な訓練を計画していただきたいと思っております。ぜひ、社会の変化に対応する訓練を期待したいと思います。

次に、住民の方々が防災訓練に参加するということは、防災意識を高めるためにも大切に

あると思っております。また、住民の方々にとりましてもそのチャンスでもあると思っております。ぜひ、多くの市民の方々に参加していただきたいと思っておりますが、地域の住民の方々や市民の皆様への周知やPR方法は、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

防災訓練の実施につきましては、まずは広報ひとよしへの掲載を行い、市民の皆様にも周知を行いたいと考えております。加えまして、新聞やテレビなど報道関係の皆様にも御協力いただきまして、PRを行ってまいりたいと存じます。また、関係機関の皆様方へは直接通知によるお知らせを行うほか、前日また当日の訓練開始前には、対象地域の皆様へ防災行政無線による放送を行いまして、お知らせを行うことといたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 広報については、広報紙や新聞あるいは防災行政無線などで周知をしたいということでございました。地域住民の方々や、さまざまな関係機関、団体の方が携わっていただくものと思っております。各機関、団体からも多くの皆様が訓練に参加していただき、それぞれの持ち場の災害対応や、その対策について専門分野で対処していただき、市民の皆様にも広くPRしてほしいと思っているところでございます。ぜひ、よろしく願いいたしたいと思えます。

次に、有事の際に対応できる防災力も高めてまいりたいと、所信の中で述べられております。この防災力についてでございます。よく耳にする言葉でございますけれども、さまざまな捉え方があるようでございます。ハード面であったり、あるいはソフト面であったり、自分の地域はみずから守るといった概念的なことというものにはわかっておりますが、市長の考え、あるいはまた定義などがありましたらお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

平成25年12月施行の消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、法律第110号によって、住民一人一人と消防団等の防災の組織体、国、県、市などの関係機関が役割分担、相互連携協力を行うことで総合的な地域防災力を高め、防災体制を強化することが義務づけられたところでございます。いわば、地域の総力を結集して日ごろから災害に備え、地域の人々による組織的な防災活動が行える体制づくり、自主防災組織の強化を目指しながら地域防災力の向上を図るといったもので、いつ起こるかもしれない災害に危機意識と体制だけは万全にしておくことが、まずは肝要ではないかというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 地域の防災力について答弁いただきましたが、結果的にはどうか総論的にはみずからの地域はみずから守るということ、地域の力を結集してということであったようでございます。日ごろから災害に備え、住民の方々の意識を高めることが最も大切であろうと、私も思っているところでございます。

そこで、大規模な防災訓練も大切であると思っております。また、絶対必要であるとも思っております。しかし、より多くの市民の皆様の防災意識を高めていくためには、その地域に考えられる災害を想定した町内単位や、あるいはその地域ごとの小さな単位での防災訓練なども必要でなかろうかと思っております。このことによって、身近な地域の危険箇所や課題というものが見えてくるのではなかろうかと思っております。

所信の中で消防団、自主防災組織が中核となった防災の地域づくりを進めるため、自主防災組織、町内会などの防災活動への支援なども述べられております。その訓練の推進や支援などあわせて、積極的な行政の指導をお願いしたいと考えているところでございます。よろしく願いいたします。これで、防災訓練については終わりたいと思います。

次に、土砂災害対策についてでございます。この土砂災害対策につきましては、本年の3月定例会で、主に土砂災害防止法の改正につきまして質問させていただいたところでございますが、政府の中央防災会議は、昨年8月の広島市の土砂災害を教訓に、対策を見直す報告書をまとめたとの報道がっております。また、熊本県におきましても災害に強い地域づくり推進ということで、全国に先駆けての取り組みとして、土砂災害危険住宅移転促進事業を実施するという報道されております。このことを踏まえまして、質問させていただきたいと思います。

土砂災害警戒区域等の基礎調査結果の対象件数と、町内の件数も含めましてお尋ねいたします。また、基礎調査の結果に基づく住民説明会が開催されているようでございます。説明会は現在、継続中のようでありますので、現在でわかる範囲の参加人員などお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

昨年8月に広島市の北部で発生しました土砂災害等を踏まえて、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年1月18日に施行されております。この改正では、都道府県に対して土砂災害危険箇所の基礎調査を早急に実施し、土砂災害警戒区域等の指定を行うことが求められており、熊本県では全県的に作業が進められていることを平成27年3月議会で御説明いたしております。

御質問の土砂災害警戒区域等の基礎調査の結果でございますが、指定される箇所数といたしましては、急傾斜地の崖崩れが発生するおそれのあるところが169カ所に加え、土石流が発生するおそれのあるところが12カ所、合計181カ所でございます。

次に、指定される予定の町内数でございますが、指定予定の区域にお住まいの方がいらっ

しゃらない「下原田町字馬氷」も含めまして、合計35の町内が対象となっているところでございます。

現在、土砂災害警戒区域等の指定に向けて6月15日から25日までの期間、合計8回の住民説明会を予定しているところでございますが、6月19日金曜日、先週まで第5回までの参加人数でございますが、147名の住民の皆様にご参加いただいているところでございます。

以上、お答えいたします。

訂正をお願いいたします。指定される予定の町内数のところでございますけれども、お住まいの方がいらっしゃらない「上原田町馬氷」と言わないといけないところを、「下原田町馬氷」というふうに答弁したそうでございます。訂正方よろしくをお願いいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 崖崩れ、あるいは土石流が発生するおそれのある箇所などについて答弁いただきました。合計しますと181件ということでございました。また、町内数は35の町内を対象ということでございました。

住民説明会の参加人員につきましても、5カ所で147名が参加されたということで、ちょっと資料もいただいたんですけども、少しずつではありますけれども関心も少しは高まってきたんじゃないかなろうかとちょっと思っているところです。これについては、きのう平田議員のほうから、出席したところ物すごく少なかったということで、ちょっとされておりますが、私も東西コミセンで出席させていただいたんですけども、そのときは東西コミセン、これもらってるのは68名ですか、多少、該当世帯数で若干違うところもあるかなと思いますけれども、これについて少しは関心が今、高まってきているんじゃないかなろうかと感じております。また、後で聞きますと、この住民説明会に参加できなかった市民の方が、直接役所のほうに来られて説明を聞いたり、あるいは資料をもらったりして、聞きに来られたという例もあるそうでございます。これについては、周知の仕方、こういうものもいろいろ問題もあるかなと思いますけれども、この地域に対する今後の広報といいますか、こういうものも徹底しなければいけないというふうに感じているところでもございます。

それでは次に、崖崩れのおそれや土石流が発生するおそれのある地域に対する、土砂災害対策を見直す報告書が公表されたとのことであります。その内容についてお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

御質問の対策を見直す報告書でございますが、これは内閣府の中央防災会議のもとに設置されたワーキンググループにより「総合的な土砂災害対策の推進について」と題して、平成27年6月4日に公表されているものでございます。この報告書では、突発性が高く予測が困難という土砂災害リスクを、住民が十分に把握できていないこと、市町村による気象情報や土砂災害警戒情報を活用した、早目の避難情報の発令や周知ができていないことなどが、課

題として指摘されております。

これらの課題を解決するために、土砂災害の特徴と地域の災害リスクを把握し広く共有することにより、土砂災害警戒区域や危険箇所にお住まいの方々が、早目の自発的な避難行動をとるための仕組みづくりを推進していくこととされています。また、市町村に対しては、土砂災害警戒情報を活用して早目に避難勧告等を発令することを徹底することとし、住民に対しては、早目に指定避難場所に避難することを原則としつつ、災害の状況に応じて指定避難場所だけではなく、近隣の頑丈な建物への避難や自宅の上層階で山からできるだけ離れた部屋への移動も、適時適切な避難行動として選択するように促されております。また、国におきましては、地域特性に応じた効果的な警戒避難体制のあり方を取りまとめた、避難行動に関するガイドラインを策定されておまして、市町村の地域防災計画や警戒避難マニュアルに反映させるものとして示されているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 答弁いただきました。災害発生のおそれのあるときには、住民の方々が自分の身の回りの状況や、災害の状況に応じて適切な避難行動をとるよう、行政が注意を促すことが大切であろうと思ったところでございます。防災情報は、災害の危険性の高い区域に絞って地域を限定したほうが、危機感が伝わるのではなかろうかと思っております。また、それ以前に、危険な警戒区域など住民に周知することがまた、重要であるとも思っております。

そういうことから、今回の基礎調査結果についての報告会は、地域の住民の方々に認識してもらうことから、有意義であったと思っております。これから、いろいろこういう説明会等もあろうかと思っておりますけれども、今回も市の職員の方で、周知については土曜、日曜返上で配布してもらったところもあると聞いております。そういうことで地域の方々一軒一軒回ってこられたということも聞いております。ですから、今後もそういう地域の方々に、やはり行政が身近に接して、そういうことを周知することも大切であろうと思ったところでございます。

地域防災計画書において、避難場所及び避難経路に関する防災計画書の見直しについては、この住民説明会などをベースに住民と行政が一体となって、その地域で起こる災害などを認識し、その災害に適応する具体的な避難行動計画を立てることが重要でなかろうかと思っております。

次に、今回の基礎調査の結果、特別警戒区域の箇所数についてお尋ねいたします。また、熊本県は、土砂災害特別警戒区域の住民が区域外に移転する際の費用を一部助成する土砂災害危険住宅移転促進事業を、全国に先駆けて始めるとのことでありました。区域外に建てて引っ越すなどの、一定の条件はあるようではありますが、その概要と本市の取り組み、その該

当される住民の方々への周知についてお尋ねいたします。

○総務部長（中村則明君） お答えいたします。

土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条において、少々長いんですけども、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ住人等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき区域と規定されております。一般的に土砂災害警戒区域をイエローゾーン、土砂災害特別警戒区域をレッドゾーンと呼び、警戒の度合いがあらわされております。

今回の基礎調査の結果におけるレッドゾーンの指定状況といたしましては、崖崩れが発生するおそれのある169カ所では、全てにレッドゾーンが記されておりますが、その中でレッドゾーン内に建物が含まれている箇所数は141カ所となっております。土石流が発生するおそれのある12カ所では、9カ所にレッドゾーンが記されているところでございます。

熊本県におかれましては、このレッドゾーンにお住まいの皆様が、安全な地域へ移転される場合に最高300万円の補助金を交付する、土砂災害危険住宅移転促進事業を今年度から施行されております。この事業を利用するためには、市町村による要項の策定が必要となっております。この状況をいたしましては平成27年6月策定予定が4市町、平成27年7月策定予定が7市町となっているところでございます。

本市におきましては現在、要項の策定作業を行っているところでございまして、レッドゾーンにお住まいの皆様が、本事業を活用できるよう進めていくことといたしております。また、土砂災害危険住宅移転促進事業の周知につきましては、現在、開催されております土砂災害警戒区域の住民説明会において、熊本県県南広域本部土木部景観建築課よりお越しいただき、住民の皆様に対して御説明を行っているところでございます。本市といたしましても、広報ひとよしや新聞等に掲載するとともに、該当地区にお住まいの皆様へ直接配付や、町内の回覧を用いて広く周知を行っているところでございますが、今後も引き続き周知に努めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 7番。犬童利夫議員。

○7番（犬童利夫君） 今、答弁いただきましたけど、いわゆるレッドゾーンと呼ばれる箇所が141カ所と、土石流が発生するおそれのある場所で9カ所ですか、合計150カ所が答弁であったようでございます。

この地区に該当される住民の方々で説明会に御参加できなかった方々への資料の配付や、熊本県の土砂災害危険住宅移転促進事業の説明など、周知を徹底していただきたいと思っております。先ほども話しましたが、くどいようですが、徹底して住民の方に漏れがないように、お願いしたいと思います。これは県の事業で、いろいろ県の調整もあろうかと思

いますけれども、よろしく願いしておきたいと思います。

また、参加された住民の方々から、いろいろな意見や要望につきましては、説明会が継続中ということで、まだ取りまとめなどはできてないと思いますけれども、その意見などについても、きっちりと対応していただきたいと思っております。そのことにより、住民の土砂災害に関する理解が進み、具体的な避難に結びつく仕組みができるのではなかろうかと思っております。早い時期に、住民の方々が土砂災害に対する危険性を認識できるように、自主的に警戒して必要な避難行動をとることが期待できるのではなかろうかと思っております。

災害への備えは、自助、共助の取り組みが最も大切であると思っておりますが、やはりそこには行政の指導、支援といったものも不可欠であると思っております。今後とも市民の安心・安全な暮らしのため御指導をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中 哲君） 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

---

---

#### 日程第15 議第55号 損害の賠償について

○議長（田中 哲君） 次に、日程第15、議第55号損害の賠償についてを議題といたします。

議第55号について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでございますので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

---

---

#### 日程第16 委員会付託

○議長（田中 哲君） 次に、日程第16、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第46号から陳第1号までを一括して、各委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○議会事務局長（赤池謙介君） それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております平成27年6月第4回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第47号平成27年度人吉市一般会計補正予算（第2号）につきましては、2ページの〔別記〕に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。また、陳情の件名等につきましては、3ページに記載してありますので、念のため申し上げます。

なお、人事案件につきましては委員会付託はございません。

以上でございます。

---

## 各委員会付託事項表

議第46号	平成27年度人吉市一般会計補正予算（第1号）	総文
議第47号	平成27年度人吉市一般会計補正予算（第2号）	各委 [別記]
議第48号	平成27年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）	厚生
議第49号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第50号	人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第51号	人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定について	総文
議第52号	損害の賠償について	経建
議第55号	損害の賠償について	総文
陳第1号	「安全保障法案の廃案を求める意見書」提出を求める陳情	総文

[別記]

議第47号 平成27年度人吉市一般会計補正予算（第2号）	
○予算委員会	第1条 歳入予算の補正（全款） 第3条 地方債の補正
○総務文教委員会	第1条 歳出予算の補正 2款 総務費 9款 消防費 10款 教育費 14款 予備費 第2条 継続費（10款 教育費）
○厚生委員会	第1条 歳出予算の補正 3款 民生費 4款 衛生費
○経済建設委員会	第1条 歳出予算の補正 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費

[提出陳情件名]

陳第1号 「安全保障法案の廃案を求める意見書」提出を求める陳述

---

---

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもちまして散会いたします。

午後3時39分 散会

# 平成27年6月第4回人吉市議会定例会会議録（第5号）

平成27年6月29日 月曜日

## 1. 議事日程第5号

平成27年6月29日 午後2時 開議

- 日程第1 議第49号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議第50号 人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議第46号 平成27年度人吉市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議第53号 人吉市教育長の任命につき同意を求めることについて

総文

総文

## 2. 本日の会議に付した事件

- ・ 日程第1 から日程第4 まで議事日程のとおり
- ・ 追加日程

笹山欣悟君の教育委員の辞任に関する緊急質問

## 3. 出席議員（18名）

1番 塩 見 寿 子 君  
2番 宮 原 将 志 君  
3番 高 瀬 堅 一 君  
4番 大 塚 則 男 君  
5番 宮 崎 保 君  
6番 平 田 清 吉 君  
7番 犬 童 利 夫 君  
8番 井 上 光 浩 君  
9番 豊 永 貞 夫 君  
10番 西 信 八 郎 君  
11番 本 村 令 斗 君  
12番 笹 山 欣 悟 君  
13番 福 屋 法 晴 君  
14番 村 上 恵 一 君  
15番 永 山 芳 宏 君  
16番 三 倉 美 千 子 君

17番 仲 村 勝 治 君

18番 田 中 哲 君

欠席議員 なし

---

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	松 岡 隼 人 君
教 育 長	末 次 美 代 君
総 務 部 長	中 村 則 明 君
市 民 部 長	福 山 誠 二 君
健康福祉部長	松 岡 誠 也 君
経 済 部 長	大 淵 修 君
建 設 部 長	松 田 知 良 君
総 務 部 次 長	告 吉 眞 二 郎 君
総 務 部 次 長	柳 瀬 恵 子 君
市 民 部 次 長	加 賀 邦 保 君
健康福祉部次長	村 口 桂 子 君
経 済 部 次 長	廣 田 五 浩 君
建 設 部 次 長	山 田 巧 君
総 務 課 長	溝 口 尚 也 君
企画財政課長	丸 本 昭 君
企画審議員	小 林 敏 郎 君
会 計 管 理 者	山 下 正 純 君
水 道 局 長	東 俊 宏 君
水 道 局 次 長	中 川 一 水 君
上 水 道 課 長	那 須 義 徳 君
教 育 部 長	井 上 祐 太 君
教 育 部 次 長	今 村 修 君
教 育 部 次 長	東 和 人 君
選挙管理委員会 事務局長	小 澤 洋 之 君

---

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局 長	赤 池 謙 介 君
庶務係長兼 議事係長	椎 葉 千 恵 君
書 記	井 上 京 子 君

書 記 白 坂 禎 敏 君

---

---

○議長（田中 哲君） 皆さん、こんにちは。

出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

それでは、議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、早速議事日程に従い、委員長の報告を求め、順次採決いたします。

---

---

### 日程第1 議第49号及び日程第2 議第50号

○議長（田中 哲君） まず、日程第1、議第49号及び日程第2、議第50号の2件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）（登壇） 皆様、こんにちは。総務文教委員会に付託されました日程第1、議第49号及び日程第2、議第50号につきまして、審査の結果を報告いたします。

まず、日程第1、議第49号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、市長の給与等を減額する期間が平成27年4月30日をもって満了したことに伴い、常勤の監査委員の給与等についても市長の給与等に準じた措置をとるため、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、給料月額を7月1日から減額措置前の額にする規定を加え、期末手当につきましては、6月の期末手当の基礎額である給料月額を減額措置前の額とし、5月、6月分の給料減額分を6月の期末手当に調整額として加算する規定を加える改正であり、6月中の改正が必要との説明を受けております。委員から、条例の期限について質疑がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第2、議第50号人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定については、議第49号と同じく、教育長の給与等についても市長の給与等に準ずる措置をとるため、条例の一部を改正するものでございます。

教育長の給与につきましては、教育長の任期が6月30日で満了するため、3月議会で認めたとおり、その時点で給与等条例が廃止となり、市長等特別職の給与等条例に統合されますので、給料減額措置に関する改正は不要であります。期末手当につきましては、議第49号における常任監査委員と同じく、6月の期末手当の基礎額である給料月額を減額前の額とし、5月、6月分の給料減額分を6月の期末手当に調整額として加算する規定を加える改正であり、これも6月中の改正が必要との説明を受けております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようでございますので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第49号及び議第50号の2件について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。よって、議第49号、議第50号は、原案可決確定いたしました。

---

---

### 日程第3 議第46号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第3、議第46号を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）（登壇） 総務文教委員会に付託されました日程第3、議第46号平成27年度人吉市一般会計補正予算（第1号）の歳出予算につきまして、審査の結果を報告いたします。

2款総務費36万円の増額及び10款教育費45万2,000円の増額は、人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、並びに人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴い、7月以降の給料不足額を補正し、また5月、6月分の給料減額分を6月の特別職期末手当に加算して支給するためのものです。

14款予備費は、常任監査委員及び教育長の給与等の増額分を予備費により組み替えたことによる減額補正です。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第46号について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。よって、議第46号は、原案可決確定いたしました。

## 日程の追加について

○議長（田中 哲君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

教育委員の辞任について、笹山欣悟議員から緊急質問の申し出がっておりますので、笹山欣悟議員の緊急質問に同意の上、本日の日程に追加し、発言を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、笹山欣悟議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、発言を許可することに決定いたしました。

---

---

## 追加日程 笹山欣悟君の教育委員の辞任に関する緊急質問

○議長（田中 哲君） 12番、笹山欣悟議員の発言を許可いたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） こんにちは。緊急質問を認めていただきまして、ありがとうございます。今回の緊急質問につきましては、教育委員の辞任についてということで、通告させていただきました。

6月8日開会の全員協議会において、一身上の都合により教育委員が辞任したという報告を受けたところであります。ただ、その後に、それぞれ市民の皆様からも電話等で問い合わせがありました。なかなか理由がわからない中で、答えに苦慮するところであります。市民の皆様から、選挙運動をしてたんではないかとかそういった話がありましたが、明確な答えも私もわかりませんので、ただ一身上の都合により辞任されたという報告を受けておりますという報告にとどまっております。そういった市民の皆様方からの声が大きくなれば、やはりこれにつきましては明確な見解を問いただしておきたいということで通告した次第であります。

一連の教育委員の辞任について、教育委員会では把握している経過について説明を求めたいと思います。

○教育部長（井上祐太君） 議員の皆さん、こんにちは。

ただいまの緊急質問に対しまして、一連の経過ということで、6月8日の全員協議会における、私のほうから御報告させていただきましたけど、それまでの時系列で、簡単にならない程度ですけれども、ある程度簡単どころもあるのかなというふうに思っております。

まず、4月19日に人吉市長選挙、人吉市議会議員通常選挙が告示されました。その後4月22日水曜日、教育委員会関係者から、三倉範子委員が三倉美千子候補者の選挙カーに乗り、

選挙応援を行っているとの指摘がありまして、これはその後に、電話で三倉範子委員に選挙カーからおること、教育委員の選挙運動は適切でないことを本人へ連絡して、厳重注意を行ったところでございます。

その後5月9日、選挙終了後に事実確認、三倉委員から選挙活動につきまして調査を行い、事実確認を行いまして、市の選挙管理委員会事務局に見解を求めたところでございます。

それから5月11日に末次教育長が教育長室に三倉範子委員を呼び出し、そしてその内容が事実かどうか、そういうところの確認をしまして、事実であると本人のほうから説明を受けたところでございます。

それから、5月19日火曜日でございますが、臨時の教育委員会を開催いたしました。これは非公開で開催いたしております。このときには、協議のほうを本人を含む5人の教育委員の中で、事実関係の確認、法的な状況、法に抵触するのかそういうところまで踏み込んだところで協議がなされたところでございます。

それから5月25日、これは三倉範子委員のほうから、市長と教育委員会のほうへ辞職願が提出されました。辞職の理由は、先ほど笹山議員が申し上げられたように、一身上の都合ということでございます。

5月27日に定例の教育委員会を開催し、三倉範子委員から辞職願が提出された旨の報告を行い、これは教育委員会の規則で同意をとらなければなりませんので、御同意をいただきました。教育委員会終了後、その旨を松岡市長のほうにもお伝えしたところでございます。

それから6月8日、6月定例市議会の開会日でございますけれども、全員協議会におきまして教育委員退職ということで、私のほうから議員の皆様へ御報告させていただきました。

一連の経過は以上でございます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 一連の経過は理解できました。その中で、事実関係がどうであるか、また法的にどういった関係にあるのか、そこまで一応協議されているようでありますけれども、であれば、その事実関係に基づいて法的にどうなのか、この点についてはどのように見解をお持ちなんでしょうか、お尋ねしておきたいと思えます。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。公職選挙法のほうは、選挙管理委員会のほうから御説明をさせていただきたいと思えます。私のほうからは、地方教育行政法で少しお話をさせていただきたいと思えます。

現在、地方教育行政法第11条、これは服務に関する規定でございまして、第6項に教育長は政党その他の政治団体の役員となり、または積極的に政治運動をしてはならないと規定されております。また、同法第12条におきまして、前のほうに条文があるんですけども、その11条の1項から第3項まで、それから私が先ほど言いました第6項、それから8項もあるんですけども、そういう規定、要するに教育委員に課せられた服務規定に関しましては、教育

委員の服務についても準用してくださいということになっておりますので、これも先ほど冒頭の部分で申し上げましたように、政治運動はしてはならないということになっております。

今御説明しましたのが、地方教育行政法における服務規定ということでございます。

以上、お答えいたします。

**○選挙管理委員会事務局長（小澤洋之君）** 皆さん、こんにちは。公職選挙法関連につきまして、選挙管理委員会事務局からお答えをさせていただきます。

公職選挙法第136条の2、これは公務員等の地位利用による選挙運動の禁止の規定でございますけれども、この規定によりまして地方公共団体の公務員は、一般職、特別職を問わず、その地位を利用して選挙運動することができないというふうに規定されております。

教育委員会の委員は、地方公共団体の特別職の公務員でございますので、教育委員会の委員が行う、教育委員会の委員としての地位利用による選挙運動は禁止されるということになります。

この地位を利用しての意味でございますけれども、その公務員としての地位にあるがために、特に選挙運動等を効果的に行い得るような影響力、または便益を利用する意味でございます、職務上の地位と選挙運動等の行為が結びついている場合を言うとしております。

この地位利用に該当する例といたしましては、補助金、交付金等の交付、融資のあっせん、物資の払い下げ、契約の締結、事業の実施・許可・認可・検査・監査、その他の職務権限を有する公務員等が地方公共団体、外郭団体、請負業者、関係団体、関係者等に対しまして、その権限に基づく影響力を利用すること。また、公務員等の内部関係において、職務上の指揮命令権、人事権、予算権等に基づく影響力を利用して、公務員等が部下、または職務上の関係ある公務員等に対し、選挙に関し投票を勧誘すること。また、官公庁の窓口で住民に接する職員ですとか、その職務の一環として各家々を訪ねる職員が、これらの機会を利用して職務に関して住民に働きかけること、こういったことが事例として挙げられておりまして、教育公務員の場合で申し上げますと、例えば学校の校長及び教員が、PTAの会合の席上ですとか、家庭訪問の際、その他児童・生徒に対する教育上の地位を利用して保護者に働きかけることなどが考えられるところでございます。

したがって、今御質問にございました、仮に教育委員会の委員が、ある候補者の選挙カーに乗り込み、選挙運動用自動車の車上で選挙人に向かって手を振るなどの行為や、候補者の氏名などを連呼する行為を行っていたといたしましても、今申し上げたような考え方から判断しますと、直ちにこの条文に抵触し、地位を利用した選挙運動に該当するとは言いがたいのではないかとこのように考えております。

しかしながら、教育委員がその権限に基づく影響力を利用して、PTAの会合ですとか、教職員といった職務上の関係のある関係団体ですとか、関係者を専ら対象として演説する場合など、その内容や対応によっては地位利用による選挙運動に該当することもあるのではな

いかというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 公職選挙法から判断すれば、直ちに地位利用した選挙運動には該当しないのではないかとこのように判断してらっしゃるといふことのようにあります。ただ、地方教育行政法から見ますと、かなり厳しくうたってあるようではありますが、積極的な政治運動をすることはならないといふふうなことのようでもあります。

そういった法的な見解を受けて、教育委員がとった行動に対しては、どのようにお考えなんでしょうか。それが選挙違反に該当すると判断していらっしゃるのでしょうか。その辺はこういった形で見解を持っていらっしゃるんでしょうか、お尋ねしておきたいと思っております。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

臨時の教育委員会が非公開で開催されたわけですが、これは済みませんが非公開なものですから、余り細かい内容のあれはできないんですけど、協議の内容は、やはり今後のことまで踏み込みまして、かなり厳しい御意見があったような状況でございます。要は公人としての自覚です。

現在、小澤選挙管理委員会事務局長が答弁しましたように、実際、公職選挙法にはやっぱり抵触していないわけですが、笹山議員がおっしゃったように、平成15年1月27日付文部科学省初等中等教育局長通知で、教職員等の選挙運動の禁止等というような文書が出ております。これには、もろもろのこの前段があるわけですが、さらに教育委員会の委員についても、積極的に政治運動をすること及びその地位を利用して選挙運動することは禁止されているので、念のため申し添えておきますといふようなことで通知がっております。

教育委員会としましても、公職選挙法には抵触しないものの、やはり倫理的なもので公人としての立場は、少し逸脱されていたんじゃないだろうかといふふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 今の答弁では公職選挙法には抵触していないんだといふふうな考え方のようではありますが、ただ、先ほど部長お話しされましたように、教育委員会の委員についても、そういった形で積極的に政治活動をすること及びその地位を利用して選挙運動することは禁止されている、そういった通知がなされてるわけですね。そういった中で、公人としての自覚とか倫理的なものが逸脱したと考えると、禁止していたものを逸脱した行為について、自覚とか逸脱したとその程度の判断で済んだといふことなんですか。基本的にそういったことであれば、地方教育行政法の中で、ならば教育委員は明らかな選挙違反をやっ

たというふうなことは考えていらっしゃらないということですか。そういった判断はされなかったということなんでしょうか、お尋ねします。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

判断というか、教育委員自体、私たちの教育委員のほう、当人以外4人いるわけでございますけども、それぞれの中で、先ほど私かなり突っ込んだところでの話し合いがありましたということで、やはりそれは好ましくない。好ましくないということは、やはり教育委員としての自覚、それから今後の教育委員として踏みとどまることに対してのやはり、そういうところの疑問、そういうものは出たというのは間違いないところでございます。

だから、教育委員会としましては、その教育行政法に違反していると、その服務規定に対しては、やはり規定されている内容からすれば好ましくないというふうにしかならない状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 好ましくない云々じゃなくて、はっきりこういった通達をしてあるわけですね。そういった部分を捉えて、どう判断されたんですかということなんです。教育委員会の委員の中の会議が、かなり深いところまで話をされたんですがという話でありますけども、具体的には法律にきちっとこういった形でうたってあって、そして選挙運動については禁止してますよとうたってある中で、こういった判断を教育員会としてしたんですかということをお聞きしてるわけです。好ましくない云々ではなくて。

ならば教育長にお尋ねします。教育長はどのようにお考えでしょうか。

○教育長（末次美代君） 皆様、こんにちは。

三倉前教育委員のことにつきましては、教育委員としての識見とそれから資質を有し、確固とした心構えで信念を持って職務を果たしていただいております。ただ、今回の件につきましては、今るる説明等もございましたが、やはり本人の認識が甘く、軽率な行為であったと言わざるを得ません。また、公人として、教育委員としての自覚、熟慮不足は否めないと考えております。

以上、お答えします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 私は法に照らしてどう判断するんですかということをお聞きしてますけども、それについては答弁がありませんでしたね。教育部長もそうです。法に照らしてどうなのかと、それを私は聞いてるんですけど。それをどういったふうに判断したんですかということなんです。本人の行為が好ましくなかったとかそういった問題ではなくて、そこを私は明確にお聞きしたいと思っています。

○教育部長（井上祐太君） お答えいたします。

法に照らして好ましくないということは、やはりそれなりに、教育委員としての地位にとどまることは好ましくないということでございます。やはりそれは教育行政法からすれば違反すると、服務規定違反ということはもう明確なことでございます。それを本人も重く感じられて、辞職されたということになるのではないかというふうに、これは一身上の都合でおやめになってますので、私たちが勝手にそれを確定させるわけにはいきませんが、私たちはそういうふうに考えているところでございます。法の規定に照らしては、やはり服務規定に違反されてるということを、御自分も御理解されて強く感じられて、辞職されたということも、一身上の都合の中に入っているんじゃないかというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） わかりました。そういった考えであれば、服務についてはやっぱり違反であるというふうな認識はお持ちのようでありますけども、そういった違反をしたのであれば、それは一身上の都合による辞職であるかもしれませんけども、その基本的な原因となったのが、そういった服務規定違反が原因になってるということであれば、やはりそういった服務に違反をするというような方については、委員を任命した市長の責任もどうなのかということも係ってくると思っております。また、強いて言えば、それに同意した議会もどうなのかというふうにも係ってくると思うんですが。

そこで、任命をされた市長は前市長でありますから、松岡市長が任命されたわけではありませんけども、松岡市長はその当時議員の立場で一緒に同意されてると思っております。任命を提案する中で、そういった途中で任期の全うを待たずに、途中でそういった事情によって辞職する教育委員が今回生じてきたということでもありますけども、そういった部分については、市長として任命に対する責任についてはどのようにお感じでしょうか。

○市長（松岡隼人君） お答えいたします。

先ほどからのやりとりのとおり、教育委員会からの事実関係につきましては、報告を私も受けておりまして、教育長または教育部長がお答えしたとおりだというふうに考えております。また、御本人も今回の道義的責任を、辞職という形で果たされたものと理解しております。よって、任命しております市長の責任も重いというふうに考えております。

以上、お答えします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 当然市長の責任問題も出てくることとは思います。そういった責任を重く感じられながらも、どういった形でそういった責任をとられるのかという部分も、追求すれば出てくるのかなというふうには思いますが、そのような中で今回、一連の中でやはり法に抵触するような事実があつて、それが一身上の都合によってやめられたということが、

市民の中から非常に大きく広がってきて、私たちに聞こえてきたものだと思っております。そういった中で、やはりそういった法に抵触するような事実関係があれば、それはきちっと事実関係を求めながら、今後こういった形で対処するのかということを確認にしなければいけないと。そういった立場で、今回緊急質問を通告したところであります。

一連の事実関係、また執行部がとってきた経過等については理解することができましたけども、今後はやはりそういった任命に伴う責任を、どう市長がとられるのか。これについては、まだ大きな課題があるのではないかと考えてます。また、それについては私もこういった責任をとる方法があるのか、これについてはまだ私もわかりませんので、今後いろいろと研究してみたいと思います。

以上で、質問を終わります。

---

---

#### 日程第4 議第53号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第4、議第53号を議題といたします。（「議長、緊急動議」と呼ぶ者あり）

ただいま、12番笹山欣悟議員から緊急動議が出ました。内容をお願いいたします。

○12番（笹山欣悟君） ただいま、緊急動議を出しましたが、緊急に質疑の許可をいただきたいと思っております。その理由は、今回の教育長の任命に伴う同意の案件であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されて、今までは教育委員として任命の同意が出てきて、教育長については教育委員の互選により教育長が決まっていたと思っておりますが、今回は市長みずからが教育長として任命の同意を求めておられます。

ただ、施政方針を聞いてみましても、市長が教育長を任命するに至る理由が明確に示されてなかったと思っております。やはり、市長が教育長を任命するに至っては、任命する理由を議会に対して明確に示されないと、議会としても判断はできないのではないかとこのように思っているところであります。そういった意味では、市長の説明責任が不十分であるというふうに思いますので、その点について質疑を求めるものであります。

○議長（田中 哲君） ただいま、笹山欣悟議員から質疑に関しての動議がなされましたので、会議規則により、2人以上の賛成がなければ動議として成立いたしません。

よって、お諮りいたします。ただいまの質疑に関する動議を認めることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（田中 哲君） 起立者7人。よって、質疑の動議は認めることに決しました。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 済みません。先ほど理由を申しましたように、質疑を含めた一般質問の中で質疑しておけばよかったと思うんですが、そこまでにその時点で判断ができなかったもので、今回緊急で動議をお願いしたという次第であります。

先ほど理由の中で申し上げましたように、今回地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されて、初めての市長として教育長を任命されるということでもあります。そういった意味では、やはり市長が教育長を任命されるわけですから、その任命に当たっては、市長がきちんとした説明を議会に対してもされるべきではないかというふうに、ずっと考えてきておったわけです。

その中で、開会日に提案されまして、それからきょうまで約二十日間ありましたけども、市長のそういった意図が、また意思がわかりませんので、やはり市長のはっきりした見解をお尋ねする必要があると思いますし、それについては市長の説明責任もあるんじゃないかなというふうに思っているところであります。ぜひ、その辺のところをよろしくお願ひしたいと思います。

○市長（松岡隼人君） 笹山議員からの御質問にお答えさせていただきます。

皆さん御存じのとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律というものが平成27年4月1日に施行されました。これは、いわゆる教育委員会の制度改革というものでありまして、そのポイントが幾つかございます。

概要を説明させていただきますが、まず1つに、教育長。教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置がございます。次に、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化、教育委員会でございます。そして3つ目が、総合教育会議。これは全ての地方公共団体に総合教育会議を設置することとなります。そして4つ目に、大綱。教育に関する大綱を首長が策定。この4つが教育委員会制度の大きな改革点でございます。

おっしゃるとおり、4月1日以降に関しましては教育長というふうになるわけですが、私が今回、末次氏を皆様方に御提案する理由は3つございます。まず1つは、この教育委員会制度改革、これまで教育長を務めてこられましたので、国の制度改革に伴うその流れ、変更点を十分に熟知しておられるということが1点、制度改革に精通しておられることが1点。次に、これまで教育長をされてこられましたので、本市の教育の課題や問題点、または強み等の現状、教育現場を十分に把握しておられるということが2点目。そして最後に、本市の子供たちに対しての深い愛情と、本市の教育に対する情熱が強く感じられること、そして人吉市の教育の発展に尽力をされていかれる意志、強い意志があらわれること。この3点を今回、末次氏を提案する私の理由というふうにお答えをさせていただきます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 市長が教育長として任命される理由を、よく理解することができまし

た。そういったきちんとした理由をお持ちであれば、やはり私は早目に、市長の説明責任として議会に対しては全員協議会の場でなり、そういった中でこういった理由で私は提案してんだということを、私は説明してほしかったと思っております。そうであれば、このような質疑をあえてする必要もなかったんじゃないかなと思います。

そういったことを申し添えて、質疑を終わります。

○議長（田中 哲君） それでは、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は、起立採決といたします。

お諮りいたします。議第53号について、任命同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（田中 哲君） 起立全員。よって、議第53号は任命同意することに決しました。

---

---

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会いたします。

午後2時45分 散会

# 平成27年6月第4回人吉市議会定例会会議録（第6号）

平成27年7月2日 木曜日

## 1. 議事日程第6号

平成27年7月2日 午前10時 開議

日程第1	議第51号	人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定について	} 総文 — 経建 — 各委 — 厚生
日程第2	議第55号	損害の賠償について	
日程第3	議第52号	損害の賠償について	
日程第4	議第47号	平成27年度人吉市一般会計補正予算（第2号）	
日程第5	議第48号	平成27年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）	
日程第6	議第54号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	
日程第7		人吉球磨広域行政組合議会の報告	
日程第8		人吉下球磨消防組合議会の報告	
日程第9		議員派遣について	
日程第10		委員会の閉会中の継続審査及び調査について	

## 2. 本日の会議に付した事件

- ・ 日程第1から日程第10まで議事日程のとおり
- ・ 追加日程  
発議第1号 人吉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- ・ 追加日程  
治水・防災に関する特別委員会の設置について
- ・ 追加日程  
意見第1号 「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書
- ・ 追加日程  
決議第1号 三倉美千子議員に対する辞職勧告決議

## 3. 出席議員（18名）

1番	塩見寿子君
2番	宮原将志君
3番	高瀬堅一君
4番	大塚則男君
5番	宮崎保君

6番	平	田	清	吉	君
7番	犬	童	利	夫	君
8番	井	上	光	浩	君
9番	豊	永	貞	夫	君
10番	西		信	八郎	君
11番	本	村	令	斗	君
12番	笹	山	欣	悟	君
13番	福	屋	法	晴	君
14番	村	上	恵	一	君
15番	永	山	芳	宏	君
16番	三	倉	美	千子	君
17番	仲	村	勝	治	君
18番	田	中		哲	君

欠席議員 なし

---

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	松	岡	隼	人	君					
教	育	長	末	次	美	代	君				
総	務	部	長	中	村	則	明	君			
市	民	部	長	福	山	誠	二	君			
健	康	福	祉	部	長	松	岡	誠	也	君	
経	済	部	長	大	淵		修	君			
建	設	部	長	松	田	知	良	君			
総	務	部	次	長	告	吉	眞	二	郎	君	
総	務	部	次	長	柳	瀬	恵	子	君		
市	民	部	次	長	加	賀	邦	保	君		
健	康	福	祉	部	次	長	村	口	桂	子	君
経	済	部	次	長	廣	田	五	浩	君		
建	設	部	次	長	山	田		巧	君		
総	務	課	長	溝	口	尚	也	君			
企	画	財	政	課	長	丸	本		昭	君	
企	画	審	議	員	小	林	敏	郎	君		
会	計	管	理	者	山	下	正	純	君		
水	道	局	長	東		俊	宏	君			

水道局次長	中川一水君
上水道課長	那須義徳君
教育部長	井上祐太君
教育部次長	今村修君
教育部次長	東和人君
選挙管理委員会 事務局長	小澤洋之君
農事委員会 事務局長	荒毛正浩君

---

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	赤池謙介君
庶務係長兼 議事係長	椎葉千恵君
書記	井上京子君
書記	白坂禎敏君

---

○議長（田中 哲君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

それでは、これより議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、早速議事日程に従い、各委員長の報告を求め、順次採決いたします。

---

---

#### 日程第1 議第51号及び日程第2 議第55号

○議長（田中 哲君） まず、日程第1、議第51号及び日程第2、議第55号の2件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）（登壇） 皆さん、おはようございます。総務文教委員会に付託されました日程第1、議第51号及び日程第2、議第55号につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第1、議第51号人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定については、国のまち・ひと・しごと創生法第10条の規定により策定される人吉市版総合戦略と、その根拠的なデータとなる人口ビジョンを調査、審議する審議会を設置するためのものです。

まち・ひと・しごと創生法の目的である急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、国とともに地方でも住みやすい環境を確保する施策を実施する計画等を策定するものです。

第2条所掌事務は、総合戦略等の策定段階で施策の内容等を審議し、策定して終わりではなく、平成28年から平成31年までの4年間は、K P I（政策ごとの達成すべき成果指標）の検証や、P D C Aサイクルによる改善を毎年実施する。第3条組織は、地方公共団体を含め、産学官金労言などの分野から委員10人以内で組織する。附則第2項は、人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、審議会の会長及び委員の報酬を定めるといった内容について、執行部より説明をいただきました。

審査の過程で、今議会における笹山議員の一般質問でもありましたが、本条例が委員会での審査及び本会議上での審議、採決が行われる前において、審議会設立に向けての勉強会が開催されたことは、議会軽視ではないかといった強い意見、あるいは勉強会の内容、メンバーなどについて多くの質疑が出され、議案そのものではなく、執行部のあり方についての意見をまとめるため、暫時休憩をし協議会を開催しました。

その後、再開しまとめた意見として、議案の提案については余裕を持って計画的にお願いしたい。今回のことは、二元代表制の根幹を揺るがすことであり、この件を初めあらゆる

事業において、議会軽視とならないように配慮いただきたい。これらのことを強く意見申し上げ、慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第2、議第55号損害の賠償については、平成27年3月30日午前10時20分ごろ、市庁舎東側駐車場で公用車を後退させたところ、駐車していた相手方の車両に接触し、双方の車両が損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものです。

執行部より、公用自動車事故報告書等の資料を使い説明があり、事故は市側が全面的に悪いということでした。

審査の中で委員からの質疑に対し、賠償額は全額保険対象となる。平成26年度中の公用車の事故件数は、停車中の公用車に当てられた3件を含め13件で、人身事故はないとの答弁がっております。また、公用車運行規定等のさらなる遵守を求める意見がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君） 総務文教委員長にお尋ねいたしますが、委員会の中で十分に審査をされたというふうに私は思っています、今の委員長の報告をお聞きして。

ただ、私の一般質問の中で、私は議会軽視ではないかということについて、市長は確かに議会軽視だったという答弁はいただきましたけども、謝罪はなかったと思っております。委員会の審査の中で、そういった議会軽視であったということに対しての、執行部からの謝罪等はあったのでしょうか、お尋ねしておきたいと思っております。（「議長、10番」と呼ぶ者）

○議長（田中 哲君） 10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君） お答えいたします。

中村総務部長より、謝罪の弁がありました。

○議長（田中 哲君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第51号及び議第55号の2件について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。よって、議第51号、議第55号は、原案可決確定いたしました。

---

---

### 日程第3 議第52号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第3、議第52号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君）（登壇） 皆さん、おはようございます。経済建設委員会に付託されました日程第3、議第52号損害の賠償について、審査の結果を報告いたします。

本件は、平成27年3月27日午後4時ごろ、市営住宅与内山団地4号棟に居住する相手方の部屋の、上階の部屋に設置されている台所流し台の排水管の腐食に伴う漏水により、相手方居室の天井から排水が漏れ出し、相手方が所有するソファ、カーペット等の財産を汚損した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものであります。本市の賠償額は4万2,124円であります。

審査の過程において委員から、団地の建築経過年数は、また排水管の材質はどの質疑に、執行部から、1～4号棟は平成10年、5、6号棟は平成11年、7、8号棟は平成12年、9、10号等は平成13年の建築で、築14年から17年が経過している。排水管の材質は、修復工事で交換した部分の実物を提示して、当時の建築工法として鉄管を使用しているとの答弁がありました。また、本団地を含め、ほかの団地でも同様な排水管からの漏水事故はないか確認すべきではないか、住民への情報提供をきちんとやってほしいとの要望があり、執行部から、確認点検はしたいが、各団地とも居室内では居住者による生活が日々行われているため、台所流し台等の床板を剥がしての漏水確認は、居住者の日常生活に支障を来すためできない。対策として、団地住民の方に、排水管の小さな掃除と居住施設等の漏水等事故情報の迅速な連絡をお願いし、漏水事故等の早期修復、解決に努めていきたいとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第52号について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。よって、議第52号は、原案可決確定いたしました。

---

#### 日程第4 議第47号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第4、議第47号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さん、おはようございます。予算委員会に付託されました日程第4、議第47号平成27年度人吉市一般会計補正予算（第2号）のうち、第1条歳入歳出予算の補正のうち、歳入全款並びに第3条地方債の補正について、審査の結果の主なものを御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は3億3,714万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億9,609万5,000円とするものです。今回の補正につきましては、昨年引き続き国庫支出金で実施されます臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金支給事業のほか、県支出金及び繰越金などの増額補正であります。

委員から、地域づくり夢チャレンジ推進事業費補助金についてや、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金、介護保険低所得者保険料軽減負担金、要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業費補助金などについて、質疑がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。西信八郎議員。

○10番（西信八郎君）（登壇） 日程第4、議第47号平成27年度人吉市一般会計補正予算（第2号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の増額補正は、一井正典「青雲の志」育成事業として、事前学習のための講師謝金や、学生5名、引率者2名のアメリカへの派遣旅費などの経費が計上されています。

審査の過程において、一井正典「青雲の志」育成事業の内容、行程、研修後の報告等について質疑があり、参加学生の研修後の検証、市の行事への参加などを積極的に取り組んでほしいという意見がありました。

9款、1項消防費、5目災害対策費の増額補正は、本年8月30日に開催予定の総合防災訓練に伴う廃材等の処理手数料や、テントなどの会場設営経費などです。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の増額補正は、ICTを活用した教育推進自治体応援事業として、モデル校においてICTを活用した指導力の向上を目的としたモデルカリキュラム作成に取り組む事業に要する経費、及び志の教育事業で取り組む教育プロセスの業務委託料です。

委員からの質疑に対し、教育プロセスとは中学校の志教育事業で、本当のプロセスの試合を通じて社会のルール、人の痛みなどの真の学びをしてもらう、体を張った気づかせる人間

教育手法であるという答弁がっております。

2項小学校費、3目学校建設費の増額補正は、東間小学校バックネット改修工事費、西瀬小及び中原小の床改修工事費であり、床改修は結露により滑りやすくなっている箇所を危険防止のため改修するものであります。

委員からの質疑に対し、西瀬小、中原小の改修箇所は、ともに玄関から入った場所で、滑りどめのシートを張る改修との答弁がっております。東間小学校バックネット改修工事につきましては、現地視察を行っております。

5項社会教育費、2目公民館費の増額補正は、郷土愛育みプラン事業として友好都市の牧之原市を訪問し、地域のよさを学ぶことによりふるさとのよさを再認識する、そのような機会を提供することで心の豊かさの形成を図ることを目的とし、中学生20名、引率6名の旅費などの経費であります。

審査の過程で委員から、研修後の報告については、ふるさとのよさを認識するためにも、郷土の偉人の顕彰を要望する意見がありました。

5目文化財保護費の減額補正は、スマートインターチェンジ建設予定地に位置する赤池原遺跡の発掘調査が、5年間の継続事業となったことによる減額のほか、人吉城歴史館10周年記念特別展に要する経費や、日本遺産活用協議会に関する予算が計上されています。人吉城歴史館10周年記念特別展は、特別展示やシンポジウムの開催が予定されており、人吉球磨日本遺産活用協議会負担金は、人吉球磨10市町村の自治体が一律に負担し、商工会議所などの民間団体と一体となって、日本遺産活用事業に取り組むためのものであります。また、青井大神宮保存整備補助金は、青井大神宮の自動火災報知設備設置工事に対し、4分の3を補助するといった説明がっております。

委員からの質疑に対して、歴史館特別展の内容は、原点に立ち返り地下室遺構の発掘の際に出てきた桃の種や杉の板等を科学的に検証し、それを展示する。人吉球磨日本遺産活用協議会は民間団体をあわせて35団体で組織し、国に3,600万円の補助申請をしている。補助金が交付されるまでの活動費として、10市町村から50万円ずつ負担をしてもらう。人吉市における国・県・市指定の文化財には全て自動火災報知機設置がなされているとの答弁がっております。なお、青井大神宮保存整備事業につきましては、現地視察を行っております。

第2条継続費は、人吉・球磨スマートインターチェンジ整備に伴い実施する赤池原遺跡発掘調査について、NEXCO西日本との協議により、5カ年に分けて調査、整理、報告を行うに伴い継続費を設定するもので、平成29年、30年は発掘はなく遺物や資料の整理を行い、平成31年度は報告書の作成を行うとの説明がっております。

委員からの質疑に対して、発掘の状況によっては、スマートインターチェンジ整備に影響が出る可能性もあるとの答弁がっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 日程第4、議第47号平成27年度人吉市一般会計補正予算（第2号）のうち、厚生委員会に付託されました予算につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

3款民生費は9,415万円を増額し、補正後の額を59億6,379万3,000円としてあります。

1項社会福祉費は7,672万4,000円の増で、臨時福祉給付金支給事業に係る経費、介護保険法施行令の改正に伴う低所得者の保険料軽減措置及び介護保険システム改修に伴う介護保険特別会計操出金、老人福祉センターの男子トイレ排水管改修及び浴室の入り口の手すり新設工事の増などが主なものでございます。2項児童福祉費は1,666万9,000円の増で、全て子育て世帯臨時特例給付金支給事業に係る費用です。3項生活保護費は69万2,000円の増で、生活保護システムの改修に伴う費用です。4項災害救助費は6万5,000円の増で、福祉避難所の設置運営に係る委託料です。

4款衛生費は44万7,000円を増額し、補正後の額を16億940万6,000円としてあります。

県の地域づくり夢チャレンジ推進補助金を活用した、人吉市の環境づくり推進のために実施する幼児及び児童向けの環境教育事業に伴う講師謝金、旅費等の経費や風疹対策の予防接種助成金が主なものです。

審査の過程で委員からの質疑に、老人福祉センター改修工事は利用者からの要望を受けたものである。利用料値上げの影響か、平成26年度の利用者は減少傾向にあるが、指定管理者とも協議し、利用者増を目指すとともに介護予防拠点と位置づけていきたいと考えているところであるとの答弁がっております。また、福祉避難所設置運営委託については、一般の避難所での生活が困難な介護サービスを受けていない高齢者や、障がいをお持ちの方を対象にしている。平成24年3月に3施設と協定を締結し、ことしの4月に新たに障がい者施設を含む3施設と協定を締結した。福祉避難所の受け入れ人数は、6施設39人分の枠をとっている。今回計上した委託料は、利用者が1日宿泊したことを想定し、1施設当たり2名の利用を見込んで算定しているとの答弁がっております。委員会としては、老人福祉センターの利用状況に関し指定管理者としっかり話し合い、高齢者等利用者に配慮して利用者増に努められたいことを要望したところです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君）（登壇） 日程第4、議第47号平成27年度人吉市一般会計補正予算（第2号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、6款農林水産業費につきましては1,334万5,000円増額し、補正後の額を3億4,968万1,000円とするものです。

1項農業費の主なものは、本市が取り組んでいるハラール促進事業の緊急対応として、6月8日から12日までの5日間の日程で実施した、オーストラリアへの調査研究のための職員の渡航旅費、人吉ブランド化実行委員会補助金、農地中間管理機構集積協力金、温泉地区ほか3カ所の水路改修工事請負費などです。水路改修工事につきましては、現地視察を行っております。

審査の過程において委員から、オーストラリアへの調査研究旅費について、既に実施した旅費を、事前に説明もなく本補正予算にて計上することには納得できない、議会軽視ではないか、また今後も、オーストラリアへの出張はあるのかとの質疑に対し、執行部から、以前から現地取引商社などを通して、ハラール対応先進地のオーストラリアへの視察を依頼していたが、オーストラリアでは国家戦略として取り組まれていることもあり、視察の承諾がなかなかとれなかったところ、同社から6月8日から5日間の日程であれば、オーストラリア国内のハラール専門学校や、食肉加工センター等の現地関連企業等の視察研修ができるとの連絡があり実施した。また、今回の視察研修により、ハラール事業に関する研究ができたので、オーストラリアへの出張は今回のみと考えている。しかし、質問のとおり、議会に諮ることなく視察研修を実行し、その旅費を本補正予算に計上したことは不備であった。今後、このようなことがないように注意するとの答弁がありました。委員会としましては、執行部に対し、今回のような事案については、補正予算に計上する前に事前に議会並びに委員会に説明し了承をとるべきであり、今後はこのような予算計上をすることがないように、強く申し入れをいたしました。

次に、7款商工費につきましては237万1,000円を増額し、補正後の額を3億1,098万9,000円とするものです。

1項商工費の主なものは、6款農林水産業費と同じくハラール促進事業のオーストラリア視察研修のための職員旅費、定住自立圏ビジョン事業の1つとしての人吉球磨企業誘致連絡協議会負担金、人吉市を主管地として本年9月に開催予定の日本商工会議所青年部九州ブロック大会補助金などです。

次に、8款土木費につきましては1億9,468万5,000円を増額し、補正後の額を15億8,364万6,000円とするものです。

1項土木管理費は、昭和56年5月31日以前に着工された、床面積5,000平方メートル以上

の病院・店舗・旅館等の民間の建物が対象となる、国の要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金の増額であります。2項道路橋梁費の主なもの、社会資本整備総合交付金事業の道路構造物維持管理計画策定委託料及び道路舗装維持管理計画策定委託料、下林北願成寺線ほか2路線の道路維持補修工事費、東間地内第6号線改良工事費——これにつきましては現地視察を行っております——及び単独事業の下林南願成寺線道路補修工事費、人吉・球磨SIC整備促進協議会事務費市町村負担金、橋梁の近接目視を行う橋梁点検委託料などの増額で、道路補修等工事につきましては、現地視察を行っております。

審査の過程において委員から、下薩摩瀬町の下林南願成寺線道路補修工事の現地視察において、植樹帯に生い茂った雑草が気になった。通学路でもあり、危険性を除去する必要があるので速やかな対応をお願いしたいとの要望があり、執行部から、街路樹管理については除草も含め業者委託しており、早急に対応したいとの答弁がありました。

3項住宅費の主なもの、来年度改修予定の砂取団地浄化槽改修工事に伴う設計業務委託料、蟹作団地1、2号棟外壁改修工事に伴う調査設計業務委託料などの増額であります。4項都市計画費は、街なみ環境整備事業の鍛冶屋町公園案内板改修業務委託料の増額であります。5項河川費は、鷹木川用地測量設計業務委託料、大井手川河川修繕工事費の増額であります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの各委員長報告に対し、質疑はございませんか。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 経済建設委員長にお尋ねいたします。

土木費、都市計画費の中の鍛冶屋町公園の案内板の件がありましたけれども、まずこれは現地調査を行われたのか、そして委員会の中で管理方法とか運営方法、そして名称等の質疑は行われたのかお尋ねいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 都市計画費の街なみ環境整備事業の鍛冶屋町公園案内板改修業務委託料について、現地調査は行われたのかという御質問ですが、現地調査は今回しておりません。

2問目としまして、以後の案内板の管理はどのようにするのかという御質問ですが、委員会のほうでは委員から質問が出ておりませんので、検討はしておりません。

以上です。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君） 看板をつくられるんですけども、公園自体の管理方法、運営方法についての質問、あるいは名称についての質問とか質疑が行われたのかをお聞きしてるんです。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 6番。平田清吉議員。

○6番（平田清吉君） 公園の名称、また以後の管理方法等については、委員会のほうでは質疑が上がっておりません。検討しておりません。

以上です。

○議長（田中 哲君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第47号について、各委員長報告どおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。よって、議第47号は、原案可決確定いたしました。

---

---

#### 日程第5 議第48号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第5、議第48号を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第5、議第48号平成27年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、審査の結果を報告いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ426万円を追加し、歳入歳出予算の総額を42億4,821万6,000円とするものです。

歳入は、低所得者の保険料軽減施策に伴う第1号被保険者の現年度分特別徴収及び普通徴収の保険料の減額と、一般会計からの繰入金が増でございます。

歳出は、社会保障・税番号制度導入に伴う介護保険システム改修に伴う委託料です。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田中 哲君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 委員長に御質問いたします。

マイナンバー制度に対するセキュリティーについての審議はされておりますでしょうか、お尋ねいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 哲君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 審議しておりません。

失礼しました。ちょっとお待ちください。議長、16番。

○議長（田中 哲君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 失礼いたしました。

これはマイナンバー制度ですから、全庁あげて対応していくとの答弁がっております。

○議長（田中 哲君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。議第48号について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。よって、議第48号は、原案可決確定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

---

午前11時08分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

---

#### 日程第6 議第54号

○議長（田中 哲君） 次に、日程第6、議第54号を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、永山芳宏議員の退席を求めます。

〔永山芳宏議員 退席〕

○議長（田中 哲君） 本件については、井上光浩議員、犬童利夫議員、大塚則男議員の3人から会議規則第78条第1項の規定により、無記名投票による表決要求書が提出されております。

よって、採決は無記名投票によって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場 閉鎖〕

○議長（田中 哲君） ただいまの出席議員は16名でございます。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙 配付〕

○議長（田中 哲君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱 点検〕

○議長（田中 哲君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

本件を、可とする議員は賛成と書いてください。また、否とする議員は反対と書くか、何も記載しないでください。記載方法は投票用紙の注意書きに書いてありますので、よくごらんの上、御記入ください。なお、投票者の氏名を記載したもの及び他事記載は、否とみなします。

それでは、1番議員から順次投票をお願いいたします。

[投票]

○議長（田中 哲君） 投票漏れはありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

ここで、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に平田議員及び本村議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

[投票 点検]

○議長（田中 哲君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 7票

反対 9票

ただいま、報告いたしましたとおり、反対が多数であります。

よって、議第54号は選任同意しないことに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場 開鎖]

○議長（田中 哲君） ここで、永山芳宏議員の入場をお願いいたします。

[永山芳宏議員 入場]

---

---

## 日程第7 人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第7、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。笹山欣悟議員。

○12番（笹山欣悟君）（登壇） 日程第7、人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

平成27年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会2日目が3月27日午前10時から、人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

日程第1、議案第4号平成27年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算、日程第2、議案第5号平成27年度人吉球磨広域行政組合ふるさと市町村圏特別会計予算、日程第3、議案第6号平成27年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計予算、日程第4、議案第7号平成27年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額、日程第5、議案第8号人吉球磨広域行政組合行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、日程第6、議案第9号人吉球磨広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第7、議案第10号人吉球磨広域行政組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についての7議案を一括し、執行部の補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行い、議案第4号から議案第10号の7議案については、異議なく原案のとおり可決されました。日程第8、委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定され、閉会しました。

さらに、平成27年第2回人吉球磨広域行政組合議会臨時会が、5月29日午後2時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。提案された日程は以下のとおりであります。

日程第1、仮議席の指定について、日程第2、議長選挙について、追加日程第1、議席の指定について、追加日程第2、会議録署名議員の指名について、追加日程第3、会期の決定について、追加日程第4、副議長選挙について、追加日程第5、議会運営委員会委員の選任について、追加日程第6、組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会委員の選任について、追加日程第7、議員の派遣について。

今回の臨時会は、統一地方選挙後の初議会のため、日程第2の議長選挙においては、選考委員会による指名推選の方法により、五木村選出の田山淳士議員が議長に選任されました。議席の指定後、会議録署名議員に塩見寿子議員、宮原将志議員を指名、会期の決定については、本日1日限りとすることに決定しました。次に、副議長選挙については、慣例により人吉市選出議員から選出することとし、議長による指名推選により、私、笹山欣悟が選任されました。次に、欠員が生じていた、議会運営委員会委員について、人吉市から犬童利夫議員、井上光浩議員、上球磨地区から中村正徳議員、下球磨地区から多武義治議員が議長より指名され、その後の議会運営委員会において、委員長に湯前町選出の黒木喜巳男議員、副委員長に人吉市選出の犬童利夫議員が選出されました。続いて、組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会委員の選任について、全議員で構成する委員会のため、今回の改選で選出された15名の委員が追加指名され、その後の特別委員会において欠員となっていた副委員長に人吉市選出の豊永貞夫議員が選任されました。最後に、議員の派遣の件については、平成27

年度の議員派遣について配付された計画のとおり実施することに決定され、閉会しました。

以上、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

---

---

## 日程第8 人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（田中 哲君） 次に、日程第8、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君）（登壇） こんにちは。人吉下球磨消防組合議会について報告いたします。

平成27年5月第2回人吉下球磨消防組合議会臨時会が、5月25日午後2時34分に開会されました。書記長より、本議会は人吉市、山江村の改選により現在、議長の席が空席になっています。議長が選出されるまでの間、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職を行うことになっていることから、年長である松本佳久議員の紹介がありました。その後、新しく選出されました山江村議会選出の松本佳久議員、人吉市議会選出大塚則男、同じく福屋法晴議員、宮崎保議員の挨拶がございました。

日程第1、仮議席の指定が行われ、続いて日程第2、議長の選挙についての議事に入りましたが、錦町選出議員の荒川孝一議員から動議が出されました。これまで、管理者は人吉市長が行ってこられたが、今回、山江村村長がなられたとのこと。しかし、議会に対して説明がなく、今後、議会運営を行うに当たり、しっかりとした説明を行っていただきたく、暫時休憩を求めるものでした。15時17分に再開し、議長選挙についての議題が示され、選挙の方法は投票によることに決定し、立候補者より決意表明がなされました。直ちに投票を行い、議長に相良村議会選出の黒木正照氏が当選人となり告知されました。

日程第3、副議長の選挙については議長による指名推選で行うことに決定し、人吉市議会選出の私、大塚則男が当選人となり告知されました。

日程第4、議席の指定が行われ、その後、日程第5、会議録署名議員の指名に球磨村議会選出の高沢康成議員、人吉市議会大塚則男を指名し、日程第6、会期の決定については、5月25日の1日と決定しました。ここで、管理者である内山慶治山江村村長から御挨拶をいただきました。

次に、日程第7、議案第1号は人吉下球磨消防組合職員の再任用に関する条例の制定についてであります。今回の再任用に関する条例の制定については、平成25年度以降、年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられたことに伴い、雇用と年金の連携を図るとともに長年培った能力、経験を有効に発揮できるようにするため導入するものです。また、県下及び管内の市町村、消防組合の制定状況を踏まえ、当組合としても再任用制度の趣旨にのっとり、退職後においても働く意欲と能力を有する職員について、再任用する仕組みを規定するもので

あります。直ちに質疑に入りましたが、意見、質問もなく、異議なしと認め、日程第7、議案第1号人吉下球磨消防組合職員の再任用に関する条例の制定については、原案のとおり可決確定いたしました。

以上、報告いたします。

---

---

#### 日程第9 議員派遣について

○議長（田中 哲君） 次に、日程第9、議員派遣についてを議題といたします。

本件につきましては、議員を派遣する際には、会議規則の定めるところにより議会の議決を要するもので、ただいまお手元に配付しておりますように、塩見寿子議員ほか15名を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

---

---

#### 日程第10 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（田中 哲君） 次に、日程第10、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員長及び議会運営委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出があっております。各委員長の申し出に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決いたします。各委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたします。

---

## 閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

### ○予算委員会

(平成27年6月第4回人吉市議会定例会)

事件の番号	件 名	理 由
	一般会計予算の歳入に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

### ○総務文教委員会

事件の番号	件 名	理 由
陳第1号	「安全保障法案の廃案を求める意見書」 提出を求める陳情	慎重審査を必要とするため
	市政の企画に関する事	実情を調査する必要があるため
	行財政に関する事	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関する事	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関する事	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

### ○厚生委員会

事件の番号	件 名	理 由
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関する事	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関する事	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関する事	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関する事	実情を調査する必要があるため

	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため
--	---------------	----------------

#### ○経済建設委員会

事件の番号	件名	理由
	農林水産業の振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関する事	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関する事	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関する事	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

#### ○議会運営委員会

事件の番号	件名	理由
	議会運営に関する事	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関する事	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関する事	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関する事	実情を調査する必要があるため

---

---

日程の追加について

○議長（田中 哲君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

発議第1号人吉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

---

---

追加日程 発議第1号

○議長（田中 哲君） 発議第1号を議題とし、提出者の説明を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。村上恵一議員。

○14番（村上恵一君）（登壇） 発議第1号人吉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び人吉市議会会議規則第14条の規定により提出し、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提案理由、発議第1号人吉市議会会議規則の一部改正案は、近年の男女共同参画の状況に鑑み、男女共同参画を考慮した議会活動を推進するため、会議等への欠席に関する規定について所要の改正を行うものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

平成27年7月2日

人吉市議会議長 田 中 哲 様

提出者 人吉市議会議員

福 屋 法 晴 豊 永 貞 夫

平 田 清 吉 宮 原 将 志

本 村 令 斗 笹 山 欣 悟

仲 村 勝 治 西 信 八 郎

犬 童 利 夫 塩 見 寿 子

三 倉 美 千 子 井 上 光 浩

大 塚 則 男 高 瀬 堅 一

宮 崎 保 永 山 芳 宏

村 上 恵 一

---

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（田中 哲君） ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。発議第1号については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

発議第1号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決いたしました。

---

---

#### 日程の追加について

○議長（田中 哲君） ここで、さらに日程の追加についてお諮りいたします。

治水・防災に関する特別委員会の設置についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

---

---

#### 追加日程 治水・防災に関する特別委員会の設置について

○議長（田中 哲君） お諮りいたします。治水・防災に関する諸問題の調査を目的とする特別委員会を設置し、名称を治水・防災に関する特別委員会とし、委員9名をもって構成することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、委員9名による治水・防災に関する特別委員会を設置することに決しました。

ただいま、設置されました治水・防災に関する特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、宮原将志議員、大塚則男議員、宮崎保議員、平田清吉議員、井上光浩議員、豊永貞夫議員、本村令斗議員、福屋法晴議員、そして私、田中哲の9名を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま、指名いたしました9名の議員を、治水・防災に関する特別委員会委員に選任することに決しました。

ただいま、選任されました治水・防災に関する特別委員会委員は、直ちに御会合の上、正副委員長を互選し、議長に報告していただきますようお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時34分 休憩

---

午前11時50分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

報告いたします。治水・防災に関する特別委員会委員長に福屋議員、副委員長に宮崎議員がそれぞれ選任されました。

お諮りいたします。治水・防災に関する特別委員会は調査終了するまで設置し、閉会中も継続して審査及び調査することに御異議ございませんか、

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、治水・防災に関する特別委員会は調査終了するまで設置し、閉会中も継続して審査及び調査することに決しました。

---

#### 日程の追加について

○議長（田中 哲君） ここで、さらに日程の追加についてお諮りいたします。

意見第1号「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書（案）を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

---

#### 追加日程 意見第1号

○議長（田中 哲君） 提出者の説明を求めます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。宮崎保議員。

○5番（宮崎 保君）（登壇） 皆さん、こんにちは。提案理由の説明につきましては、意見書（案）の朗読によってかえさせていただきます。では、早速、朗読いたします。

（意見書案 朗読）

---

意見第1号

「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書（案）

政府は第189回通常国会に、「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」の2法案を提出しました。これらの法案は自衛隊法改正案など10法案を一括したものであります。

今回、国のあり方を左右する重要案件の決定に際して、現状では広く国民の理解が得られるような状況にはないと考えます。このような日本の将来を左右する重要な問題は、国民に情報を公開し、政府の考えをわかりやすく説明した上で、時間をかけて国民的な議論を尽くすことを求めます。

よって、本市議会は、集団的自衛権の行使を容認する2法案の制定について慎重審議を求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年7月2日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
内閣官房長官	菅 義 偉 様
外務大臣	岸 田 文 雄 様
防衛大臣	中 谷 元 様
衆議院議長	大 島 理 森 様
参議院議長	山 崎 正 昭 様

意見第1号

「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書（案）の提出について  
地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年7月2日

人吉市議会議長 田 中 哲 様

提出者 人吉市議会議員

高 瀬 堅 一	大 塚 則 男
井 上 光 浩	犬 童 利 夫
村 上 恵 一	本 村 令 斗
塩 見 寿 子	豊 永 貞 夫
笹 山 欣 悟	平 田 清 吉
永 山 芳 宏	宮 原 将 志
仲 村 勝 治	西 信 八 郎
三 倉 美 千 子	福 屋 法 晴

以上、提案理由を朗読させていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（田中 哲君） ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。意見第1号については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

意見第1号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、意見第1号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時56分 休憩

---

午後1時00分 開議

○議長（田中 哲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

---

#### 日程の追加について

○議長（田中 哲君） ここで、さらに日程の追加についてお諮りいたします。

決議第1号三倉美千子議員に対する辞職勧告決議（案）を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

---

---

#### 追加日程 決議第1号

○議長（田中 哲君） ここで、地方自治法第117条の規定により、三倉美千子議員の退席を求めます。

〔三倉美千子議員 退席〕

○議長（田中 哲君） 決議第1号について、提出者の説明を求めます。（「議長、3番」と

呼ぶ者あり)

3番。高瀬堅一議員。

○3番(高瀬堅一君)(登壇) 提案理由の説明は、決議書(案)の朗読によってかえさせていただきます。

(決議書案 朗読)

---

決議第1号

三倉美千子議員に対する辞職勧告決議(案)

6月29日の本会議における笹山議員の緊急質問により、三倉範子前教育委員の地方教育行政法違反が明らかになったところである。文部科学省通達によると、地方教育行政法の違反者は懲戒処分の対象となる旨明記されており、違反者本人が、その処分の判断を待つことなく辞職したことは懲戒処分逃れの悪質な行為であると言わざるを得ない。更に、法律違反を犯していると認知したにもかかわらず、辞職届を受理した執行部の対応にも問題があると考ええる。また、本件のような事例に対しては、「公職選挙法違反に該当する」との見解もあり、三倉範子前教育委員の地方教育行政法違反事案はまだまだ不明な点が多く、人吉市議会としても詳しく調査する必要がある。そしてさらに、選挙運動における明白な違法行為に加担した、三倉範子前教育委員の母親である三倉美千子議員の責任は重大であり、何ら責任を負うことなく議員職にとどまることは道義的に見ても許されることではない。

また、本件はマスコミ報道により多くの市民が知るところであり、このままでは、コンプライアンスが厳しく求められている議会そのものが市民からの信頼を大きく損なう懸念が払拭できず、この際三倉美千子議員におかれては、潔く議員を辞職されるべきが妥当であると考ええる。

よって、本議会は、三倉美千子議員に対して、みずからの責任と意思によって、議員の職を辞任することを勧告するものである。

以上、決議する。

平成27年7月2日

人吉市議会

---

決議第1号

三倉美千子議員に対する辞職勧告決議(案)の提出について  
上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

平成27年7月2日

人吉市議会議長 田 中 哲 様

提出者 人吉市議会議員

大塚 則 男      井 上 光 浩  
犬 童 利 夫      村 上 恵 一  
豊 永 貞 夫      笹 山 欣 悟  
宮 崎      保      高 瀬 堅 一

---

以上であります。

○議長（田中 哲君） ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。決議第1号については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 哲君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、採決いたします。

採決は、起立採決といたします。

決議第1号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（田中 哲君） 起立多数。よって、決議第1号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで、三倉美千子議員の入場をお願いいたします。

〔三倉美千子議員 入場〕

---

○議長（田中 哲君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成27年6月第4回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午後1時06分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 田 中 哲

人吉市議会議員 高 瀬 堅 一

人吉市議会議員 大 塚 則 男